

新型コロナウイルス感染症に対する 富士市の対応記録

令和6年4月

富士市

はじめに

令和元年12月に新型コロナウイルス感染症が確認されてから4年が経過した。

本市においては、令和2年2月に富士市感染症対策連絡会議を開催して以降、組織や体制を必要に応じて見直し、市民の健康と生活を守るため、様々な情報を収集・共有し、対応について協議を進めてきた。

令和5年1月27日付けで国が、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」を発出し、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に変更されることとなった。この変更に伴い、本市の新型コロナウイルス感染症対策本部は同年5月7日をもって廃止することを決定した。法的な位置付けは変わっても、新型コロナウイルスが消えるわけではないため、今後も状況を把握し、必要な対応を行う必要がある。

これは、新型コロナウイルス感染症に対する富士市のこれまでの対応を振り返り、課題等を整理し、とりまとめた記録である。

今後、新たな感染症が発生した場合に備え、これまでの感染症に対する様々な対応の中で得た経験を次へつなげていくための基礎資料とする。

目 次

第1章 本部体制及び感染者等の基礎データ

- 1 新型コロナウイルス感染症対策本部体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 時系列による感染状況と市・県・国の動き・・・・・・・・・・・・・・・・11
- 3 感染拡大の経過と感染者数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・43

第2章 富士市の対応（部会ごと）

- 1 感染症拡大防止部会・・・・・・・・・・・・・・・・・・52
- 2 経済対策等部会・・・・・・・・・・・・・・・・・・65
- 3 教育保育対策等部会・・・・・・・・・・・・・・・・・・83
- 4 ワクチン接種対策部会・・・・・・・・・・・・・・・・・・114
- 5 施設等利用部会・・・・・・・・・・・・・・・・・・128
- 6 生活支援部会・・・・・・・・・・・・・・・・・・131

第3章 その他の取組

- 1 情報発信等・・・・・・・・・・・・・・・・・・138
- 2 市議会の対応状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・147
- 3 学校の対応状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・151
- 4 幼稚園・保育園・認定こども園等の対応状況・・・・・・・・・・・・164
- 5 高齢者・障害者に対する支援及び関連施設・・・・・・・・・・・・167
- 6 医療機関・支援連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・178
- 7 避難所等の感染症対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・180

第4章 資料

- 1 イベント、会議等の中止・延期・方法の変更・・・・・・・・・・・・184
- 2 新たな生活様式に対応した対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・266
- 3 寄附・寄贈一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・284

1 新型コロナウイルス感染症対策本部体制

(1) 富士市感染症対策会議運営要領に基づく体制（令和4年3月まで）

令和2年2月20日に、「富士市感染症対策会議運営要領」に基づく第1回目の本部会議となる「富士市感染症対策本部会議」（事務局は保健部保健医療課）を開催し、新型コロナウイルス感染症の情報共有をするとともに、「富士市感染症対策行動マニュアル」に沿って各部署がとるべき対応の確認を行った。

令和2年3月27日の第4回まで富士市感染症対策連絡会議として開催したが、令和2年4月8日の緊急事態宣言の発令をもって、従来の体制を法定の本部に切り替え、名称についても「富士市新型コロナウイルス感染症対策本部会議」に変更した。

(2) 富士市新型コロナウイルス感染症対策本部（令和4年4月から）

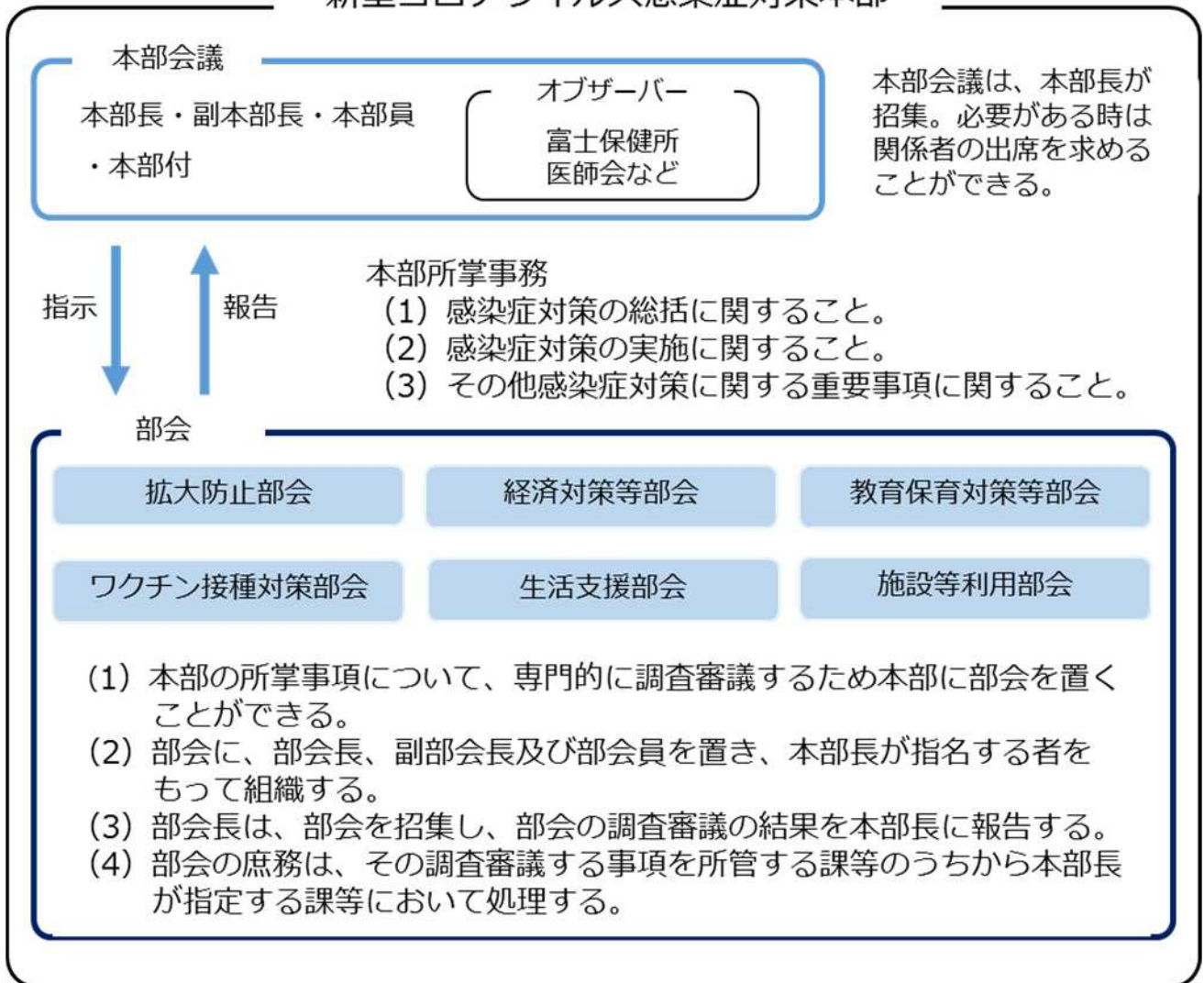
市の組織として新たに危機管理室が設置され危機管理事象に対する緊急対応の総合調整について同室が所掌することとなることに伴い、感染症対策本部及び各部会の構成について整理し、富士市新型コロナウイルス感染症対策本部設置規程（令和4年4月1日施行）を定めた。

ア 部会の見直し及び新設

令和4年3月までの各部会の守備範囲を明確にし、コンパクトな組織体制とするとともに、可能な限り同一所属が複数の部会に参画することがないように調整した。

- ・ 感染症拡大防止部会：部会長 保健部長
組織：5部7課 市民部・保健部・環境部・消防本部・中央病院事務局
- ・ 経済対策等部会：部会長 産業交流部長
組織：2部5課 産業交流部・都市整備部
- ・ 教育保育対策等部会：部会長 教育次長
組織：2部6課 教育委員会・こども未来部
- ・ ワクチン接種対策部会：部会長 保健部長
組織：3部7課 福祉部・保健部・中央病院事務局
- ・ 施設等利用部会：部会長 市民部長
組織：3部5課 市民部・福祉部・教育委員会
- ・ 生活支援部会：部会長 福祉部長
組織：6部7課 福祉部・保健部・中央病院事務局

新型コロナウイルス感染症対策本部



(3) 富士市新型コロナウイルス感染症対策本部の廃止

令和5年5月7日をもって、新型コロナウイルス感染症が新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとされ、5類感染症に位置づけられることに伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第21条第1項の規定に基づき、政府新型コロナウイルス感染症対策本部が廃止。政府対策本部が廃止されたときは、特措法第25条の規定に基づき、都道府県対策本部についても廃止される。

このことを受け、富士市新型コロナウイルス感染症対策本部設置規程（令和4年富士市訓令乙第7号）に基づく富士市新型コロナウイルス感染症対策本部を同日廃止とした。

(4) 新型コロナウイルス感染症対策本部体制の評価

今後、新たな新型インフルエンザが発生した場合の対応は、「富士市感染症対策会議運営要領」で定めた富士市感染症対策本部会議及び富士市感染症連絡会議において対応を協議し、特措法第8条の規定に基づく、「富士市新型インフルエンザ等対策行動計画」及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。）に基づく、「富士市感染症対策行動マニュアル」により必要な対策を実施することとなり、事務局は保健部に置くこととなる。

令和2年から対応してきた、新型コロナウイルス感染症対策においては、静岡県に緊急事態宣言がなされた令和2年4月以降も事務局を保健部に置き対応に当たったが、令和2年12月には市内の新規感染者数が205人となるなど、危機レベルとしては、「全庁的に対応する必要がある場合（レベル4）」【富士市危機管理指針より】に該当する事態であったと考察する。

このことを踏まえ、今後、特措法第32条の規定により新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされたときには、躊躇することなく富士市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年3月条例第19号）により、富士市新型インフルエンザ等対策本部を設置し、事態に対応することとし、事務局は、危機管理室に置くこととする。

富士市新型コロナウイルス感染症対策本部設置規程

(設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の感染拡大防止策、感染症の影響に伴う経済対策その他の感染症対策（以下「感染症対策」という。）の総合的な推進を図ることを目的として、富士市新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 感染症対策の総括に関すること。
- (2) 感染症対策の実施に関すること。
- (3) その他感染症対策に関する重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長、副本部長は市長が指名する副市長、本部員は別表第1に定める職にある者をもって充てる。

3 本部長は、本部を総括する。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 前各項に定めるもののほか、本部に本部付を置き、別表第2に定める職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 本部の会議は、本部長が招集し、本部長が会議の議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第5条 本部の所掌事項について、専門的に調査審議するため本部に部会を置くことができる。

2 部会に、部会長、副部会長及び部会員を置き、本部長が指名する者をもって組織する。

3 部会長は、部会を招集し、部会の調査審議の結果を本部長に報告する。

4 部会の庶務は、その調査審議する事項を所管する課等のうちから本部長が指定する課等において処理する。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、危機管理室防災危機管理課において処理する。

(委任)

第7条 この規定に定めるもののほか本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

他の副市長 教育長 総務部長、財政部長、市民部長、福祉部長、こども未来部長、保健部長、環境部長、産業交流部長、都市整備部長、上下水道部長、建設部長、中央病院事務部長、消防長、教育次長、議会事務局長、市長公室長、危機管理監
--

別表第2（第3条関係）

総務部	シティプロモーション課長
市長公室	秘書課長
危機管理室	防災危機管理課長

(5) 本部会議開催経過

回	開催日	内 容
1	令和2年2月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・今後のイベント・行事の開催方針について ・富士市感染症対策行動マニュアルに係る関係部署の対応について
2	令和2年2月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・関係部署の対応について
3	令和2年2月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡市での患者発生を受けた本市の対応 ・関係部署の対応について
4	令和2年3月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・現時点での感染症対策行動マニュアルにおける「危機レベル」について
5	令和2年4月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の陽性患者発生状況について ・緊急事態宣言を受けて ・教育委員会からの提案 ・経済対策等について
6	令和2年4月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で初の新型コロナウイルス感染者を受けて
7	令和2年4月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言の全国拡大を受けて ・感染症対策の新組織について ・感染拡大防止部会からの報告 ・経済対策等部会からの報告 ・教育保育等部会からの報告
8	令和2年4月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・県内陽性者の発生状況 ・感染拡大防止部会からの報告 ・経済対策等部会からの報告 ・教育保育等部会からの報告
9	令和2年5月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言の延長を受けて ・感染拡大防止部会からの報告 ・経済対策等部会からの報告 ・教育保育等部会からの報告 ・妊婦へのマスク配布について ・基金の創設について
10	令和2年5月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言の解除について ・各部会の対応について
11	令和2年5月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・県内陽性患者発生状況について ・「ふじのくに基準」による警戒レベルについて ・緊急事態宣言の全面解除について ・各部会の対応について
12	令和2年6月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・県内陽性患者発生状況について ・新型コロナウイルス「富士市地域外来・検査センター」について ・各部会の対応について

回	開催日	内 容
13	令和2年7月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内陽性患者発生状況について ・ 新型コロナウイルス「富士市地域外来・検査センター」について ・ 国の感染症対策等について ・ 各部会の対応について
14	令和2年8月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス陽性患者発生状況について ・ クラスター発生防止に向けた取組みについて ・ 「ふじのくに基準」による警戒レベルについて ・ 新型コロナウイルス「富士市地域外来・検査センター」について
15	令和2年9月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス陽性患者発生状況について ・ 新型コロナウイルス「富士市地域外来・検査センター」について ・ 新型コロナウイルス感染症対策分科会資料について ・ 今後の国の取組について
16	令和2年10月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス陽性患者発生状況について ・ 新型コロナウイルス「富士市地域外来・検査センター」について ・ 新型コロナウイルス感染症に係る支援実績等について
17	令和2年11月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス陽性患者発生状況について ・ 新型コロナウイルス「富士市地域外来・検査センター」について ・ 「ふじのくに基準」による警戒レベルについて ・ 国・県からの各種資料について ・ 公共施設等の制限について
18	令和2年11月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス陽性患者発生状況について ・ 新型コロナウイルス「富士市地域外来・検査センター」について ・ 「ふじのくに基準」による警戒レベルについて ・ 国・県からの各種資料について ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取組の徹底について
19	令和2年12月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス陽性患者発生状況について ・ 新型コロナウイルス「富士市地域外来・検査センター」について ・ 「ふじのくに基準」による警戒レベルについて ・ 県内での感染拡大を踏まえた今後の県の対応方針について ・ 新型コロナウイルス感染症抗原検査の実施について ・ 富士保健所への保健師の派遣について
20	令和2年12月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス陽性患者発生状況について ・ 新型コロナウイルス「富士市地域外来・検査センター」について ・ 「ふじのくに基準」による警戒レベルについて ・ 新型コロナウイルスの拡大検査について ・ ワクチン接種の実施体制について
21	令和2年12月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業時間短縮要請について ・ 中央病院からの報告について

回	開催日	内 容
22	令和3年1月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス陽性患者発生状況について ・新型コロナウイルス「富士市地域外来・検査センター」について ・「ふじのくに基準」による警戒レベルについて ・緊急事態宣言の発出について ・県の対応方針について ・公共施設対応リスト及びイベント・行事等の対応方針について ・ワクチン接種の実施体制について
23	令和3年2月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス陽性患者発生状況について ・新型コロナウイルス「富士市地域外来・検査センター」について ・緊急事態宣言の延長について ・「ふじのくに基準」による警戒レベルについて ・感染対策のポイント（8つの対策・家庭内感染防止）について ・新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算措置について ・ワクチン接種体制の概要について ・新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対策制度の現況について
24	令和3年3月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス陽性患者発生状況について ・新型コロナウイルス「富士市地域外来・検査センター」について ・緊急事態宣言について ・「ふじのくに基準」による警戒レベルについて ・ワクチン接種について
25	令和3年4月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス陽性患者発生状況について ・新型コロナウイルス「富士市地域外来・検査センター」について ・「緊急事態宣言」の終了及び「まん延防止等重点措置」の発出について ・「ふじのくに基準」による警戒レベルについて ・ワクチン接種について
26	令和3年4月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス陽性患者発生状況について ・「緊急事態宣言」の終了及び「まん延防止等重点措置」の発出について ・今後の感染防止の留意点について ・ワクチン接種について ・富士市新型コロナウイルス感染症対策組織について
27	令和3年5月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス陽性患者発生状況について ・新型コロナウイルス「富士市地域外来・検査センター」について ・「緊急事態宣言」の延長等について ・「ふじのくに基準」による警戒レベルについて ・ワクチン接種事業について
28	令和3年6月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス陽性患者発生状況について ・新型コロナウイルス「富士市地域外来・検査センター」について ・「緊急事態宣言」の延長等について ・「ふじのくに基準」による警戒レベルについて ・県内での感染拡大を踏まえた今後の対応方針について ・ワクチン接種事業について

回	開催日	内 容
29	令和3年7月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス陽性患者発生状況について ・新型コロナウイルス「富士市地域外来・検査センター」について ・緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の延長等について ・「ふじのくに基準」による警戒レベルについて ・ワクチン接種事業について
30	令和3年8月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス陽性患者発生状況について ・新型コロナウイルス「富士市地域外来・検査センター」について ・「緊急事態宣言」の期間延長及び区域変更等について ・「ふじのくに基準」による警戒レベルについて ・東部地域における感染拡大を踏まえた対応について ・ワクチン接種事業について
31	令和3年8月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・まん延防止等重点措置について ・各部会からの報告 ・市が主催するイベント・行事等の対応方針について ・公共施設の利用制限等について ・職員の分散勤務について
32	令和3年8月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス陽性患者発生状況について ・「緊急事態宣言」の期間延長及び区域変更等について ・緊急事態宣言に係る静岡県の対応方針について ・市が主催するイベント・行事等の対応方針について ・緊急事態宣言発令に伴う職員の対応について ・新型コロナウイルスワクチン接種について
33	令和3年9月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス陽性患者発生状況について ・新型コロナウイルス「富士市地域外来・検査センター」について ・「緊急事態宣言」の期間延長及び区域変更等について ・緊急事態宣言に係る静岡県の対応方針について ・市が主催するイベント・行事等の対応方針について ・公共施設の利用制限等について ・教育保育等部会からの報告について ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予算措置について ・緊急事態宣言発令に伴う職員の対応について ・新型コロナウイルスワクチン接種について
34	令和3年9月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス陽性患者発生状況について ・新型コロナウイルス「富士市地域外来・検査センター」について ・「緊急事態宣言」の解除について ・緊急事態宣言解除後の県の対応方針について ・市が主催するイベント・行事等の対応方針について ・公共施設の利用制限等について ・教育保育等部会からの報告について ・緊急事態宣言解除後の職員の対応について ・新型コロナウイルスワクチン接種について

回	開催日	内 容
35	令和3年11月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス陽性患者発生状況について ・新型コロナウイルス「富士市地域外来・検査センター」について ・第6波に備えた体制整備について ・市が主催するイベント・行事等の対応方針について ・公共施設の利用制限等について ・新型コロナウイルスワクチン接種について
36	令和4年1月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス陽性患者発生状況について ・新型コロナウイルス「富士市地域外来・検査センター」について ・「まん延防止等重点措置」について ・静岡県の新型コロナウイルス感染状況及び医療ひっ迫状況等について ・県のオミクロン株に備えた体制整備について ・自宅療養者への支援体制について ・新型コロナウイルスワクチン接種について
37	令和4年1月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス陽性患者発生状況について ・新型コロナウイルス「富士市地域外来・検査センター」について ・「まん延防止等重点措置」について ・静岡県の対応方針について ・感染症拡大防止部会からの報告について ・新型コロナウイルスワクチン接種について ・新型コロナウイルス自宅療養者サポート事業について ・まん延防止等重点措置適用に伴う職員の対応について ・オミクロン株に対応した業務継続について
38	令和4年3月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス陽性患者発生状況について ・新型コロナウイルス「富士市地域外来・検査センター」について ・「まん延防止等重点措置」の解除について ・新型コロナウイルスワクチン接種について ・新型コロナウイルス感染症対策本部組織の変更について
39	令和4年4月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス陽性患者発生状況について ・富士市地域外来・検査センター、自宅療養者サポート事業について ・新型コロナウイルスワクチン接種の状況について
40	令和4年5月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス陽性患者発生状況について ・富士市地域外来・検査センターについて ・新型コロナウイルスワクチン接種の状況について ・各部会からの報告
41	令和4年5月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・マスクの着用について ・イベント・行事等の対応方針について
42	令和4年6月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス陽性患者発生状況について ・富士市地域外来・検査センターについて ・新型コロナウイルスワクチン接種の状況について ・各部会からの報告

回	開催日	内 容
43	令和4年7月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス陽性患者発生状況について ・富士市地域外来・検査センターについて ・新型コロナウイルスワクチン接種の状況について ・各部会からの報告 ・静岡県国評価レベルの引き上げについて
44	令和4年8月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス陽性患者発生状況について ・富士市新型コロナ一般電話相談窓口の開設について ・中央病院の病床使用率について
45	令和4年8月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス陽性患者発生状況について ・富士市新型コロナ一般電話相談窓口の開設について ・新型コロナウイルスワクチン接種の状況について ・各部会からの報告
46	令和4年9月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス陽性患者発生状況について ・富士市新型コロナ一般電話相談窓口の開設について ・新型コロナ検査キット有症状者向け配布事業について ・新型コロナウイルスワクチン接種の状況について ・各部会からの報告
47	令和4年10月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス陽性患者発生状況について ・富士市新型コロナ一般電話相談窓口の開設について ・新型コロナ検査キット有症状者向け配布事業について ・新型コロナウイルスワクチン接種の状況について ・各部会からの報告
48	令和5年3月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口等におけるマスク着用の考え方について ・市民への周知について
49	令和5年4月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付け変更後の感染症対策本部等の体制について

2 時系列による感染状況と市・県・国の動き

(1) 令和2年1月～12月の主な動き

月	日	感染等状況	富士市	国・静岡県など
1月	6日			・厚生労働省（以下、厚労省）：中国の武漢で発生した原因不明の肺炎について厚生労働省より注意喚起文書発出
	14日			・世界保健機関（WHO）：新型コロナウイルスが検出されたと認定
	16日	・国内初感染者判明（中国から帰国の神奈川県在住中国籍男性）		
	26日			・政府：中国武漢滞在の日本人帰国希望者全員の対応方針を首相表明
	28日			・政府：マスク販売の個数制限及びマスク生産会社の生産態勢強化を指示 ・厚労省：新型コロナウイルスに関する電話相談窓口設置
	29日			・中国武漢からのチャーター機第1便が羽田到着（～2/17第5便まで） ・チャーター機帰国者のうち症状なしの192人は千葉県勝浦市ホテルへ
	30日			・WHO：「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」宣言 ・政府が対策本部設置（総理大臣を本部長とし、メンバーは全閣僚）
	31日		・定例部長会議で国の動向等について報告	・外務省：中国全土の危険レベル「2」へ引上げ、不要不急渡航は中止 ・観光庁：ホテル旅館等宿泊事業者の相談窓口設置 ・「雇用調整助成金」等を紹介
2月	1日			・感染症法「指定感染症」、検疫法「検疫感染症」指定の政令施行 ・厚労省：差別誹謗中傷やデマに対し、「デマに惑わされず冷静な対応を」呼びかけ
	3日	・横浜港入港「ダイヤモンドプリンセス号」乗客の感染確認		
	4日		・関係22課で構成される「富士市感染症対策連絡会議」を開催 …第1回：保健医療課から症状説明等	
	10日			・静岡県「帰国者・接触者相談センター」開設
	11日			・WHO：新型コロナウイルス感染症の正式名称「COVID-19」を発表
	13日	・国内で初めて感染により死亡した症例が発生		

月	日	感染等状況	富士市	国・静岡県など
	17日			<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県「新型コロナウイルス感染症対策本部」設置 ・静岡県第1回対策本部会議
	20日		<ul style="list-style-type: none"> ・市ウェブサイト「新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止・延期となった一覧ページ」を作成、公開 ・第1回富士市感染症対策本部会議開催 …新型コロナウイルス感染症の発生状況の説明等 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下、専門家会議）：「クルーズ船の感染制御策について」公表
	23日	・国内の累計感染者が100人を超える		
	24日			<ul style="list-style-type: none"> ・専門家会議：「感染症対策の基本方針の具体化に向けた専門家の見解」公表
	25日		<ul style="list-style-type: none"> ・第2回富士市感染症対策本部会議開催 …国内外の感染状況、専門家会議の見解の説明等 	
	27日			<ul style="list-style-type: none"> ・首相が全国の小中高校等に3月2日から春休みに入るまでの臨時休業を要請
	28日	・県内初感染者確認（静岡県60代男性）		<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県第2回対策本部会議
	29日		<ul style="list-style-type: none"> ・市ウェブサイト「新型コロナウイルス感染拡大防止のために、休館・縮小対応となった公共施設一覧ページ」を作成、公開 ・第3回富士市感染症対策本部会議開催 …県内の累計感染者が発生を受けた対応協議等 	
3月	1日		<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染拡大初期には、医療機関等でもマスクや手指消毒液等の感染防止資材が不足する状況であったため、市で備蓄していた物品の配布を行った。 【配布先】 ・中央病院 ・蒲原総合病院 ・富士市医師会 ・富士市歯科医師会 ・富士市救急医療センター 	
	2日			<ul style="list-style-type: none"> ・専門家会議：「専門家会議の見解（クラスター対策）」公表 ・全国の小中高校等で臨時休業開始 ・静岡県第3回対策本部会議
	9日			<ul style="list-style-type: none"> ・専門家会議：「新型コロナウイルス感染症対策の見解」公表
	10日	・国内の累計感染者が500人を超える		
	14日			<ul style="list-style-type: none"> ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」施行（以下、「特措法」）

月	日	感染等状況	富士市	国・静岡県など
	17日			・ 専門家会議から厚労省への要望（帰国者および訪日外国人対応が必要ほか）提出
	19日			・ 専門家会議：「感染症対策の状況分析・提言」公表
	21日	・ 国内の累計感染者が1千人を超える		
	24日			・ IOC：東京五輪延期を正式発表2021年夏までに開催する方針を示す
	25日			・ 政府：海外への渡航自粛を要請
	26日			・ 政府：特措法第15条第1項の規定に基づく「新型コロナウイルス感染症対策本部」へ移行 ・ 文部科学省：「感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」公表 ・ 静岡県第4回対策本部会議
	27日	国内の一日当たり新規感染者が初めて100人を超える	・ 第4回富士市感染症対策本部会議開催 …イベント、行事等の対応方針について協議等	
	28日			・ 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を決定（以降、随時改定）
4月	1日			・ 専門家会議：「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」公表
	7日			・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下特措法）第32条第1項に基づく「緊急事態宣言」発出（～5/6） …対象：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県 ・ 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」閣議決定 …布製マスクの配布、医療提供体制・検査体制の強化についての決定など
	8日	・ 市内で初の新型コロナウイルス感染者を確認	・ 第5、6回富士市感染症対策本部会議開催 …緊急事態宣言の共有等	
	9日	・ 国内の累計感染者が5千人を超える		
	10日			・ 静岡県内公立学校（県内全37市町）における臨時休業の実施（～4/19予定）
	16日			・ 緊急事態宣言措置の対象を全都道府県に拡大（～5/6） ・ 「特定警戒都道府県」指定（13都道府県） …対象：北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府＋緊急事態宣言7都道府県

月	日	感染等状況	富士市	国・静岡県など
	17日		・ 第7回富士市感染症対策本部会議開催 …緊急事態宣言の全国拡大に伴う市が主催するイベント・行事等の対応方針について協議等	
	18日	・ 国内の累計感染者が1万人を超える		
	20日			・ 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（変更）」閣議決定 …1人10万円を給付する特別定額給付金事業実施の決定など
	21日			・ 総務省：「特別定額給付金（仮称）事業に係る説明会」開催
	22日			・ 専門家会議：「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」公表
	24日			・ 「静岡県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金」制度創設
	27日			・ 特別定額給付金における給付対象基準日
	28日		・ 第8回富士市感染症対策本部会議開催 ・ 公共施設のフェーズ別対応リストの説明等	
	29日			・ 静岡県「来訪自粛」看板を箱根エコパークに設置
	30日	・ 静岡県内で初めて感染により死亡した症例が発生		・ 特別定額給付金対応予算成立
5月	1日		・ 妊婦約2,000人にマスクを配布 ・ 収入減少等生活への影響が懸念される児童扶養手当受給者に対する緊急支援策として給付金を支給 ・ 避難所運営マニュアルのひな型に、新たに新型コロナウイルス感染症に対応した避難所開設手引きの作成	・ 感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」公表 ・ 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱」発出 ・ 持続化給付金の申請受付開始
	4日			・ 専門家会議：「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」公表、「新しい生活様式」提言 ・ 全都道府県で緊急事態宣言措置の期限延長（～5/31）
	5日		・ 第9回富士市感染症対策本部会議開催 …マスクの配布について協議等	
	7日			・ 新型コロナウイルス治療薬（レムデシビル）の特例承認
	11日			・ 静岡県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

月	日	感染等状況	富士市	国・静岡県など
	13日			・迅速診断用抗原検査キット承認
	14日			・緊急事態宣言措置の区域変更 …対象：北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県（静岡県終了） ・専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」公表
	15日		・第10回富士市感染症対策本部会議開催 …緊急事態宣言解除に伴う対応協議等	・静岡県警戒レベル3（県内注意、県外警戒）へ切り替わる ・「緊急事態宣言措置の指定区域除外に伴う静岡県実施方針」発出
	18日		・透析患者約1千人にマスクを配布	
	20日			・夏の全国高校野球、戦後初の中止決定
	21日			・緊急事態宣言措置の区域変更 …対象：北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 ・特措法第32条第6項に基づき基本的対処方針変更
	22日		・唾液による検体採取やウォークスルー方式による検査体制を整備	
	25日			・「緊急事態宣言」の解除
	26日			・一社静岡県バス協会：「新型コロナウイルスの感染関連の支援要望」提出
	28日		・第11回富士市感染症対策本部会議開催	
	29日			・専門家会議：「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」公表
6月	16日		・第12回富士市感染症対策本部会議開催 …マスク着用と熱中症予防行動の兼ね合いの説明等	
	19日			・厚労省：新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）運用開始 ・都道府県をまたぐ移動の自粛要請を全面解除 ・コンサート等のイベントの参加人数の上限を1,000人に緩和
	29日		・新型コロナウイルス感染症に対応した避難所開設、感染予防対策、レイアウトのシミュレーションを避難所派遣職員に対して実施	

月	日	感染等状況	富士市	国・静岡県など
7月	8日	・国内の累計感染者が2万人を超える		
	10日			・コンサート等のイベントの参加人数の上限を5,000人に緩和
	17日	・県内の累計感染者が100人を超える		
	22日		・市ウェブサイト「実施を再開する事業一覧」ページを作成 ・第13回富士市感染症対策本部会議開催 …GoToトラベル事業の概要説明等	・政府観光支援事業「GoToトラベル」スタート（東京都発着分除く） ・静岡県警戒レベル3〔県内注意（一部警戒）、県外警戒〕へ切り替わる
	23日			・「8月1日以降における催物の開催制限等について」通知発出
	26日	・国内の累計感染者が3万人を超える		
	28日			・静岡県警戒レベル4〔県内警戒、県外警戒〕へ切り替わる
	29日	・岩手県で初の感染者を確認		
8月	1日		・市ウェブサイト「富士市で発生したクラスターに関するまとめページを作成	
	4日	・国内の累計感染者が4万人を超える		
	5日		・イベント・行事等の開催からなる対応方針を定め公表 ・第14回富士市感染症対策本部会議開催 …市内発生クラスター感染の説明等	
	12日	・国内の累計感染者が5万人を超える		
	21日			・静岡県市長会：「新型コロナウイルス感染症対策」テーマの緊急意見交換会ウェブ形式で開催し、20名の市長と川勝県知事が出席
	24日			・「9月1日以降における催物の開催制限等について」通知発出
	26日			・静岡県新型コロナウイルスに係る「STOP! 誹謗中傷」アクション推進チーム立ち上げ
	28日			・厚労省：「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」公表

月	日	感染等状況	富士市	国・静岡県など
9月	1日		・実働で訓練を行うことができない場合に対応するため家庭内のチェックシートを作成	
	9日	・県内の累計感染者が500人を超える	・第15回富士市感染症対策本部会議開催 …偏見、差別とプライバシーに関するワーキンググループの説明等	
	11日			・「11月末までの催物の開催制限等について」通知発出
	15日			・厚労省「令和2年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金交付要綱」適用、検査体制拡充に向けた「新型コロナウイルス感染症に関する検査体制の拡充に向けた指針」公表
	18日			・静岡県（国警戒レベルⅡ相当）切り替わる
	25日			・静岡県（国警戒レベルⅠ相当）切り替わる
10月	1日			・政府観光支援事業「GoToトラベル」に東京都追加、「地域共通クーポン」発行
	14日		・第16回富士市感染症対策本部会議開催 …インフルエンザ流行に備えた体制整備の協議等	
	23日			・厚労省：「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実施について」公表 ・新型コロナウイルス感染症対策分科会：「感染リスクが高まる「5つの場面」」等提言
	31日	・国内の累計感染者が10万人を超える		
11月	12日			・「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」通知発出
	13日		・第17回富士市感染症対策本部会議開催 …全国知事会からのメッセージ（年末年始の注意喚起）の説明等	・静岡県（国警戒レベルⅡ相当）切り替わる
	17日			・「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の創設について」通知発出
	19日	・県内の累計感染者が1千人を超える		

月	日	感染等状況	富士市	国・静岡県など
	20日			<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県：感染まん延期・前期から警戒レベル4〔県内警戒、県外警戒〕切り替わる ・静岡県：「GoToEatキャンペーン」感染防止対策について（方針）公表
	24日			<ul style="list-style-type: none"> ・政府観光支援事業「GoToトラベル」一時除外（11/27～12/15） …対象目的地：札幌市、大阪市
	25日		<ul style="list-style-type: none"> ・第18回富士市感染症対策本部会議開催 	
	27日			<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県警戒レベル4〔県内警戒、県外警戒〕（静岡市・浜松市はレベル5相当）
12月	1日			<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県で「GoToEatキャンペーン」事業の食事券販売を一時停止
	2日	<ul style="list-style-type: none"> ・国内の累計感染者が15万人を超える 		
	4日			<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県警戒レベル4〔県内警戒、県外警戒〕（静岡市・伊東市はレベル5相当） ・静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部：第15回本部委員会議の開催
	5日		<ul style="list-style-type: none"> ・クラスター発生地域名及び関連情報を公表するものとし、該当する市町として、本市の「富士駅北地区の酒類を提供する店舗」を公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第21回静岡県市町対抗駅伝競走大会」が新型コロナ感染対策を講じて開催
	8日	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の累計感染者が2千人を超える 		
	9日		<ul style="list-style-type: none"> ・富士保健所へ職員を派遣（12/9～28） ・第19回富士市感染症対策本部会議開催 …「富士市からの大切なお願い」の説明等 	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種法の一部改正「臨時接種に関する特例」
	10日		<ul style="list-style-type: none"> ・県が実施した抗原定量検査に市職員を派遣 	
	14日			<ul style="list-style-type: none"> ・政府観光支援事業「GoToトラベル」全国一時停止措置公表（12/28～1/11）
	15日		<ul style="list-style-type: none"> ・第20回富士市感染症対策本部会議開催 …年末年始の帰省についての説明等 	
	17日			<ul style="list-style-type: none"> ・厚生省「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引きについて（初版）」公表

月	日	感染等状況	富士市	国・静岡県など
	18日			<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県警戒レベル4 [県内警戒、県外警戒] ・静岡県：「GoToEatキャンペーン」事業利用自粛の呼びかけ ・厚労省：「第1回新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に関する自治体向け説明会」開催 ・ファイザー社：コロナワクチン承認申請
	21日		<ul style="list-style-type: none"> ・第21回富士市感染症対策本部会議開催 …飲食店等への営業時間短縮要請の協議等 	
	22日	・国内の累計感染者が20万人を超える		
	25日	<ul style="list-style-type: none"> ・国内（入国者空港検疫）で初めて変異株（アルファ株）が検出される ・市内警戒レベル5相当 		・静岡県警戒レベル4 [県内警戒、県外警戒]
	28日			<ul style="list-style-type: none"> ・全ての国と地域からの新規入国の一時停止 ・政府観光支援事業「GoToトラベル」一時停止：全国（～1/11）

(2) 令和3年1月～12月の主な動き

月	日	感染等状況	富士市	国・静岡県など
1月	1日	・国内の累計感染者数：237,357人		
	4日		・富士保健所へ職員を派遣（1/4～1/29）	
	7日	・県内の累計感染者が3千人を超える		<ul style="list-style-type: none"> ・政府観光支援事業「GoToトラベル」全国一時停止継続措置公表（～2/7） ※その後も緊急事態宣言が3/21まで延長になり一時停止が続く
	8日			<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言措置の適用（～2/7） …対象：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
	12日			<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県警戒レベル5（特別警戒） [国ステージⅢ（対策を強化すべきレベル）相当]
	13日	・国内の累計感染者が30万人を超える		

月	日	感染等状況	富士市	国・静岡県など
	14日			<ul style="list-style-type: none"> ・外国人の新規入国停止 ・緊急事態宣言措置の区域追加（計11都府県） …対象：栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県
	15日		<ul style="list-style-type: none"> ・第22回富士市感染症対策本部会議開催 …1/8緊急事態宣言の説明等 	<ul style="list-style-type: none"> ・厚労省：「新型コロナワクチン接種体制確保事業に関する都道府県向け説明会」開催 ・厚労省：「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（第1.1版）」公表
	19日			<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県：「感染拡大緊急警報」発令
	22日			<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県警戒レベル5（特別警戒）
	23日	<ul style="list-style-type: none"> ・国内の累計死亡者が5千人を超える 		
	25日			<ul style="list-style-type: none"> ・厚労省：「第2回新型コロナワクチン接種体制確保事業に関する自治体向け説明会」開催
	27日			<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県：「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保に係る市町説明会」Zoom開催
2月	1日		<ul style="list-style-type: none"> ・富士保健所へ職員を派遣（～2/12） 	
	3日			<ul style="list-style-type: none"> ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」成立（2/13施行） …内容：まん延防止等重点措置区域の創設ほか
	5日	<ul style="list-style-type: none"> ・国内の累計感染者が40万人を超える 		
	8日			<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言措置区域追加及び期間延長（～3/7） …対象：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県 ・静岡県警戒レベル4〔県内警戒、県外警戒〕
	9日			<ul style="list-style-type: none"> ・厚労省：「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（第1.2版）」公表
	12日			<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県警戒レベル4〔県内警戒、県外警戒〕国ステージⅢ相当
	15日		<ul style="list-style-type: none"> ・第23回富士市感染症対策本部会議開催 …緊急事態宣言延長の説明等 	
	16日			<ul style="list-style-type: none"> ・厚労省：「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（第2版）」公表

月	日	感染等状況	富士市	国・静岡県など
	17日			<ul style="list-style-type: none"> ・厚労省：「第3回新型コロナウイルスワクチン接種体制確保に係る自治体向け説明会」開催 ・医療従事者に対する新型コロナワクチン接種開始
	19日			<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県警戒レベル4 [県内警戒、県外警戒] 国ステージII相当 ・厚労省：「医療従事者向け接種を実施するための新型コロナワクチンの出荷（第1弾）について」公表
	21日	・県内の累計感染者が5千人を超える		
	28日			<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言措置の区域変更（計4都県） …対象：対象：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
3月	5日			<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言措置期間延長（～3/21）
	12日			<ul style="list-style-type: none"> ・厚労省：「第4回新型コロナウイルスワクチン接種体制確保に係る自治体向け説明会」開催、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（第2.1版）」公表
	18日			<ul style="list-style-type: none"> ・政府：「緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応」決定
	19日		<ul style="list-style-type: none"> ・第24回富士市感染症対策本部会議開催 …緊急事態宣言の区域変更の説明等 	
	21日			<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言措置終了
	26日			<ul style="list-style-type: none"> ・観光庁：「地域観光事業支援の実施」（4/1～5月末宿泊分の地方自治体割引施策支援）公表
	28日	・空港検疫にて入国者（インド）から変異株（デルタ株）検出		
	31日			<ul style="list-style-type: none"> ・厚労省：「予防接種法施行令等の一部を改正する政令の施行について（予防接種関係）」公表 ・大阪府：特措法改正後、全国で初めてまん延防止等重点措置の適用を政府に要請

月	日	感染等状況	富士市	国・静岡県など
4月	2日			・静岡県「警戒レベル4（県内警戒、県外警戒）」
	5日			・まん延防止等重点措置を実施（～5/5） …対象：宮城県、大阪府、兵庫県
	10日	・国内の累計感染者が50万人を超える		
	12日			・まん延防止等重点措置区域を追加（～5/11） …対象：東京都 ・まん延防止等重点措置区域を追加（～5/5） …対象：京都府、沖縄県 ・厚労省：「第5回新型コロナウイルスワクチン接種体制確保に係る自治体向け説明会」開催
	14日		・第25回富士市感染症対策本部会議開催 ・ワクチン接種の説明等	
	15日			・厚労省：「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（第2.2版）」公表
	20日		・ワクチン接種を開始（芙蓉の丘）	・まん延防止等重点措置区域を追加（～5/11） …対象：埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県 ・大阪府が国に対して緊急事態宣言発出を要請
	21日			・兵庫県、京都府国に対して緊急事態宣言発出を要請
	23日			・観光庁：「地域観光事業援」期間延長（12月末まで）公表
	25日			・まん延防止重点措置から緊急事態宣言措置に移行（～5/11） …対象：東京都、京都府、大阪府、兵庫県 ・まん延防止等重点措置区域を追加（～5/11） …対象：愛媛県 ・まん延防止等重点措置の期間変更（～5/11） …対象：宮城県、沖縄県
	26日	・国内の累計死亡者が1万人を超える	・医療従事者向けのワクチン接種を開始	
27日		・第26回富士市感染症対策本部会議開催 …4/23緊急事態宣言の説明等	・内閣総理大臣及び防衛大臣から自衛隊に大規模接種センター設置運営の指示（5/24開設を目標）	

月	日	感染等状況	富士市	国・静岡県など
	30日			・静岡県と国立遺伝学研究所にてコロナ変異株のゲノム解析に関する覚書を締結
5月	1日		・新型コロナウイルス感染症に対応した自主防災活動マニュアルを作成	
	8日	・1日あたりの新規感染者数が7,000人を超える		
	9日			・緊急事態宣言措置の期間延長（～5/31）、区域追加 …対象：愛知県、福岡県 ・まん延防止重点措置区域追加（～5/31） …対象：北海道、岐阜県、三重県 ・まん延防止重点措置期間延長（～5/31） …対象：埼玉県、千葉県、神奈川県、愛媛県、沖縄県
	10日		・高齢者に対してワクチン接種実施（中央病院・蒲原病院）	
	11日			・まん延防止重点措置区域から除外 …対象：宮城県
	12日		・第27回富士市感染症対策本部会議開催 ・「新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援情報一覧」チラシの追加発行の説明等	・緊急事態宣言措置期間延長（～5/31）※対象：東京都、京都府、大阪府、兵庫県 ・緊急事態宣言措置区域追加（～5/31）※対象：愛知県、福岡県
	14日			・静岡県感染まん延期中期、警戒レベル5〔特別警戒〕国ステージⅢ相当
	16日			・緊急事態宣言措置区域追加（～5/31） …対象：北海道、岡山県、広島県 ・まん延防止重点措置区域から除外 …対象：北海道 ・まん延防止重点措置区域追加（～6/13） …対象：群馬県、石川県、熊本県
	18日	・1日あたりの死者数が過去最多の228人となる		・総務省、厚生省：ワクチン接種体制構築にあたって医師会への協力要請
	19日		・集団接種の開始	
	22日			・静岡県：県境を跨ぐ不要不急の移動制限開始
23日			・緊急事態宣言措置区域を追加（～6/20） …対象：沖縄県 ・まん延防止重点措置区域から除外 …対象：愛媛県、沖縄県	

月	日	感染等状況	富士市	国・静岡県など
	24日			・自衛隊：大規模接種センター開設 …対象：東京都、大阪府
	25日			・厚労省：「第6回新型コロナウイルスワクチン接種体制確保に係る自治体向け説明会」開催
	28日			・緊急事態宣言措置期間延長（～6/20） …対象：北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県 ・まん延防止等重点措置の期間延長（～6/20） …対象：埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、三重県
	31日			・厚労省：「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（第3版）」公表
6月	1日		・第28回富士市感染症対策本部会議開催 ・宿泊療養施設の説明等	
	4日			・厚労省「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（第3.1版）」公表
	10日	・6/4～6/10の人口10万人当たり新規陽性者数：静岡県「6.8」		
	13日			・まん延防止等重点措置終了 …対象：群馬県、石川県、熊本県
	14日			・厚労省、環境省：「ワクチン接種会場における熱中症対策の推進について」公表
	15日			・自衛隊：大規模接種センターの予約対象の拡大（18歳以上）
	17日	・6/11～6/17人口10万人当たり新規陽性者数：静岡県「5.4」		
	18日			・「特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律」公布（23日施行）
	20日			・緊急事態宣言措置区域から除外 …対象：北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県 ・緊急事態宣言措置期間延長（～7/11） …対象：沖縄県 ・まん延防止等重点措置終了 …対象：岐阜県、三重県

月	日	感染等状況	富士市	国・静岡県など
	21日			<ul style="list-style-type: none"> ・まん延防止重点措置区域追加（～7/11） …対象：北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県 ・まん延防止等重点措置期間延長（～7/11） …対象：埼玉県、千葉県、神奈川県
	24日	<ul style="list-style-type: none"> ・6/18～6/24人口10万人当たり新規陽性者数：静岡県「4.8」 		
	25日	<ul style="list-style-type: none"> ・国立遺伝学研究所においてゲノム解析にてデルタ株の感染判明 		<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県：感染まん延期の前期、警戒レベル4（県内警戒・県外警戒）国ステージⅡ相当 ・厚労省：「ワクチン接種証明発行手続に関する第1回自治体向け説明会」開催
7月	1日		<ul style="list-style-type: none"> ・総合支援資金の貸付終了などにより、新たに特例貸付を利用できない世帯で、収入・資産・求職活動などの要件を満たす世帯に支給 	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省：「新型コロナウイルス感染症対策等地方連携推進本部」設置
	2日		<ul style="list-style-type: none"> ・第29回富士市感染症対策本部会議開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・厚労省：「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（第3.2版）」公表
	9日			<ul style="list-style-type: none"> ・厚労省：「ワクチン接種証明発行手続に関する第2回自治体向け説明会」開催
	11日			<ul style="list-style-type: none"> ・まん延防止等重点措置区域の除外 …対象：北海道、東京都、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県
	12日			<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言措置区域追加（～8/22） …対象：東京都 ・緊急事態宣言措置期間延長（～8/22） …対象：沖縄県 ・まん延防止等重点措置期間延長（～8/22） …対象：埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府
	15日	<ul style="list-style-type: none"> ・国内の累計死亡者が1万5千人を超える 		
	21日	<ul style="list-style-type: none"> ・全国の自宅療養者が1万人を超える 		
	22日	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の累計感染者が1万人を超える 		
	26日			<ul style="list-style-type: none"> ・厚労省：「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（第3.3版）」公表
	29日			<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県：感染まん延期の中期、警戒レベル5（特別警戒）国ステージⅢ相当

月	日	感染等状況	富士市	国・静岡県など
	30日			・厚労省：「第7回新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る自治体説明会」開催
8月	2日		・第30回富士市感染症対策本部会議開催 …県東部地域における感染拡大への対応協議等	・まん延防止等重点措置区域の除外 …対象：埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府 ・緊急事態宣言措置区域追加（～8/31） …対象：埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府 ・緊急事態宣言措置期間延長（～8/31） …対象：東京都、沖縄県 ・まん延防止等重点措置区域追加（～8/31） …対象：北海道、石川県、京都府、兵庫県、福岡県 ・静岡県：感染まん延期の中期、警戒レベル5（特別警戒）国ステージⅢ相当 ・厚労省：「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（第4版）」公表
	3日			・政府：重症者や重症化リスクの高い人以外は原則自宅療養の方針を示す
	5日	・世界の累計感染者が2億人を超える		
	6日	・国内の累計感染者が100万人を超える	・第31回富士市感染症対策本部会議開催 …まん延防止重点措置の説明等	・静岡県：感染まん延期の後期、警戒レベル6（厳重警戒）国ステージⅣ相当 ・静岡県：まん延防止等重点措置の適用を政府へ要請
	8日			・まん延防止等重点措置区域追加（～8/31） …対象：福島県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、愛知県、滋賀県、熊本県
	12日			・川勝静岡県知事「過去最も厳しく、最大の危機」定例記者会見で述べる
	13日		・抗原定量検査に市職員を派遣	
	17日	・県内の累計感染者が1万5千人を超える		
	18日		・第32回富士市感染症対策本部会議開催 ・緊急事態宣言発令に伴う職員の対応の協議等	

月	日	感染等状況	富士市	国・静岡県など
	20日	・1日あたりの新規感染者が過去最多の25,975人を記録		<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言措置期間延長（～9/12） …対象：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、沖縄県 ・まん延防止等重点措置区域の除外 …対象：茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県、福岡県 ・緊急事態宣言措置区域追加（～9/12） …対象：茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県、福岡県 ・まん延防止等重点措置期間延長（～9/12） …対象：北海道、福島県、石川県、愛知県、滋賀県、熊本県 ・まん延防止等重点措置区域を追加（～9/12） …対象：宮城県、富山県、山梨県、岐阜県、三重県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、鹿児島県 ・静岡県警戒レベル6（厳重警戒）国ステージIV相当 ・静岡県：境を跨ぐ不要不急の移動・往来制限開始
	26日	・県内の累計感染者が2万人を超える		
	27日	・全国の自宅療養者10万人を超える	・医療機関へ受診する前に抗原定性検査キットによる検査を実施できる体制を整備	<ul style="list-style-type: none"> ・まん延防止等重点措置区域の除外 …対象：北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県、広島県 ・緊急事態宣言措置区域追加（～9/12） …対象：北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県、広島県 ・まん延防止等重点措置区域追加（～9/12） …対象：高知県、佐賀県、長崎県、宮崎県 ・文科省：学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインを示す
9月	1日	・国内の累計感染者が150万人を超える		
	10日		<ul style="list-style-type: none"> ・第33回富士市感染症対策本部会議開催 …新規のクラスター感染の説明等 	

月	日	感染等状況	富士市	国・静岡県など
	12日			<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言措置期間延長（～9/30） …対象：北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県、沖縄県 ・緊急事態宣言措置区域から除外 …対象：宮城県、岡山県 ・まん延防止等重点措置終了 …対象：富山県、山梨県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県
	13日			<ul style="list-style-type: none"> ・まん延防止等重点措置区域追加（～9/30） …対象：宮城県、岡山県 ・まん延防止等重点措置の期間延長（～9/30） …対象：福島県、石川県、香川県、熊本県、宮崎県、鹿児島県
	14日		<p>自宅療養者等及び濃厚接触者で親族・知人等による支援を受けることが困難な市民に対し、3日分程度の食料品等を置き配し支援した</p>	
	15日	<p>・9/9～9/15人口10万人当たり新規陽性者数静岡県：「25.6」</p>		
	21日			<ul style="list-style-type: none"> ・厚労省：「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（第4.1版）」公表
	22日	<p>・9/16～9/22人口10万人当たり新規陽性者数：静岡県「13.4」</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・厚労省：「第8回新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る自治体説明会」開催
	24日			<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県警戒レベル5（特別警戒）国ステージⅢ相当 ・厚労省：「ワクチン接種証明発行手続に関する第3回自治体向け説明会」開催
	28日	<p>・9/23～9/29人口10万人当たり新規陽性者数：静岡県「6.6」</p>		<p>政府：「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」発表</p>
	29日	<p>・9/23～9/29人口10万人当たり新規陽性者数：静岡県「6.6」</p>		
	30日		<ul style="list-style-type: none"> ・第34回富士市感染症対策本部会議開催 …緊急事態宣言解除後の職員の対応の協議等 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言措置終了 …対象：北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県、沖縄県 ・まん延防止等重点措置の終了 …対象：宮城県、福島県、石川県、岡山県、香川県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

月	日	感染等状況	富士市	国・静岡県など
10月	1日			<ul style="list-style-type: none"> ・厚労省：「今夏の感染拡大を踏まえた今後の新型コロナウイルス感染症に対応する保健・医療提供体制の整備について」公表 ・静岡県：警戒レベル4（県内警戒・県外警戒）国ステージⅡ相当
	7日			<ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊：大規模接種センターの接種対象者年齢の引き下げ（16歳及び17歳）
	15日			<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県：警戒レベル3（県内注意・県外一部警戒）国ステージⅠ相当
	22日			<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県：警戒レベル2（県内注意・県外注意）国ステージⅠ相当
	28日	<ul style="list-style-type: none"> ・10/22～10/28人口10万人当たり新規陽性者数：静岡県「0.16」 		
11月	2日			<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県医師会紀平会長が川勝知事に新興感染症に対応する専門施設の設置要望
	4日	<ul style="list-style-type: none"> ・10/29～11/4人口10万人当たり新規陽性者数：静岡県「0.44」 		
	8日			<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策分科会：「新たなレベル分類の考え方」公表 ・ワクチン接種証明書保持者に対する入国後4日目からの行動制限の見直し ・外国人の新規入国制限の見直し（商用目的等（3月以下）及び長期間滞在の新規入国を認める）
	11日	<ul style="list-style-type: none"> ・11/5～11/11人口10万人当たり新規陽性者数：静岡県「0.30」 		
	12日		<ul style="list-style-type: none"> ・第35回富士市感染症対策本部会議開催 …11/1県発表「市町と連携した自宅療養者の安否確認の実施」の説明等 	
	16日			<ul style="list-style-type: none"> ・堀内ワクチン接種推進担当大臣記者会見「接種間隔は2回接種完了から原則3ヶ月以上が決定」 ・厚労省：「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（第5版）」公表
	17日			<ul style="list-style-type: none"> ・厚労省：「第9回新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る自治体説明会」開催

月	日	感染等状況	富士市	国・静岡県など
	19日			<ul style="list-style-type: none"> ・政府：「基本的対処方針」、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」公表 ・内閣官房「ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱」公表
	24日			<ul style="list-style-type: none"> ・厚労省：「ワクチン接種証明発行手続に関する第4回自治体向け説明会」公表
	26日			<ul style="list-style-type: none"> WHO：南アフリカなどで検出された変異ウイルスを「オミクロン株」と命名し、「懸念される変異株（VOC）」に指定 ・1日の入国者数の上限を3500人程度から5000人程度に拡大 ・静岡県：警戒レベル2（県内注意・県外注意）国ステージI相当（維持すべきレベル）
	30日	<ul style="list-style-type: none"> ・空港検疫にて入国者（ナミビア）からオミクロン株検出 		<ul style="list-style-type: none"> ・全世界を対象に外国人の新規入国を原則停止
12月	1日			<ul style="list-style-type: none"> ・1日の入国者総数上限を3,500人目途に引き下げ
	17日			<ul style="list-style-type: none"> ・厚労省：「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（第6版）」公表
	18日	<ul style="list-style-type: none"> ・国内で初めて変異ウイルスであるオミクロン株による市中感染を確認 		<ul style="list-style-type: none"> ・厚労省：「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（第6版）」公表
	20日			<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナワクチン接種証明書のデジタル化開始
	23日			<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県：新型コロナウイルス感染症対策専門会議の新興感染症対策検討部会において「静岡版CDC（疾病対策センター）」を作成
	24日			<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の重症化を防ぐ飲み薬（モルヌピラビル）を承認 ・厚労省：「第10回新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る自治体説明会」開催
	27日	<ul style="list-style-type: none"> ・12/21～12/27人口10万人当たり新規陽性者数：静岡県「0.30」 		

月	日	感染等状況	富士市	国・静岡県など
	28日			・静岡県：新型コロナウイルス感染症検査無料化事業（無料検査）開始

(3) 令和4年1月～12月の主な動き

月	日	感染等状況	富士市	国・静岡県など
1月	1日	・国内の累計感染者数1,727,449人		
	3日	・12/28～1/3人口10万人当たり新規陽性者数：静岡県「0.66」		
	9日			・まん延防止等重点措置実施（～1/31） …対象：広島県、山口県、沖縄県
	10日	・1/4～1/10人口10万人当たり新規陽性者数：静岡県「13.72」		
	11日			・国評価レベル2（警戒を強化すべきレベル） ・静岡県：新型コロナウイルス感染症検査無料化事業（無料検査）開始
	12日		・第36回富士市感染症対策本部会議開催 …県のおミクロン株に備えた体制整備についての説明等	
	14日			・濃厚接触者の待機期間縮小（14日間→10日間）
	17日	・県内の累計感染者が3万人を超える		
	19日			・川勝静岡県知事「社会総掛かりで取り組むことが重要」コメント発表
	20日	・国内の累計感染者が200万人を超える		
21日			・まん延防止等重点措置区域追加（～2/13） …対象：群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県 ・オミクロン株感染拡大への厳重な警戒 ・国評価レベル2（警戒を強化すべきレベル）	

月	日	感染等状況	富士市	国・静岡県など
	24日			・感染急拡大時の対応として、濃厚接触者が有症状となった場合に、検査をせずに医師の判断で陽性診断を行うことを認める（みなし陽性）
	26日		・医療機関の通常診療時間外に、自宅療養者が体調等の不安を覚えた際、看護師や医師に医療相談ができる輪番体制を富士市医師会の協力により構築した ・第37回富士市感染症対策本部会議開催 …新型コロナウイルス自宅療養者サポート事業の説明等	
	27日			・まん延防止等重点措置期間延長（～2/20） …対象：広島県、山口県、沖縄県 ・まん延防止等重点措置区域追加（～2/20） …対象：北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、福岡県、佐賀県、大分県、鹿児島県 ・厚労省：「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（第6.1版）」公表
	28日			・厚労省：「第11回新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る自治体説明会」開催
	31日			・静岡県大規模接種会場（もくせい会館）にてワクチン接種開始
2月	1日	・1日あたりの新規感染者が10万人を超える		
	2日	・国内の累計感染者が300万人を超える ・県内の累計感染者が5万人を超える		・濃厚接触者の待機期間縮小（10日間→7日間）
	5日			・まん延防止等重点措置区域追加（～2/27） …対象：和歌山県
	10日			・静岡県：医療提供体制は国評価レベル3と同等
	12日			・まん延防止等重点措置期間延長（～3/6） …対象：群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県 ・まん延防止等重点措置区域追加（～3/6） …対象：高知県
	15日	・国内の累計感染者が250万人を超える		・静岡県：県全域へのまん延防止等重点措置延長を国へ要請

月	日	感染等状況	富士市	国・静岡県など
	20日			<ul style="list-style-type: none"> ・まん延防止等重点措置終了 …対象：山形県、島根県、山口県、大分県、沖縄県 ・まん延防止等重点措置期間延長（～3/6） …対象：北海道、青森県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、福岡県、佐賀県、鹿児島県
3月	1日			<ul style="list-style-type: none"> ・1日の入国者総数の上限を引き上げ（3,500人→5,000人）、一定条件のもと、入国者の待機免除や待機期間短縮を実施
	2日	・国内の累計感染者が500万人を超える		
	4日			<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県：まん延防止等重点措置の再延長（～3/21）を国へ要請
	6日			<ul style="list-style-type: none"> ・まん延防止等重点措置終了 …対象：福島県、新潟県、長野県、三重県、和歌山県、岡山県、広島県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県 ・まん延防止等重点措置期間延長（～3/21） …対象：北海道、青森県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、香川県、熊本県
	12日	・県内の累計感染者が10万人を超える		
	14日	・県内の累計感染者が10万人を超える		<ul style="list-style-type: none"> ・1日の入国者総数の上限を引き上げ（5千人→7千人）
	18日		<ul style="list-style-type: none"> ・第38回富士市感染症対策本部会議開催 …新型コロナウイルス感染症対策本部組織の変更の説明等 	
	21日			<ul style="list-style-type: none"> ・まん延防止等重点措置終了 …対象：北海道、青森県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、香川県、熊本県
	23日	・国内の累計感染者が600万人を超える		
	25日			<ul style="list-style-type: none"> ・厚労省：「第12回新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る自治体説明会」開催 ・厚労省「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（第7.1版）」公表
30日			<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県：「ふじのくに感染症管理センター（仮称）」の基本構想を公表 	

月	日	感染等状況	富士市	国・静岡県など
	31日			・静岡県：感染拡大傾向時の一般検査の要請期間延長（～4/30）
4月	4日			・静岡県：大規模接種会場にて予約なし接種開始（モデルナ社ワクチン）
	10日			・1日の入国者総数の上限引き上げ（7千人→1万人）
	13日	・世界の累計感染者数が5億人を超える		
	14日	・国内の累計感染者が700万人を超える		
	15日		・第39回富士市感染症対策本部会議開催 …当面1か月程度の感染症対応方針の協議等	
	20日		・個人向け・企業向けの支援などをまとめたチラシを地区まちづくりセンターなど公共施設に配架	
	28日			・厚労省：「第13回新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る自治体説明会」開催 ・厚労省：「ワクチン接種証明発行手続に関する第5回自治体向け説明会」開催
5月	12日	・国内の累計感染者が800万人を超える		
	13日		・第40回富士市感染症対策本部会議開催 …新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の説明等	
	14日	・県内の累計感染者が15万人を超える		
	20日			・ワクチンや治療薬の「緊急承認制度」を創設（薬機法改正）
	23日			・基本的対処方針変更（屋外で会話がない場合のマスク着用を不要とする変更など）
	24日			・文科省：体育の授業ではマスクを不要とするなど、学校におけるマスク着用について通知 ・外国人観光客の受入再開に向けた実証事業開始
	25日			・厚労省：「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（第8版）」公表

月	日	感染等状況	富士市	国・静岡県など
	26日		・第41回富士市感染症対策本部会議開催 …基本的対処方針（マスク着用）の説明等	
6月	1日			・1日あたりの入国者総数の上限を引き上げ（1万人→2万人）
	10日			・国評価レベル1（維持すべきレベル）に下げる ・感染リスクの低い国・地域から入国する添乗員付きのパッケージツアーに限定して外国人観光客の受入手続き再開（98か国・地域）
	11日			・サッカーJリーグで声出し応援再開
	13日			・厚労省：「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（第8.1版）」公表
	15日		・第42回富士市感染症対策本部会議開催 …当面1か月程度の感染症対応方針の協議等	
	17日			・内閣感染症危機管理庁の創設を決定 ・静岡県：大規模接種会場でのノババックスワクチン接種実施
	23日			・静岡県：ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業延長（6/30→8/31）
	28日	・国内の累計感染者が900万人を超える		
	30日			・静岡県：感染拡大傾向時の一般検査事業終了 ・厚労省：「ワクチン接種に係る人材確保に関する自治体向け説明会」開催
7月	12日			・国評価レベルを1から2（警戒を強化すべきレベル）に引き上げ
	15日		・第43回富士市感染症対策本部会議開催 …新型コロナウイルス感染症対応事業の説明等	・基本的対処方針変更（新たな行動制限は行わない方針が示される）
	17日	・国内の累計感染者が1千万人を超える		
	21日	・県内の累計感染者が20万人を超える		

月	日	感染等状況	富士市	国・静岡県など
	22日			<ul style="list-style-type: none"> ・濃厚接触者の待機期間縮小（7日→5日） ・厚労省：「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（第8.2版）」公表 ・厚労省：「オミクロン株のBA.5系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するための医療機関・保健所の負担軽減等について」公表
	23日	・1日あたり新規感染者20万人を超える		
	25日		・富士市新型コロナ一般電話相談窓口開設（～8/31）	
	26日			・厚労省：「第14回新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る自治体説明会」開催
	27日			・WHO「新規感染者は日本が世界最多」と発表
	29日			<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県の判断により「BA.5対策強化宣言」を発出できる方針を公表 ・静岡県：医療提供体制は国評価レベル3と同等であり「医療ひっ迫警報」発令（行動制限は実施せず）
8月	1日			・厚労省：「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（第8.3版）」公表
	2日		<ul style="list-style-type: none"> ・中央病院内への緊急事態宣言発出 …災害に準じた対応として患者のトリアージを行う …夜に満床による救急受け入れストップが発生 	・静岡県：総合健康センター内の「新型コロナウイルス療養者支援センター」開所
	4日		<ul style="list-style-type: none"> ・第44回富士市感染症対策本部会議開催 …中央病院の状況説明等 	
	8日		<ul style="list-style-type: none"> ・富士保健所へ職員を派遣（～8/9） ・初回接種を完了した全員を対象に、10月半ば以降にオミクロン株対応ワクチンを接種 	
	9日	・県内の累計感染者が30万人を超える		<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県：県内全域を「BA.5対策強化地域」に指定（～8/31） ・厚労省：「第15回新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る自治体説明会」開催
	12日	・国内の累計感染者が1千500万人を超える		
	16日		<ul style="list-style-type: none"> ・第45回富士市感染症対策本部会議開催 …中央病院の状況説明等 	

月	日	感染等状況	富士市	国・静岡県など
	19日	・1日あたりの新規感染者が26万人を超える		
	26日			・静岡県：「BA. 5対策強化地域」延長（～9/30）
	27日	・県内の累計感染者が40万人を超える		
	31日		・富士市新型コロナ一般電話相談窓口閉鎖	・新型コロナウイルスの抗原検査キットのインターネット販売開始
9月	2日			・4県で保健所への発生届出対象者を限定化（全数届出の見直し）開始
	6日			<ul style="list-style-type: none"> ・厚労省：「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（第9版）」公表 ・厚労省：「第16回新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る自治体説明会」開催 ・5～11歳の新型コロナウイルスワクチン接種が予防接種法上の「努力義務」適用 ・岸田総理が感染者の療養期間について有症状者は原則10日間から7日間に、無症状者は7日間から5日間に短縮する方針を表明
	7日			<ul style="list-style-type: none"> ・外国人観光客の入国制限の見直し、入国者総数の引き上げ（2万人→5万人） ・厚労省：「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて」公表 …陽性者の療養期間が短縮（10日→7日） …陽性者について、症状軽快から24時間経過又は無症状の場合、必要最小限の外出が許容される
	8日			・基本的対処方針変更、「Withコロナに向けた政策の考え方」が決定
	12日			・厚労省：ファイザー社及びモデルナ社のオミクロンBA. 1 対応2価ワクチンを特例承認
	13日	・国内の累計感染者が2千万人を超える	<ul style="list-style-type: none"> ・第46回富士市感染症対策本部会議開催 ・今後の市が主催するイベント、行事等の対応方針の説明等 	<ul style="list-style-type: none"> ・厚労省：接触確認アプリ（COCOA）機能停止する方針発表 ・ファイザー社オミクロン株対応（BA. 4/5）2価ワクチン承認申請
	14日			<ul style="list-style-type: none"> ・厚労省：「Withコロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて」公表 ・オミクロン株対応ワクチン接種を「臨時接種」に位置付け
	15日			・静岡県第24回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議開催

月	日	感染等状況	富士市	国・静岡県など
	16日			<ul style="list-style-type: none"> ・厚労省：「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（第10版）」公表 ・厚労省：「第17回新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る自治体説明会」開催
	21日			<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県：「新型コロナウイルス感染症の発生届の対象者限定化等に関する説明会」開催
	26日			<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナ感染者の全数把握簡略化（市町別感染者数公表取りやめ）
	27日			<ul style="list-style-type: none"> ・感染クラスター公表の一時中止
	28日		<ul style="list-style-type: none"> ・集団接種会場は9/28から、個別接種（医療機関）は10/1からオミクロン株対応のファイザー社製ワクチン（BA.1）を接種開始 	
10月	5日			<ul style="list-style-type: none"> ・ファイザー社オミクロン株対応（BA.4/5）2価ワクチン承認
	11日			<ul style="list-style-type: none"> ・入国者総数上限の撤廃、入国時検査の廃止など水際対策が大幅に緩和 ・全国旅行支援開始
	12日			<ul style="list-style-type: none"> ・厚労省：「第18回新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る自治体説明会」開催
	13日			<ul style="list-style-type: none"> ・厚労省：「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（第11版）」公表 ・国、地方自治体、関係団体等と連携する第1回新型コロナ・インフル同時流行対策タスクフォース」開催 ・5歳から11歳対象のファイザー社オミクロン株対応（BA.4/5）ワクチンの承認申請
	14日		<ul style="list-style-type: none"> ・第47回富士市感染症対策本部会議開催以降、本部会議は必要に応じて開催する ・当面の感染症対応方針の協議等 	
	18日			<ul style="list-style-type: none"> ・第2回新型コロナ・インフル同時流行対策タスクフォース」開催
	19日			<ul style="list-style-type: none"> ・厚労省：12歳以上の3回目以降のワクチン接種の間隔を「5か月以上」から「3か月」短縮を決定
20日		<ul style="list-style-type: none"> ・県内の累計感染者が50万人を超える 		

月	日	感染等状況	富士市	国・静岡県など
	21日			・厚労省：「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（第12版）」公表
	24日			・厚労省：「第19回新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る自治体説明会」開催
	27日			・静岡県：「新型コロナ感染症とインフルエンザの同時流行に備えた対応に関する市町担当会議」開催
11月	1日		・11/1接種分から、個別接種・集団接種ともファイザー社製のオミクロン株対応ファイザー（BA.4-5型）の接種を開始	
	7日			・厚労省：モデルナ「BA.5」対応のワクチンの国内での使用を承認
	8日			・厚労省：「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（第13版）」公表
	17日			・接触確認アプリ（COCOA）の運用終了、機能停止版アプリの配信を開始
	18日			・第3回新型コロナ・インフル同時流行対策タスクフォース開催 ・都道府県の判断により「医療ひっ迫防止対策強化宣言」又は「医療非常事態宣言」が発出できる方針を公表
	22日			・厚労省：「第20回新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る自治体説明会」開催 ・軽症者にも使用できる飲み薬「ゾコーバ」を緊急承認
	27日			・政府：が新型コロナの感染症法上の位置づけを5月8日に「2類相当」から「5類」に移行の方針を決定
	28日			・厚労省：新型コロナとインフルエンザの同時検査キットの一般販売解禁を決定
12月	1日	・国内の累計死亡者が5万人を超える		
	2日			・感染症法改正（感染症医療の提供を公的医療機関などに義務づけなど）
	5日			・新型コロナウイルス・インフルエンザを同時に検査する一般用検査薬を承認

月	日	感染等状況	富士市	国・静岡県など
	8日			・モデルナ社ワクチン3回目以降の追加接種ができる対象年齢を18歳以上から12歳以上に引き下げ
	9日			・厚労省：「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（第13.1版）」公表
	13日	・県内の累計感染者が60万人を超える		
	15日		・「新型コロナ検査キット有症状者向け配布事業」及び「富士市新型コロナ一般電話相談窓口」を再開	
	16日			・厚労省：「第21回新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る自治体説明会」開催 ・厚労省：「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（第13.2版）」公表 ・厚労省：「ファイザー社ワクチン及びモデルナ社ワクチンの有効期限の取扱いについて」公表
	23日			・厚労省：「第4回新型コロナ・インフル同時流行対策タスクフォース」開催 ・静岡県：新型コロナウイルス評価レベルを「2（感染拡大初期）」→「3（医療負荷増大期）」へ引上げ、「医療ひっ迫警報」発令
	29日	・国内の1日あたりの死亡者が過去最多の420人となる	・フィランセを会場に臨時発熱センターを開設し、ドライブスルー方式により診察及び投薬を行った（～1/3）	
	30日			・中国に渡航歴のある入国者について、入国時検査を開始

4 令和5年1月～5月の主な動き

月	日	感染等状況	富士市	国・静岡県など
1月	1日	・国内の累計感染者数29,299,459人		
	4日	・県内の累計感染者が70万人を超える		

月	日	感染等状況	富士市	国・静岡県など
	6日			・厚労省、経産省：新型コロナ感染症の葬儀などに関するガイドラインの見直しを公表
	7日	・国内の累計感染者が3千万人を超える		
	10日			・「全国旅行支援」再開（割引率20%引き下げ）
	20日		・新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した世帯を支援するため、給付金を支給	・首相会見で、令和5年春での新型コロナウイルス感染症の5類への見直しに向けた議論を行うことを表明
	22日	・県内の累計感染者が80万人を超える		
	27日			・厚労省：「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」公表
	30日			・厚労省：「第22回新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る自治体説明会」開催
2月	8日			・厚労省専門部会において「秋から冬に次の接種」基本方針まとまる
	10日			・国の新型コロナウイルス感染症対策本部会議より「マスク着用の考え方を見直しについて」を公表
	14日			・厚労省：「第23回新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る自治体説明会」開催 ・厚労省：「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（第14版）」公表
	17日			・デジタル庁と厚労省が非接触アプリ「COCOA」の報告書に課題があったと公表
	24日			・厚労省：「第24回新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る自治体説明会」開催
	27日			・厚労省専門部会においてオミクロン株対応ワクチン5歳11歳も対象に加えることを了承
	3月	1日		・第48回富士市感染症対策本部会議開催 ・マスクの着用の協議等
7日				・厚労省が重症化リスクの高い高齢者などに5月8日から無料で接種開始を決定
8日				・厚労省：「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（第15版）」公表

月	日	感染等状況	富士市	国・静岡県など
	9日		・市の施設におけるマスク着用の考え方（3月13日から5月7日まで）を公表	・厚労省：「第25回新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る自治体説明会」開催
	10日			・静岡県：「ワクチン接種体制確保に係る市町担当者会議」開催 ・厚労省専門部会にてワクチン接種後の死亡を初の認定
	13日		・市の施設におけるマスク着用について、個人の判断に委ねる	・政府がマスク着用を個人判断に委ねる
	25日			・自衛隊による大規模接種（東京、大阪）終了
	27日			・厚労省：「第26回新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る自治体説明会」開催
	28日			・WHO：「医療従事者、高齢者、基礎疾患がある人、妊婦に対し定期的な接種を推奨」
4月	1日			・文科省：学校教育現場での「マスク着用」を求めない通知 ・厚労省：「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（第16版）」公表
	18日		・第48回富士市感染症対策本部会議開催	
	29日			・政府：「新型コロナウイルス水際対策」終了
5月	5日			・WHO：「公衆衛生上の緊急事態の宣言終了」発表
	8日			・新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが「2類」から「5類」に移行 ・政府：「新型コロナウイルス感染症対策本部」廃止 ・厚労省：「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（第17版）」公表

3 感染拡大の経過と感染者数の推移

(1) 感染状況について（令和2年）

ア 指定感染症の指定

令和元年12月、中華人民共和国湖北省武漢市において、原因不明の肺炎が複数確認されたことが、世界保健機関（WHO）に報告された。その後、WHOにより、同肺炎は新型コロナウイルスに起因する肺炎であることが確認された。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、短期間のうちに世界中に感染が拡大し、令和2年1月15日、国内において初めての感染者が確認され、1月28日に「指定感染症」に指定された。

国内における感染者数は、2月から4月にかけて急激に増加した。国内における感染者の急増を受けて、4月7日、7都府県を対象として、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言が発出された（4月16日に対象区域を全国に拡大）。当初は5月6日までの期間を対象としていたが、その後、5月31日まで延長となった。

全国の小中高校等に対する臨時休業の要請や、人が多く集まる施設の使用制限、休業・時短営業の要請などが行われ、外出の自粛等が行われた結果、国内の4月の新規感染者数の合計は12,089人（静岡県62人）とピークを迎えた後、新規感染者数は徐々に減少していった。

4月19日に静岡県を含む39県が、21日には2府1県で緊急事態宣言が解除され、同月25日に残りの5都道県も解除となった。

イ 第2波、第3波

緊急事態宣言の解除から約1か月経過した6月下旬頃から、再び新規感染者が増加し始めた。国内の8月の新規感染者数の合計は31,981人（静岡県214人）を記録し、4月のピーク時の約2倍以上の人数となった。

「第2波」と呼ばれたこの感染拡大は、接待を伴う飲食店等から地域内（職場や家庭等）で感染が拡がり、その後、高齢者施設等に感染が拡大したとみられ、首都圏、その後地方都市へと感染が拡大していったと考えられている。

その後、新規感染者数は徐々に減少していくが、10月下旬以降に再び新規感染者数が急増し、令和3年にかけての感染拡大は「第3波」と呼ばれることとなる。要因としては、多様な場での感染が相対的に増え、「3密」（密閉・密集・密接）や「感染リスクが高まる「5つの場面」」の回避が十分に行われなかったことや、感染しても軽症又は無症状であることも多く、感染に気が付かずに家庭内や高齢者施設で感染を広げてしまったことなどが考えられている。

11月以降は、国内の1日あたり新規感染者数は1,000人を超える日が続き、11月下旬以降2,000人、3,000人と1日あたり新規感染者数は急増していき、国内の12月の新

規感染者数の合計は 86,541 人（静岡県 1,013 人）と、最多人数を更新した。

国内の累計感染者数は 12 月 31 日時点で 23 万 4,109 人となり、全人口の約 0.2% となり、翌年にかけての第 3 波となっていた。

ウ 市内における感染者数の推移

市内の感染者数は、静岡県が市町別の感染者数の公表を開始したことから把握が可能となり、市ウェブサイトで公表した。

新規感染者数の推移は、国・静岡県の増減に比例している。1 月から 11 月にかけては、新規感染者数の月の合計の平均は約 5 人であったが、12 月に限っては、新規感染者数の月の合計が約 205 人となるなど、市内においても感染拡大の傾向は顕著であった。

12 月 31 日時点で、市内の累計感染者数は 261 人となった。

(2) 感染状況について（令和 3 年）

ア 第 3 波

令和 2 年 10 月下旬以降から続いた感染拡大は、令和 3 年 1 月以降も収まることはなく、いわゆる「第 3 波」と呼ばれる感染拡大が続いた。

令和 3 年 1 月 7 日、4 都県を対象に新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 1 項に基づく 2 度目の緊急事態宣言が発出された。

国内の 1 月の新規感染者数の合計は 154,700 人（静岡県 1,908 人）とピークを迎えた後、新規感染者数はゆるやかに減少を始めたものの、2 月以降も入院患者数や重症者数の減少がみられなかった。

新規感染者数のピークに遅れて顕著となるのが重症者数と死亡者数の増加である。1 月下旬から 2 月上旬にかけては、国内の新型コロナウイルス感染症による死亡者数が、1 日あたり 100 人前後という厳しい状況が続き、医療提供体制も危機的状況であった。

医療提供体制及び保健所業務のひっ迫に伴い、入院することも宿泊療養施設へ移行することもできず、自宅での療養を余儀なくされる方が急増することとなった。

令和 3 年 2 月 3 日には新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が施行された。この法改正では、新型コロナウイルス感染症の感染症法における法的位置付けについて「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」に変更されるとともに、宿泊療養や自宅療養の協力要請規定の新設や、入院要請に従わない場合は入院勧告・入院措置ができるようになるなど、より強い措置が規定された。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正では、「まん延防止等重点措置制度」が新たに導入され、まん延防止等重点措置は、特定の地域において感染のまん延状態が生じた場合に公示され、知事がその区域の指定を行うものとされた。

指定された区域では、知事の権限により特定の業態の事業者に対する営業時間短縮の要請等を行うことができる。また、同法改正では、緊急事態宣言に基づく施設の使用制限などの協力要請に従わない場合は、知事の権限により命令ができることとされた。

また、感染症法では、都道府県が自宅療養者等に対する食事の提供などの生活支援を

行うにあたっては、必要に応じて市町と連携するよう努めなければならない旨も新たに規定された。

イ 第4波

3月下旬頃より、大阪府をはじめとする関西圏にて感染の再拡大が顕著となった。感染拡大の大きな要因は、それ以前に確認されていたウイルスよりも感染力が強いと言われる変異ウイルス（アルファ株）の影響が大きいとされている。

4月1日、感染拡大が進んでいた宮城・大阪・兵庫の3府県を対象に、法改正後初めて「まん延防止等重点措置」が適用された。

5月以降は、全国でも緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の対象となる地域が増加した。

ウ 第5波

8月入り、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の指定区域が次々と全国に広がっていった。急激な感染拡大の要因としては、インドから広まったとされている変異ウイルス（デルタ株）の影響が大きいとされ、この変異ウイルスは感染力が非常に強いうえ、重症化しやすいという特徴があった。

重症者が急増したことにより、医療提供体制及び保健所業務がひっ迫し、自宅での療養を余儀なくされる方が急増した。第5波と呼ばれたこの感染拡大は、これまでの第1から第4までの感染拡大期の中で最も感染規模が大きく、国内の8月新規感染者数の合計は567,572人（静岡県11,635人）となった。

医療提供体制の危機的な状況及び自宅療養者急増の影響により、自宅療養中に亡くなる方も増える結果となり、8月1日から9月30日までの期間に全国における新型コロナウイルス感染症患者のうち自宅で亡くなった方は少なくとも200人を超えることがわかっている。

第5波で猛威をふるった変異ウイルスは重症化しやすいという特徴があったが、国内の1日あたりの死亡者数は、第4波と比較して、第5波では半数以下であった。

この要因としては、ワクチン接種の影響が大きいと言われている。2月に医療従事者向けのワクチン接種が開始されたことを皮切りに、5月からは高齢者への本格的な接種が進められ、7月末には希望する高齢者の約9割が2回目接種を完了しているという非常に早いペースでワクチン接種が推進されたため、感染者数の増加に比べ、重症者数、死亡者数の増加は少なくなっている。

エ 新たな変異ウイルスの確認

9月以降の感染の急速な収束については、人々の感染防止対策、夜間滞留人口の減少、ワクチン接種率の向上、医療機関や高齢者施設のクラスター感染の減少等によるものと考えられている。

12月中旬まで新規感染者数は順調に減少を続けていたが、12月中旬に国内で初めて

新たな変異ウイルス（オミクロン株）による市中感染が確認され、令和4年の年明け以降は、第5波の感染拡大の規模を大幅に超える爆発的な感染拡大を経験することとなる。

国内の累計感染者数は12月31日時点で約172万6,983人（静岡県約2万6,958人）となり、全人口の約1.4%となった。

オ 市内における感染者数の推移

市内では1月以降、新規感染者数が減少傾向にあり、第5波が始まる7月まで、各月の新規感染者の合計が100人を下回る月が続いた。

7月中旬以降は、国内及び都内と同様に急激な感染拡大が始まり、市内の8月の新規感染者数の合計は、これまで一番多かった令和2年12月の新規感染者数の合計と比べて4倍以上となり、爆発的に感染者数が増大した。その後、1日あたりの新規感染者数は急速に減少し、10月の新規感染者数は2人となり、10月以降も急激な感染者の拡大は見られなかった。

12月31日時点で市内の累計感染者数は1,903人となった。

1月の第3波と4月の第4波では、おもに20代の感染者が多く、夏の第5波では、それまで少なかった20歳未満の感染者が増加するなど様相が異なっていた。

(3) 感染状況について（令和4年）

ア 第6波（まん延防止等重点措置）

急速な感染拡大は、令和4年の年明け直後から始まり、国内の1月の新規感染者数の合計は1,082,695人（静岡県20,173人）であったが、2月の国内の新規感染者数の合計は2,106,113人（静岡県39,037人）と2倍近くに膨れ上がった。

この爆発的な感染拡大は「第6波」と呼ばれた。

1月9日には、感染が先行して拡大していた広島県、山口県及び沖縄県に対して新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第1項に規定するまん延防止等重点措置が適用されたが、1月19日には13都県（1月21日～2月13日）に、1月25日には静岡県内も含む18道府県（1月27日～2月20日）に同措置の適用が公示された。

その後も、区域の変更や期間の延長を繰り返し、3月21日までにまん延防止等重点措置が適用されていたすべての地域で措置が解除された。

この感染拡大の要因は、令和3年12月中旬に国内で初めて市中感染が確認された感染力が高い新たな変異ウイルス（オミクロン株）によるものであり、2月頃には全国的に、第5波で主流となったデルタ株からこの新たなオミクロン株に置き換わっている。

また、第6波では家庭内感染が増加し、10代以下の感染者の割合も増加した。感染者数の大幅な急増により、同居家族など自宅待機が必要とされる厚接触者も急増する結果となり、社会基盤を支えるために必要不可欠なエッセンシャルワーカーの人手不足等による社会活動の停滞が懸念された。

イ 第7波

第6波のピークを越えてから6月にかけて、新規感染者数は非常に緩やかに減少していった。3回目のワクチン接種も推進していたが、6月下旬から再び増加に転じ、特に7月下旬以降の感染拡大の規模と速さは第6波を大幅に上回る強烈なものとなった。

国内の7月の新規感染者数の合計は3,463,299人（静岡県81,839人）と第6波のピーク時と同等の規模となり、7月下旬から8月末にかけては国内では連日20万人前後の新規感染者が確認される状況となった。

このかつてない規模の感染拡大は「第7波」と呼ばれた。令和4年の夏は記録的な猛暑も重なり、熱中症による救急搬送なども含めて医療機関はひっ迫する状況となった。

第7波では、第6波でまん延したオミクロン株の派生型であるBA.5への置き換えりが急速に進んだが、こうしたウイルスの変異はその後も急速に進み、世界各地で新たな変異株が確認されている。

県内の第7波の期間における累計感染者数は第6波の2倍近くにのぼるが、第7波の重症者数の割合は少ない傾向にあった。一方、高齢者や基礎疾患のある人の重症化リスクは引き続き高い状況にあることから、9月26日からは、感染症法第12条に規定する発生届の対象者について、①65歳以上の者、②入院を要する者、③重症化リスクがあり治療を要する者、④妊婦に限定する変更が全国一律で適用された（全数届出の見直し）。

第7波では、国が感染拡大防止と経済活動の両立を図る方針を示すなど、かつてない規模の感染状況においても、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置など行動制限を伴う措置は実施されなかった。期間の短縮や、無症状の場合など一定の条件を満たす場合は、療養期間中であっても食料品の買い出し等の必要最低限の外出が許容されるなど、制限緩和に向けた動きが進んだ。

7月1日から8月31日までの期間に、全国における新型コロナウイルス感染症患者のうち自宅で亡くなった方は、少なくとも700人を超えることがわかっている。

ウ 第8波

9月以降は新規感染者数も減少を続け、感染状況は一旦落ち着くものと思われたが、11月以降再び感染の拡大が始まった。季節性インフルエンザとの同時流行も懸念されるなか、地域によっては第7波ピーク時の新規感染者数を超える自治体もあった。令和5年の年明け以降も続くこの「第8波」と呼ばれる感染拡大の特徴は、新規感染者のうち80代以上の高齢者の占める割合が増加し、12月は全国で連日200人を超える死亡者が確認される事態となった。国内の累計感染者数は12月31日時点で約2,900万人（静岡県約69万人）となった。

エ 市内における感染者数の推移

令和4年1月以降の第6波の際は、市内の2月の新規感染者数の合計が2,621人と過去最多を記録した。その後は、6月頃までなだらかな減少を続けてきたが、7月以降は再び増加に転じた。特に、7月中旬以降は国内及び県内と同様に急速な感染拡大が始ま

り、市内の8月の新規感染者数の合計が12,046人と過去最多を記録するなど、驚くべきスピードで感染が拡大した。

9月26日に全国一律で適用された全数届出の見直し後は、正確な新規感染者数の把握が難しくなり、静岡県による市町別の感染者数の情報も公表が終了し、市内の新規感染者の人数も把握できない状況となった。

(4) 感染状況について（令和5年）

国内の1月の新規感染者数の合計は3,317,270人（静岡県134,936人）であり、その後は5月まで新規感染者は減少傾向となった。

(5) 新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが5類に移行

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられたことにより、感染者への入院勧告や、感染者や濃厚接触者の外出制限、マスクの着用、感染者の把握、感染者を診療する医療機関への補助といった医療的な措置が変わった。

(6) 感染者数データ

ア 新規感染者数

(単位：人)

	富士市	静岡県	全国
令和2年 1 月	0	0	12
2 月	0	1	193
3 月	0	7	1,930
4 月	7	62	12,089
5 月	0	5	2,511
6 月	0	6	1,747
7 月	3	188	17,373
8 月	2	214	31,981
9 月	12	63	15,045
1 0 月	4	115	17,529
1 1 月	28	1,012	47,158
1 2 月	205	1,013	86,541
令和3年 1 月	126	1,908	154,700
2 月	41	551	41,838
3 月	17	577	42,300
4 月	50	749	117,482
5 月	50	1,933	153,674
6 月	13	924	52,977
7 月	91	1,575	126,687
8 月	879	11,635	567,572
9 月	313	4,113	208,068
1 0 月	2	156	17,385
1 1 月	13	41	4,375
1 2 月	47	110	5,816
令和4年 1 月	911	20,173	1,082,695
2 月	2,621	39,037	2,106,113
3 月	1,571	31,326	1,475,036
4 月	1,761	22,515	1,249,639
5 月	1,387	22,061	940,734
6 月	607	8,785	469,555
7 月	5,260	81,839	3,463,299
8 月	12,046	164,237	6,173,065
9 月	4,085	66,001	2,322,530
1 0 月	—	26,495	1,031,341
1 1 月	—	56,675	2,487,587
1 2 月	—	120,659	4,425,119
令和5年 1 月	—	134,936	3,317,270
2 月	—	27,656	668,882
3 月	—	7,195	249,850
4 月	—	5,231	265,404
合計	32,152	861,779	33,455,102

※令和4年9月26日の全数届出の見直しにより市内の10月以降の感染者数のデータなし

イ 累計感染者数

(単位：人)

	富士市	静岡県	全国
令和2年 1 月	0	0	12
2 月	0	1	205
3 月	0	8	2,135
4 月	7	70	14,224
5 月	7	75	16,735
6 月	7	81	18,482
7 月	10	269	35,855
8 月	12	483	67,836
9 月	24	546	82,881
1 0 月	28	661	100,410
1 1 月	56	1,673	147,568
1 2 月	261	2,686	234,109
令和3年 1 月	387	4,594	388,809
2 月	428	5,145	430,647
3 月	445	5,722	472,947
4 月	495	6,471	590,429
5 月	545	8,404	744,103
6 月	558	9,328	797,080
7 月	649	10,903	923,767
8 月	1528	22,538	1,491,339
9 月	1841	26,651	1,699,407
1 0 月	1843	26,807	1,716,792
1 1 月	1856	26,848	1,721,167
1 2 月	1903	26,958	1,726,983
令和4年 1 月	2814	47,131	2,809,678
2 月	5,435	86,168	4,915,791
3 月	7,006	117,494	6,390,827
4 月	8,767	140,009	7,640,466
5 月	10,154	162,070	8,581,200
6 月	10761	170,855	9,050,755
7 月	16,021	252,694	12,514,054
8 月	28,067	416,931	18,687,119
9 月	32,152	482,932	21,009,649
1 0 月	—	509,427	22,040,990
1 1 月	—	566,102	24,528,577
1 2 月	—	686,761	28,953,696
令和5年 1 月	—	821,697	32,270,966
2 月	—	849,353	32,939,848
3 月	—	856,548	33,189,698
4 月	—	861,779	33,455,102

※令和4年9月26日の全数届出の見直しにより市内の10月以降の感染者数のデータなし

1 感染症拡大防止部会

(1) 富士市感染症対策連絡会議の開催

世界各国で新型コロナウイルス感染症の発生事例が報告されており、国内でもヒトからヒトへの感染が確認されたため、令和2年2月4日に、「富士市感染症対策会議運営要領」に基づき「富士市感染症対策連絡会議」を開催し、関係22課に新型コロナウイルス感染症の情報共有をするとともに、「富士市感染症対策行動マニュアル」に沿って各課がとるべき対応の確認を依頼した。

(2) 感染拡大防止部会の開催

令和2年4月17日施行の「富士市新型コロナウイルス感染症拡大防止部会設置要領」に基づき、感染症情報の収集及び共有、感染症拡大防止等の諸対策に係る連絡調整・実施等を所掌事務とする「感染拡大防止部会」が設置された。

以降、緊急事態宣言、まん延防止重点措置の発令、解除などに伴う感染のフェーズが変わる機会などを捉え、書面開催も含めると計10回の部会を開催し「公共施設等の対応リスト」及び「イベント・行事等の対応方針」【資料1参照】をとりまとめ、本部会議での報告、承認を得たのち、各所属、関係団体、市民向けに公表した。

また、感染症拡大防止対策として市が取り組んできた各種事業についても、部会に意見を求め対応を協議した上で実施した。

(3) 新型コロナウイルス「富士市地域外来・検査センター」の設置・運営

令和2年2月22日に、新型コロナウイルス感染の早期診断や感染状況の把握に役立てることを目的として、富士市医師会の協力のもと、市内で独自にPCR検査が実施できる新型コロナウイルス「富士市地域外来・検査センター」を開設した。

新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がある方で、市内開業医（かかりつけ医）が診察等によって検査が必要と判断した場合、同センターでのPCR検査を案内し、感染の疑いのある人が車に乗ったまま検査を受けられる「ドライブスルー方式」を採用した。

県内でも早期の開設となったため、情報が少ない中、富士市医師会等との調整を行いながら手探り状態での開設となった。

その後、市内医療機関等での検査体制が整ってきたことから徐々に規模を縮小し、令和5年3月末で終了となったが、同センターは初期における市内の検査体制を支える役割を果たした。

(4) 富士駅周辺地区等における「拡大検査」への協力

令和2年12月には、クラスターの頻発や感染者の急増で医療提供体制のひっ迫が深刻化したことから、①感染拡大地域における迅速かつ広範な検査の実施、②飲食店への感染防止対策の臨店指導の実施、③特定地域、特定業種に絞った営業時間の短縮要請など、感染拡大防止に必要な措置についての内容の検討や調整について県と市が連携して取り組むこととなった。

また、感染まん延期においては、複数のクラスターが同一市町で発生した場合、その市町と協議の上、クラスター発生地域名及び関連情報を公表するものとし、該当する市町として、本市の「富士駅北地区の酒類を提供する店舗」が公表された。

こうした流れを受けて、令和2年12月10日～19日の期間で、県により富士駅周辺で営業する飲食店等の従業員、利用者、タクシー乗務員等で無症状者を対象に、県富士総合庁舎駐車場を会場として本人による唾液検体採取での抗原定量検査、いわゆる「拡大検査」が実施された。

市では、保健部及び上下水道部職員を中心に計8部から延べ55人の職員を派遣し、検査会場に来た方の受付及び案内などの協力を行った。

また、令和3年8月13日～14日には、クラスターとして認定された吉原地区の店舗を利用した無症状者に対する「拡大検査」が実施されたため、市職員延べ4人を派遣し、検査会場に来た方の案内などの協力を行った。

(5) 富士保健所への保健師派遣

保健所業務を円滑に遂行し、より効果的な富士圏域内の感染症対策の強化を図るため、富士保健所へ市職員（保健師）を派遣した。

業務内容としては、積極的疫学調査、電話による濃厚接触者及び自宅療養者の健康観察、富士保健所への問合せ及び相談の電話対応などが主なものであり、令和2年12月から令和4年9月までの間で、市内の感染状況に応じて期間を区切り、第8陣までの派遣を行い、延べ45人の保健師が従事した。

保健所機能の維持のため当該派遣が一助となったことは間違いないが、市保健師にとっても感染症対策の最前線の実務を知る良い機会となった。

(6) 静岡県の宿泊療養施設開設に伴う調整

令和3年6月21日には、県により軽症者を受け入れる宿泊療養施設が、県内5施設目として市内に開設されることとなった。

また、宿泊療養施設は、自宅療養者を減らし、同居家族などへの感染を防ぐためにも必要な施設であるが、近隣住民等の理解が必要であった。

このため市では、県担当者が地元町内会へ説明を行う際の日程を調整するとともに、広報紙などを通じた市民への開設の周知に協力した。

開設当時は感染が落ち着いた状況であったが、その後、変異株の影響による感染が急拡

大することとなったため、コロナ禍における医療提供体制の維持にとって極めて重要な施設となった。

(7) 「新型コロナウイルス感染症抗原定性検査キット」緊急配備事業の実施

令和3年8月には、デルタ株による「感染の第5波」の影響により感染が急拡大していたことから、登校及び出勤後に、発熱等の感染が疑われる症状が出た児童・生徒・学生及び教職員に対し、医療機関へ受診する前に抗原定性検査キットによる検査を実施できる体制を整えた。

本事業の目的は、対象施設である市立小中学校、市立高等学校及び市立看護専門学校の夏季休業明け前に抗原定性検査キットを緊急配備することで、医療機関受診前の対応等を迅速にすること、また、クラスターの発生を抑制することなどであった。

(8) 自宅療養者サポート事業（医療電話相談、よろず相談、安否確認、食料支援）の実施

オミクロン株の影響を受けた「感染の第6波」が到来したことによる陽性患者の急増に対応する必要があったため、自宅療養者に対する各種支援を行うサポート事業を実施した。

食料支援は令和3年9月から先行して、その他3事業は令和4年1月から開始したが、これにより、富士市医師会、富士保健所等関係機関と連携し、自宅療養者が安心して療養生活を送ることのできる体制を確保することができた。

なお、「医療電話相談」及び「よろず相談」については、本市が対象区域となる「緊急事態宣言」または「まん延防止等重点措置」の発令期間等に限り実施した。【資料2参照】

(9) 富士市新型コロナ一般電話相談窓口の開設

令和4年7月及び12月には、それぞれ「感染の第7波、第8波」の影響を受けた感染者の急増に伴い、多くの市民が、新型コロナウイルスに関する疑問や、感染に対する不安を感じていた。

このため、感染予防に関すること、症状に応じた検査や医療機関への受診に関することなどの一般的な相談に対応し、少しでも疑問の解決や不安の解消に繋がるよう、保健医療課内に電話相談窓口を開設した。

特に感染のピーク時においては、医療機関や保健所に電話が繋がりにくい状況が続く中で、電話相談窓口で解決することができる相談内容も数多くあった。

また、相談者の中には話を聞いてもらえただけでも安心した様子の方も多く見られ、市民の不安解消という面からも十分な効果があった。

(10) 新型コロナ検査キット有症状者向け配布事業の実施

令和4年8月及び12月には、それぞれ「感染の第7波、第8波」の影響を受けた感染拡大により外来患者が医療機関に殺到し、地域の医療提供体制がひっ迫していた。

こうした状況を解消するため、軽症状者が自身で検査キットを用いて検査を行い、医療

機関にかかることなく自宅療養を行うことを目的に、国から支給された抗原定性検査キットを無料で配布した。

夏季の配布については、キットの温度管理が必要であったため、職員がタクシーを使って宅配し、冬季の配布については、温度管理が不要のため、配送業者による宅配を行った。

医療機関にかからずとも、自身で感染の有無を判断することができ、両期間中に合計で 11,368 キットの配布を行ったことから、医療体制のひっ迫解消に一定の効果があった事業であった。

(11) 富士市臨時発熱センターの開設・運営

新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行への対策として、多くの医療機関が休診となる年末年始等に富士市医師会及び富士市薬剤師会の協力のもと、フィランセを会場に臨時発熱センターを開設し、ドライブスルー方式により診察及び投薬を行った。

特に年末年始は連日 200 人を超える患者が殺到し、検査後の患者の新型コロナウイルス陽性率は 6 割を超えるなど、感染拡大の状況がはっきりと数字に表れた結果となった。

これにより、発熱患者は臨時発熱センターで、救急患者は救急医療センターでの対応となり、すみ分けが図られたことで、救急医療体制の維持に繋がる事業となった。

富士市新型コロナウイルス感染症拡大防止部会設置要領

(設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症の拡大防止策（以下「感染症拡大防止策」という。）について専門的に調査審議するため、富士市新型コロナウイルス感染症拡大防止部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 感染症拡大防止策に係る情報の収集及び共有に関すること。
- (2) 感染症拡大防止策に係る連絡調整に関すること。
- (3) 感染症拡大防止策の実施に関すること。
- (4) その他感染症拡大防止策に関し必要と認めること。

(組織)

第3条 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

- 2 部会長は保健部長をもって充て、副部会長は環境部長をもって充てる。
- 3 部会員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(部会長及び副部会長)

第4条 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 部会長及び副部会長に共に事故があるとき、又は部会長及び副部会長が共に欠けたときは、部会長が指定した部会員が部会長の職務を代理する。

(会議)

第5条 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

- 2 部会は、必要に応じて、会議に部会員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、保健部保健医療課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

市民部	市民課長
保健部	保健医療課長、健康政策課長
環境部	環境総務課長、廃棄物対策課長
消防本部	警防課長
中央病院事務部	病院総務課長

市が主催するイベント・行事等の対応方針（新型コロナウイルス感染症）

(1) 令和4年3月22日から当面の間は、以下の開催制限を目安として、開催の可否を判断する。

感染防止安全計画を策定した場合
 収容定員まで可（上限なし）
上記以外の場合




- ・ 人数上限：5,000人もしくは収容率50%のいずれか大きい方
- ・ 収容率50%以内（大声あり）、100%以内（大声なし）

のいずれか小さい方



開催と判断した場合は、**不織布マスクの着用、手指消毒及び室内での換気の徹底、参加者の把握、入場時の検温、密の回避**など、**基本的な感染対策をさらに強化し、開催方法の変更**についても検討する。

なお、感染防止安全計画を策定したイベントは、静岡県へ**感染防止安全計画及び結果報告書**を提出する。上記以外の大規模イベントについては、**チェックリストを作成し、ウェブサイト等で公表**することで、参加者へ感染防止対策の実施を呼びかける。また、イベント終了後には、**結果報告書を作成し、1年をめぐりに資料の保管**をする。

(2) イベント・行事等を開催する際には、

項目	①「密閉」（換気の悪い密閉空間で開催するもの）  密閉回避	②「密集」（多数の人が密集する環境で開催するもの）  密集回避	③「密接」（間近で会話や発声したりするような環境で開催するもの）  密接回避
チェック	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

の「3つの密」について、主催者において徹底的に回避するものとする。たとえ「1密」であっても、これを避け「ゼロ密」を目指す。









項目	④人と人との間隔はできるだけ2mを目安とする。 	⑤マスク未着用で近接した距離の会話等を原則行わない。 
チェック	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

についても、主催者において十分配慮するものとする。

項目	<p>⑥人数上限・収容率要件の目安については、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室による事務連絡のうち、「基本的対処方針に基づく、イベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」等を参照の上判断するものとする。</p> <p>参照URL：https://corona.go.jp/news/</p>
-----------	---



(3) 適切な感染防止対策の例として、

		項目			
		<p>①チラシや開催通知等で不織布マスクの着用や、風邪などの症状がある方の参加は控えるように促す。</p> 	<p>②開催前に、参加者へ厚生労働省提供アプリ（COCOA）アプリ等の活用を促す（参加者の連絡先等の把握を徹底）。</p> 	<p>③会場出入口へ手指消毒液を設置する。</p> 	<p>④手洗い場の案内表示をする。</p> 
チ ェ ッ ク	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<p>⑤会場内に感染防止ポスターを掲示し、手洗い・咳エチケット等を周知する。</p> 	<p>⑥室内でのイベント・行事については、定期的に換気を行う。</p> 	<p>⑦参加時に体温の測定や症状の有無を確認し、具合の悪い方の参加を認めない。</p> 	<p>⑧開催前後における密の生ずる交流の自粛を促す。</p> 
チ ェ ッ ク	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

などを参考に、イベント・行事ごと必要に応じた対策を講じるものとする。

(4) 本方針については、3月22日（火）以降に開催されるイベント・行事等に適用する。ただし、今後、新たな国の方針が示された場合や、本市及び近隣市における感染拡大の状況に応じて内容を適宜見直すものとする。

(5) 本方針については、所管課の関係団体等が実施するイベント・行事についても、主催者に対し確実に周知するものとする。

新型コロナウイルス感染症自宅療養者等食料品等支援事業

1 目的

感染症法等に基づき、新型コロナウイルス感染症患者の自宅療養者及び濃厚接触者に、日常生活を営むために必要な食事や飲物を提供すること。

2 実施期間

令和4年9月14日～令和5年3月30日

3 実績

- (1) 世帯：782世帯
- (2) 自宅療養者への支援：1,197人分
- (3) 濃厚接触者への支援：1,253人分
- (4) 食料物資合計：2,428個

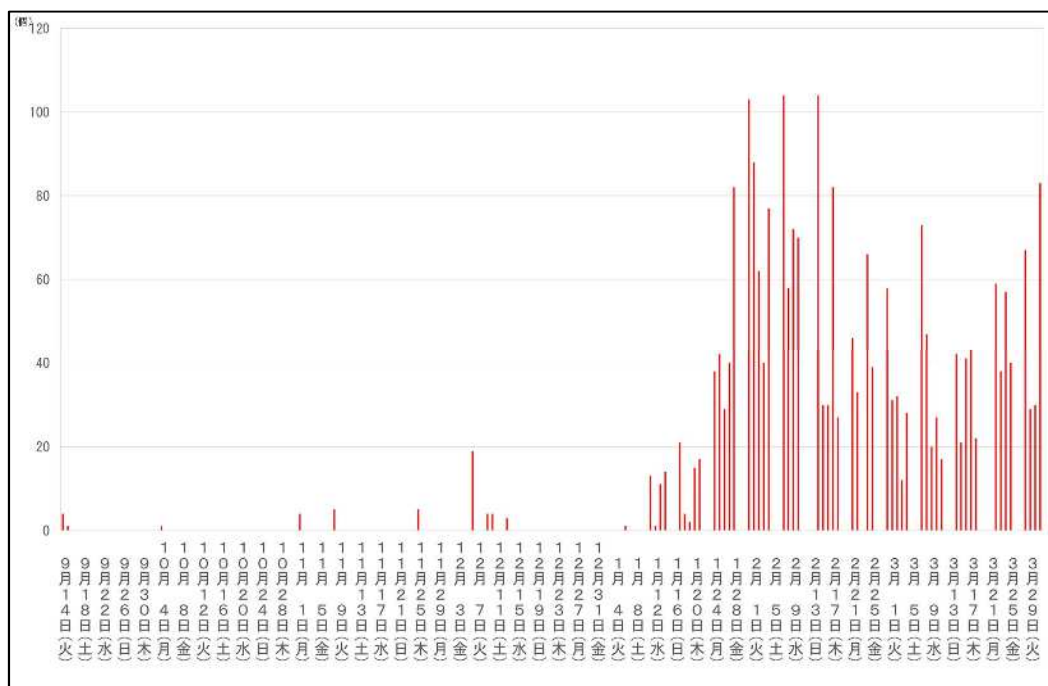


図1 新型コロナウイルス感染症自宅療養者等食料品等支援事業発送数

4 提供対象者

新型コロナウイルス感染症による自宅療養者等で、食料品の買い置きがなく、インターネット通販等の利用や親族・知人等による支援を受けることが困難な富士市在住の者のうちいずれかに該当する方

- ・自宅療養又は入院・宿泊療養施設調整中の方

- ・ 自宅療養又は入院・宿泊療養施設調整中の方と同居する濃厚接触者

5 支援内容

(1) 支援物資

3日分程度の食料品等

(2) 支援物資の提供回数

1人につき1回限り

(3) 提供方法

市職員が、配達先の玄関に支援物資を「置き配」する。

(4) 申込み受付方法

電話、ファクス、電子申請により受付

No.	品 目	数量
1	経口補水液	3
2	野菜ジュース	3
3	おかゆ	4
4	ごはん	1
5	レトルト食品	3
6	スープ	1
7	栄養補給食品	3
8	ウェットティッシュ	1
9	アルコールスプレー	1



図2 新型コロナウイルス感染症自宅療養者等支援物資

<p>症について情報共有するとともに、「富士市感染症対策行動マニュアル」に基づいて各所属がとるべき対応の確認を依頼した。</p>	<p>令和2年2月4日</p>	<p>開催1回</p>
<p>手指消毒液の各所属への配布</p> <p>まちづくりセンター用、保育幼稚園用、児童クラブ用、高齢者介護関連ほか各種イベント用として備蓄、購入、寄附等で確保したマスク・手指消毒液を配布した。</p>	<p>適宜</p>	<p>—</p>
<p>妊婦へのマスクの配布</p> <p>特に体調管理に気を付ける必要があり、一般的に妊婦の方が肺炎にかかると重症化する可能性があり、一層厳密な感染予防を図る必要があったため、妊婦にマスクを配布した。</p>	<p>窓口：令和2年5月1日 郵送：令和2年5月7日</p>	<p>・妊婦約2,000人 ・使い捨て備蓄マスク2万枚配布</p>
<p>透析患者へのマスクの配布</p> <p>免疫力が低いと感染すると重症化しやすく、また、週3回、人工透析を受けなければならないことから、通院による感染が懸念され、市内透析施設がある7医療機関を経由して、透析患者にマスクを配布した。</p>	<p>令和2年5月18日</p>	<p>・透析患者約1,000人 ・使い捨て備蓄マスク1万枚配布</p>
<p>「富士市地域外来・検査センター」の開設、運営</p> <p>新型コロナウイルス感染症の検査体制を強化し、感染者の早期発見を行うため、ウォークスルー方式によるPCR検査を実施した。感染拡大リスクに備え、唾液採取やウォークスルー方式による検査体制を整備した。</p> <p>：週3日～4日</p>	<p>開設：令和2年5月22日</p>	<p>【令和2年度実績】 ・検査実施件数557人 ・陽性16人 ・陽性率2.87%</p>
<p>「本市におけるクラスター発生後の対応について」の公表</p> <p>8月31日に市内初（県内5例目）のクラスターが発生したことに伴い、市内外への周知、PCR検査の実施、市内公共施設等の対応、イベント・催し物の開催からなる対応方針を定め公表した。</p>	<p>令和2年8月5日</p>	<p>—</p>
<p>「感染リスクが高まる5つの場面」の周知</p> <p>10月23日の国の新型コロナウイルス感染症対策分科会、11月5日の全国知事会において示された①飲酒を伴う懇親会等、②大人数や長時間に及ぶ集まり、③マスクなしでの会話、④狭い空間での共同生活、⑤居場所の切り替わりなどのリスクについて本部会議で取り上げ、ウェブサイト等で市民に周知した。</p>	<p>令和2年11月13日</p>	<p>—</p>
<p>静岡県から富士市との連携要請の発出</p> <p>12月の頻発や感染者の急増で医療提供体制の逼迫が深刻化したことから、県内全域における迅速かつ広範な検査の実施、②飲食店への感染防止対策の実施、③特定地域、特定業種に絞った営業時間の短縮要請など、感染防止に必要な措置についての内容の検討や調整について県と市が連携して取り組むこととなった。</p>	<p>令和2年12月5日</p>	<p>—</p>

<p>辺地区における直近のクラスターの多数発生を踏まえ、県が実施した抗 査に市職員を派遣し協力した。</p> <p>容：検査会場に来た方の受付及び案内</p> <p>制：1日につき5～9人（受付2～5人、案内3～4人）</p> <p>員：延べ55人</p>	<p>令和2年12月10日～14 日、17日～19日、計8 日間</p>	<p>【県集計による実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査実施件数1,247人 ・陽性16人 ・陽性率1.28%
<p>富士保健所への保健師派遣（第1陣～第3陣）</p> <p>務を円滑に遂行し、より効果的な富士圏域内の感染症対策の強化を図る 士保健所へ職員を派遣した。</p> <p>容</p> <p>疫学調査（患者の症状、感染源・濃厚接触者の特定と連絡先確認等） よる濃厚接触者及び自宅療養者の健康観察</p> <p>健所への問合せ及び相談の電話対応、検査の準備</p>	<p>①令和2年12月9日～ 12月28日（計14日間）</p> <p>②令和3年1月4日～1月 29日（計19日間）</p> <p>③令和3年2月1日～2月 12日（計9日間）</p> <p>※土日祝除く</p>	<p>①派遣職員：保健師6人</p> <p>②派遣職員：保健師9人</p> <p>③派遣職員：保健師5人</p> <p>※各日2人ずつ</p>

対象期間：令和3年4月～令和4年3月

対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
対応の内容（概要）		
<p>「感染拡大防止部会」の開催</p> <p>報の収集及び共有、感染症拡大防止等の諸対策に係る連絡調整・実施等 務とする「感染拡大防止部会」を開催した。</p>	<p>令和3年6月8日～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・開催3回 （うち書面開催1回）
<p>「富士市地域外来・検査センター」の運営</p> <p>ナウイルス感染症の検査体制を強化し、感染者の早期発見を行うため、 スルー方式によるPCR検査を実施した。感染拡大リスクに備え、唾液中 採取やウォークスルー方式による検査体制を整備した。</p> <p>：週3日</p>	<p>令和2年度に引き続き実 施</p>	<p>【令和3年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査実施件数439人 ・陽性56人 ・陽性率12.76%
<p>静岡県の宿泊療養施設開設に伴う調整</p> <p>新型コロナウイルス感染症の軽症者を受け入れる宿泊療養施設が市内に パホテル富士中央）されるに当たり、県が実施する地元町内会等への説 程調整を行った。</p> <p>開催：2回（令和3年5月21日、6月5日）</p>	<p>開設：令和3年6月21日 終了：令和5年3月13日</p>	<p>【県集計による実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1日当たり最大療養 者数111人（R3.8.15） ・累計療養者数2,209人
<p>県から「東部地域における感染拡大を踏まえた対応について」の発出</p> <p>による感染拡大が顕著となっている県東部地域で相次いでクラスターが いることから、①感染状況の継続的監視と情報発信、②医療提供体制の 飲食店への営業時間の短縮要請、④東部地域への最大限の注意喚起、⑤ に向けた感染防止対策の5項目の対応を実施することを発表したため、 イト等で市民に周知した</p>	<p>令和3年7月26日</p>	<p>—</p>

<p>「新型コロナウイルス感染症抗原定性検査キット」緊急配備事業の実施</p> <p>出勤後に、発熱等の感染が疑われる症状が出た児童・生徒・学生及び教員、医療機関へ受診する前に抗原定性検査キットによる検査を実施できず、検査キットの整備した。</p> <p>対象施設：市立小中学校43校、市立高等学校及び市立看護専門学校</p>	<p>令和3年8月27日</p>	<p>920テスト分</p>
<p>富士保健所への保健師派遣（第4陣～第7陣）</p> <p>業務を円滑に遂行し、より効果的な富士圏域内の感染症対策の強化を図るため、富士保健所へ職員を派遣した。</p> <p>内容 疫学調査（患者の症状、感染源・濃厚接触者の特定と連絡先確認等）による濃厚接触者及び自宅療養者の健康観察 保健所への問合せ及び相談の電話対応、検査の準備</p>	<p>④令和3年9月3日～10日（計6日間） ⑤令和3年9月15日～30日（計10日間） ⑥令和4年1月24日～2月28日（計24日間） ⑦令和4年3月1日～3月17日（計13日間） ※土日祝除く</p>	<p>④派遣職員：保健師4人 ⑤派遣職員：保健師2人 ⑥派遣職員：保健師6人 ⑦派遣職員：保健師4人 （各日2人ずつ）</p>
<p>自宅療養者サポート事業（食料支援）の実施</p> <p>高齢者等及び濃厚接触者でインターネット通販等の利用や親族・知人等による受けることが困難な富士市在住者に対し、3日分程度の食料品等（ご飯、食品、栄養補助食品等）を置き配し支援した。</p>	<p>令和3年9月14日～令和4年3月31日</p>	<p>・世帯数782 ・配送数2,428</p>
<p>静岡県が新型コロナ一般検査（無料検査）の実施を公表</p> <p>オミクロン株が確認されたことに伴い、県が感染の不安を感じる県内在住者に対し、検査できる体制を整備したため、市内薬局等の検査実施場所の周知に努め、市民からの問い合わせ等に対応した。</p>	<p>令和3年12月28日～</p>	<p>—</p>
<p>自宅療養者サポート事業（安否確認）の実施</p> <p>市からの覚書に基づき、自宅療養者の安否確認の要請が富士保健所からあった場合、電話や臨宅により当該患者の安否を確認し、保健所に電話をするよう伝えるなど必要な対応をとった。</p>	<p>令和4年1月13日～令和4年3月31日</p>	<p>【令和3年度実績】 ・件数21（うち臨宅11件、架電のみ10）</p>
<p>自宅療養者サポート事業（医療電話相談）の実施</p> <p>通常診療時間外に、自宅療養者が体調等の不安を覚えた際、看護師や医師による電話相談ができる輪番体制を富士市医師会の協力により構築した。</p> <p>相談で聞き取った症状により緊急性を判断して、必要があれば保健所に繋ぐなど、適切な対応やクリーニング機能を果たした。</p>	<p>令和4年1月26日～令和4年3月27日</p>	<p>・相談件数86件（うち医師連絡件数15件）</p>
<p>自宅療養者サポート事業（よろず相談）の実施</p> <p>電話相談以外の各種相談を自宅療養者から受けることで、療養生活における不安の解消を図った。</p>	<p>令和4年1月26日～令和4年3月27日</p>	<p>・相談件数54件</p>

<p>「富士市地域外来・検査センター」の運営</p>		
<p>新型コロナウイルス感染症の検査体制を強化し、感染者の早期発見を行うため、ドライブスルー方式によるPCR検査を実施した。感染拡大リスクに備え、唾液に採取やウォークスルー方式による検査体制を整備した。</p> <p>：週2日</p>	<p>令和2～3年度に引き続き実施</p>	<p>【令和4年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査実施件数66人 ・陽性17人 ・陽性率25.8%
<p>自宅療養者サポート事業（安否確認）の実施</p>	<p>令和4年4月1日～ 令和5年3月31日</p>	<p>【令和4年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・件数13件（うち臨宅件、架電のみ9件）
<p>「富士市新型コロナ一般電話相談窓口」の開設</p>	<p>①令和4年7月25日～ 令和4年9月30日 ②令和4年12月15日～ 令和5年2月15日</p>	<p>①相談件数1,992件 ②相談件数1,037件</p>
<p>新型コロナ検査キット有症状者向け配布事業の実施</p>	<p>①令和4年8月11日～ 令和4年9月30日 ②令和4年12月16日～ 令和5年2月15日</p>	<p>①配布数3,918件 ②配布数7,450件</p>
<p>富士保健所への保健師派遣（第8陣）</p>	<p>⑧令和4年8月8日～9月30日（計33日間） ※土日祝除く</p>	<p>⑧派遣職員：保健師9人（各日1人ずつ）</p>
<p>「富士市臨時発熱センター」の開設・運営</p>	<p>令和4年12月29日～ 令和5年1月3日、8日、9日、2月11日、12日の10日間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・患者数2,010人 ・陽性者数（新型コロナウイルス）1,294人 ・陽性率（新型コロナウイルス）64.4% ・陽性者数（インフルエンザ）119人 ・陽性率（インフルエンザ）5.9%

2 経済対策等部会

新型コロナウイルス感染症の流行は、市民生活はもとより、市内事業所の活動にも大きな影響を及ぼした。多くの事業所では、社会経済活動の低下による売上の減少や収益の悪化が経営上の大きな課題となるとともに、感染者・濃厚接触者の出勤停止などによる労働力の確保や感染拡大防止のための在宅勤務・時差勤務など多様な就業形態への対応を余儀なくされた。

このような中、本市では、地域経済の安定と雇用の維持を図り、地域経済の持続可能性を確保するため、富士市商工会、富士市ホテル旅館業組合、静岡県タクシー協会富士・富士宮支部などの各種経済団体・業界団体からの陳情・要望や富士市中小企業等振興会議からの提言などを踏まえ、国や県と連携しながら、様々な施策を実施した。

(1) 経済対策等部会の開催状況

ア 富士市新型コロナウイルス感染症経済対策庁内連絡会(令和2年3月～令和2年4月)

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う経済対策等について、全庁的な連絡調整を行うため、令和2年3月27日に「富士市新型コロナウイルス感染症経済対策庁内連絡会」が設置された。

この組織体制としては、委員長に総務部長、副委員長に産業経済部長が充てられ、以下の表のとおり8部1室の20課長が委員となり、事務局は行政経営課が担った。

(別表) 富士市新型コロナウイルス感染症経済対策庁内連絡会委員

市長公室	市長公室長
総務部	行政経営課長、シティプロモーション課長
財政部	財政課長、契約検査課長、収納課長、市民税課長、資産税課長
市民部	市民安全課長、多文化・男女共同参画課長
福祉こども部	福祉総務課長、生活支援課長
保健部	保健医療課長、高齢者支援課長、国保年金課長
産業経済部	産業政策課長、商業労政課長、富士山・観光課長
上下水道部	上下水道営業課長
教育委員会	教育総務課長

この連絡会は、同年4月17日に経済対策部会に移行されるまでの間、以下開催実績のとおり2回開催され、新たな経済対策の立案に向けた意見交換や、国・県等からの新たな情報等の共有を行い、富士市感染症対策本部会議にて報告を行った。

(開催実績)

回次	開催年月日	内容	備考
第1回	令和2年 4月2日	・新型コロナウイルス感染症に伴う経済対策、市民対応等に係る各所属の現状及び課題について	
第2回	令和2年 4月14日	・国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」への対応等について	

イ 富士市新型コロナウイルス感染症経済対策等部会(令和2年4月～令和4年3月)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に迅速に対応し、必要な経済対策等を展開していくために、令和2年4月17日をもって富士市新型コロナウイルス感染症経済対策庁内連絡会を廃止し、同日に富士市新型コロナウイルス感染症対策本部内に経済対策等部会を設置することとなった。

なお、部会の構成員並びに事務局については、庁内連絡会の体制がそのまま引き継がれている。

この体制での部会は、以下開催実績のとおり令和2年度に2回開催され、これ以降は部会を開催することはなく、事務局の行政経営課が各部会員を通じて、経済対策等に係る予算措置の状況や支援情報等、随時情報集約を行い、各回の感染症本部会議において、経済対策等部会からの資料として提出した。

(開催実績)

回次	開催年月日	内容	備考
第3回	令和2年 4月27日	・「新型コロナウイルス感染症に伴う経済対策」への対応について	
第4回	令和2年 6月3日	・新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う関係団体(指定管理者を含む。)からの要望への今後の対応方針について	

ウ 富士市新型コロナウイルス感染症経済対策等部会(令和4年4月～令和5年)

令和4年度組織改正により危機管理室が設置され、危機管理事象に対する緊急対応の総合調整について同室が所掌することに伴い、感染症対策本部の組織体制について整理が行われ、各部会については守備範囲を明確にしたコンパクトな組織体制とし、可能な限り同一所属が複数の部会に参画することが無いよう調整が行われた。

経済対策等部会については、部会長が産業交流部長、副部会長が都市整備部長へと変更となり、部会員は経済関連部門に特化した2部5課(以下表のとおり)、事務局は産業政策課が担うこととなった。

(別表) 富士市新型コロナウイルス感染症経済対策等部会員

産業交流部	産業政策課長、商業労政課長、交流観光課長、農政課長
都市整備部	都市計画課長

本部会は、令和4年度中に、以下開催実績のとおり8回開催され、国・県の支援策や他市町の取組状況等の情報共有、市内の経済情勢の把握とこれに伴う迅速な経済対策の検討及び実行等を進め、その進捗状況について富士市感染症対策本部会議にて報告を行った。

(開催実績一覧)

回次	開催年月日	内容	備考
第1回	令和4年 4月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済情勢など現状確認について ・ 支援策の確認(国・県含む)について ・ 今後の方向性の確認等について 	
第2回	令和4年 6月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回の意見を踏まえた対応について ①静岡県景気動向指数(CI)R4年3月の把握 ②地域産業支援センターのウェブサイトへのコロナ対策の掲載 ・ 新型コロナウイルス感染症対策に係る6月補正事業について ・ 継続検討となった事業について ・ イベント等開催に伴う感染症対策について 	

第3回	令和4年 7月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・継続検討となった事業について ・イベント等開催に伴う感染症対策について ・(一社)静岡県トラック協会からの要望の対応について 	
第4回	令和4年 8月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・9月補正に上程する経済対策について 	
第5回	令和4年 8月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の経済対策について <ul style="list-style-type: none"> …燃料高騰等に伴う貨物自動車運送事業者支援 ・他都市の新たな経済対策について 	
第6回	令和4年 9月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・国・県・周辺自治体の新たな経済対策について ・今後の経済対策について <ul style="list-style-type: none"> …燃料高騰等に伴う貨物自動車運送事業所等支援 	
第7回	令和4年 12月15日	<p>今後の経済対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料高騰等に伴う貨物自動車運送事業所等支援補助金について ・臨時交付金(2月補正)予定事業について ・(一社)静岡県LPガス協会からの要望対応について ・11月議会一般質問(笠井議員)に対応について <ul style="list-style-type: none"> …電気代・ガス代の補助、パーティーなどの開催費用補助 	
第8回	令和5年 2月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・3月13日～5月7日までの窓口等におけるマスク着用の考え方について 	書面開催

(2) 実施した施策

本市では、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者を支援するため、次の施策を実施した。

ア 新型コロナウイルス対応事業者総合支援相談窓口の設置

新型コロナウイルス感染症の流行が全国に拡大し始めた令和2年3月以降、国、県、市が様々な支援策を実施したが、相談対応が一元化されていなかったことなどから、事業者が適切な相談支援を受けにくい状況にあった。

このため、令和2年6月に「新型コロナウイルス対応事業者総合支援窓口」を設置し、各種補助制度などの支援メニューについて、総合的に相談できる体制を整えた。

《新型コロナウイルス対応事業者総合支援窓口》



No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）	担当課
	対応の内容（概要）			
1	新型コロナウイルス対応事業者総合支援窓口の設置	令和2年6月 ～ 令和5年5月	相談実績 令和2年度：746件 令和3年度：556件※ 令和4年度：893件 令和5年度：153件 ※富士市地域産業支援センター開設以降は、センターでの窓口相談数を計上	産業政策課 " " 産業支援課
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置場所 令和2年6月から令和2年7月まで 富士市勤労者総合福祉センターラ・ホール富士1階 令和2年8月から令和3年8月まで 中央図書館分館1階 令和3年9月から令和5年5月まで 中央図書館分館2階 富士市地域産業支援センターBeパレットふじ ・ 受付時間 平日午前9時から正午まで、午後1時から午後4時まで ・ 取扱内容 持続化給付金、雇用調整助成金、協力金、金融支援、家賃補助など事業者に関係のある支援メニュー ・ 相談員 市職員、地域産業支援機関職員（富士商工会議所、富士市商工会、富士信用金庫）、静岡県よろず支援拠点職員（令和2年11月～）、ハローワーク富士（令和2年11月～12月） 			

イ 資金・費用面の支援

事業者向け支援（全体）

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）	担当課
	対応の内容（概要）			
1	事業持続化支援給付金	令和2年度	5,501件 5億5,010万円	商業労政課
	市内中小事業者及び個人事業主に対し、令和2年1月～12月で、事業収入が前年同月と比較して30%以上減少した月がある場合などに、1事業者当たり10万円を給付。			
2	第二次事業持続化支援給付金	令和2年度	129件 3,320万円	商業労政課
	売上高が減少した市内中小事業者及び個人事業主に対し、令和3年1月～3月で、事業収入が令和元年同月と比較して30%以上減少した月がある場合などに、減少率に応じて10万円～30万円を給付。	令和3年度	3,219件 7億1,050万円	〃
3	経済変動対策貸付資金融資事業（新型コロナウイルス感染症対応枠）	令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度※ ※R5.11承諾分 まで	新規保証承諾件数	産業政策課
	資金繰りが悪化している中小企業者等に資金を貸し付けた金融機関に対し、利子補給金を交付。（利子補給率0.65%、返済期間10年以内）		709件 137件 74件 30件	〃 〃 産業支援課
4	異業種連携新サービス・新事業創出支援補助金	令和3年度	8件	産業政策課
	緊急事態宣言等の影響を受けた市内事業者が業界・業態に関わらず連携し、新たなサービスや事業を創出する取組に対し、補助金を交付。（上限500万円）	令和4年度 令和5年度※ ※R5.11申請分 まで	8件 5件	〃 〃

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）	担当課
	対応の内容（概要）			
5	テレワーク機器導入補助金	令和3年度 令和4年度	13件 27件	産業政策課 "
	テレワークを導入するため必要な機器を購入する事業者に対し補助金を交付。（上限50万円）			
6	デジタル販路開拓支援補助金	令和4年度 令和5年度※ ※R5.11申請分 まで	21件 7件	産業政策課 産業支援課
	非対面型ビジネスモデルへの転換による販路拡大を支援するため、ECサイトに出品する商材のブラッシュアップに関するコンサルタント等に対し、補助金を交付。 (R4：上限30万円、補助率2/3、R5：上限50万円、補助率1/2)			
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業等BCP策定等促進補助金（産業支援課）令和2年度 ・ 新型コロナウイルス対応マル経融資（産業政策課・産業支援課）令和2年度～令和5年度 			

事業者向け支援（業種別等）

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）	担当課
	対応の内容（概要）			
1	新型コロナウイルス感染拡大防止協力金	令和2年度 要請期間： R2. 4. 29～R2. 5. 6	1,122 件 3億4,920万円	商業労政課
	市内で飲食店を運営する事業者のうち、市の協力依頼に応じ店内での店舗の使用を停止した事業者に対し、30万円（2店舗以上運営する事業者は50万円）を支給。			
2	新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（営業時間短縮）	令和2年度 要請期間： R2. 12. 23～ R3. 1. 5	930 件 5億1,888万円	商業労政課
	市内で酒類を提供する飲食店等を運営する事業者のうち、法に基づく県の営業時間短縮要請に応じた事業者に対し、4万円に時短要請に協力した日数を乗じた額（上限56万円）を支給。			
3	中小企業等応援金	令和3年度	446 件 2,812万円	商業労政課
	まん延防止等重点措置等に伴う休業及び営業時間短縮要請又は外出自粛等の影響により、売上が減少した市内中小法人等に対し、売上減少額に相当する額（上限：中小法人10万円、個人事業者5万円）を支給。			
4	新型コロナウイルス対策事業継続支援給付金	令和2年度	36 件 1,571万円	富士山・観光課
	新型コロナウイルス感染症の影響を特に受ける宿泊事業者に対して、事業の継続を下支えするために給付金を支給。（令和元年に1年間営業していない者は開業した月から起算） 令和元年月額平均売上高と令和2年4月の売上高との差額（上限50万円）			
5	感染症対策実施店周知支援事業	令和2年度	467 件	富士山・観光課
	市が示す感染対策を実施している店舗に対し、ステッカーやのぼり旗を配布し、店舗名を特設ウェブサイト公表。			

6	宿泊施設感染防止対策強化助成金	令和3年度 令和4年度	10件 5件	富士山・ 観光課 交流観光課
	宿泊施設感染防止対策の強化を行うものに対する助成金を交付。 設備改修：上限250万円（補助対象経費の1/4に相当する額） 機器等の購入：上限25万円（補助対象経費から50万円を除いた額）			
7	富士市宿泊施設新型コロナウイルス感染症対策奨励金	令和3年度	21件 24施設	富士山・ 観光課
	県による安全性の認証を受けるために感染症対策に取り組んだ事業者 に対して奨励金を交付。 県認証申請：1施設当たり5万円			
8	バスで巡る親子市内観光ツアー事業	令和2年度 令和3年度 令和4年度	10回、202人 5回、153人 5回、129人	富士山・ 観光課 " 交流観光課
	コロナ終息期の新しい旅行方法であるマイクロツーリズムを推進する ため、バスで巡る親子市内観光ツアーを実施。			
9	紙・パルプ関連事業者新製品・新技術等開発支援補助金	令和2年度 令和3年度	3件 5件	産業政策課 "
	紙・パルプ関連事業者が行うプラスチック資源循環や脱炭素社会に対応 した新製品・新技術等の研究開発に係る経費の2/3を補助。（上限400万 円）			
10	コワーキングスペース等整備費補助金	令和2年度 令和3年度	2件 3件	産業政策課 "
	市内にコワーキングスペース等を整備するものに対し、建物改修等に係 る費用の3/4を補助。（上限750万円）			
11	地域公共交通感染拡大防止対策事業補助金	令和2年度 令和3年度	13件 13件	都市計画課 "
	公共交通事業者（地方鉄道事業者、路線バス事業者、タクシー事業者） を対象として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る費用 を支援。			
12	ユニバーサルデザインタクシー導入支援事業補助金	令和3年度 令和4年度	6台 6台	都市計画課 "
	ユニバーサルデザインタクシーの車両導入を支援。（上限30万円/台）			

13	農業収入保険加入支援補助金	令和4年度	41件	農政課
	新型コロナウイルス感染症や自然災害などの要因により収入の減少に見舞われた農業者に対して、収入減少分の一部を補填する保険制度への加入を促進するため、保険料及び付加保険料（事務費）の1/2を補助。（上限5万円）			
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商店街にぎわい補助金（商業労政課）令和4年度 ・ 持続可能ものづくり事業支援補助金（産業政策課）令和2年度 ・ 資源循環ビジネス創出支援補助金（産業政策課）令和4年度 			
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 田子の浦港水産販売力向上補助金（産業政策課）令和4年度 ・ お茶農家ネット販売支援事業補助金（農政課）令和2年度 ・ 花き農家支援事業補助金（農政課）令和2年度 ・ 公共交通利用環境改善（バスロケーションシステム等）事業（都市計画課）令和2年度 ・ 生活交通地域路線維持費補助金（都市計画課）令和3年度 ・ 地方鉄道事業運行継続臨時支援補助金（都市計画課）令和3年度、令和4年度 ・ 公共交通ICT活用等支援事業（都市計画課）令和3年度 ・ ひまわりバスサービス継続事業補助金（都市計画課）令和4年度 			

間接的な支援（市民及び観光客向け等）

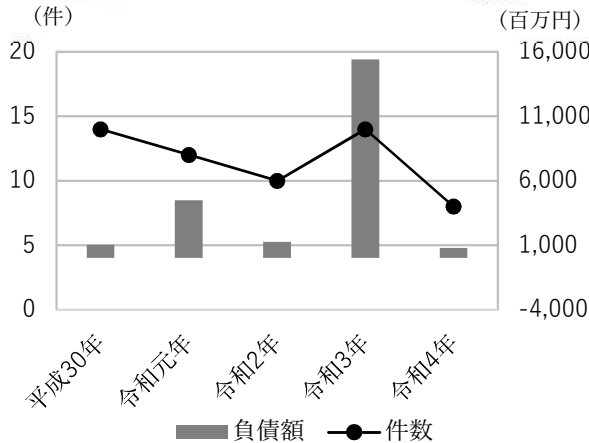
No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）	担当課
	対応の内容（概要）			
1	電子プレミアム付商品券事業 全市民を対象に1セット13,000円の商品券を10,000円で販売。（上限3セット/世帯）	令和2年度	46,012世帯 88,156枚	商業労政課
2	キャッシュレス決済ポイント還元事業 市内店舗において対象のキャッシュレスサービスにより決済した市民に対し、最大20%分のポイントを還元。（上限1,000ポイント/1回、5,000ポイント/月）	令和4年度 R4.11.1~ R4.11.30	ポイント付与額 3億1,360万円	商業労政課
3	市内宿泊及び観光支援事業 市内宿泊者を対象に宿泊料金の助成及び特産品セット等の宿泊特典の提供。	令和2年度 令和4年度	宿泊数 2,739泊 4,362泊	富士山・ 観光課 交流観光課
4	マイクロツーリズム推進事業 静岡県内在住者を対象にタクシーを活用した食事付きの旅行プラン企画3時間コース、6時間コースを設定。	令和3年度 令和4年度	222件、604人 847件、2,509人	富士山・ 観光課 交流観光課
5	公共交通共通利用券割引支援事業 市内の各公共交通を共通で利用できる公共交通共通利用券に係る割引額や利用券の印刷等を支援。	令和2年度	7,496冊	都市計画課
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT活用観光モデル事業補助金（富士山・観光課）令和3年度 ・交流観光にぎわい活動支援補助金（交流観光課）令和4年度 ・高齢者向け路線バス定期券購入助成事業（都市計画課）令和2年度 			

(3) 関連指標の推移

各種関連指標からは、令和3年に大型倒産があった「倒産件数及び負債額」を除いて、新型コロナウイルス感染症の感染が全国に広がった令和2年度に急激に悪化し、その後徐々に改善していったことが伺える。

① 倒産件数及び負債額

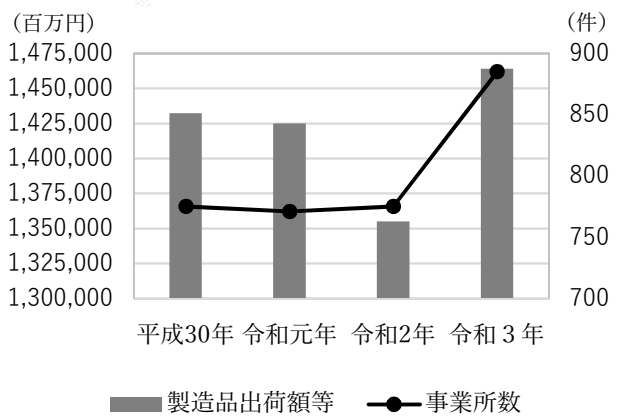
(負債総額 1,000 万円以上の企業)



出典：富士市統計書令和4年版

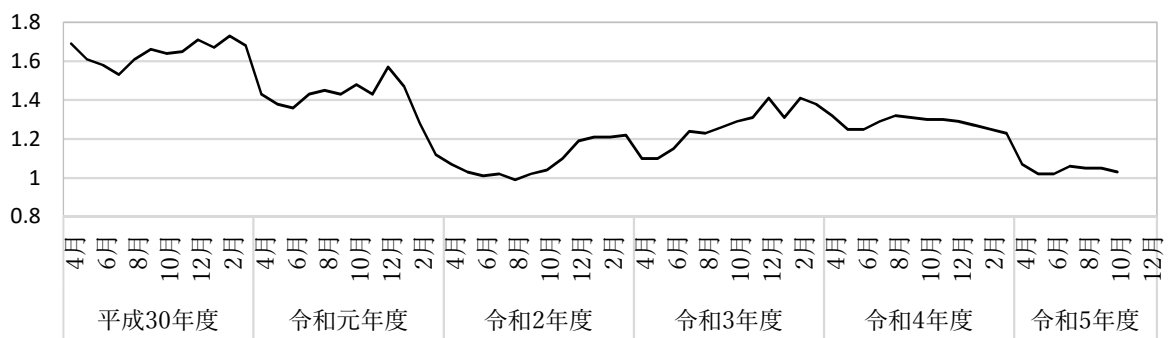
② 製造品出荷額等及び事業所数

(従業者4人以上の事業所)



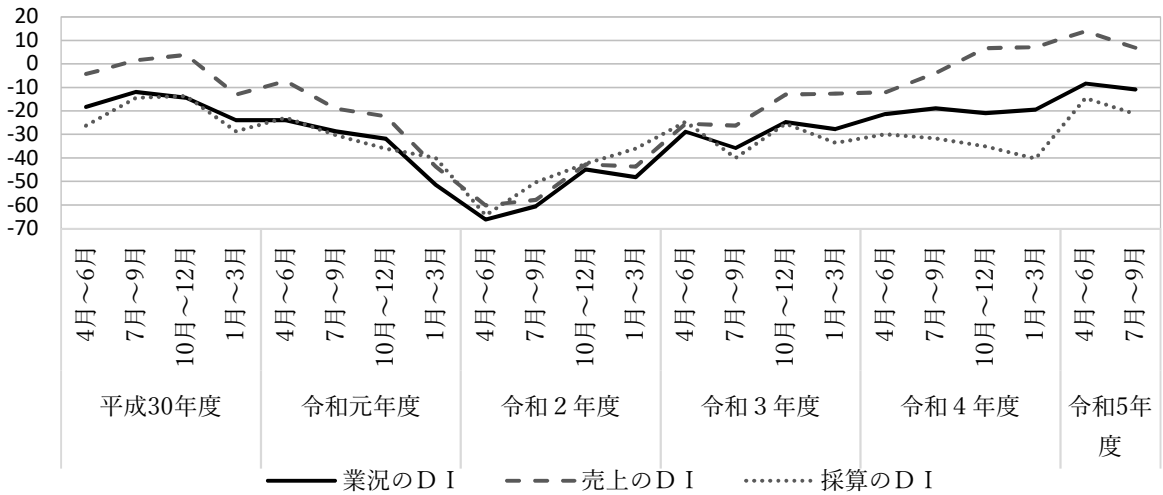
出典：富士市の工業（令和5年度）
※令和3年は全事業所の数値

③ 月別有効求人倍率（富士公共職業安定所管内）



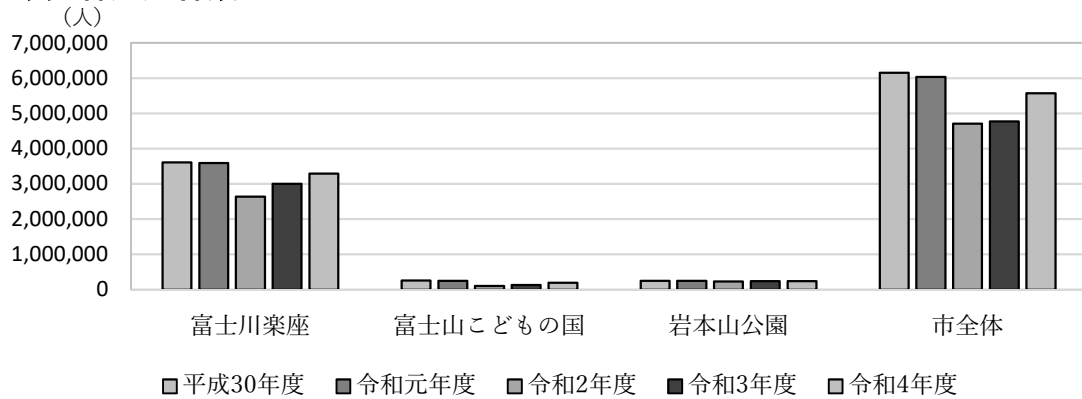
出典：職業安定業務統計資料（静岡労働局）

④ 中小企業景況調査（主要D Iの推移）



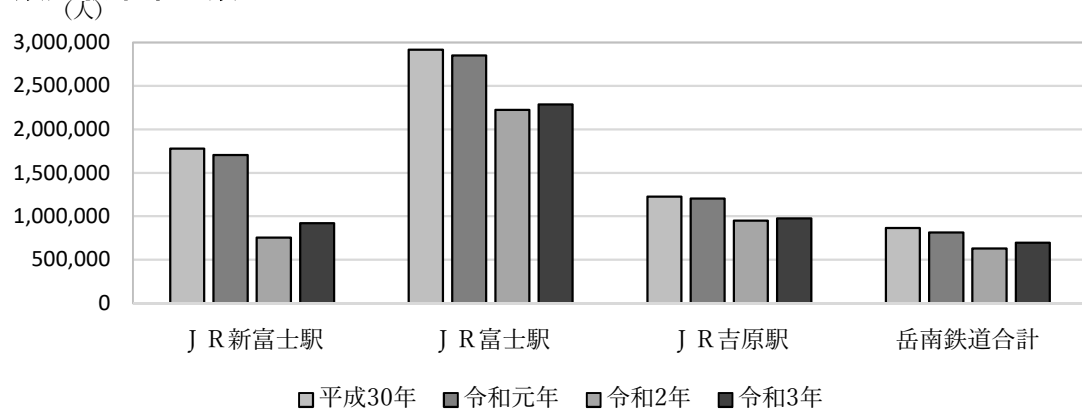
出典：富士市中小企業景況調査結果（富士商工会議所）

⑤ 観光客入込客数



出典：富士市の観光（令和5年度）

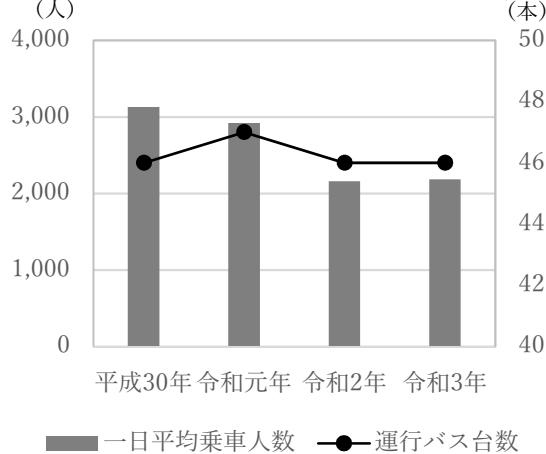
⑥ 鉄道駅乗車人数



出典：富士市統計書 令和4年版

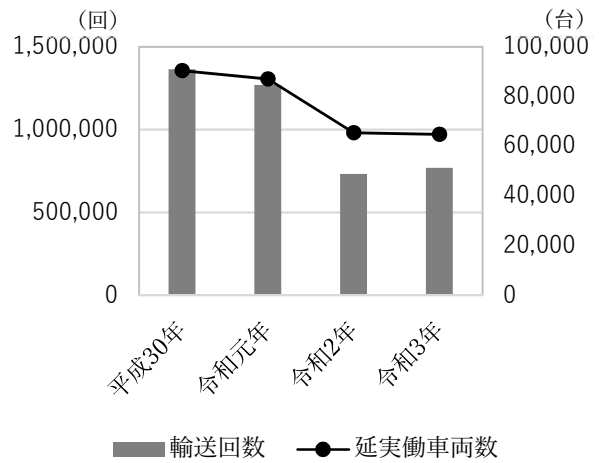
⑦ 路線バス利用状況

(富士急静岡バス(株)・山梨交通(株)合算)



出典：富士市統計書 令和4年版

⑧ 市内タクシー利用状況



出典：富士市統計書 令和4年版

(4) 市内中小企業者等へのヒアリング調査

本市が実施した新型コロナウイルス感染症に対する事業者支援について、特に影響を受けた生活娯楽関連サービス業の業界団体の代表者等へのヒアリング調査を実施した。(一部組合はアンケート調査形式で実施)

ア 対象団体

静岡県飲食業生活衛生同業組合富士吉原支部、富士本町商店街振興組合、富士旅館料理飲食組合、ふじえきなんニコニコ商店会、吉原商店街振興組合、富士市ホテル旅館業組合、静岡県タクシー協会富士・富士宮支部

イ 実施時期

令和5年8月下旬～令和5年9月上旬

ウ ヒアリング結果(主な意見)

- ・ 様々な支援制度があったが、個々の状況により必要性は異なるので評価は難しいものの、組合としては情報共有をすることで支援を受けられたので、評価できるものであった。
- ・ 給付金などの支援はできるだけ広く平等にわたるように制度設計してほしい。そのため、市は国や県で漏れてしまった対象者を拾う制度を検討するほか、施策がどのような方に向けた制度か、重複が可能かどうかなど、支援を受ける側の目線で広報をしていく必要がある。
- ・ 支援制度は組合を通じて情報共有が行われていた。また、組合によっては上部団体からの研修案内等があった。

- ・ 給付金が出るなど、事業者が事業継続するためにはありがたいものだったが、より効果的な支援が行えるよう、支援事業実施中であっても、改善に向けた検討を行う必要があったと感じている。
- ・ 給付金や協力金といった一時的な対応よりも、事業を行う上での施策が助かった。市からの支援についても、新たな需要を起こすような施策が望まれる。
- ・ 業種別に金銭的支援を行う時には、制度設計時に事業者との意見交換を行うことで、より事業者にも市民にも効果が出る施策となるよう取り組めるとよい。そのために、普段から行政と組合等とのコミュニケーションを重視していく必要がある。

(5) 中小企業等振興会議からの意見

富士市中小企業等振興会議において、本市が実施した新型コロナウイルス感染症に対する事業者支援及び前項の市内中小企業者等へのヒアリング調査を報告し、委員から意見を聴取した。

ア 開催日

令和5年11月13日

イ 聴取した意見

- ・ 市が事業持続化支援給付金をスピーディーに行ったことで、国と市からの両方の支援を受けることができた。乗り切らなければならない場面での支援はとても助かった。
- ・ 富士市の対応は良かった。特に、市内宿泊及び観光支援事業やマイクロツーリズムなど間接的な支援は観光PRにもつながるので継続を検討するとよい。
- ・ 迅速な対応や情報発信を考えると、保健所機能を市が持つことを検討するとよい。
- ・ 緊急時の支援として国が実施したゼロゼロ融資の不良債権率が一桁で収まっていることは、事業者が真面目に取り組んでいるからだと思われる。事業者に対する継続的な支援を考えていただきたい。
- ・ 異業種連携新サービス・新事業創出事業への支援は、市内事業所の活性化につながる非常に有効な資金補助だったと思われる。
- ・ 現在の物価高はコロナと違って見えない部分があるので、引き続き支援をお願いしたい。

(6) 新たな感染症が発生した場合に備えて

新たな感染症が発生した場合に備えるため、市内事業所等へのヒアリング調査及び富士市中小企業等振興会議からの意見を踏まえ、本市が実施した新型コロナウイルス感染症に対する経済対策における課題を整理した。

ア 迅速な支援の開始と改善

感染症の流行のような広範な影響のある事象に対しては、迅速な支援の開始とともに、実態に即した支援となるよう適時改善することが必要であることから、早い段階からの情報収集や随時ヒアリング調査を行うことなどを検討することが望まれる。

イ 情報発信の一元化

新型コロナウイルス感染症への対応として、国、県、市では様々な施策を実施し、実施主体それぞれが多様な情報発信を実施したことから、結果として事業者に分かりにくくなってしまった面があることは否めない。このため、支援情報を集約し、一元的に発信できる総合相談窓口等をできるだけ早期に設置することが望まれる。

ウ 経営体質改善への支援

事業継続のための緊急支援として、支援金、給付金、消費者への需要喚起策などは、即効性のある極めて重要な施策であるものの、地域で持続的に事業を行うために、外部環境に左右されにくい経営体質への改善に繋がるような支援についても検討することが望まれる。

エ 業界団体等との情報共有体制の構築

感染症流行時にあっても業界団体等が機能し、構成員間で情報が共有されていた。このため、本市としても、今後も日頃から団体等との情報交換を行う中で良好な関係を維持し、支援ニーズの集約や支援情報の伝達などを円滑に行える体制を構築することが望まれる。

(7) まとめ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により市内事業所が大きな影響を受ける中で、本市では、国・県とともに様々な支援を実施した。事業者へのヒアリングやアンケートなどから支援内容については一定の評価を得たと推察されるが、その一方で、主に情報伝達の在り方について改善を求める声があった。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、地域経済に深刻なダメージを与

え、事業継続や雇用の確保に対する不安が広がった一方で、事業者の真摯な取組により、テレワークの導入やオンライン販売の利用が拡大するなど、デジタル技術を活用した新しいビジネスモデルの構築や新たな雇用の創出につながった側面もある。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は終息に向かいつつあるが、今後は、非常時の情報発信の在り方や危機に強い組織づくりに向けた事業者支援などについて、平時から具体的にイメージすることで、非常時における施策検討に生かせるように備えることが求められる。

3 教育保育対策等部会

(1) 小中学校の対応について

ア 令和元年度の対応について

文部科学省から令和2年2月28日付け、元文科初第1585号「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（通知）」が示されたことから、感染症拡大を防止するため、令和2年3月3日（火）から令和2年3月19日（木）まで臨時休業とすることとした。

学校教育において、これだけ長い期間、市内一斉の臨時休業は初めてのことであり、動揺も大きかった。年度内は、以下の対応をとることとした。

① 卒業式について

卒業式を実施する場合には、感染防止のための措置を講じたり、必要最小限の人数に限って開催したりする等の対応をとる。

② その他

- ・ 3月2日（月）は通常通り授業を行う。
- ・ 休業中の学習課題については、学年末のまとめや次年度への準備の時期であることを踏まえて、児童生徒の負担にならないよう質や量について十分配慮する。
- ・ 臨時休業中、学年末休業及び学年始休業における家庭での生活については、別途通知する。
 - ・ 児童生徒の学習の補償については、改めて連絡する。
 - ・ 臨時休業中の部活動は行わない。
 - ・ 令和2年度公立高校入試については、実施予定である。
 - ・ 自宅で一人で過ごすことができない児童で、保護者がどうしても仕事を休めず、他に預けることができない場合に、原則小学1・2年生について学校で受入れを行う。ただし、受入れ人数が増えると、感染症予防の目的を果たすことができなくなるため、極力家庭で対応をお願いします。
 - ・ 今後、市内の感染状況によって、改めて通知することがある。

イ 令和2年度の対応について

令和2年度は、学校再開でスタートしたものの、富士市内に新型コロナウイルス感染症の感染者が複数出たことから、4月9日（木）から4月26日（日）まで臨時休業することとし、その後、市内の感染状況から5月31日（日）まで延長することとした。

この期間、学校では、新学期の配布物も多いことから、学校での引き渡しや家庭訪問を行っての引き渡しを行った。

また、小学1・2年生のいる家庭で、保護者が仕事を休めない場合は、学校で「預かり教室」を行った。この期間は、中学校の教諭も小学校に出向いて、預かり教室の対応をサポートしたが、感染拡大防止の観点から、学校での活動は制限された。

さらに、けが等の対応も心配されるため、保険料を市で負担することにしたが、休業延長後は、保護者負担で対応した。

連日、休業に対する賛否両論の意見が、学校教育課に多く寄せられた。

① 感染症拡大防止

学校生活や教育活動については、令和2年5月15日に「小学校、中学校の教育活動の再開等について（通知）」によって、周知した。その後は、感染状況により、随時対応を変更した。【資料1】

特に、GIGAスクール構想により、年度内に一人一台端末が整備される予定であるため、保護者や市民から学校におけるICT活用を期待する声が強くなり、各校においてはオンラインによる授業や教育活動の研究がすすめられた。

② マニュアルの整備等

・国のマニュアル

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～(2020.5.22 Ver.1)

・感染者が発生した時

「新型コロナウイルス感染症が市内で発生した場合の富士市小中学校の対応に係るフロー（5月29日）【資料2】

・感染が疑われるとき

「新型コロナウイルス感染症が疑われる場合のフロー改訂版について」
(6月1日)【資料3】

・学校に新型コロナウイルス感染者が出たときの当該校の行動指針
(8月27日)【資料4】

・保健所、医師会との連携

臨時休業後、新型コロナウイルス感染症の対応について、保健所や医師会と情報共有を行い、フロー図の作成や感染者が出た場合の対応について協議した。

③ 報告及び報道提供

・感染者が出た場合、発症一週間前の行動履歴を把握し、報告書を作成して、関係課と情報共有した。また、学校で感染者が出た場合は、フェアキャストやマチコミメールで発信した。【資料5】

(情報共有)・教育総務課・学務課・保育幼稚園課・こども未来課・防災危機管理課
・保健医療課・シティプロモーション課・秘書課

・感染者が出た場合や学級閉鎖を行った場合は、報道提供した。

④ 学校給食関連

・預かり給食

4月～5月にかけての臨時休校に伴い、小学校での預かり教室において、希望者に

対して預かり給食を提供した。

- ・料理数及び食器数の調整

配膳による接触低減と時間短縮のため、児童生徒が配膳する料理数を減らし、使用する食器は3枚までとした。

- ・保護者負担の軽減

夏季休暇を短縮したことにより、従来の夏休み期間における給食費の保護者負担を軽減するため、各学校の給食会計に対し、食材購入費を支援した。

- ・食材納入事業者への支援

国の学校休業要請に基づく給食休止により、影響を受けた食材納入事業者に対し、損失相当分を支援した（国の学校臨時休業対策費補助金を活用）。

食材納入事業者に対して、新型コロナウイルス感染症を踏まえた衛生管理の徹底改善を図るための経費を補助した（国の学校臨時休業対策費補助金を活用）。

⑤ 就学支援関連

令和2年4月及び5月の小・中学校休業期間中の昼食費支援として準要保護児童生徒の保護者に対し補助金を交付した。

ウ 令和3年度の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染者の数は、4月当初、落ち着いていたが、変異株の感染者割合が上昇しており、急速に従来株から変異株への置き換わりが進んでいる状況にあった。

そのため、学校における教育活動について改めてまとめ、引き続き感染症対策の徹底をすることとした。

8月には、市内の感染者数が増加したことから、8月27日（金）から8月31日（火）までを臨時休業とした。その後、9月10日（金）までを分散登校とし、感染症拡大防止に努めた。

特に、変異株は感染力が高く、重症化しやすいということもあり、マスクの種類や着用について、多くの専門家の意見が述べられた。学校においても不織布マスクが主流となっていたが、その一方でマスク着用に対しての反対意見が述べられるようになってきた。

【参考】＜変異株の特徴＞

- ・従来株よりも、感染しやすい可能性がある。
- ・従来株よりも、重症化しやすい可能性がある。

（厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策本部）

① 学校における「新しい生活様式」を踏まえた行動基準

【富士市の感染レベル】レベル1

保護者が不安と感じて欠席の相談があった場合は、欠席したい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策を十分説明するとともに、学校運営方針について理解を得るように努める。ただし、家族が新型コロナウイルスの増大している地域への出張後、発熱等の風邪症状がありPCR検査を受けた場合、保護者の職場等の感染者の発生により、強く不安を感じて欠席を申し出た場合は、合理的な理由と判断し「出席停止」とする。

※児童生徒及び保護者・同居の家族、教職員がPCR検査等を受けることになった場合とその結果については、必ず学校へ報告するよう指導し、学校内の連絡体制を整備しておく。

② 学校生活における注意事項

濃厚接触や休校措置防止に極めて重要な対策となるため、以下の注意事項を遵守した。

●登校前及び登校後の健康管理の徹底

毎朝の検温等家庭と連携した健康観察を実施し、発熱等の風邪症状のある場合には、医療機関の受診を進めるとともに自宅で休養することを徹底する。

登下校については、校門や昇降口等での密集が起こらないよう対策を講じる。

家庭で体温や健康状態を確認できなかった児童生徒については、登校時、教職員等が検温及び健康観察等を行う。

登校後に発熱等の風邪症状が見られる場合には、保護者に連絡して受診をすすめ、自宅で休養させるようにする。

変異株については、「3つの密」が重ならなくても感染の恐れがあることを踏まえ、「1つの密」もできる限り避けるよう対策を講じる。

●接触感染対策

- ・登校後、外から教室に入るときやトイレの後、昼食の前後、清掃活動の前後等に、流水とせっけんによるこまめな手洗いの励行
- ・出入口、トイレ等での手指消毒
- ・大勢がよく手を触れる箇所の消毒
- ・人と人が触れ合わない距離の確保
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導

●飛沫感染対策

- ・マスク着用（「新しい生活様式」Ver.6 P.46 マスクの着用参照）と咳エチケットの徹底、熱中症や個人の体調・体質に配慮した対応をする。

※マスクの着用については、別添資料を参照する。

- ・給食等食事をする場合は、同一方向を向き、会話は控える。食事が終わった後は速やかにマスクを着用する習慣をつける。
- ・定期的な換気（対角線上に窓を開ける等）
- ・運動時等マスクなしの状態、15分以上の会話をしない。
- ・対面式の活動を行う場合は、1メートル程度離し、大声を出さないこと。グループ活動は、回数と時間を配慮する。（1回における時間を10分以内にする等）

●その他

- ・各種説明会については、必要最低限度とする。行う場合は、十分な間隔をとるとともに、換気を徹底する。大規模校については、複数回に分けて実施する等工夫する。
- ・「感染症対策を講じてもお感染のリスクの高い学習活動」については、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で実施する。その際には、レベル2地域における留意事項も可能な範囲で参照にする。

③ 生徒指導に関すること

- ・児童生徒の様子を注意深く確認するとともに、精神的に不安定な様子等小さな兆候を見逃さず、きめ細やかな把握に努め、教育相談等の実施やＳＣ等による支援を行うなど心の健康問題に適切に取り組む。（リストカットや虐待、不登校の増加等）
- ・感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療に当たる医療従事者とその家族に対する、偏見や差別につながるような行為は断じて許されないものであり、保健だよりや生活だより等により正確な知識を伝達し、偏見や差別が生じないよう指導する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を身に付けるとともに、これらの感染症対策について、引き続き児童生徒が感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう発達段階に応じた指導を行う。また、休み時間中についても児童生徒が感染症対策の考え方を十分理解して行動できるよう指導する。

④ 学校行事に関すること

- ・「3つの密」が想定される令和3年度の学校行事については、次のとおりとする。また、これら以外の行事についても、「3つの密」の回避や、「マスクの着用」、「手洗いの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「学校の新しい生活様式」に基づき実施する。
なお、学校行事については、児童生徒の発達段階に応じて、各学校で適切な機会等を考慮して実施することが望ましく、校種や学校規模によって対応が変わることが考えられる。
- ・集会については、学校や学年の規模によって実施の判断をする。実施時間の短縮や出席者を必要最低限の人数に絞るなどした上で、「学校の新しい生活様式」に基づき、身体的距離を確保し、基本的な感染症対策を取った上で実施する。また、歌を歌う時も、十分に距離を取り、マスクを着用する。
- ・授業参観については、学校や学年・学級の規模によって実施の方法を工夫する。また、学校だよりや学年だより、HP等を通して、学校の活動を伝える工夫する。
- ・その他の学校行事（集団で密集した状態になる集会や校外における活動等）については、緊急度を考慮した上で、各校の判断で延期又は中止を検討する。また、実施する場合にあたっては、規模を縮小して実施する。

⑤ 家庭での生活について

家族内感染も増加していることから、家庭での感染を避けるため、以下の内容を徹底するよう、家庭に願います。

- ・帰宅後のうがい・手洗い
- ・無症状であっても感染していることがあるため、感染の増加している地域や人混みのある場所へ出かけた場合は、家族内であってもマスクを外した状態での会話や

物の共有は避ける。

- ・免疫力を高めるため十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心掛ける。

⑥ 職員の食事について

- ・対面式、狭い空間での食事を避け、食事中の会話を控える。

⑦ 部活動について

- ・活動前後の手洗いを徹底する。
- ・用具等については、生徒間で不必要に貸し借りしない。
- ・部室等の利用については、短時間の利用とし一斉に使用することを避ける。
- ・吹奏楽部等屋内で活動している部活動については、十分な換気、身体的な距離の確保等の感染対策を講じて実施する。

⑧ 職員に風邪症状がある場合の対応

- ・必ず、医療機関で受診する。

・PCR検査を受けて結果が陰性だった場合又は医師の指示等に従いPCR検査を受けなかった場合は、原則として、薬剤を服用していない状態で、解熱日及び風邪症状消失日を0日として3日間が経過するまで、療養する。

⑨ 学校給食関連

- ・9月の緊急事態宣言中の分散登校に伴い、簡易給食（牛乳、主食、主菜のみ）を提供した。

⑩ 就学支援関連

- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響による経済困窮などの事情で、生理用品を購入できない児童生徒に無料配布した。

エ 令和4年度の対応について

まん延防止等重点措置が解除されたものの、未だオミクロン株の国内での感染が広がっており、本市においても、3月は1,571人の感染者が報告されていた。数字的には、感染蔓延期レベルであり、今後も感染拡大防止の対応を継続することが必要と考えられることから、学校における教育活動について、下記のとおりとした。

また、マスク着用による感染防止対策が長期間続いたことによる児童生徒の身体や精神への影響を心配する意見が多く寄せられたため、熱中症防止の対策を必ず講じることやマスク着用を個人の判断とすることとした。

修学旅行等の学校行事は、従来に近い形で実施することができた。運動会は、学校の規模に応じて種目数や内容、実施時間を工夫したり、実施学年を調整したりして行った。各校が、コロナと共存した教育活動を模索し、子どもたちの学びを止めない工夫をしていた。授業においては、オンライン授業と対面授業のハイブリッド方式を取り入れ、新しい形の学びが展開された。

① 学校における「新しい生活様式」を踏まえた行動基準

【富士市の感染レベル】レベル2

保護者が不安と感じて欠席の相談があった場合は、欠席したい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策を十分説明するとともに、学校運営方針について理解を得るように努める。ただし、家族が新型コロナウイルスの感染者が増大している地域への出張後、発熱等の風邪症状がありPCR検査を受けた場合、保護者の職場等における感染者の発生により、強く不安を感じて欠席を申し出た場合は、合理的な理由と判断し「出席停止」とする。

※児童生徒及び保護者・同居の家族、教職員がPCR検査等を受けることになった場合とその結果については、必ず学校へ報告するよう指導し、学校内の連絡体制を整備しておく。

現在の感染状況を踏まえ、本通知及び文部科学省より「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2022. 4. 1 Ver. 8)」を参照し、引き続き感染拡大防止に向けた取組をする。

② 新型コロナウイルス感染症が市内で発生した場合の対応フロー【R4. 4. 12 版】【資料6】

③ 新型コロナウイルス感染症が疑われる場合の対応フロー【R4. 7. 29 版】【資料7】 【濃厚接触者の待機期間について】

- ・ 特定された濃厚接触者の待機期間は、最終曝露日（感染者との最終接触等）から5日間（6日目解除）とすること。
- ・ ただし、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除を可能とすること。
- ・ 上記のいずれの場合も、7日間が経過するまでは、自身による健康観察、外出時のマスク着用、高齢者など重症化リスクの高い方への不要不急の訪問等は避ける、感染リスクの高い場所の利用や会食は避けるなどの感染対策を徹底すること。

④ 学校生活における注意事項

以下の注意事項を遵守することが、濃厚接触や休校措置の防止のために極めて重要な対策となる。

- ・ 登校前及び登校後の健康管理の徹底
- ・ 毎朝の検温等家庭と連携した健康観察を実施し、本人及び家族に発熱等の風邪症状のある場合には、医療機関の受診を進めるとともに自宅で休養することを徹底する。
- ・ 登下校については、校門や昇降口等での密集が起こらないよう対策を講じる。
- ・ 家庭で体温や健康状態を確認できなかった児童生徒については、登校時、教職員等が検温及び健康観察等を行う。
- ・ 登校後に発熱等の風邪症状が見られる場合には、保護者に連絡して受診をすすめ、自宅で休養させるようにする。（兄弟の場合も、同様とする。）
- ・ 変異株やオミクロン株については、「3つの密」が重ならなくても感染の恐れがあることを踏まえ、「1つの密」もできる限り避けるよう対策を講じる。

●接触感染対策

- ・ 登校後、屋外から教室に入るときやトイレの後、昼食の前後、清掃活動の前後等に、流水とせっけんによるこまめな手洗いの励行

- ・ 出入口、トイレ等での手指消毒
- ・ 大勢が手を触れる箇所の消毒
- ・ 人と人が触れ合わない距離の確保
- ・ 混雑時の身体的距離を確保した誘導

●飛沫感染対策

- ・ マスク着用（「新しい生活様式」Ver. 8 P40 マスクの着用参照）と咳エチケットの徹底、熱中症や個人の体調・体質に配慮した対応をする。

※マスクの着用については、正しいマスクの着用について、指導するとともに、不織布マスクの効果についても再度周知し、推奨を図る。

触覚・嗅覚等の感覚過敏や喘息等の呼吸疾患、皮膚の疾患等を患っており、マスクの着用が困難な子どもたちもいるため、子どもや保護者が心身の不調を訴えてきた場合には、マスクを着用せずに授業が受けられるよう、個々の状況に応じた配慮をする。

また、マスクの着用が困難な子どもたちが、差別、偏見等の対象にならない様に、学活や道徳の時間を通して、感染症対策に関する正しい知識や行動について指導するとともに、着用が困難な子どももいるということを、児童生徒や保護者、地域に対して学校から周知する。

- ・ 給食等食事をする場合は、同一方向を向き、会話は、控える。食事が終わった後は速やかにマスクを着用する習慣をつける。
- ・ 定期的な換気（対角線上に窓を開ける等）を行う。
- ・ 運動時等マスクなしの状態、15分以上の会話をしない。
- ・ 対面式の活動を行う場合は、1メートル程度離し、大声を出さない。グループ活動は、回数と時間を配慮する。（1回における時間を10分以内、2回以内にする等）
- ・ 合唱やリコーダー演奏など、感染症対策を講じてもなお感染のリスクの高い学習活動については、感染状況に応じて、慎重に判断する。
- ・ 「感染症対策を講じてもなお感染のリスクの高い学習活動」については、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で実施する。その際には、レベル2地域における留意事項を参照にする。

⑤ 生徒指導に関すること

- ・ 児童生徒の様子を注意深く確認するとともに、精神的に不安定な様子等小さな兆候を見逃さず、きめ細やかな把握に努め、教育相談等の実施やS C等による支援を行うなど心の健康問題に適切に取り組む。（リストカットや虐待、不登校の増加等を防ぐため）
- ・ 感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する、偏見や差別につながるような行為は断じて許されないものであり、保健だよりや生活だより等により正確な知識を伝達し、偏見や差別が生じないように指導する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を身に付けるとともに、これらの感染症対策について、引き続き児童生徒が感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう発達段階に応じた指導を行う。また、休み時間中についても児童生徒が感染症対策の考え方を十分理解して行動できるよう指導する。

⑥ 学校行事に関すること

「3つの密」が想定される令和4年度の学校行事については、次のとおりとする。また、これら以外の行事についても、「3つの密」の回避や、「マスクの着用」、「手洗いの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「学校の新しい生活様式」に基づき、実施する。

なお、学校行事については、児童生徒の発達段階に応じて、各学校で適切な機会等を考慮して実施することが望ましく、校種や学校規模によって対応が変わることが考えられる。

・ 集会については、学校や学年の規模によって実施の判断をする。

実施時間の短縮や出席者を必要最低限の人数に絞るなどした上で、「学校の新しい生活様式」に基づき、身体的距離を確保し、基本的な感染症対策を取った上で実施する。

・ 授業参観や各種説明会については、換気の徹底や、参加者の間隔を十分にとるなど、感染症予防対策を十分に講じられると判断できる場合は、実施可能とする。なお、学校の感染状況によっては、実施の判断をより慎重に行う必要がある。

・ その他の学校行事（集団で密集した状態になる集会や校外における活動等）については、感染状況に応じて、慎重に判断する。また、実施する場合にあっては、実施の方法を工夫するとともに、保護者への説明を丁寧に行う。

・ 修学旅行等の旅行的行事は、各地の感染状況を確認し、行き先やそこでの活動について慎重に考え判断する。修学旅行等行事の直前2週間の本人及び家族の行動や体調管理に注意していただくようお願いする。

⑦ 家庭での生活について

家族内感染も増加していることから、家庭での感染を避けるため、以下の内容を徹底するよう、家庭にお願いする。

・ 帰宅後のうがい・手洗い、共有部の消毒等を行う。

・ 無症状であっても感染していることがあるため、感染の増加している地域や人混みのある場所へ出かけた場合は、家族内であっても感染予防対策をする。

・ 免疫力を高めるため十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心掛ける。

⑧ 職員の食事について

対面式、狭い空間での食事を避け、食事中的会話を控える。

⑨ 部活動について

・ 活動前後の手洗いを徹底する。

・ 用具等については、生徒間で不必要に貸し借りしない。

・ 部室等の利用については、短時間の利用とし一斉に使用することを避ける。

・ 吹奏楽部等屋内で活動している部活動については、十分な換気、身体的な距離の確保等の感染対策を講じて実施する。

・ 個人練習中心に練習メニューを工夫して、体力や体調に配慮しながら行う。

・ 練習試合は、当分の間、市内のみとする。各種大会への参加は、感染の状況を考慮して、校長判断の下、感染防止対策を十分講じた上で行う。

⑩ 学校給食関連

●物価高騰対策

・コロナ禍における物価高騰により食材費も値上がりしたが、給食の質と量を維持するため、学校給食費の10%の額の補助金を各学校の給食会計に対し交付した（国の地方創生臨時交付金を活用）。

●保護者負担の軽減

・令和4年12月から令和5年2月までの3か月間に保護者が負担する学校給食費を50%減額するため、減額相当額の補助金を各学校の給食会計に対し交付した（国の地方創生臨時交付金を活用）。

オ 令和5年度の対応について

令和5年4月28日に、文部科学省初等中等教育局長から通知、また、同日「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」、「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（令和5年5月改訂版）」、「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」が示され、新型コロナウイルス感染症は第5類となることになった。

このことを受け、令和5年5月8日以降の市内小中学校における新型コロナ感染症対策について下記のとおりとし、それに伴い、新型コロナウイルス感染症に係る対応フローは、令和5年5月7日をもって廃止することとした。

① 平時から求められる感染症対策について

●児童生徒等の健康観察

・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合などには、児童生徒及び教職員とも無理せず自宅で休養する。事前に保護者にも周知し、理解と協力を得る。
・家庭との連携により、児童生徒の健康状態を把握することが重要であるが、毎日体温等をチェックし、学校に提出を求める取組（健康チェック表）は不要とする。
・児童生徒に発熱等の症状が見られた場合は、安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導する。

●換気の確保

・換気の確保は引き続き、有効な感染症対策となるため、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上）2方向の窓を同時に空けて行う。
・エアコンを使用する場合においても、換気を行う。

●マスクの取扱い

・学校教育活動においては、児童生徒及び教職員に対して、マスクの着用を求めないことが基本とする。
・マスクの着脱については様々な事情があることから、児童生徒にマスクの着脱を強いることがないよう留意する。児童生徒の間でも着用の有無による差別・偏見等が無いよう、適切に指導する。

●清掃

- ・児童生徒による清掃は、通常どおり行うことができる。活動中は換気を十分に引き、掃除道具などを共用する場合は、使用前後に手洗いを行うよう指導する。加えて清掃活動とは別に教職員による日常的な消毒作業を行うことは不要である。

② 感染流行時における感染症対策について

●マスクの取扱い

- ・地域や学校において感染が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は児童生徒に着用を促すことも考えられるが、そういった場合においてもマスクの着用を強いることがないようにする。

●具体的な活動場面ごとの感染症対策

地域や学校において感染が流行している場合などには、以下に示すような各教科等における「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たって、活動の場面に応じて、一時的に「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること

- ・児童生徒等の間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること等の対策を講じること。

【感染リスクが比較的高い学習活動】

(各教科共通)

「児童生徒が対面形式となるグループワーク等」

「一斉に大きな声で話す活動」

(理科)

「児童生徒がグループで行う実験や観察」

(音楽)

「児童生徒が行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏」

(図画工作、美術、工芸)

「児童生徒が行う共同制作等の表現や鑑賞の活動」

(家庭、技術・家庭)

「児童生徒がグループで行う調理実習」

(体育、保健体育)

「組み合ったり接触したりする運動」

【部活動】

- ・部活動の実施に当たっては、地域や学校において感染が流行している場合などには、上記で示した具体的な活動場面ごとの感染症対策を講じることが考えられるほか、十分な休養の確保や、活動時間の前後（食事や着替えなど）の時間の感染防止にも留意すること。また練習や合宿等の実施においては、顧問の教諭に任せのではなく、学校として責任をもって感染拡大の防止に留意すること。

【給食等の食事をとる場面】

- ・児童生徒全員に食事の前後の手洗いを指導するとともに、会食に当たっては、飛沫を飛ばさないように注意する。
- ・地域や学校において感染が流行している場合などは、一時的に上記で示した具体的な活動場面ごとの感染症対策を講じることが考えられる。

※なお、平常時においては、「黙食」は不要であり、対面での食事は可能である。

③ 感染状況に応じて講ずべき措置について

●感染者が確認された場合

- ・児童生徒や教職員の感染が判明した場合は、校長は感染した児童生徒について出席停止の措置をとるほか、感染者が教職員である場合は、病気休暇等の取得や在宅勤務、職務専念義務の免除等により出勤させないようにする。
- ・出席停止の期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した1日を経過するまで」を基準とする。
- ・出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨する。

●感染が疑われる場合

- ・季節性インフルエンザと同様、新型コロナウイルス感染症に感染している疑いがある場合や、感染する恐れのある場合にも、校長の判断により出席停止の措置を講じることができる。（例：家族に陽性者がいる、教室内の近くの席で陽性者がいる、感染流行地域に行ったなどにより、本人にかぜ症状がある場合など。）

●保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合

- ・まずは保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策の考え方について説明するとともに、学校運営の方針について理解を得るよう努める。その上で、同居家族に高齢者や基礎疾患があるものがあるなどの事情があり、ほかに手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合には、「非常変災児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由により欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないことも可能である。
- ・医療的ケアを必要とする児童生徒等及び基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等について、主治医の見解を保護者に確認の上、登校すべきでない判断した場合についても、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないことも可能である。

●濃厚接触者の考え方

5月8日以降、濃厚接触者としての特定は行わない。そのため、同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した児童生徒、学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった児童生徒のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした者であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とする必要はない。

●学級閉鎖について

同一の学級において、複数の児童生徒の感染が判明し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合は、学級閉鎖を検討する。

(2) 富士市立高等学校の対応について

ア 令和元年度の対応について

富士市立高等学校は、国等の通知に基づき、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、令和2年3月4日（水）から3月19日（木）まで臨時休業とした。

なお、令和2年度富士市立高等学校入学者選抜については、消毒などの感染症対策を施した上で、当初の予定どおり3月4日（水）、5日（木）の両日で実施した。

① 卒業式

- ・3月1日（日）予定どおり実施
- ・換気や座席間隔を広げるなどの感染症対策を施した上で、卒業生及びその保護者、教職員並びに在校生代表生徒、来賓に限定して開催した。

② 令和2年度富士市立高等学校入学者選抜

- ・3月4日（水）学力検査、3月5日（木）面接
- ・3月13日（金）の合格発表における掲示は中止し、受検者は中学校で合否を確認するよう要請した。

③ 臨時休業中における生活について

- 3月3日（火）学年末テスト終了後、生徒に対して以下のことを周知した。
- ・休校期間中の部活動は休止とし、各家庭で課題に臨むこと。
 - ・3月19日（木）の終業式は実施しない。
 - ・入寮者は一時的に退寮し、各家庭で過ごすこと。

④ 春季休業中の生活について

- 静岡県教育委員会の対応を参考として春季休業中の対応を定め、保護者へ通知した。
- ・3月30日（月）の離任式は中止とし、3月中の登校日は設けなかった。
 - ・部活動は練習を含めて禁止した。
 - ・3月23日（月）から4月6日（月）までの間、生徒の健康保持の観点から、生徒個人の自主的な2時間以内の活動に限りグラウンドや体育館などを開放した。

イ 令和2年度の対応について

富士市立高等学校は、令和2年4月7日（火）に入学式及び1学期の始業式を行い令和2年度の学校活動をスタートさせた。ところが、感染状況が収まらないことから、4月9日（木）から4月26日（日）までの臨時休業措置が取られ、その後数度にわたり臨時休業が延長されたが、感染状況が落ち着いてきたこともあり令和2年5月22日（金）から学校が再開された。

学校の再開に当たっては3密の回避に代表される感染拡大防止の観点から、学校行事や部活動大会の中止や延期、内容変更など大幅な当初計画の見直しを迫られた。

そのような中、校内にオンライン学習検討委員会を立ち上げ、オンラインを活用した授業研究や新たな休校に備える対策を検討した。校外活動や外部講師の招へいが難しい

中、オンラインによる外部講師の招へいや交流などを積極的に進めたことは、その後の新たな学習スタイルの確立へつながっていった。

しかしながら、学校教育法施行規則に定められている「遠隔授業」の定義により、生徒が家庭等で授業や個別指導をリモートで受けるオンライン授業は、学習補完にはなるものの、単位取得に必要となる出席時間数に認められないことから、リモートによるオンライン授業が積極的に取り入れられることはなかった。

① 4月9日（木）～5月21日（木）の臨時休業中の対応

- ・生徒に対する連絡は、一斉メール、ホームページ、学習アプリ「Classi（クラッシー）」を通じて行った。
- ・各教員の工夫により「Youtube」や「Google ドライブ」での動画配信や「Zoom」を活用したオンライン授業などが試行され、5月11日から「Zoom」による朝のホームルーム、18日からは時間割に沿ったオンライン授業を始めた。

② 学校再開後の感染症対策

- ・生徒は朝夕の体温及び風邪症状の有無を記録した体温記録用紙を始業前に提出し、担任等の確認を受けた上で授業等に参加した。
- ・37.5℃以上の発熱者又は風邪症状が認められる生徒は出席停止とした。
- ・授業開始前の教員による生徒の健康観察及び授業中の換気、授業後の消毒を徹底した。
- ・特別教室等へプロジェクターなどを配備し、分散教室を進めた。
- ・昼食時の黙食や食堂の利用者数の制限を行った。
- ・授業や学校行事においてオンラインやICTを活用した新たな教育活動を実践した。

③ 学校行事のあり方

- ・3密（密集・密接・密閉）回避として、グラウンドは全校、体育館（2階アリーナ）は学年、視聴覚ホールは学科と、それぞれの利用上限の目安を定めた。
- ・学校行事については、感染防止対策を施した上で、可能な限り開催できるよう努めた。やむを得ず中止の判断を下さざるを得ない場面においても、代替案を検討するように努めた。
- ・文化祭（「南稜祭」文化の部）は、ステージ発表を予定していた5部活の演目をシティプロモーション課の協力により撮影・編集していただいた動画を、ケーブルテレビでの放映や文化発表会として各クラスにおいて鑑賞できた。
- ・2年生の海外探究研修については、4月早々に中止を決定し、令和3年2月に国内を研修地とした代替研修への計画変更をしたが、感染状況を勘案して最終的には中止の判断をした。

④ 部活動の実施状況

- ・6月1日から感染症対策を施した上での校内での活動に限定した部活動が再開されたが、感染レベルの状況により生徒の健康・安全に配慮して、活動自粛や校外での活動の禁止、無観客での大会開催などの対応をとらざるを得なかった。
- ・活動に当たっては、市の方針及び静岡県高体連・高野連・高文連のガイドラインに従った活動を行った。
- ・高校総体や全国高等学校野球選手権を始め運動部・文化部の各種大会が中止となる中で、各団体による代替大会が開催された。

ウ 令和3年度の対応について

令和3年度開始当初は、2年生が行う海外探究研修の中止及びそれに代わり国内を研修地とした代替研修の実施が決まっていたが、その他の教育活動については、令和2年度の経験を踏まえて、従来どおりのスケジュールで実施していくことで計画された。

学校における感染症対策は、基本的に登校時における体温記録票の確認や授業等における換気や分散教室など従来の対策を継続した。そのような中、感染力の強い変異株の登場により、校内における不織布マスク着用の徹底や教職員による昇降口における検温、校内での発熱者に対する抗原検査キットによる検査などにより感染拡大防止策に努めたが、感染力が強いデルタ株や若年層へ感染が広がったオミクロン株といった変異株の流行により一時的な休校や学級閉鎖の措置を取らざるを得なかった。

日々の感染者が増加していく中で、教職員の本来の業務に加えて、感染者の行動履歴や濃厚接触者の特定、校内の消毒などの業務が新たな負担としてのしかかってきた。

また、家族間や校内での感染に加えて、部活動における他校との対外試合等を介して感染が広がったことは高校生特有の感染の拡大として特筆すべきであった。

① 学校における感染症対策（新たな取組など）

- ・1学期開始から部活動開始前の検温を義務付けた。
- ・6月5日・6日の文化祭が無事開催できるよう、5月24日からの2週間を「コロナ感染予防対策強化週間」と定め、これまでの感染症対策の振り返りをするとともに、重点活動項目として、健康観察記録の徹底と昼食時の巡視強化を行った。
- ・学校の体育的活動において、熱中症予防の観点から十分な身体的な距離が確保できる場合は、マスクの着用は必要ないとの見解が県教委から示された。
- ・2学期開始から教職員による昇降口での検温を開始し、不織布マスク着用の徹底を図った。
- ・登校後体調不良となった生徒に対しては、必要に応じて抗原検査キットによる検査を実施した。
- ・文化祭や体育祭、球技大会など生徒が企画運営する行事の実施に当たっては、原則、

生徒自らで感染症対策に配慮した企画運営に心掛けていた。

② 部活動の実施状況

- ・部活動においても「ふじのくにシステム」の警戒レベルに準じて活動の制限範囲が決められた。
- ・2年度に中止された高校総体などの大会は、静岡県高等学校体育連盟や静岡県高等学校野球連盟、静岡県高等学校文化連盟などの統括団体のガイドラインに基づき開催された。
- ・デルタ株やオミクロン株の流行の流行により、部活動を介した感染の拡大が認められた。

エ 令和4年度の対応について

8月31日から9月2日にかけて実施した学科学年別集中研修のうち、宿泊を伴う研修を実施した中から集団感染が発生した。研修への参加は当然のことながら発熱や風邪症状がないことが前提とされていたが、発熱や風邪症状の現れない無症状の罹患者がいたことが感染拡大の原因と考えられた。

この教訓を今後の宿泊を伴う学校行事に活かすために、11月29日からの海外探究研修の国内代替研修において、看護師を同行させた。また、参加予定の生徒及び引率教員は前日に抗原検査を行い、陰性の確認した上で研修に参加した。この結果、代替研修において発症者は発生しなかった。

学校における感染症対策のうち、オンラインやICTを活用した学習については、校内のパソコン教室等のパソコン約200台を活用して進めていたが、国のGIGAスクール構想が目指す1人1台端末については導入が遅れていた。

令和4年度は、普通教室を始め校内全体に無線LAN環境を整備した。併せて、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を利用して全生徒への貸与用のタブレット端末720台を購入して令和5年度当初からの運用に備えた。

オ 令和5年度の対応について

新型コロナウイルス感染症の第5類移行に伴い、5月8日以降の健康観察記録の提出が廃止された。学校生活においては、換気の励行は引き続き行われたが、校内での検温や昼食時の黙食や食堂のパーティションも廃止された。

学習活動においては、4月当初から全生徒に対してタブレット端末の貸与を開始し、各教科において1人1台端末を活用した授業が展開されている。

海外探究研修については、準備期間が取れなかったことや燃料費の高騰に加え極端な円安により実施は難しいと判断し、国内での代替研修とした。

代替研修や学科学年別研修における宿泊を伴う研修においては、出発前日における抗原検査を義務付けることで感染者の発生もなく安全に実施できた。

(3) 各福祉施設等の対応について

ア 子育て支援センター

① 施設閉所

- ・新型コロナウイルス感染症対策のための学校における一斉臨時休業に伴い、閉館期間 令和2年3月2日～令和2年5月31日
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言発令に伴い閉館期間 令和3年8月29日～令和3年9月30日

② 施設利用

施設利用者の新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、施設利用者の利用制限等を実施

●同時受け入れ組数の制限

子育て支援センター利用者の身体的距離を確保するため、同時受け入れ組数を制限（令和2年6月1日～令和4年11月30日、カスタネットは令和4年12月28日まで）

- ・カスタネット：10組（予約制）
- ・トライアングル：7組
- ・タンバリン：5組
- ・ルンルン：3組
- ・ハーモニカ：3組

（令和4年12月1日～令和5年3月31日）

- ・カスタネット：20組
- ・トライアングル：9組
- ・タンバリン：5組
- ・ルンルン：5組
- ・ハーモニカ：5組

●利用時間

1日2時間まで（カスタネットは1時間30分）

●玩具の消毒時間

- ・カスタネット（11：00～11：30、13：00～13：30）
- ・カスタネット以外の子育て支援センター（10：20～10：40、13：50～14：10）

イ 児童館

① 施設閉所

- ・新型コロナウイルス感染症対策のための学校における一斉臨時休業に伴い、閉館期間令和2年3月2日～令和2年5月31日
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言発令に伴い閉館期間令和3年8月29日～令和3年9月30日

② 施設利用

●同時受け入れ組数の制限

児童館利用者の身体的距離を確保するため、同時受け入れ組数を制限。

(令和2年6月1日～令和4年11月30日)

- ・北西部児童館：20人
- ・東部児童館、ぐるん・ぱ よねのみや、広見児童館：25人

(令和4年12月1日～令和5年3月31日)

- ・北西部児童館：25人
- ・ぐるん・ぱ よねのみや、広見児童館：35人
- ・東部児童館：30人

●利用時間

1日2時間まで

●玩具の消毒時間

11：00～11：30、13：30～14：00

※令和5年4月1日以降は子育て支援センター、児童館とも原則受け入れ人数、利用時間制限等を撤廃

ウ 放課後児童クラブ

① 小学校の一斉臨時休業により、春休みの前日までの平日において、午前中から児童クラブを開所

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校における一斉臨時休業に伴い、小学校長期休暇と同様に、児童クラブについて午前中から開所を実施

期間 令和2年3月3日～令和2年3月19日

② 施設閉所

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、放課後児童クラブを閉所

期間 令和2年4月11日～令和2年5月31日
(小学校の預かり教室についての連携協力)

③ 利用自粛

児童同士の身体的距離を確保することにより、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、家庭において子どもの見守りが可能な場合、児童クラブの利用自粛を依頼

期間 令和3年8月27日～令和3年10月31日

④ 利用制限

児童同士の身体的距離を確保することにより、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、小学校4年生から6年生までの児童の受入れを制限

期間 令和3年9月13日～令和3年9月30日

⑤ 利用定員の制限

児童同士の身体的距離を確保することにより、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、受け入れ児童数を法定定員の1/2に制限

期間 令和3年9月13日～令和3年10月31日

⑥ 小学校との連携

放課後児童クラブの閉所に伴い、小学校の預かり教室実施について、放課後児童クラブ支援員を預かり教室に派遣する等の連携協力を実施

保育スペースを確保し、児童同士の身体的距離を確保するため、小学校の体育館等の利用を小学校に依頼

エ 幼稚園・認定こども園（幼稚園部）

① 施設の閉所等

・新型コロナウイルス感染症対策のため、施設を臨時休園

臨時休園期間：令和2年4月13日～令和2年5月31日

※臨時休園期間中、どうしても子どもを預けなければならない方のために、預かり保育は実施

・新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、緊急事態宣言が発令されたため、家庭保育可能な方には家庭保育をお願いする登園自粛を要請

登園自粛要請期間：令和3年8月26日～令和3年9月30日

② 感染防止対策

- ・ 3歳以上の園児のマスクの着用を推奨（熱中症には十分注意）
- ・ 感染防止のためのパーティションの設置
- ・ 手指消毒の徹底
- ・ 教材等の消毒
- ・ 保護者へのマスク着用をお願い
- ・ 行事への参加人数の制限

③ 園児や員が感染した場合の対応

園児や職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、園内での感染拡大の防止を図るため、感染状況に応じてクラスの臨時休園等を実施

オ 保育園・認定こども園（保育園部）・小規模保育事業所・事業所内保育事業所 企業主導型保育施設

① 施設の閉所等

新型コロナウイルス感染症対策のため、家庭保育可能な方には家庭保育をお願いする
登園自粛を要請

登園自粛要請期間：令和2年4月13日～令和2年5月19日

登園希望者を保育する希望保育を実施

希望保育期間：令和2年5月20日～令和2年5月31日

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、緊急事態宣言が発令されたため、家庭保育可能な方には家庭保育をお願いする登園自粛を要請

登園自粛要請期間：令和3年8月26日～令和3年9月30日

② 感染防止対策

- ・ 3歳以上の園児のマスクの着用を推奨（熱中症には十分注意）
- ・ 感染防止のためのパーティションの設置
- ・ 手指消毒の徹底
- ・ 教材等の消毒
- ・ 保護者へのマスク着用をお願い
- ・ 行事への参加人数の制限

③ 園児や員が感染した場合の対応

園児や職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、園内での感染拡大の防止を図るため、感染状況に応じてクラスの登園自粛の要請等を実施

カ その他

幼稚園や保育園等は、私立や民間施設が多く、また、施設ごと園舎の大きさ、保育方法などに違いがあるため、感染対策に係るマニュアル等は整備せずに、園児や職員に感染者が確認された場合には、その都度、当該施設と施設を所管する保育幼稚園課とが協議して、対応を決めるなどの対応をとった。

富士市新型コロナウイルス感染症教育保育対策等部会設置要領

(設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い教育及び保育において必要となる対策等（以下「教育保育対策等」という。）について専門的に調査審議するため、富士市新型コロナウイルス感染症教育保育対策等部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 教育保育対策等に係る情報の収集及び共有に関すること。
- (2) 教育保育対策等に係る連絡調整に関すること。
- (3) 教育保育対策等の実施に関すること。
- (4) その他教育保育対策等に関し必要と認めること。

(組織)

第3条 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

- 2 部会長は教育次長をもって充て、副部会長はこども未来部長をもって充てる。
- 3 部会員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(部会長及び副部会長)

第4条 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 部会長及び副部会長に共に事故があるとき、又は部会長及び副部会長が共に欠けたときは、部会長が指定した部会員が部会長の職務を代理する。

(会議)

第5条 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

- 2 部会は、必要に応じて、会議に部会員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

こども未来部	こども未来課長、保育幼稚園課長
教育委員会	教育総務課長、学校教育課長、学務課長、富士市立高等学校事務長

令和2年度における小学校、中学校の教育活動の再開等に向けた概要

R2. 5.15

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議で示された3つの条件（①換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底、②多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮、③近距離での大声での発声をできるだけ控える）が重なることがないように、感染拡大防止の対策を講じる。

1 感染を拡大させないために家庭と連携してできること

(1) 登校前について

- ① 登下校については、校門や玄関口等での密集が起こらないよう、登下校時間帯を分散させる。
- ② 家庭と連携して、毎朝の検温及び風邪症状の確認を徹底する。
- ③ 登校前に確認できなかった児童生徒等については、教室に入る前に、昇降口等での検温及び風邪症状の確認を徹底する。
- ④ 発熱等の風邪症状がみられる場合には、保護者に連絡して自宅で休養させるようにする。

(2) 保護者への周知

- ① 本人及び家族に風邪等の症状がある場合は、登校しないことを徹底する。
- ② 登校後に風邪等の症状が見られた場合は、すぐに早退させる。

(3) 感染経路を絶つ

- ① 教員は授業を行う際に、マスクを二重にする等の工夫をして飛沫の飛散防止に努める。
- ② マスクを着用し、咳エチケットを徹底する。
- ③ 定期的な手洗いの場面を設けるなど、手洗いが徹底できるよう工夫する。
- ④ 教室等のこまめな換気を実施する。（可能であれば2方向の窓を同時に開ける）
- ⑤ 多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）への消毒等、環境衛生の保持に努める。
- ⑥ エアコンを使用する際には、窓を少し開けたり、定期的に換気をしたりするなど感染防止に努める（詳細は、別途通知する）とともに、衣服等による温度調節の配慮をする。

(4) 抵抗力を高める

十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心掛ける指導をする。

(5) 基礎疾患のある児童生徒の情報を共有し、別室生活等できる限りの配慮をする。

(6) 新型コロナウイルスに関する正しい知識の指導

児童生徒に対して、新型コロナウイルスに関する正しい知識を身に付けるとともに、これらの感染症対策について、児童生徒が感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう、「新型コロナウイルス感染症の予防」資料等※を活用し、発達段階に応じた指導を行うこと。

※https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm その他別添資料参考

2 授業等教育活動に関すること

(1) 授業について

- ① 児童生徒の机の間をあけ、前向きの状態で行うようにする。
- ② グループ学習については、極力実施しないようにする。
- ③ 感染の可能性の高い一部の実技指導などにおいては、年間指導計画を見直し、指導の順序を変更する等工夫する。
- ④ 対面式の机になっている特別教室は、極力使用しない。

※「新型コロナウイルス感染症対策の現状を踏まえた学校教育活動に関する提言」（令和2年5月1日）を参考にする。

(2) 部活動について

- ① 体力の回復を考慮しながら、徐々に再開していく。
- ② 専門家会議で示されている3つの条件が重ならないよう、実施内容や方法を工夫し、校内で活動する場合は実施可能とする。ただし、対外試合、練習試合等は、当分の間禁止とする。
- ③ 部室等の利用にあたっては、短時間の利用とする、一斉に利用しないなどに留意する。
- ④ 生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で療養するよう指導する。
- ⑤ 部活動開始前や終了後は、必ず手を洗う。
- ⑥ 屋内で行う部活動は、窓を開けるなど換気には十分注意して行う。

(3) 給食について

- ① 実施に当たっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を行うよう徹底する。
- ② 給食の配食を行う児童生徒及び教職員は、以下のような点を毎日点検し、給食当番活動が可能であることを確認する。
 - ・下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無
 - ・衛生的な服装かどうか
 - ・手指は確実に洗浄・消毒したか など
- ③ 適切ではないと認められる場合は、給食当番を代えるなどの対応をとる。
- ④ 給食当番以外の児童生徒等においても、食事の手洗い・消毒を徹底する。
- ⑤ 食事をする際には、机を向かい合わせにしない、会話を控える等、飛沫を飛ばさないような対応を行う。

(4) 集会、授業参観及び各種説明会について

- ① 集会は、学校や学年の規模によって判断する。行う際は、必ず、3密を避ける対策を講じる。
- ② 当分の間、授業参観及び各種説明会は実施しない。学校だよりや学年だより等を通して、学校の活動を丁寧に伝える等工夫する。

3 学習指導に関すること

(1) 一斉臨時休業に伴う学習の遅れについて

- ① 学校再開後には、学校において学習内容の定着を確認し、補充のための授業や補習の実施など、学習の遅れを補うための可能な限りの措置を講じる。

② 未履修の内容の中で、1年を通して学習していくことが可能なものについては、年間指導計画を見直しながら学習していくようにする。

(2) 補充のための授業等を行う場合の留意点

① 児童生徒の学習状況や教職員の勤務状況を十分考慮し、過重負担とならないよう留意する。

② 必要であれば、長期休業の日数を変更して対応することも検討する。

4 生活指導に関すること

(1) 保健室内で風邪等の症状がみられる児童生徒へは、スペースを区切る等感染防止のための工夫をして対応する。

(2) トイレ清掃は、必要最低限として教職員が行う。その際、感染予防を徹底する。また、基礎疾患のある職員や妊婦は行わないよう配慮する。

(3) 休み時間の生活においても、密接密集に気を付けるよう指導する。

5 児童・生徒の健康診断に関すること

(1) 腎臓病検診(尿検査)、心臓病検診(心電図検査)は、日程を文書で通知する。

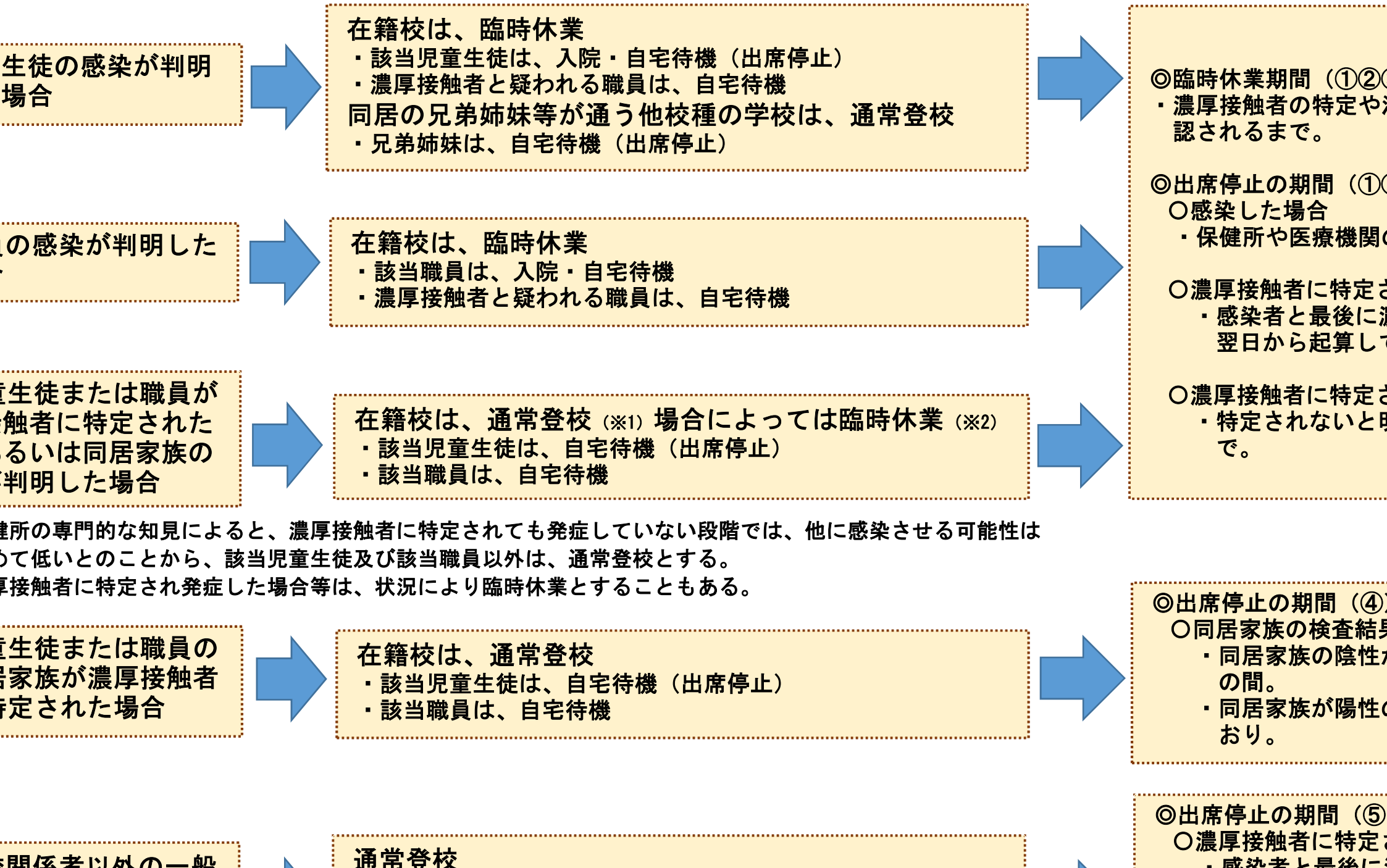
(2) 内科、耳鼻科、眼科、歯科検診は、学校医、学校歯科医と実施方法等について連絡・連携し、可能な限り速やかに実施する。

6 児童生徒の心のケアに関すること

(1) 学校再開後も児童生徒の中には、自分や家族も感染するのではないかと不安や恐れを抱くなど、依然として心理的なストレスを抱えている児童生徒も存在すると考えられるので、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、児童生徒の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなどして、心の健康問題に適切に対応する。

(2) 感染者、濃厚接触者とその家族、新型コロナウイルス感染症の対策や治療にあたる医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されるものではないことから、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、このような偏見や差別が生じないように十分配慮する。

はその同居家族及び職員は、PCR検査等を受診した場合及びその結果について、必ず学校に報告して



本人又は同居の家族等に感染が疑われる症状(※1)がある場合

【対応】出席停止。毎日体温測定をし、経過状況を学校に報告する。

※1「感染が疑われる症状」とは、発熱、咳、鼻水、頭痛、下痢等の風邪症状をいう。

本人が感染者と接触の可能性がある場合

【対応】出席停止（特定されないと明確になる日まで）。

毎日体温測定をし、経過状況を学校に報告する。

本人が保健所から濃厚接触者に特定された場合

【対応】出席停止。（感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間）

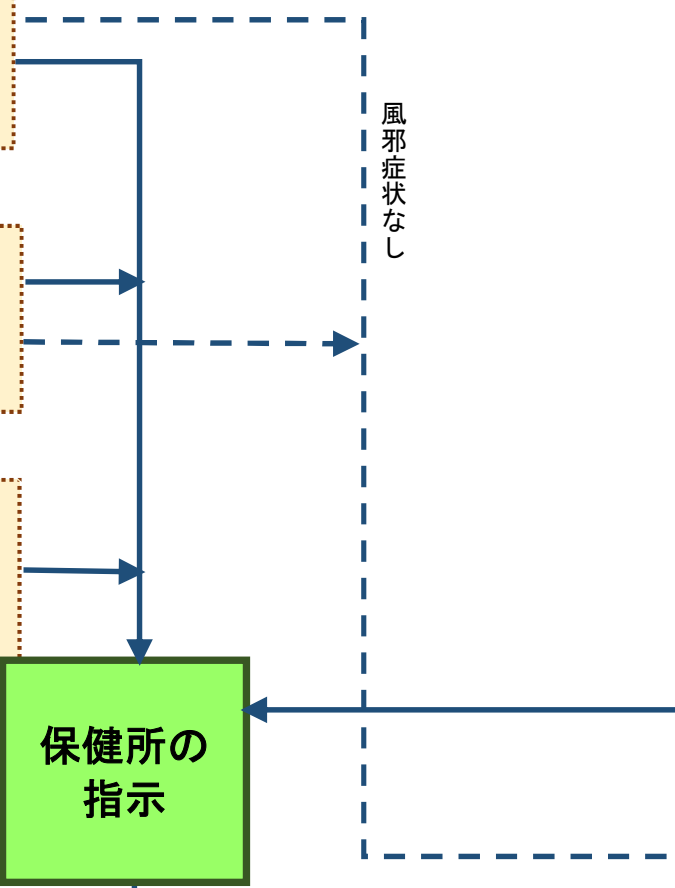
保健所の健康観察を受け、毎日体温測定をし、経過状況を学校に報告する。

同居の家族等が保健所から濃厚接触者に特定された場合

【対応】出席停止。（同居家族の陰性が確認されるまでの間）

毎日体温測定をし、経過状況を学校に報告する。

回復
《感染の疑いなし》
【対応】症状が改善されるまで(※1)自宅待機（出席停止）
※1 症状が改善されるまでとは、主要症状が消滅した後、24時間以上経過するまでを目安とする。



以下... 住地域を所管する者相談センター。住する場合は富士

- 発熱や咳など 続いている
- 強いだるさ（疲労感）
- 息苦しさ（呼吸困難）
- 高熱等の強い

以下のいずれかに該当する場合は、保健所に電話して、相談してください。
の状態が2日程度経過しても改善が見られない場合は、保健所へ連絡する。

- 糖尿病、心不全、腎臓病、免疫抑制剤や抗がん剤など、基礎疾患がある方
- 免疫抑制剤や抗がん剤など、基礎疾患がある方

《参考》富士保健所
平日 8:30~17:00
0545-65-1111
土曜、日曜、祝日
090-3309-1111
帰国者・接触者
平日 8:30~17:00
050-5371-1111
050-5371-1111
それ以外 0545-65-1111

保健所の指示に従い、感染症療養病棟に入院。

《陰性》
【対応】感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間自宅待機（出席停止）
毎日体温測定をし、経過状況を学校に報告する。

《感染の疑いなし》
【対応】感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間自宅待機（出席停止）
毎日体温測定をし、経過状況を学校に報告する。

《感染の疑いあり》
【対応】濃厚接触者として、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間自宅待機（出席停止）
毎日体温測定をし、経過状況を学校に報告する。

学校に新型コロナウイルス感染者が出たときの当該校の行動指針

<感染者発生時>

R2. 8. 27

- 1 該当児童生徒保護者からの情報を受ける。
 - ・ 家族の健康状態を確認する。
 - ・ 校長は、当該児童生徒へ出席停止の措置をとる。
- 2 教育委員会へ報告する。
- 3 感染の疑いのある職員は、出勤停止にする。
- 4 教育委員会の指示のもと濃厚接触者が特定されるまで臨時休業措置をとる。
- 5 P T A 会長と学校医へ連絡を取る。(臨時休業等について)
- 6 教育委員会の指導のもと臨時休業等の措置についての保護者への伝達文を作成し、フェアキャスト等で保護者に連絡する。

(在校中に判明した場合)

- ・ 校内放送や学級活動等で感染者が発生したことを伝える。その際は当該児童生徒に対して人権に十分配慮した行動をとるよう必ず指導する。
- ・ 教育委員会の指導のもと保護者にフェアキャスト等で連絡する。
- ・ 早期下校対応をとる場合はその旨も伝え、児童の安全下校に十分な対策を講じる。
- ・ 教育委員会の指導のもと保護者への通知文を作成し、配布する。

(帰宅後に判明した場合)

- ・ 教育委員会の指導のもと保護者にフェアキャスト等で連絡する。

- 7 業者に給食中止の連絡をする。(まず2日間中止とするが、延長もあり得る)
- 8 休業に向けた準備を行う。
 - 職員会議等を開き、休業中に行うことの共通理解を図る。
 - ・ 児童生徒への連絡(心のケア、家庭学習、人権への配慮等)
 - ・ 教材研究(学習進捗の確認等)等
 - 施設利用委員へ、施設開放の中止を連絡する。

<休業中>

- 1 保健所の濃厚接触者の特定に協力する。
- 2 臨時休業・一部休業・通常登校等について教育委員会からの指示のもと措置する。
- 3 教育委員会の指導のもと臨時休業等の措置についての保護者への通知文を作成し、フェアキャスト等を通じて保護者に連絡する。
- 4 校内の消毒が必要な場合は、保健所・学校薬剤師の指導で消毒を行う。その際、業者委託等を含めて教育総務課と協議する。
- 5 児童生徒へ電話連絡をし、心のケア等に努める。(オンラインを励行)
- 6 学年で休業前までの授業の進捗を確認し、再開後の授業計画を立てる。
- 7 P T A 会長と連絡を取る。(再開の見込み及び預かり教室について)
- 8 学校再開に向けた保護者への通知文を作成する。
- 9 預かり教室実施の場合は、通知文を作成する。
 - ・ 場所、期間、時間等フェアキャストで知らせる。
- 10 給食再開の準備

<学校再開後>

- 1 学級活動や集会等で、臨時休業と学校再開の経緯を説明する。
 - ・ 子どもたちに安心感を持たせる。
- 2 感染者及びその家族等への差別・偏見・誹謗中傷・詮索は行わない、SNS等への書き込みはしないなど、人権教育を徹底する。
- 3 保健所や学校医の助言のもと、感染当該児童生徒の出席停止期間を決定し教育委員会に連絡する。
- 4 保護者から出席停止解除願を受理し、感染当該児童生徒の登校を許可する。
- 5 こころのアンケートを基に、教育相談を行う。(心のケア)
- 6 学校再開後の生活、人権への配慮等を学校だより等で保護者に伝える。
- 7 臨時休業に係る給食費についての文書を発送する。
- 8 施設利用委員へ施設開放の再開を連絡する。

フェアキャストあるいはマチコミメール等の例文

※文中①～⑤は、「新型コロナウイルス感染症が市内で発生した場合の富士市小中学校の対応に係るフロー」中の①～⑤を指す。

<①児童生徒に感染が判明した場合>

「本校の児童（生徒）に新型コロナウイルスの感染が確認されましたので、本校を、明日〇月〇日（〇）から濃厚接触者の特定や消毒等、安全が確認されるまで（1日～3日程度）臨時休業いたします。それに伴い預かり教室は、感染拡大防止の観点から実施しません。しかし、濃厚接触者が特定された上で、学校施設の安全が担保されるまで時間を要する場合は、預かり教室を教育プラザ等で行うこともあります。その場合は、改めて連絡いたしますのでご理解の程、お願いいたします。学校再開につきましては、安全が確認でき次第連絡いたします。

また、休業中の生活については、下記のようにしますので、ご家庭において体調管理を十分しながら、対応をお願いいたします。」

記

- 1 学習について（学校の実情に合わせて設定する）
各学校ごと、課題を設定して明記するか、翌日までにホームページにアップする。
※ホームページを見ることができない家庭は、ご連絡ください。
- 2 生活について
 - (1) 不要不急の外出をしない。
 - (2) 外出時には、必ずマスクを着用し、帰宅後は、必ずうがい・手洗いをする。
- 3 お願い
 - (1) 感染した児童生徒やその家族に対する詮索や誹謗中傷をすることがないように、ご家庭でも注意していただけますようお願いいたします。
 - (2) 毎日、本人だけでなくご家族も検温や健康チェックを行い、PCR検査等を受診した場合及びその結果について、必ず学校へ報告するようお願いいたします。

<②職員に感染が判明した場合>

<①児童生徒に感染が判明した場合>の文中の児童生徒を職員に置き換えて、使ってください。

<③～⑤の場合は、あえて発信しない >**<登校再開に向けて>**

「この度の〇月〇日（〇）～〇月〇日（〇）までの臨時休業に際して、ご理解をいただき誠にありがとうございました。学校では、この期間に校内施設の消毒を行い、保健所の指導の下、学校医や学校薬剤師と協議を行い、安全に学校が再開できることを確認いたしました。

つきましては、〇月〇日（〇）から学校を再開することといたします。学校再開に際しては、下記のように対応いたしますので、ご理解の程お願い申し上げます。

記

- 1 学級活動や集会等で、臨時休業と学校再開の経緯について説明し、子どもたちに安心感を持たせる。
また、再開後の学校生活の注意事項を確認する。
- 2 毎日の検温や健康チェックを確実にを行い、風邪等の症状がある場合は自宅待機とし、すぐに学校に報告するようにする。
- 3 感染者及びその家族等への差別・偏見・誹謗中傷または詮索はしない、SNS等への書き込みはしないことを徹底する。

はその同居家族及び職員は、PCR検査等で「陽性」が判明した場合は、必ず学校に報告してください。

生徒及び職員の感
判明した場合

学校が「濃厚接触者リスト」をもとに調査を行い、学校医（状況により、保健所・学校教育課）に相談して、濃厚接触者を特定する。

＜校内に濃厚接触者を特定した場合＞

- ・保護者に連絡して、濃厚接触者を下校させる。
- ・濃厚接触者が複数いた場合は、その状況に応じて該当学級・学年・学校の児童生徒を下校させることもある。その後、学級閉鎖・学年閉鎖・臨時休校の判断をする。

（文書及びメール配信）

＜校内に濃厚接触者がいない場合＞

- ・教育活動を継続させる。
- ・濃厚接触者に特定はしないが、感染の可能性がある児童生徒については、個別に保護者に連絡する。

【感染の広がりが懸念される場合】

在籍校は、学級閉鎖・学年閉鎖・臨時休業

- ・該当児童生徒及び職員は、入院・自宅待機（出席・出勤停止）
- ・濃厚接触者と疑われる児童生徒・職員は、自宅待機

同居の兄弟姉妹等が通う他校種の学校は、通常登校

- ・兄弟姉妹は、自宅待機（出席停止）

児童生徒または職員が濃厚接触者に特定された
あるいは同居家族のPCR検査で陽性が判明した場合

在籍校は、通常登校

- ・該当児童生徒は、自宅待機（出席停止）
- ・該当職員は、自宅待機（出勤停止）

児童生徒または職員の同居家族が濃厚接触者

在籍校は、通常登校

- ・該当児童生徒は、自宅待機（出席停止）

◎ 学級閉鎖・学年期間（①②）

- ・濃厚接触者の特定確認されるまで。

◎ 出席停止の期間

＜感染した場合＞

- ・保健所や医療機関の指示に従う。

＜濃厚接触者に特定された場合＞

- ア 感染者と最後に濃厚接触した日（感染対策を講じた場合は、感染対策を講じた日から起算して7日間）

- イ 感染者の発症日（発症日）または検査採取日（検査採取日）または検査結果が陽性となった日のいずれか遅く、4日目及び5日目にPCR検査キットを用いた検査を行い、陰性結果が確認された場合は、5日目から起算する。

＜濃厚接触者に特定された場合＞

- ・感染の可能性がある場合は、濃厚接触者に特定され、出席停止期間が決定する。
- ・特定されないと明らかな場合は、出席停止期間が決定しない。

◎出席停止の期間（③）

- 児童生徒・職員がPCR検査キット等で陰性を確認した場合、出席停止期間が決定しない。（状況によっては、数日様子をみる）
- ※陰性が確認されても、その後の状況によっては、感染の可能性があるため、感染の発生を防止するため、出席停止期間が決定することもある。

同居の家族等に感染が疑われる症状※1がある場合

席停止 感染が疑われる症状がある方は、医療機関を受診する。
 受診しない場合は、症状軽快し、解熱剤を使用せずに平熱が24時間続いていることを確認するまで。

「感染が疑われる症状」とは、急性発症で、発熱、倦怠感、咽頭痛、咳、鼻水、頭痛、下痢等の風邪症状をいう。花粉症や喘息など持病による症状は除く。
 「症状軽快」とは、発熱・倦怠感・咽頭痛・咳が治まっていて、全体に症状改善傾向のこと。

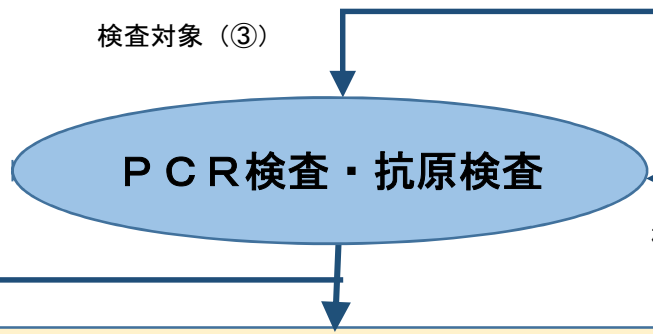
感染者と接触の可能性がある場合 (同じ学級や部活動に感染者がいるとき)

席停止 ア 風邪症状がない場合は、濃厚接触者にならないと明確になる日まで、またはPCR検査結果陰性を確認するまで
 イ 風邪症状はあったが、抗原検査・PCR検査結果が陰性だった場合は、症状軽快し解熱剤を使用せずに平熱が24時間続いていることを確認するまで

濃厚接触者に特定された場合

席停止 ア 風邪症状がない場合は、感染者と最後に濃厚接触した日(感染対策を講じた日)の翌日から起算して**5日間自宅待機を原則とする**
 イ 風邪症状がなく、感染者の発症日(無症状の場合は、検体採取日)または感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日として、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除することができる

濃厚接触者に特定されても、
 等と共に感染が疑われる症状
 待機を解除できる。

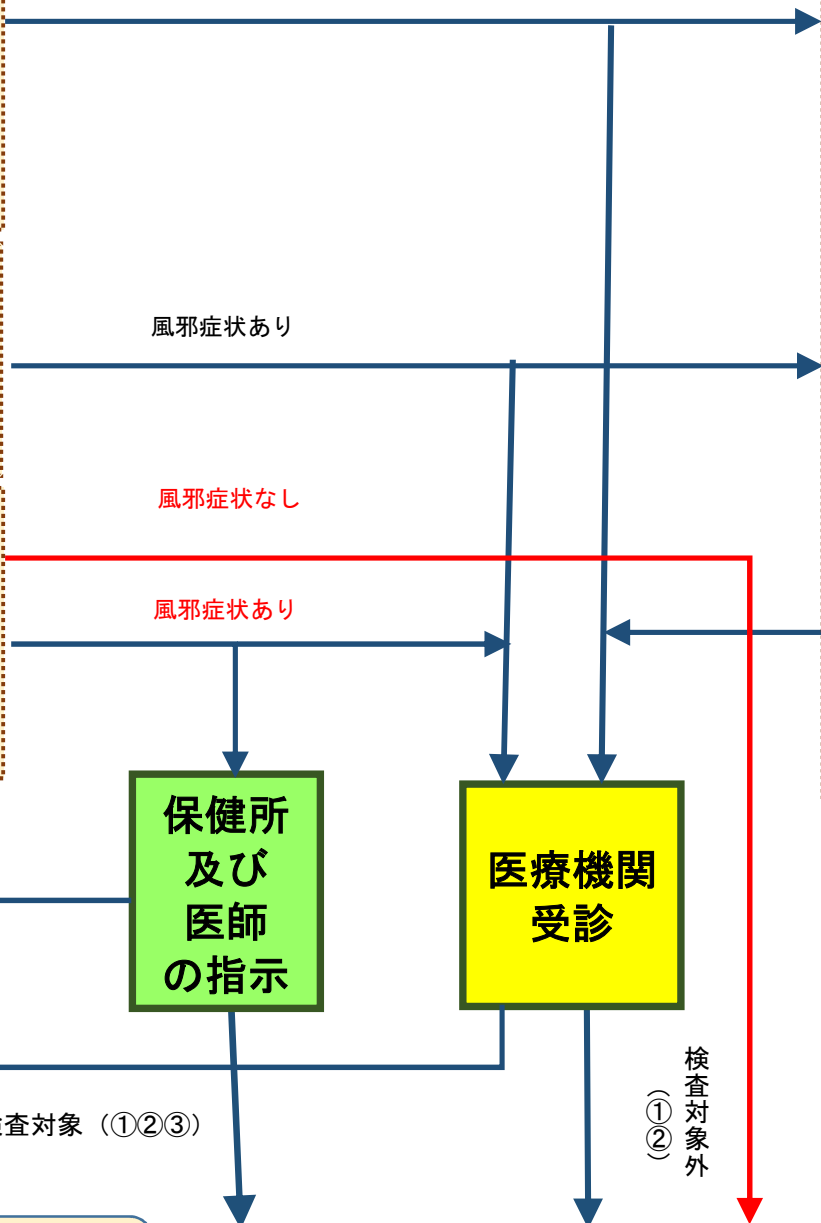


《陰性》

【対応】・児童生徒：解熱剤を使用せずに、発熱・倦怠感・咽頭痛等の風邪症状がないことを24時間確認する。(①・②イ)
 ・感染者と最後に濃厚接触した日(感染対策を講じた日)の翌日から起算して**5日間自宅待機**。(③ア)

《感染の疑いなし》

【対応】・医師の指示に従う。(①)
 ・主要症状がなくなるまで
 ・無症状で5日間経過した時や2回の抗原定性検査によって陰性が確認されたとき(③ア)



がうつり、区、は、「静岡県発熱等連絡する。
 > 発熱や咳が
 続いている
 > 強いだるさ
 > 息苦しさ
 > 高熱等の強

「静岡県発熱等
 電話 050-537
 平日 8時
 上記以外の時間
 日を含む)は

発熱の症状がな
 ご利用ください
 厚生労働省の新
 に関する相談窓
 フリーダイヤ
 電話：0120-5

静岡県庁の専用
 平日 8時 30分
 電話：054-22

【注】
 新型コロナ
 蔓延状況
 本人のみ

4 ワクチン接種対策部会

(1) 令和2年10月～令和3年3月

新型コロナウイルス感染症の国内感染拡大を受け、国は、新型コロナワクチンが実用化され次第、国民へのワクチン接種を開始することを決めた。

伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するための予防接種については、予防接種法や新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）にその枠組みが規定されているが、新型コロナウイルス感染症については、その流行及び長期化により、国民の生命・健康はもとより、社会経済にも極めて大きな被害を及ぼす恐れがあるとされ、国民への円滑な接種を実施するため、国の主導のもと、身近な地域において接種が受けられる仕組みを構築する必要性が高いとされた。

これにより、新型コロナワクチン接種については、予防接種法附則第7条の特例規定に基づき実施するもので、同法第6条第1項の予防接種（特例臨時接種）とみなし、同法の各規定（同法第26条及び第27条を除く）が適用されることとなった。

ア 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実施

令和2年10月、国は、「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実施について」および同実施要領を発出した。これは、ワクチンが実用化され次第、早期にワクチン接種を開始することができるよう、接種のために必要な体制を、実際の接種開始前に着実に整備することを目的とする内容であった。

具体的には（ア）庁内における組織体制の整備（イ）接種券付き予診票の発行や、ワクチン接種履歴などを管理している保健総合情報システムの改修作業の実施（ウ）ワクチン接種券付き予診票の印刷及び対象者への発送（エ）ワクチン接種の実施体制に係る検討と、医師会・薬剤師会等との調整（オ）市民からのワクチン接種に係る相談等受け付け体制の構築（具体的には、ワクチン接種コールセンターの設置）の五項目であり、さらに、これらを令和3年3月末までに全て完了させる、という内容であった。

新型コロナワクチン接種事業の事務局は、予防接種業務を所管している保健部健康政策課が担うこととされた。

また、この事業のための国庫補助金として、当初1億2,600万円が提示され、さらに追加で3億8,000万円余、合計5億1,500万円余が提示された。さらに国庫負担金として9億5,700万円余が提示された。これを受け事務局は、負担金・補助金総額で14億7,200万円余の補正予算案を富士市議会会派代表者会議に諮り、専決処理により予算計上を行った。

新型コロナワクチン接種体制確保事業の推進のために、保健・福祉・医療などの関係部局からなる庁内組織である「新型コロナワクチン接種庁内プロジェクトチーム」が編成された。さらに、事務局は、健康政策課の保健師2人、事務職員1人に加え、併任派遣として正規事務職員2人、会計年度任用職員2人が増員配置され、新型コロナワクチ

ン接種班が保健センター3階に設置された。

イ 国からの詳細情報の不足

12月には、国からは、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」も発出され、さらに、Zoomによる「第1回自治体向け説明会」も開催された。しかし、使用されるワクチンの種類や、接種対象者およびその順序など、ワクチン接種に関する具体的な情報は、依然として限定的に提供されるという状況であった。しかしながら、事務局は手探りの中でありながら、新型コロナワクチン接種体制の構築を進めていった。

その中で、(ウ)ワクチン接種券付き予診票の印刷及び対象者への発送 については、初回接種の対象者人口が多いこと、また、(オ)市民からのワクチン接種に係る相談等受け付け体制の構築 についても、予約受付システムを持つ事業者が限定的であることから、いずれにおいても国内の自治体間で、事業者の争奪戦の様相を呈し、その選定については、素早い対応が必要とされた。

また、(エ)ワクチン接種の実施体制に係る検討と、医師会・薬剤師会等との調整についてであるが、この事業は、「ワクチン接種を希望する16歳以上の市民全員に対し、新たに開発された新型コロナワクチンを迅速かつ安全に2回接種を行う」という、我が国において過去に前例のないものである。この実現に向けて、富士市医師会、富士市薬剤師会と会合を重ね、意見を交わしていった。その会合には、小長井市長、森田副市長も出席し、富士市医師会長、副会長に対し、協力を要請した。さらに、静岡県健康福祉部に設置された、新型コロナウイルス感染症対策チームの職員を招いての説明会を開催し、それぞれの主体が、新型コロナワクチン予防接種事業の詳細についての理解を深めていった。

ウ 具体的な接種体制の確立に向けての動き

本市は、こども定期予防接種事業のうち、BCGの予防接種を保健センターにおいて集団接種で実施している県内でも数少ない自治体である。このため、予防接種の集団接種については日常的に実施していること、また、会計年度任用職員の医療専門職員を10数人常時確保している、という利点を持っていた。

事務局は、この事業をベースに、新型コロナワクチン集団接種の構想を固め、令和3年3月7日には、ふじさんめっせにおいて、富士市医師会・薬剤師会を始めとする医療関係者、近隣自治会の役員、国会議員や県会、市議会議員などの関係者を招き、「新型コロナワクチン集団接種会場運営シミュレーション」を開催した。これにより、医師会・薬剤師会等様々な関連団体と共に、集団接種会場の運営についてさらに検討を深めた。

エ 市内病院での個別接種の実施に向けて

新型コロナワクチン接種には、新たに開発された -75°C または -25°C いずれかの温度帯で冷凍保存を要するm-RNAワクチンが用いられることとなり、ワクチンの保

管に用いる超低温冷凍庫（ディープフリーザー）は、各自治体が希望する台数が国から貸与されることが決まっていた。

事務局は、集団接種会場の運営の検討と並行して、市内の病院に対し、新型コロナワクチンの個別接種の実施を依頼した。これは、外来での接種の実施に加えて、市内病院の中には、姉妹法人で介護保険施設を運営する病院も含まれており、優先接種者である高齢者への接種について、入院病棟や介護保険施設における利用者向け接種の促進にも優位性が高い、との考えによる。

その結果、個別接種の実施について、公立・私設合わせて9病院から即座に快諾をいただくことができ、超低温冷凍庫を設置し、個別接種の実施に向けての準備を進めていただくこととなった。

また、市内に開設する集団接種会場と、今後、市内の診療所やクリニックでの個別接種の実施の開始を見据えて、それぞれの会場で用いる新型コロナワクチンの保管のため、保健センターに複数台の超低温冷凍庫を設置し、そこで国から支給される新型コロナワクチンを一旦保管し、集団接種会場への移送と、個別接種を実施する診療所やクリニックへの運送事業者による個別配送を実施する体制を整えた。

オ 公共施設での集団接種の実施に向けて

令和2年12月には、国より、新型コロナワクチンの具体的な接種順位についての指示がなされた。その内容は、まずは医師・看護師・薬剤師などの医療従事者の接種を実施し（実施主体は県）、その後、高齢者、心疾患や呼吸器、腎臓などの基礎疾患を持つ者、さらに、高齢者や障害者施設の従事者が優先的接種者であるとされた。これを受け事務局は、富士市医師会、薬剤師会、民間病院、公立2病院を招き、意見交換会を重ね、集団・個別接種の開始に向けての意見交換や情報共有を行った。

この中で、（ア）医療従事者等の集団接種を、富士市フィランセ及び富士市文化会館を会場として実施する。（イ）その後、接種の進捗状況を見ながら、5月には、東部市民プラザ、鷹岡市民プラザ、ふじさんエコトピア、ふじさんめっせにおいても、集団接種会場を開設する。（ウ）集団接種会場の医師・看護師の派遣については、富士市フィランセ及び富士市文化会館会場は富士市立中央病院が、東部市民プラザを共立蒲原病院がそれぞれ担い、また、鷹岡市民プラザ、ふじさんエコトピア会場においては、富士市医師会が担当する。（エ）集団接種会場で用いる新型コロナワクチンの希釈とシリンジへの充填作業については、全ての集団接種会場において、富士市薬剤師会が担当することが決定された。事務局はさらに、集団接種会場において接種業務に従事する看護師について、市ウェブサイトで公募を行い、登録看護師として人材を確保した。

以上の計画の下、新型コロナウイルス感染症による死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、結果として新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図ることを目的に、2月17日より、新型コロナワクチンの初回接種が開始された。なお、国は、この時点で新型コロナワクチン接種事業の終期は、令和3年2月28日までとされていた。

(2) 令和3年4月～令和4年3月

富士市の新型コロナワクチンの市民向け集団接種は、令和3年5月6日から開始されることとなった。

ア 事務局の職員体制

集団接種の開始に備え、令和3年4月1日には、事務局体制の増強を図るため、事務局に専任の主幹が配置された。さらに、本庁から併任派遣でまず4人が着任した。併任派遣の職員は、この後令和4年3月末日までの間に、実人数で29人が派遣され、概ね3か月程度の期間で交代し、新型コロナワクチン接種事業の任務に就いた。

イ 本事業の事業費予算

本事業の令和3年度予算については、4月1日付けで、前年度未執行分の国庫補助金を繰越し、さらに国庫負担金も併せて2号補正予算を計上し、専決処理を行った。これと同時に、高齢者のワクチン接種を促進するため、75歳以上の高齢者がワクチンを接種するために接種会場までの足としてタクシーを利用する場合、基本料金（600円）を補助するための費用も計上した。

ウ 国からのワクチン供給状況

市民向けの接種に用いるために、国から最初に支給されたファイザー社製ワクチンの数は、わずか2箱（195バイアル×5人×2箱）、1,950人分であった。このため事務局は、これを最初に個別接種を実施する病院に振り分け、入院患者や、病院の系列の介護施設等の入所者の接種用に振り分け、市民向け接種を開始した。

本市に限らず、全国の自治体において、接種開始当初は国から支給されたファイザー社製ワクチンの数が限定的であった。これに対し、「未知の感染症」であった新型コロナウイルス感染症に対し、早期にワクチン接種を希望する高齢の市民の方が非常に多かったことから、接種予約のためのコールセンターは常に電話が繋がりにくい状態が続いた。このことは、日本中の自治体で起き、早期でのワクチン接種を希望する市民の不安を煽ることとなった。

エ 市民へのワクチン接種に関する情報提供方法について

本市では、新型コロナワクチン接種の予約方法は、①通話料無料のコールセンター②富士市公式ウェブサイト③富士市公式LINEの3つの方法を用意した。しかし、優先接種者である高齢者は、インターネットやスマートフォンを利用する方が少なく、コールセンターに電話が殺到することとなった。このため事務局は、公式ウェブサイトやLINEでの情報提供をさらに強化するとともに、新聞折り込みチラシや、同時放送無線を活用し、高齢者やその家族に対する情報提供を行った。さらに、本庁やまちづくりセンターでのワクチン予約サポートを実施し、集団接種会場での接種予約のための予約ハガキも導入し、高齢者のワクチン接種予約の円滑化に努めた。

ワクチン接種開始当初の混乱については、国からのワクチン供給量が徐々に拡大され、ワクチンが安定的に供給されるようになり、集団接種会場の受け入れ枠が順次拡大されていったことにより、6月には徐々に沈静化していった。しかしながら、この事業を通じて高齢者を始めとするデジタルデバイドの課題が浮き彫りになった。本市は、令和2年8月に「デジタル変革宣言」を行っているが、この課題の解消に向けては、今後も取り組んでいかなくてはならない。

オ 診療所における個別接種の開始

5月末には、国より「新型コロナウイルスワクチンの個別接種の促進について」が発出された。これは、かかりつけ医などによる新型コロナワクチン接種回数を底上げし、高齢者へのワクチン接種の進捗を加速するために、1週間のうち既定の回数を上回る接種を行った医療機関に対して、接種費用を既定の金額上乘せする、という内容であった。

さらに、6月には、個別接種の負担金について、休日接種及び夜間接種についてそれぞれ加算が設けられることとなった。

新型コロナワクチンの接種方法は、皮下注射が一般的であるのに対し、このワクチンは筋肉注射であった。これに対し、接種に関する研修会の開催や、集団接種会場において、手技に関する情報共有が進み、新型コロナワクチン接種に慣熟していった。この結果、市内約70か所の診療所・クリニックにおいても個別接種が開始された。このことにより、ワクチン接種を希望する市民は、市が運営する集団接種会場や、身近なかかりつけ医での接種を選択することが可能となり、さらに、日中や夜間、休日にも接種を受けることができるようになった。勤労者世代においても利便性が高まり、ワクチン初回接種の実績は加速していった。

ワクチン接種が進捗するのに伴い、被接種者の年齢層も高齢者から勤労者世代に移行していく。これに対して事務局は、接種券の発送のタイミングの調整や電子申請による予約の導入、ワクチン接種予約システム(Liny)の仕様変更など、きめ細かな対応を重ねていった。

カ 国からのワクチンの供給量の減少とモデルナ社製ワクチンの投入

新型コロナワクチンは、V-SYS（ワクチン接種円滑化システム）を通じて市からの供給依頼に対し国から卸会社を経由して供給される仕組みである。市では、集団接種会場ですべての予約のキャンセルが発生した場合の対応として、市民向けに予約キャンセル待ち応募制や、福祉事務所ケースワーカーや小中学校教員、保育士で接種を希望する者のリストを作成し、予約キャンセルが発生した場合のワクチンの無駄が発生しない仕組みを整えて対応していた。

さらに国からは、高齢者への接種を加速させ、8月末には終了させるように、との指示が出された。本市では、6月末には高齢者の接種を完了させる計画が進行していたが、その一方で、国からのワクチンの供給量が細り、そのために、集団接種会場を一時閉鎖する対応を取らざるを得ない事態が発生した。

国は、ファイザー社製ワクチンに加え、新たに武田/モデルナ社製ワクチン（現在はモデルナ社製）を薬事承認し、自治体向けに供給を開始した。

予防接種に用いるワクチンが2種類に増えたことから、事務局は、集団接種会場には武田/モデルナ社製ワクチンを用い、個別接種会場にはファイザー社製ワクチンを供給することで、万が一の間違い接種を防ぐ対応をとった。

キ 国や県の動き

新型コロナワクチンの接種の進捗を加速するために、国は、企業や大学などが自社の社員や学生を対象に接種を行う「職域接種」の取組を開始した。本市においても、ジャトコ株式会社や静岡銀行など、大企業を中心に職域接種を行う企業も現れた。もともと、ジャトコ株式会社、旭化成株式会社富士支社は、医師や看護師などの医療職の社員を本市の集団接種会場に対して派遣を行う人的支援を行って下さっていた企業であり、唐突に開始された感のある職域接種に際しても、スムーズに実施されたことと推察される。

また、県は、静岡県医師会と協力し、ふじさんめっせにおいて、富士市、沼津市、富士宮市民を対象に、65歳以上向けに1・2回目接種を行う広域接種会場を開設し、約18,400回の接種を行った。県によるこのふじさんめっせ広域接種会場は、令和4年度においても、3・4回目接種及びオミクロン株対応ワクチン接種のためにスポット的に開設された。

ク 3回目接種（第一期追加接種）の開始

このような中、国からは、9月末に「新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）の体制確保について」が発出された。同月中旬に開催された国の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、追加接種（3回目接種）を行う必要があり、その実施の時期は2回目接種完了から概ね8か月以上後とすることが妥当であるとの見解が示されたことによるものである。また、新型コロナワクチンを2回目接種した場合であっても、接種後の時間の経過とともにワクチンの効果が低下するとされているため、国の方針として3回目接種を行うことが示され、本市においても、これに基づき接種体制を構築し、2回目接種を完了した18歳以上の人を対象に、追加接種（3回目接種）を行うこととなった。※接種対象は最終的に12歳以上へ引き下げられた。

本市では、個別接種は令和4年2月1日から、集団接種は令和4年2月7日から3回目接種を開始した。

なお、接種体制は、以下のとおりでスタートした。

- ・ 個別接種会場 57か所（市内医療機関）
- ・ 集団接種会場 4か所（フィランセ、ロゼシアター、ふじさんめっせ、ふじさんエコトピア）

ケ 4回目接種の準備

令和4年3月25日には、国より「新型コロナワクチン追加接種（4回目接種）の体制確保について」が発出された。

3回目接種の効果の持続期間等の科学的知見や諸外国の実施状況等も踏まえ、国の方針として4回目接種を行うことが示され、本市においても、これに基づき接種体制を構築し、3回目接種の完了から5か月以上が経過した60歳以上の者及び18歳以上60歳未満の者のうち、基礎疾患を有するものその他重症化リスクが高いと医師が認めるものを対象に、さらなる追加接種を行うこととなった。(※令和4年7月22日に、接種対象に医療従事者が追加された)

(3) 令和4年4月～令和5年3月

本市では、個別接種は省令が改正された令和4年5月25日以降随時に、集団接種は令和4年6月22日から4回目接種を開始した。

なお、4回目接種は、3回目接種と並行して実施したため、接種体制は3回目接種と同様であった。

令和4年秋開始接種（オミクロン株対応ワクチン接種）

当時の感染状況を踏まえ、オミクロン株と従来株に対応した2価のワクチンを接種することが妥当であるとの方針が示され、本市においても、これに基づき接種体制を構築し、初回接種を完了した12歳以上のすべての人を対象に、オミクロン株対応ワクチンの接種を行うこととなった。

令和4年秋開始接種は、「初回接種を完了した人」が対象となったため、この時点で3回目接種、4回目接種、5回目接種となる人が混在した。

本市では、個別接種は令和4年10月1日から、集団接種は令和4年9月28日からオミクロン株対応ワクチンの接種を開始した。

なお、接種体制は、以下のとおりでスタートした。

- ・個別接種会場 69か所（市内医療機関）
- ・集団接種会場 3か所（フィランセ、ロゼシアター、ふじさんエコトピア）

(4) 令和5年4月～令和6年3月

ア 令和5年春開始接種

新型コロナウイルス感染症予防接種の特例臨時接種として実施する期間が令和6年3月31日まで1年間延長することとなり、初回接種を完了した5歳以上のすべての者を対象に秋冬に1回の接種を実施する方針が示された。

このうち、①65歳以上の者、②5～64歳の者であって基礎疾患を有するものその他重症化リスクが高いと医師が認めるもの、③医療従事者、④高齢者施設等の従事者については、春夏に1回接種することとされたため、本市においても、これに基づき接種体制を構築し、令和5年春開始接種を行うこととなった。

本市では、個別接種は令和5年5月8日から、集団接種は令和5年5月12日から令和5年春開始接種を実施した。

なお、接種体制は、以下のとおりでスタートした。

- ・個別接種会場 71か所（市内医療機関）
- ・集団接種会場 2か所（フィランセ、ふじさんめっせ）

イ 令和5年秋開始接種

重症化予防を目的として、65歳以上の高齢者等の重症化リスクが高い者を対象とし、その他のすべての者についても接種機会を確保し、前回の接種までに用いたワクチンの種類に関わらずオミクロン XBB1.5 対応 1価ワクチンを接種する方針が示され、本市においても、これに基づき接種体制を構築し、令和5年秋開始接種を行うこととなった。

令和5年秋開始接種は、初回接種を完了した生後6か月以上の者が対象となるが、予防接種法上の努力義務の対象者は①65歳以上の者、②基礎疾患を有するものその他重症化リスクが高いと医師が認めるものとされたため、本市では、努力義務の対象者を優先し、前回接種日順に接種券を発送した。

本市では、個別接種は令和5年9月25日から、集団接種は令和5年10月4日から令和5年秋開始接種を実施した。

なお、接種体制は、以下のとおりでスタートした。

- ・個別接種会場 70か所（市内医療機関）
- ・集団接種会場 1か所（フィランセ）

(5) 小児接種（5～11歳）について

ア 初回接種（1・2回目接種）

令和4年2月21日に、新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種の対象が5歳以上の者とする大臣指示の一部改正があったため、本市においても、これに基づき接種体制を構築し、5～11歳の者を対象に、小児用ワクチンを接種することとなった。

なお、接種体制は、以下のとおりでスタートした。

- ・個別接種会場 13か所（小児科医を中心とする市内医療機関）

※集団接種会場でのワクチン接種は、小児科医を確保できないため実施しない。

イ 追加接種（第一期追加接種）

令和4年9月6日に、時間経過とともに初回接種の発症予防効果は逡減するが、近接した年齢区分において追加接種により回復することが確認されており、5～11歳の小児においても同様の効果が期待できると考えられることから、2回接種を終えたすべての小児に追加接種を実施する方針が示されたため、本市においても、これに基づき接種体制を構築し、小児の追加接種を実施することとなった。

なお、接種体制は、以下のとおりでスタートした。

- ・個別接種会場 8か所（小児科医を中心とする市内医療機関）

ウ 令和4年秋開始接種

令和5年3月8日に、第一期追加接種に使用するワクチンに小児用オミクロン株対応ファイザーワクチンが追加されるとともに、令和4年秋開始接種の対象に5～11歳の小児が追加となる大臣指示の一部改正があったため、本市においても、これに基づき接種体制を構築し、5～11歳の小児に対し、オミクロン株対応ワクチンの接種を実施することとなった。

なお、令和4年秋開始接種は、「初回接種を完了した人」が対象となったため、2回目接種を完了した人と第一期追加接種を完了した人が混在し、前回接種から3か月経過した人が接種可能となったため、接種体制は第一期追加接種と同様であった。

エ 令和5年春開始接種

12歳以上の令和5年春開始接種と同じく、基礎疾患を有するものその他重症化リスクが高いと医師が認めるものが対象となったため、本市においても、これに基づき接種体制を構築し、5～11歳の小児に対し、市内の小児科でオミクロン株対応ワクチンの接種を実施することとなった。

オ 令和5年秋開始接種

重症化予防を目的として、前回の接種までに用いたワクチンの種類に関わらずオミクロン XBB1.5 対応1価ワクチンを接種する方針が示され、本市においても、これに基づき接種体制を構築し、令和5年秋開始接種を行うこととなった。

令和5年秋開始接種は、初回接種を完了した生後6か月以上の者が対象となるが、小児は予防接種法上の努力義務の対象者ではなく、初回接種の接種率も3割に満たない程度であったため、令和5年秋開始接種の小児の接種券は申請に基づいて発行することとし、市内の小児科で接種を実施することとなった。

(6) 乳幼児接種（生後6か月～4歳）について

ア 初回接種（1～3回目接種）

令和4年10月13日に、新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種の対象に生後6か月以上5歳未満の者を追加する大臣指示の一部改正があったため、本市においても、これに基づき接種体制を構築し、生後6か月から4歳の者（乳幼児）を対象に、乳幼児用ワクチンを接種することとなった。

なお、接種体制は、以下のとおりでスタートした。

- ・個別接種会場 8か所（市内の小児科医）

※集団接種会場でのワクチン接種は、小児科医を確保できないため実施しない。

イ 令和5年秋開始接種

重症化予防を目的として、前回の接種までに用いたワクチンの種類に関わらずオミクロン XBB1.5 対応 1価ワクチンを接種する方針が示され、本市においても、これに基づき接種体制を構築し、令和5年秋開始接種を行うこととなった。

令和5年秋開始接種は、初回接種を完了した生後6か月以上の者が対象となるが、乳幼児は予防接種法上の努力義務の対象者ではなく、初回接種の接種率も2%程度であったため、令和5年秋開始接種の乳幼児の接種券は、小児（5～11歳）と同様、申請に基づいて発行することとし、市内の小児科で接種を実施することとなった。

接種実績（VRS：令和5年12月24日時点）

（単位：人）

	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目
全年代	207,460	206,094	178,552	125,617	75,104	48,723	30,019
65歳以上	66,738	66,619	65,306	60,152	52,223	41,389	27,801
64歳以下	140,722	139,475	113,246	65,465	22,881	7,334	2,218
うち小児 (5～11歳)	(3,382)	(3,271)	(1,660)	(491)	(31)	-	-
うち乳幼児（生 後4ヵ月～4歳）	(340)	(293)	(208)	(11)	-	-	-

富士市新型コロナウイルス感染症ワクチン接種対策部会設置要領

(設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種（以下「ワクチン接種」という。）を迅速かつ適切に実施するため、富士市新型コロナウイルス感染症ワクチン接種対策部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) ワクチン接種の体制整備に関すること
- (2) ワクチン接種に係る関係機関との調整に関すること
- (3) ワクチン接種の実施に関すること
- (4) その他ワクチン接種に関し必要と認めること。

(組織)

第3条 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

- 2 部会長は保健部長をもって充て、副部会長は中央病院事務部長をもって充てる。
- 3 部会員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(部会長及び副部会長)

第4条 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 部会長及び副部会長に共に事故があるとき、又は部会長及び副部会長が共に欠けたときは、部会長が指定した部会員が部会長の職務を代理する。

(会議)

第5条 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

- 2 部会は、必要に応じて、会議に部会員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(プロジェクトチーム)

第6条 部会の所掌事務に関して必要な業務活動を行うため、プロジェクトチームを置く。

- 2 プロジェクトチームのメンバーは、別表に掲げる者が所属職員のうちから指名する。
- 3 前項の規定にかかわらず、部会長は、プロジェクトチームのメンバーを別に指名することができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、保健部健康政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則 この要領は、令和3年1月15日から施行する。

附 則 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条、第6条関係）

福祉部	高齢者支援課長、介護保険課長、障害福祉課長
保健部	保健医療課長、健康政策課長、地域保健課長
中央病院事務部	医事課長

目的とする			
「新型コロナウイルスワクチンに係る接種券等の印刷及び発送について」			
65歳以上の高齢者分について、令和3年3月5日までに印刷を完了し、中旬までに発送するように、との内容。また、優先接種順位が初めて示され	令和2年12月15日	—	厚
新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（初版）」			
	令和2年12月17日	—	厚
1回自治体向け説明会			
	令和2年12月18日	—	厚
低温冷凍（-75℃対応ディープフリーザー）の割り当て等について」			
令和2年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費の国庫補助につい	令和2年12月28日	—	厚
新型コロナウイルスワクチン接種に向けた庁内体制の拡充について（依頼）」			
に向けて全庁的な執行体制の確保と、併任などにより、準備に必要な職員 予防接種担当部局に配置するようとの指示	令和3年1月7日	—	厚
医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築 について」			
	令和3年1月8日	—	厚
新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引			
	令和3年1月18日	—	厚
高齢者施設への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築に て」			

型コロナワクチンの高齢者向け接種の前倒しについて」			
型コロナウイルスワクチンの時間外・休日の接種について」			
	令和3年4月30日	—	厚
型コロナウイルスワクチンに係る予防接種の高齢者に次ぐ接種順位の者（基 息を有する者等）への接種の開始等について」			
	令和3年5月21日	—	厚
型コロナウイルスワクチンの個別接種の促進について」			
	令和3年5月25日	—	厚
型コロナワクチン追加接種（3回目接種）の体制確保について」			
	令和3年9月22日	—	厚
回接種完了から8か月以上の経過を待たずに新型コロナワクチンの追加接種 施する場合の考え方について」			
	令和3年12月17日	—	厚
回接種の速やかな実施について」			
	令和4年1月13日	—	厚
4回目接種の方針決定			
目接種の接種対象が決定。（対象：60歳以上の人、18歳以上60歳未満で基礎 がある人その他重症化リスクが高いと医師が認める人）	令和4年4月28日	—	厚
折込チラシの作成			
目接種について、接種対象と開始時期について、折込チラシを作成し市民に	令和4年5月25日	—	役

折込チラシの作成			
オミクロン株（BA.1）対応ワクチンの接種開始時期と小児の3回目接種開始について折込チラシを作成し市民に周知。	令和4年9月21日	—	後
オミクロン株対応ワクチンの接種開始			
接種会場は9/28から、個別接種（医療機関）は10/1からオミクロン株対応のファイザー社製ワクチン（BA.1）を接種開始。	令和4年9月28日	—	後
折込チラシの作成			
接種間隔が5か月から3か月に短縮されたこと、オミクロン株対応ワクチンがBA.4-5に変わること、乳幼児へのワクチン接種を開始することについて折込チラシを作成し市民に周知。	令和4年11月1日	—	後
オミクロン株対応ワクチンの変更			
オミクロン株対応ワクチン（BA.4-5型）が安定的に供給される見込みとなったため、11/1接種分から、個別接種・集団接種ともファイザー社製のオミクロン株対応ファイザー（BA.4-5型）の接種を開始。	令和4年11月1日	—	後
2023年度以降の新型コロナワクチンの接種の方針決定			
重症化予防を目的とし、全ての者を接種の対象として、「秋冬に1回接種」する。また、重症化リスクが高い者はもとより、健常人であっても重症化リスクの高い者に頻回に接触する者には、さらに追加して「春に1回」接種する。	令和5年2月8日	—	厚
折込チラシの作成			
令和5年4月以降のワクチン接種（令和5年春接種と令和5年秋接種）の概要について、折込チラシを作成し市民に周知。	令和5年4月6日	—	後
折込チラシの作成			
令和5年春接種の概要と接種券の発送予定について、折込チラシを作成し市民に周知。	令和5年4月28日	—	後
令和5年春接種の開始			
接種会場は5/12から、個別接種（医療機関）は5/11から、前回接種から3か月以上経過した①65歳以上の人、②基礎疾患がある人その他重症化リスクが高い医師が認める人に対し、オミクロン株対応のファイザー社製ワクチン（BA.4-5型）を接種開始。	令和5年5月8日	—	後
折込チラシの作成			
令和5年秋接種の概要と接種券の発送予定について、折込チラシを作成し市民に周知。	令和5年9月15日	—	後
令和5年秋接種の開始			
個別接種（医療機関）は9/25からファイザー社製のXBB.1.5ワクチンを、集団接種は10/4からモデルナ社製のXBB.1.5ワクチンを使って、前回接種から3か月以上経過した生後6か月以上の人に対し、接種を開始。	令和5年9月25日	—	後

5 施設等利用部会

(1) 施設等利用部会の設置・開催

令和4年4月に新型コロナウイルス感染症対策本部内に「施設等利用部会」を設置し、2回の書面開催を含め計6回の会議を開催し、公共施設におけるコロナ対応の連絡調整や対策の検討等を行った。

(2) 施設等利用部会の内容

会議	開催日	議題
第1回	令和4年 4月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策本部組織変更について ・市が主催するイベント・行事等の対応方針 ・直近の公共施設利用制限等報告
第2回 (書面)	令和4年 4月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用について
第3回	令和4年 6月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・市のマスク着用に関する方針と実行について ・大容量空気清浄機やサーモグラフィカメラの設置基準について
第4回	令和4年 8月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県の新規新型コロナウイルスの感染状況や医療ひっ迫状況等 ・新型コロナウイルス感染症に係る対応フローの改定について ・9月補正予算に向けた「新型コロナウイルス感染症対応事業」の報告 ・コロナ禍の業務体制について
第5回	令和4年 9月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県の新規新型コロナウイルスの感染状況や医療ひっ迫状況等 ・市が主催するイベント・行事等の対応方針 ・新型コロナウイルス感染症対策における市民への対応について ・各課からの報告
第6回 (書面)	令和4年 10月4日	静岡県の新規新型コロナウイルスの感染状況や医療ひっ迫状況等

富士市新型コロナウイルス感染症施設等利用部会設置要領

(設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症の発生に伴い必要となる公共施設等の利用（以下「施設等利用」という。）について専門的に調査審議するため、富士市新型コロナウイルス感染症施設等利用部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 施設等利用に係る情報の収集及び共有に関すること。
- (2) 施設等利用に係る連絡調整に関すること。
- (3) その他施設等利用に関し必要と認めること。

(組織)

第3条 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

- 2 部会長は市民部長をもって充て、副部会長は福祉部長をもって充てる。
- 3 部会員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(部会長及び副部会長)

第4条 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 部会長及び副部会長に共に事故があるとき、又は部会長及び副部会長が共に欠けたときは、部会長が指定した部会員が部会長の職務を代理する。

(会議)

第5条 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

- 2 部会は、必要に応じて、会議に部会員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、市民部文化スポーツ課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

市民部	まちづくり課長、文化スポーツ課長
福祉部	福祉総務課長
教育委員会	文化財課長、中央図書館長

【施設等利用部会】

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）	担当課
	対応の内容（概要）			
1	県の新型コロナウイルスの感染状況や医療ひっ迫状況等確認	随時	—	施設等 利用部会
	県が出す情報に変更となった時点でその情報を共有し、各施設での対応にばらつきがないよう調整した。			
2	利用制限報告書の提出	令和4年4月22日	—	施設等 利用部会
	公共施設利用制限等報告書の提出の際、表現方法をできる限り分かりやすく統一的にまとめるように努める。また、より厳しい施設利用制限をしている場合は、その理由をしっかりと説明できるようにまとめておくことを確認した。			
3	臨時交付金の活用検討	令和4年5月13日	—	施設等 利用部会
	令和4年度分交付金については生活支援や産業支援のメニューであることから、施設部会としては要求しない。ただし、令和3年分交付金について、これまで実施してきたあらゆる新型コロナウイルス感染症対策事業が該当することから、イベントや事業を開催する際に施設入場の密集を回避するため、サーモグラフィカメラの設置や事業の性質や建物の構造上、密閉になる諸室について空気清浄機の設置を進めたいとの意見が一部あった。 行政部単位でまとめて6月補正に間に合うよう提出した課もあり、それ以外は更に検討し、5/18（水）付け防災危機管理課からの各専門部会長へのメールで指示があったように、6/8（水）までに提出することを確認した。			
4	市のマスク着用に関する方針と実行についての確認	令和4年6月30日	—	施設等 利用部会
	ほとんどの施設で「マスク着用が不要な場合について」の掲示をしてことを確認。中央病院や看護専門学校の医療機関や複合施設であるフィランセ、高齢者の憩いの場である福祉センターでは、引き続きマスク着用の協力をお願いの掲示をしていることについては、施設の性格上必要であると確認した。			
5	大容量空気清浄機やサーモグラフィカメラの設置を要求する基準の確認	令和4年6月30日	—	施設等 利用部会
	<ul style="list-style-type: none"> ●大容量空気清浄機 <ul style="list-style-type: none"> ・プライバシー保護や防音、施設の構造によって換気設備が不十分は部屋 ・マスクを外して行う運動系イベントや合唱など声を出す会場 ●サーモグラフィカメラ <ul style="list-style-type: none"> ・多くの人に参加する、検温に時間がかかり順番待ち（密）ができてしまうようなイベント ・館内入場時に密になりそうな構造の建物 			
6	9月補正予算要求に向けた「新型コロナウイルス感染症対応事業」の報告	令和4年8月2日	—	施設等 利用部会
	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るスポーツ施設の対策強化のためのサーマル体温計カメラの設置（市民部文化スポーツ課） ・コロナ禍における物価高騰に対する福祉施設等への光熱費支援について（福祉部福祉総務課、障害福祉課、介護保険課、高齢者支援課） 			
7	コロナ禍の業務体制についての確認	令和4年8月2日	—	施設等 利用部会
	職員数が3～4人と少ない担当・出先機関などは、半数でも濃厚接触者に特定されると、仕事が滞る可能性がある。実際に全国では郵便局が100以上の個所で業務停止をしている。このようなことを想定してどのように業務をするのか検討しておくべき。既にある業務継続計画などにコロナ版を想定し、再度職員間で検討を行い、課単位、部単位と共有することが肝要ではないか。施設管理者や指定管理者等にも検討するよう伝える。			

6 生活支援部会

(1) 生活支援部会の設置・開催

令和4年4月に新型コロナウイルス感染症対策本部内に「生活支援部会」を設置し、計7回の会議を開催し、生活支援関連に特化した情報の収集・共有、支援対策の実施に関する検討を行った。

(2) 生活支援部会の内容

会議	開催日	議題
第1回	令和4年 4月22日	・部会の設置について ・各課の現在の支援策、今後の動きなどについて(報告) ・「新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援情報一覧」の今後の取扱いについて ・今後の予定について
第2回	令和4年 5月31日	・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した6月補正以降に行う事業等の検討について ・主な個人向け生活支援情報一覧の発行について
第3回	令和4年 7月5日	・6月補正以降に行う事業等の検討について ・主な個人向け生活支援情報一覧の発行について
第4回	令和4年 7月28日	・9月補正予算に向けた「新型コロナウイルス感染症対応事業」の検討
第5回	令和4年 7月29日	・新型コロナ感染者に対する食料支援について (経緯) 医師会から、新型コロナに感染した高齢者世帯など食料調達に困る世帯に対し、市が食料支援を実施するなら、受診時に情報提供したいとの申し出があり、検討を行った。
第6回	令和4年 9月2日	・「新型コロナウイルス感染症対応事業」個人向け生活支援策の検討
第7回	令和4年 10月7日	・「新型コロナウイルス感染症対応事業」個人向け生活支援策の検討 ・その他今後の対応の確認

(3) 主な施策

本市では、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた世帯等の生活を支援するため、様々な支援を実施した。主な施策は次のとおりである。

ア 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する世帯に対しては、令和2年3月から緊急小口資金や総合支援資金などの特例貸付を開始するなど、生活への支援を拡充してきたが、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、既に総合支援資金の再貸付が終了したなどの状況により、新たに特例貸付を利用できない世帯が存在していた。

こうした世帯に対して、途切れない支援を行い就労による自立を図る必要があり、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるため、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給した。

緊急小口資金等の特例貸付を利用できない方へ

新型コロナウイルス感染症
生活困窮者自立支援金のご案内

1 支給対象世帯

緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯

- ・総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯
- ・総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯
- ・総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申し込みに至らなかった世帯（令和4年1月以降は、以下も対象）
- ・緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付を借り終わった世帯/令和4年12月までに借り終わる世帯（再貸付を申請中・利用中の場合を除く）

上記の世帯に該当した上で、以下のすべてを満たしていること

■ 申請日の属する月における世帯員全員の合計収入が、右の表の額を超えないこと

給与収入の場合、社会保険料等天引き前の支給額（ただし交通費支給額は除く。）、自営業の場合は、事業収入（経費を差し引いた控除後の額）で計算します。

また、公的給付等（定期的に支給される雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当、公的年金）も収入に含めます。

世帯人数	収入の合計額
単身世帯	11万8千円
2人世帯	16万7千円
3人世帯	20万5千円
4人世帯	24万2千円

■ 申請日の属する月における世帯の預貯金及び現金の合計額が、右の表の金額を超えないこと（ただし100万円以下）

世帯人数	預貯金等の合計額
単身世帯	48万6千円
2人世帯	73万8千円
3人世帯	94万2千円
4人世帯	100万円以下

■ 今後の生活の自立に向けて、①、②のいずれかの活動を行うこと

① 公共職業安定所（ハローワーク）に求職の申し込みをし、期間の定めのない労働契約または期間の定めが6か月以上の労働契約による就職を目指し、以下のすべての求職活動を行う方

- イ) 月1回以上、ユニバーサル就労支援センターでの面接等の支援を受ける
- ロ) 月2回以上、ハローワークで職業相談等を受ける
- ハ) 原則週1回以上、求人先へ応募を行うまたは求人先の面接を受ける

② 生活保護申請中であるが、まだその決定を受けていない方（生活保護受給中の方は対象となりません。）

▶ お問い合わせ先など、裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

2 支給額・支給期間

月額を支給額
※住居確保給付金との併給が可能です

単身世帯	6万円
2人世帯	8万円
3人以上世帯	10万円

支給期間：3か月間

3 支給のための手続き

申請期間
令和4年12月28日（水）まで（土日祝日は除く）

申請方法
申請書類に必要事項を記入し、生活支援課申請受付窓口へ（郵送申請不可）

※支援金の支給対象となる可能性がある方には、静岡県社会福祉協議会からの情報を基に順次申請書類を郵送します。ご自身が支給対象になると思われるが、通知が来ない方は、生活支援課にお問い合わせください。

申請者

➡

➡

➡

富士市役所
生活支援課

(1) 申請書類の提出
窓口へ直接

(2) 要件確認などの審査後、
ひと月ごと指定口座へ振り込み

お問い合わせ

富士市役所生活支援課生活支援担当

電話 0545-55-2886

受付時間 午前8時30分～午後5時15分


⚠ 「新型コロナ生活困窮者自立支援金」を装った「振り込み詐欺」や「個人情報の詐欺」にご注意ください！

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。

イ 住民税非課税世帯等臨時特別給付金（10万円）

令和3年12月20日に成立した令和3年度国補正予算において、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）における「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金）」の実施が決定したことから、『住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金』を支給した。

令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金のご案内



子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します！

- 1. 申請は必要ですか？**
今回、支給を受けるにあたって、改めて申請は不要です。
※支給を希望しない場合または登録口座を既に解約済み・氏変更等で口座名義の変更があった場合は、届出が必要となります。裏面の「どうやって手続きするの？」（「手続方法」）をご覧ください。令和2年12月11日（金）まで（必着）に、申出書を郵送または、窓口まで持参してください。
- 2. だれがもらえるの？（支給対象者）**
令和2年4月分の児童手当を受給している方です。児童が中学校を卒業したことにより、令和2年3月で児童手当の支給が終了した方も対象となります。
※所得制限超過額以上の受給者は対象外となります。
- 3. うちの子は、対象になるの？（対象児童）**
児童手当の令和2年4月分の対象となる児童です。
※ただし、同年3月分の児童手当の対象となっていない児童であれば、3月で中学校を卒業した児童も対象となります。
- 4. いくらもらえるの？（給付額）**
対象児童1人につき、1万円です。
- 5. いつもらえるの？（支給時期）**
支払い予定日は、令和2年12月21日（月）です。確認ができなかった場合には、お問い合わせください。
- 6. どんなかたちでもらえるの？（支給方法）**
令和2年4月分（※3月分を含む）の児童手当を受給している口座に振り込みます。預金通帳表示のメッセージは「コロナキッズウォーク」になります。
なお、指定口座への振込が口座解約・変更等により振り込みができない場合は、子育て世帯への臨時特別給付金が支給されません。（最終締切日 令和2年12月15日（火））

裏面に続きます。必ずご確認ください！

ひとり親のご家庭へ、大切なお知らせ

ひとり親世帯臨時特別給付金のご案内

ひとり親世帯等を支援するため、給付金を支給します！

- 1. 基本給付**
児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等の方への給付*1

- 給付金の対象となる方
 - 以下、①～③のいずれかに該当する方
 - ① 令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方
 - ② 公的年金等**を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方*3
 - ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方
 - *1 児童扶養手当法に定める「養育者」の方も対象となります
 - *2 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など
 - *3 既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額又は一部停止されたと推測される方も対象となります

- 給付額
1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

- 2. 追加給付**
新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方への給付

- 給付金の対象となる方
上記、基本給付対象の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方

- 給付額
1世帯5万円

手続きの方法などについては裏面に続きます。必ずご確認ください

ひとり親のご家庭へ、大切なお知らせ

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）のご案内

ひとり親世帯の支援のため、新たな給付金の支給を実施します！

- 1. 支給対象者**
 - 以下の①～③のいずれかに該当する方
 - ① 令和3年4月分の児童扶養手当受給者の方
※①に該当する方は、令和3年4月15日（木）に支給案内を送付いたしました。
 - ② 公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
（「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。）
 - ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方
- 2. 支給額**
児童1人当たり一律 **5万円**

■ 支給手続きについては裏面に掲載しています。必ずご確認ください。
*お問い合わせは、下記までお電話ください。

お問い合わせ先

- 富士市役所 子ども家庭課 児童扶養手当担当
電話 0545-55-2738

～大切なお知らせ～

ひとり親世帯（今回の給付金を受給済み）でない方へ
子育て世帯生活支援特別給付金のご案内

子育て世帯の支援のため、**給付金の支給**を実施します！

- 1. 支給対象者**
 - ①または②に当てはまる方（※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く）
 - ① **令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金（前回の給付金）の支給対象者**であった方
（申請の要否に関わらず、前回の給付金を受け取った方又は受取を拒否した方）
 - ②
 - 令和5年3月31日時点で **18歳未満の児童**（障害児の場合、**20歳未満**）を養育する父母等
（※令和6年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。）であって
 - 令和5年1月1日以降の収入が急変し、**住民税非課税相当**の収入となった方
- 2. 支給額**
児童1人当たり 一律 **5万円**

■ 支給にあたっては、**申請が不要な場合と必要な場合**があります。必ず裏面の支給手続きをご確認ください。

*お問い合わせは下記までお電話ください。

- 富士市役所 子育て給付課 「子育て世帯生活支援特別給付金」窓口
0545-55-2815
（受付時間：平日8:30～17:15）

English	English	Foreign Language
Portuguese	Portuguese	
Tamil	Tamil	
Tagalog	Tagalog	
中文	中文	
हिन्दी	हिन्दी	
日本語	日本語	お問い合わせ先はこちら

富士市新型コロナウイルス感染症生活支援部会設置要領

(設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症の発生に伴い必要となる市民の生活への支援（以下「生活支援」という。）について専門的に調査審議するため、富士市新型コロナウイルス感染症生活支援部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 生活支援に係る情報の収集及び共有に関すること。
- (2) 生活支援に係る連絡調整に関すること。
- (3) 生活支援策の実施に関すること。
- (4) その他生活支援に関し必要と認めること。

(組織)

第3条 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

- 2 部会長は福祉部長をもって充て、副部会長は上下水道部長をもって充てる。
- 3 部会員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(部会長及び副部会長)

第4条 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 部会長及び副部会長に共に事故があるとき、又は部会長及び副部会長が共に欠けたときは、部会長が指定した部会員が部会長の職務を代理する。

(会議)

第5条 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

- 2 部会は、必要に応じて、会議に部会員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、福祉部生活支援課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

財政部	収納課長
市民部	市民活躍・男女共同参画課長、市民安全課長
福祉部	生活支援課長
こども未来部	子育て給付課長
保健部	国保年金課長
上下水道部	上下水道営業課長

<p>】最大月額10万円 人以上の世帯の場合) 】3か月</p>	R3.7.1~R4.12.28	R4年度 96世帯 27,000,000円
<p>住民税非課税世帯等臨時特別給付金（10万円）</p> <p>、令和4年度分の住民税非課税世帯等や、新型コロナウイルス影響で家計が急変した世帯を支援するため、給付金を支給し</p> <p>】1世帯当たり10万円</p>	R4.1.20~R4.9.30	<p>R3非課税世帯 17,480世帯 1,748,000,000</p> <p>R4非課税世帯 4,302世帯 430,200,000</p> <p>家計急変世帯 193世帯 19,300,000</p> <p>合計 21,975世帯 2,197,500,000</p>
<p>国民健康保険税の減免</p> <p>ウイルスの影響により、主たる生計維持者の収入が前年より3割以上 込みである場合、もしくは主たる生計維持者が新型コロナウイルス ことにより死亡、重篤な症状となった場合、申請に基づき国民健康 免する。</p>	令和2~4年度	<p>R2 239件 54,106,200円 R3 56件 9,925,300円 R4 15件 3,063,000円</p>
<p>後期高齢者医療保険料の減免</p> <p>1日~令和5年3月31日までの納期限の後期高齢者医療保険料 件は、主たる生計維持者の収入が3割以上減少、または死 傷病を負った場合。</p>	令和2~4年度	<p>H31 3件 54,000円 R2 5件 504,500円 R3 3件 134,200円 R4 2件 136,400円</p>
<p>国保被保険者への傷病手当金の支給</p> <p>ある国保被保険者が新型コロナウイルスに感染し、療養のため給与を得ら 間の給与額の2/3相当額を「傷病手当金」として給付。 し労務に服することができなくなつた日から3日経過した日を起算日とし、 ことができない期間のうちの労務予定日で最長1年6か月を超えない期間。</p>	令和2~5年度 (対象：5類移行までの間に 対象となったもの) 支給額は10/10国庫補助	<p>R2 5件 399,607円 R3 23件 1,456,802円 R4 97件 3,551,016円 R5 5件 104,603円</p>
<p>後期高齢者医療制度被保険者の傷病手当金の支給</p> <p>ある後期被保険者が新型コロナウイルスに感染、またはその疑いがあり、 与を得られなかった期間の給与額の2/3相当額を「傷病手当金」として給 判明し労務に服することができなくなつた日から3日経過した日を起算日と することができない期間のうちの労務予定日で最長1年6か月を超えない期</p>	令和2年1月1日から 令和5年5月7日まで に罹患した場合	R4 2件
<p>令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金</p> <p>済対策として、児童手当（本則給付）を受給する世帯に対 象児童一人あたり1万円を上乗せする臨時特別の給付金を支</p> <p>】児童1人につき1万円</p>	R2.5.1 ~ R2.12.31	支給対象者：19,018人 支給対象児童：31,579人 支給総額：315,790千円
令和2年度児童扶養手当受給者緊急支援給付金		

<p>【基本給付：対象世帯につき5万円、対象児童2人目以降1万円※2回支給 対象世帯（家計急変者）につき5万円※1回目のみ</p>	R3.2.28	<p>支給対象者：1,718人 支給総額：375,480千円</p>
<p>令和2年度子育て世帯生活応援給付金</p> <p>子育て世帯に対する緊急支援策として、18歳未満の児童を養育 手申中の所得が住民税非課税相当額（ひとり親給付金及び生活 を除く）である者に対して給付金を支給します。</p> <p>【対象世帯につき5万円、対象児童2人目以降1人につき3</p>	R3.2.25 ～ R3.9.30	<p>【R2】 支給対象者：50人 支給対象児童：105人 支給総額：4,150千円</p> <p>【R3】 支給対象者：254人 支給対象児童：514人 支給総額：20,500千円</p>
<p>令和3年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金</p> <p>ひとり親世帯、の子育て世帯の生活を支援するため、児童扶養 等（ひとり親世帯分）及び住民税非課税世帯（その他世帯 給付金を支給します。</p> <p>【児童1人につき5万円</p>	R3.7.1 ～ R4.3.15	<p>【ひとり親世帯分】 支給対象者：2,119人 支給対象児童：3,283人 支給総額：164,150千円</p> <p>【その他世帯分】 支給対象者：1,075人 支給対象児童：1,898人 支給総額：94,900千円</p>
<p>令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業</p> <p>の生活を支援するために、18歳年度末までの児童を養育して 得が児童手当法の所得制限限度額以上の者を除く）に対し給 します。</p> <p>【児童1人につき10万円</p>	R3.12.2 ～ R4.4.30	<p>【R3】 支給対象者：21,738人 支給対象児童：36,627人 支給総額：3,662,300千円</p> <p>【R4】 支給対象者：51人 支給対象児童：66人 支給総額：6,600千円</p>
<p>令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金</p> <p>ひとり親世帯、の子育て世帯の生活を支援するため、児童扶養 等（ひとり親世帯分）及び住民税非課税世帯（その他世帯 給付金を支給します。</p> <p>【対象児童1人当たり5万円</p>	R4.6.13 ～ R5.3.15	<p>【ひとり親世帯分】 支給対象者：2,055人 支給対象児童：3,145人 支給総額：157,250千円</p> <p>【その他世帯分】 支給対象者：939人 支給対象児童：1,697人 支給総額：84,850千円</p>
<p>令和5年度子育て世帯物価高騰対策特別給付金</p> <p>において物価高騰の影響が大きい子育て世帯を支援するため、 の児童を養育する保護者に対し、子育て世帯物価高騰対策特 支給する。</p> <p>【対象児童1人当たり1万円</p>	R5.2.21 ～ R5.5.31	<p>支給対象者：22,249人 支給対象児童：37,756人 支給総額：377,560千円</p>
<p>令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金</p> <p>ひとり親世帯の子育て世帯の生活を支援するため、児童扶養手</p>	R5.5.19	

推な場合は、上下水道営業課にご相談ください。
最長 4 か月

令和2年4月～
令和5年5月

	電話受付件数	申請件数	使用水量(上水)	請求金額(上水)	使用水量(下水)	請求金額(下水)
令和2年度	151	97	13,492	1,646,082	11,542	1,137
令和3年度	28	21	12,480	1,592,566	11,805	1,137
令和4年度	11	6	1,112	140,462	1,137	1,137
令和5年度	1	3	199	28,754	199	199
合計	191	127	27,283	3,407,864	24,683	3,407,864

1 情報発信等

(1) 様々な情報発信媒体を活用

本市による最初の情報発信は、令和2年2月20日に市ウェブサイトへ「新型コロナウイルス感染拡大防止のために中止・延期となった一覧ページ」を公開したことだった。その後、2月28日に感染拡大防止を呼びかける市長メッセージを同報無線で発信した。

市民が必要とする情報を的確にかつ速やかに届けるため、市ウェブサイトをはじめ、市公式 SNS、Radio-f、メールサービス、新聞折込チラシなど様々な媒体の中から状況に即した媒体を選択し情報発信を行った。

感染拡大に伴い、発信する内容は多岐にわたったが市ウェブサイトには専用ページを設けたり、問合せが多い内容については Q&A のページを設けたりするなど、新型コロナウイルスに伴う状況の変容とともに何を求められているか考えながら、情報発信に努めた。

【活用した情報発信手段】

・市ウェブサイト



・市公式 SNS (X (旧 Twitter)、LINE、Facebook、YouTube)



- ・チラシ（新聞折込、世帯回覧、公共施設等配架）

富士市からのお知らせ

富士市を含む静岡県内に まん延防止等重点措置

全国的に新型コロナウイルス感染症が猛威を振るっており、富士市も例外ではありません。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、静岡県東部・賀茂地域の全市町、静岡市、浜松市に「まん延防止等重点措置」が8月8日から31日まで適用されました。まん延防止等重点措置とは、脅威的な感染拡大に歯止めをかけるため、これまでの生活に制限をお願いする、政府による対応措置で、飲食店の営業時間やイベント等の開催について制限されることが主な内容となります。この危機的な状況を、富士市一丸となって乗り越えていきましょう。

※まん延防止等重点措置の地域や期間は変更となる可能性があります。



富士市長 小長井 義正

▶▶▶ 感染の拡大を抑え込むための大切なお願い ◀◀◀

<p>市民の皆様へ</p> <p>20歳～50歳代の感染が多く、そこからの家庭内感染、職場内感染が大変多くなっています。一人一人の行動が鍵になります。ステイホームを心がけましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶不要不急の外出自粛 ▶都道府県をまたぐ移動の自粛 ▶営業時間の短縮を要請した時間以降の飲食店等の利用自粛 ▶感染防止対策が徹底されていない飲食店等の利用自粛 ▶混雑している時間や場所の回避 	<p>時短要請等の対象となる事業者の皆様へ</p> <p>営業時間の短縮等についてご協力をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶飲食店等の営業は午前5時から午後8時まで ▶大規模集客施設等の営業時間の短縮 ▶飲食店等での酒類提供の自粛 ▶飲食店等でのカラオケの利用自粛 <p>※時短要請に関する協力金については、下記コールセンターにお問い合わせいただくか、県ウェブサイトをご覧ください。</p> <p style="text-align: center;">静岡県営業時間短縮要請コールセンター</p> <p style="text-align: center;">☎ 050-5211-6111 (9時～17時)</p>
---	---

⚠️ 大切な家族や友人、そして自分を守るためにすべきこと

<p>1 3つの密など感染リスクが高まる場面の回避</p> 	<p>2 マスクの着用（熱中症に注意!）、手洗いうがい、手指消毒などの徹底</p> 	<p>3 トイレや喫煙所など共有スペースでの感染に注意</p> 	<p>4 大人数や長時間に及ぶ会食などの自粛（屋外でのバーベキュー等も含む）</p> 	<p>5 発熱や倦怠感など体調が優れないときの外出・出勤の自粛</p> 	<p>6 在宅勤務やウェブ会議などの活用</p> 
---	---	--	--	---	--



新型コロナウイルス感染症に関する情報はこちらをご覧ください
富士市 COVID-19 検索

外国人の方へ
多言語での新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の情報



【編集・発行】令和3年8月12日発行
富士市総務部シティプロモーション課
〒417-8601 静岡県富士市永田町1-100
☎ 0545-55-2700 ☎ 0545-51-1456
✉ so-citypro@div.city.fuji.shizuoka.jp

- ・メールサービス
- ・テレビの地上デジタル放送のデータ放送
- ・ラジオエフ
- ・広報紙
- ・同報無線放送
- ・記者会見
- ・記者レク
- ・報道提供

139

(2) 帰省・来訪者への注意喚起対応

静岡県作成の帰省・来訪者注意喚起ポスターを掲示

ゴールデンウィーク期間中の帰省・来訪者への注意喚起として、東海道新幹線新富士駅、東名高速道路バス停留所にポスターを掲示した。

掲示場所は以下のとおりである。

- ・ 新富士駅改札出口
- ・ 東名高速道路バス停留所（東名中里、東名富士、東名松岡）



- ・ 東名高速道路バス停留所（東名中里、東名富士、東名松岡）



【その他の取組（情報発信等）】

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績 (年度ごと)	担当課
	対応の内容（概要）			
1	市長定例記者会見	▶令和2年4月3日「新型コロナウイルス感染症にかかる富士市の今後の対応について」 ▶令和2年12月11日「富士市における新型コロナウイルス感染症の現状について」	令和2年度 2回	シティプロ モーション課
	新型コロナウイルス感染症に関する案件で、報道を通じて広く情報発信したい内容については、月1回行っている市長定例記者会見の席で発表した			
2	市長定例記者会見	▶令和3年6月3日、7月6日、11月5日、令和4年1月7日「新型コロナウイルスワクチン接種について」 ▶令和3年9月7日「新型コロナウイルス感染症にかかる富士市の現状について」	令和3年度 5回	シティプロ モーション課
	新型コロナウイルス感染症に関する案件で、報道を通じて広く情報発信したい内容については、月1回行っている市長定例記者会見の席で発表した			
3	市長定例記者会見	▶令和4年5月9日、6月7日「新型コロナウイルスワクチン接種について」 ▶令和4年12月13日「富士市臨時発熱センターについて」	令和4年度 3回	シティプロ モーション課
	新型コロナウイルス感染症に関する案件で、報道を通じて広く情報発信したい内容については、月1回行っている市長定例記者会見の席で発表または報告した			
4	市長定例記者会見	▶令和5年4月5日、令和5年9月5日「新型コロナウイルスワクチン接種について」 ▶令和5年5月8日「新型コロナウイルス感染症に関する5月8日以降の対応について」 ▶令和5年12月13日「年末年始期間中の発熱外来診療の実施について」	令和5年度 4回	シティプロ モーション課
	新型コロナウイルス感染症に関する案件で、報道を通じて広く情報発信したい内容については、月1回行っている市長定例記者会見の席で発表または報告した			
5	市長臨時記者会見	▶令和2年4月10日「①富士市の今後の対応について ②富士市の小学校及び放課後児童クラブ、保育所等の今後の対応について」 ▶令和2年4月22日「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う休業要請及び事業継続支援給付金・感染防止協力金制度の実施について」 ▶令和2年5月14日「特別職の給料減額ほかについて」 ▶令和2年12月21日「静岡県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（営業時間短縮要請）の支給」 ▶令和3年1月4日「営業時間短縮要請の解除について」 ▶令和3年2月12日「令和2年度2月補正追加補正（新型コロナウイルス感染症対策に係る予算措置）について」	令和2年度 6回	シティプロ モーション課
	新型コロナウイルス感染症に関する案件で、いち早く報道を通じて広く知らせたい内容については、臨時に定例記者会見を開催し発表した			
6	臨時記者会見	▶令和2年12月9日「中央病院における新型コロナウイルス感染症陽性者の判明について（中央病院長、中央病院副委員長（感染対策室長）、中央病院事務部長、病院総務課長が出席）」 ▶令和2年12月9日「中央病院でのクラスター発生について（中央病院長、中央病院副委員長（感染対策室長）、中央病院事務部長、病院総務課長が出席）」	令和2年度 2回	シティプロ モーション課
	中央病院での新型コロナウイルス感染症陽性者の判明やクラスターの発生について、臨時記者会見を開催し状況を説明した			
7	記者レク	▶令和3年4月28日「新型コロナウイルスワクチン接種について（保健部長、健康政策課長出席）」 ▶令和3年5月24日「新型コロナウイルスワクチン接種について（森田副市长、保健部長、健康政策課長出席）」 ▶令和3年12月6日「市内小学校の新型コロナウイルス感染症にかかる学校閉鎖について（学校教育課長、学校教育課教育指導室長出席）」	令和3年度 3回	シティプロ モーション課
	資料提供だけでは説明が不十分となる場合や、報道機関から質問が寄せられると推測される場合、関係部課長がレクチャーする形で記者発表を行った			

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績 (年度ごと)	担当課
	対応の内容(概要)			
8	市長メッセージ	令和2年4月1日、9、16、17、19、22、28、5月1、5、8、12、14、15、19、22、26、6月5日、10、19、7月2日、3、10、16、22、28、30、31、8月2日、4、7、12、20、9月、R2.9.3、R2.9.5、R2.9.18、R2.11.19、R2.11.27、R2.11.29、R2.11.30、R2.12.6、R2.12.9、R2.12.15、R2.12.18、R2.12.21、R2.12.23、R2.12.25、R2.12.28、R3.1.4、R3.1.8、R3.1.20、R3.2.4、R3.2.8、R3.2.12、R3.2.26、R3.3.19	令和4年度 8回	シティプロモーション課
	<p>重要なお知らせや切迫している注意喚起については、市長によるメッセージを発信し市民に呼びかけた。内容に応じて動画収録を行い、市ウェブサイト・Facebook・Twitter・YouTube・地上波デジタル放送にて配信、メールサービス登録者へメール配信。</p> <p>※地上波デジタル放送にて配信は内容に応じて実施)。 ※4月1日・9日・16日・17日・19日分のメッセージは手話通訳あり。</p>			
9	市長メッセージ	R3.4.9、R3.4.19、R3.4.22、R3.4.27、R3.4.30、R3.5.6、R3.5.13、R3.5.24、R3.6.11、R3.7.15、R3.7.27、R3.7.30、R3.8.2、R3.8.6、R3.8.12、R3.8.17、R3.8.19、R3.8.20、R3.8.30、R3.9.6、R3.9.10、R3.9.13、R3.9.16、R3.9.30、R3.10.14、R3.11.18、R3.12.7、R3.12.22、R4.1.14、R4.1.27、R4.2.9、R4.2.21	令和3年度 32回	シティプロモーション課
	<p>重要なお知らせや切迫している注意喚起については、市長によるメッセージを発信し市民に呼びかけた。内容に応じて動画収録を行い、市ウェブサイト・Facebook・Twitter・YouTube・地上波デジタル放送にて配信、メールサービス登録者へメール配信</p> <p>※YouTube・地上波デジタル放送にて配信は内容に応じて実施)。</p>			
10	市長メッセージ	R4.4.18、R4.5.23、R4.6.30、R4.7.15、R4.28、R4.8.10、R4.11.22、R4.12.22	令和4年度 8回	シティプロモーション課
	<p>重要なお知らせや切迫している注意喚起については、市長によるメッセージを発信し市民に呼びかけた。動画収録を行い、市ウェブサイト・Facebook・Twitter・YouTubeにて配信、メールサービス登録者へメール配信</p>			
11	同報無線放送の実施	▶R2.2.28 新型コロナウイルス感染症拡大防止の注意喚起	令和元年度 1回	シティプロモーション課
	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止による注意喚起や抗原検査、時短要請などについて、市民生活に重大な影響を与える内容について、市長によるメッセージを同報無線で放送した</p>			
12	同報無線放送の実施	<p>▶R2.4.8 市内初感染者確認に伴う市長メッセージ</p> <p>▶R2.4.17 静岡県に緊急事態宣言に伴う市長メッセージ</p> <p>▶R2.11.29 市内最多の感染者発生に伴う市長メッセージ</p> <p>▶R2.12.9 抗原定量検査実施に伴う市長メッセージ</p> <p>▶R2.12.21 時短要請に伴う市長メッセージ</p> <p>▶R2.12.23 時短要請開始に伴う市長メッセージ</p>	令和2年度 6回	シティプロモーション課
	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止による注意喚起や抗原検査、時短要請などについて、市民生活に重大な影響を与える内容について、市長によるメッセージを同報無線で放送した</p>			
13	同報無線放送の実施	<p>▶R3.4.27 大型連休中の注意喚起を行う市長メッセージ</p> <p>▶R3.5.6 新型コロナワクチン接種予約初日。予約枠受付終了についてのお知らせ</p> <p>▶R3.5.10~R2.5.31のうち14日 ワクチン接種予約枠受付終了のお知らせ</p> <p>▶R3.7.30 感染者増に伴うさらなる注意喚起を行う市長メッセージ</p> <p>▶R3.8.2 市内感染者過去最多に伴う市長メッセージ</p> <p>▶R3.8.6 まん延防止等重点措置に伴う市長メッセージ</p> <p>▶R3.8.19 緊急事態宣言に伴う市長メッセージ</p>	令和3年度 20回	シティプロモーション課
	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止による注意喚起など市民生活に重大な影響を与える内容について市長によるメッセージを同報無線で放送した</p> <p>市民の関心時の高いワクチン接種の予約受付を終了したことを同報無線で放送した</p>			
14	富士市ウェブサイト	R2.2.20から公開	令和2年度	シティプロモーション課
	<p>市ウェブサイトに新型コロナウイルス感染拡大防止のために、中止・延期となった一覧ページを作成・公開</p>			
15	富士市ウェブサイト	R2.2.29から公開	令和2年度	シティプロモーション課
	<p>市ウェブサイトに新型コロナウイルス感染拡大防止のために、休館・縮小対応となった公共施設一覧ページを作成・公開</p>			

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績 (年度ごと)	担当課
	対応の内容(概要)			
16	富士市ウェブサイト	R2.3.19から公開	令和2年度	シティプロモーション課
	市ウェブサイトにて「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する情報」ページを作成・公開			
17	富士市ウェブサイト	R2.4.10から公開	令和2年度	シティプロモーション課
	市ウェブサイトのポータルサイトに「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する情報」ページへの入口アイコンを作成			
18	富士市ウェブサイト	R2.4.10から開始	令和2年度	シティプロモーション課
	市ウェブサイトの定時更新開始（平日は11時・17時。土日曜日、祝休日は17時）、市ウェブサイトの「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する情報」の更新履歴のページを作成し、記録を開始した			
19	富士市ウェブサイト	R2.4.10から公開	令和2年度	シティプロモーション課
	市ウェブサイトにて新型コロナウイルス感染確認事例のページを作成・公開			
20	富士市ウェブサイト	R2.4.24から公開	令和2年度	シティプロモーション課
	市ウェブサイトにて新型コロナウイルス感染症に関するよくある質問のページを作成・公開			
21	富士市ウェブサイト	R2.4.28から公開	令和2年度	シティプロモーション課
	市ウェブサイトにて市内でテイクアウトができる飲食店のページを作成・公開			
22	富士市ウェブサイト	R2.5.22から公開	令和2年度	シティプロモーション課
	市ウェブサイトにて「実施を再開する事業一覧」ページを作成			
23	富士市ウェブサイト	R2.5.27から開始	令和2年度	シティプロモーション課
	市ウェブサイトの定時更新を平日1回のみに変更（平日17時。土日曜日、祝休日は中止）			
24	富士市ウェブサイト	R2.6.10から開始	令和2年度	シティプロモーション課
	市ウェブサイトの新型コロナウイルス感染症に関する「情報集約等ページ」に「静岡県警戒レベル」のアイコンを表示			
25	富士市ウェブサイト	R2.8.1から公開	令和2年度	シティプロモーション課
	市ウェブサイトにて富士市で発生したクラスターに関するまとめページの作成			
26	富士市ウェブサイト	R2.8.1から開始	令和2年度	シティプロモーション課
	感染者情報を発信するため、平日だけでなく土・日曜日、祝休日にも情報発信対応を行った。市ウェブサイトのほか、ツイッターも平日だけでなく、土・日曜日、祝休日に情報発信した（LINEでは令和4年1月7日から配信開始）。感染者情報の更新に対応するため、市ウェブサイトの更新時間を原則17時更新とし、午前の更新も開始			
27	富士市ウェブサイト	R5.5.8から開始	令和5年度	シティプロモーション課
	市ウェブサイトのポータルページへの「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する情報」ページへの入口アイコンの掲載を終了。「くらしと市政」のトップページにバナー作成し、公開			

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績 (年度ごと)	担当課
	対応の内容(概要)			
28	広報ふじ号外作成	R2.4.20発行予定 (データ渡し 4月13日→納品 4月17日)	令和2年度 1回	シティプロ モーション課
	市民に広くお知らせするため、4ページからなる広報ふじ号外を作成。データ入稿後納品直前に、コロナに対する対応が変わってしまったため、掲載した市長メッセージと実情が合わなくなり配布中止			
29	広報ふじに関連記事を掲載	R2.5.5号、R2.6.5号、R2.7.20号	令和2年度 3回	シティプロ モーション課
	新型コロナウイルスの感染防止対策や支援制度などを周知するため、記事を掲載した			
30	広報ふじに関連記事を掲載	R3.4.20号、R3.5.5号、R3.6.5号	令和3年度 3回	シティプロ モーション課
	新型コロナウイルスの感染防止対策や支援制度などを周知するため、記事を掲載した ※R3.4.5号から毎号、「暮らしのたより」コーナーでワクチン接種コールセンターを紹介(令和5年12月号発行時点、継続中)。			
31	映像作成・配信	R2.3.16「正しい手の洗い方」、R2.4.15「手作りマスクの作り方」、R2.6.4「『特別定額給付金』の受付状況」、R2.7.15「お知らせ番組『ふじ広報室』の番組の中で、避難所における感染症予防対策を紹介」	令和2年度 4回	シティプロ モーション課
	市民に分かりやすいよう、動画でお知らせした方が分かりやすい内容について映像を作成し、市公式YouTubeに配信。広く周知することに努めた			
32	新聞折込チラシ	▶R2.4.29折込 富士市からの大切なお願いです(感染拡大防止) ▶R2.5.22折込 特別定額給付金 ▶R2.6.5折込 新型コロナウイルス感染症に関する情報(生活支援情報や富士市特別定額給付金など) ▶R2.12.11折込 富士市からの大切なお願いです(感染拡大防止)	令和2年度 4回	シティプロ モーション課
	刻々と変わる状況に対応するため、データ渡しから印刷・納品までの期間が短い新聞折込チラシを作成し、新聞折込のほか、公共施設や市内スーパーや薬局に配架し、広く周知することに努めた ※R2.12.11折込分は、コンビニエンスストアにも配架。			
33	新聞折込チラシ	▶R3.5.5折込、R3.5.21折込、R3.6.4折込、R3.6.11折込、R3.7.9折込、R3.8.21折込、R3.10.15折込、R3.12.31折込、R4.1.21折込、R4.2.1折込、R4.2.4折込 新型コロナウイルスワクチン接種 ▶R3.8.12折込 富士市を含む静岡県内にまん延防止等重点措置	令和3年度 11回	シティプロ モーション課
	刻々と変わる状況に対応するため、データ渡しから印刷・納品までの期間が短い新聞折込チラシを作成し、新聞折込のほか、公共施設やコンビニエンスストア、市内スーパーや薬局に配架し、広く周知することに努めた			
34	新聞折込チラシ	▶R4.5.25折込、R4.9.21折込、R4.11.1折込 新型コロナウイルスワクチン接種	令和4年度 3回	シティプロ モーション課
	刻々と変わる状況に対応するため、データ渡しから印刷・納品までの期間が短い新聞折込チラシを作成し、新聞折込のほか、公共施設やコンビニエンスストア、市内スーパーや薬局に配架し、広く周知することに努めた			
35	新聞折込チラシ	▶R5.4.6折込、R5.4.28折込、R5.9.15折込 新型コロナウイルスワクチン接種	令和5年度 3回	シティプロ モーション課
	刻々と変わる状況に対応するため、データ渡しから印刷・納品までの期間が短い新聞折込チラシを作成し、新聞折込のほか、公共施設やコンビニエンスストア、市内スーパーや薬局に配架し、広く周知することに努めた ※R5年度から配布・発送は健康政策課で実施。			
36	世帯回覧チラシ	R2.4.30作成。広報ふじR2.5.5号の配布と一緒に回覧	令和2年度 1回	シティプロ モーション課
	市民からの問合せが多い内容をまとめた「新型コロナウイルスに関するQ&A」を作成し、世帯回覧するとともに、地区まちづくりセンターや市内スーパー、薬局、セブンイレブンに配架した			
37	支援などの情報をまとめたチラシ	R2.5.27、R2.6.5、R2.7.20、R2.10.5、R3.1.20、R3.3.5	令和2年度 6回	シティプロ モーション課
	市議会からの要望を受け、個人向けの支援などをまとめたチラシを地区まちづくりセンターなど公共施設に配架 ※第1弾は民生委員児童委員にも配付。 ※R2.7.20分からは、個人向け支援だけでなく企業向けの支援情報も掲載			

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績 (年度ごと)	担当課
	対応の内容(概要)			
38	支援などの情報をまとめたチラシ	R3.4.5、R3.5.5、R3.6.5、R3.7.5、R3.9.5、R4.1.20	令和3年度 6回	シティプロ モーション課
	個人向け・企業向けの支援などをまとめたチラシを地区まちづくりセンターなど公共施設に配架。			
39	支援などの情報をまとめたチラシ	R4.4.20	令和4年度 1回	シティプロ モーション課
	個人向け・企業向けの支援などをまとめたチラシを地区まちづくりセンターなど公共施設に配架。			
40	新型コロナワクチン接種に関するチラシ	「新型コロナウイルスワクチン接種予約開始スケジュール」21回、「ウェブ予約の方法」、「LINEアプリの使い方・LINE予約の方法」、「ワクチン接種の流れや注意点」、「接種会場の地図」3か所	令和3年度 27回	シティプロ モーション課
	新型コロナウイルスワクチン接種について、市民が必要としている情報について担当課からの指示を待たずにシティプロモーション課が率先してチラシを作成し周知に努めた。作成したチラシは市庁舎2階総合案内、フィランセで配布。地区まちづくりセンターや職員掲示板に情報共有し、市民の間合せに活用してもらった ※「新型コロナウイルスワクチン接種予約開始スケジュール」は予約枠受付開始のたびに作成。 ※「LINEアプリの使い方・LINE予約の方法」は携帯電話ショップ(市内11か所)にも配架。民生委員児童委員、悠容クラブに配布。町内会連合会役員、各地区まちづくり協議会会長、富士駅北1区区長会にて配布・説明。			
41	ラジオエフを通じた情報発信	▶ラジオエフ「インフォメーションF」 「イベント中止」8回(2.28~3.5の間)、「市長メッセージ」9回(3.25~4.3の間)	令和元年度 17回	シティプロ モーション課
	ラジオエフでの市の情報枠を活用し、新型コロナウイルス感染症関連の情報を発信した			
42	ラジオエフを通じた情報発信	▶ラジオエフ「教えて富士市長」8回 R2.5.1、R2.6.5、R2.7.3、R2.8.7、R2.12.4、R3.1.8、R3.2.5、R3.3.5 ▶ラジオエフ「広報ふじTOPIX」2回 R2.4.28、R2.5.5 ▶ラジオエフ「富士市インフォメーション」12回 R2.6.5~6.12、R2.6.29~7.3、R2.7.6~7.17、R2.7.20~7.27、R2.8.20~8.27、R2.9.28~10.2、R2.11.5~11.6、R2.12.7~R3.1.19、R2.12.21~12.29、R3.1.20~1.27、R3.3.1~3.12、R3.3.29~4.2 ▶ラジオエフ「インフォメーションF」134回 「市長メッセージ」41回 R2.4.9、R2.4.16、R2.4.18、R2.4.22、R2.4.24、R2.4.28、R2.5.1、R2.5.5、R2.5.8、R2.5.12、R2.5.14、R2.5.15、R2.5.19、R2.5.22、R2.5.26、R2.6.5、R2.6.10、R2.6.19、R2.7.2、R2.7.10、R2.7.16、R2.7.22、R2.7.30、R2.8.2、R2.8.7、R2.8.12、R2.8.20、R2.9.18、R2.11.19、R2.11.27、R2.12.7、R2.12.23、R2.12.25、R2.12.28、R3.1.8、R3.1.20、R3.2.4、R3.2.8、R3.2.12、R3.2.26、R3.3.19 「ふじベイ(プレミアム付き商品券)」15回(10.1~10.8の間)、「抗原検査の実施」12回(12.9~12.14の間)、「抗原検査の追加実施」9回(12.16~12.19の間)、「時短要請」9回(12.22~12.24の間)、「第二次持続化プラス給付金」33回(3.3~3.24の間)、「感染症対策宣言」15回(3.10~3.19の間)	令和2年度 156回	シティプロ モーション課
	ラジオエフでの市の情報枠を活用し、新型コロナウイルス感染症関連の情報を発信した			

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績 (年度ごと)	担当課
	対応の内容(概要)			
43	ラジオエフを通じた情報発信			
	ラジオエフでの市の情報枠を活用し、新型コロナウイルス感染症関連の情報を発信した	▶ラジオエフ「教えて富士市長」 1回 R3.9.3 ▶ラジオエフ「富士市インフォメーション」 10回 R3.4.20~4.27、R3.5.5~5.11、R3.5.20~6.4、 R3.6.7~6.11、R3.7.20~7.27、R3.7.28~8.4、 R3.9.20~9.24、R4.1.20~1.27、R4.1.28~2.4、 R4.3.21~3.25 ▶ラジオエフ「インフォメーションF」 28回 「市長メッセージ」22回 R3.4.9、R3.4.19、R3.4.22、 R3.4.27、R3.4.30、R3.5.7、R3.5.24、R3.6.11、 R3.7.27、R3.8.2、R3.8.7、R3.8.17、R3.8.19、R3.8.20、 R3.8.30、R3.9.13、R3.9.30、R3.12.7、R3.12.22、 R4.1.14、R4.1.27、R4.2.9 「まん延防止等重点措置」6回(8.12・13)	令和3年度 39回	シティプロ モーション課
44	ラジオエフを通じた情報発信			
	ラジオエフでの市の情報枠を活用し、新型コロナウイルス感染症関連の情報を発信した	▶ラジオエフ「富士市インフォメーション」 1回 R4.7.5~7.12 ▶ラジオエフ「インフォメーションF」 53回 「市長メッセージ」8回 R4.4.18、R4.5.23、R4.6.30、 R4.7.15、R4.7.28、R4.8.10、R4.11.22、R4.12.22 「新型コロナ検査キット」15回(8.10~8.16の間)、「新 型コロナ検査キット」15回(9.1~9.28の間)、「オミク ロン対応ワクチン」15回(10.3~10.7の間)	令和4年度 6回	シティプロ モーション課
45	地上波デジタル放送へ配信			
	テレビの地上波デジタル放送へ情報を配信し、テレビのDボタン操作により、ワクチン接種などのコロナに関する情報を得られるようにした(NHK,SBSの2社のみ) ※R2.5.8の市長メッセージの配信から情報配信開始。	R2.5.18、R2.6.8、R2.6.19、R3.2.24、R3.3.9、R3.3.11、 R3.3.12	令和2年度 7回	シティプロ モーション課
46	地上波デジタル放送へ配信			
	テレビの地上波デジタル放送へ情報を配信し、テレビのDボタン操作により、ワクチン接種などのコロナに関する情報を得られるようにした(NHK,SBSの2社のみ)	R3.4.1、R3.4.14、R3.4.28、R3.6.7、R3.6.14、R3.6.18、 R3.7.2、R3.7.26、R3.8.5、R3.9.14	令和3年度 10回	シティプロ モーション課
47	地上波デジタル放送へ配信			
	テレビの地上波デジタル放送へ情報を配信し、テレビのDボタン操作により、ワクチン接種などのコロナに関する情報を得られるようにした(NHK,SBSの2社のみ)	R4.6.9、R4.6.21、R4.7.15、R4.8.10、R4.8.10、 R4.11.9、R4.12.13、R4.12.13、R4.12.13、R5.2.6	令和4年度 10回	シティプロ モーション課
48	地上波デジタル放送へ配信			
	テレビの地上波デジタル放送へ情報を配信し、テレビのDボタン操作により、ワクチン接種などのコロナに関する情報を得られるようにした(NHK,SBSの2社のみ)	R5.5.24、R5.5.24、R5.10.10、R5.10.10	令和5年度 4回	シティプロ モーション課
49	交通の要所に県作成の注意喚起ポスターを掲示			
	ゴールデンウィーク期間中の帰省・来訪者への注意喚起として、東海道新幹線新富士駅、東名高速道路バス停留所に県作成ポスターを掲示した	R2/4/24~5/8	令和2年度	市長戦略課

2 市議会の対応状況

市議会では、議会機能の維持に重点を置いた感染対策・対応として、「富士市議会の新型コロナウイルス感染症に係る対応」を定め、新型コロナウイルス感染症の影響が最小限となるよう努めてきた。

また、市当局の施策をなるべく早く展開できるよう、補正予算案等の議決に当たっては、臨時会を随時開催するとともに、市長に対し「新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急要望」を4次にわたって行うなど、市民を代表する立場から、市の施策に対し意見・要望を伝えてきた。

コロナ禍の経験は、委員会の映像配信開始（令和5年9月から）や議会報告会においてリモート参加を可能（令和5年11月）とするなど、市民に開かれた議会として、新たな環境整備を進める契機となった。

(1) 市議会における感染対策・対応

「富士市議会の新型コロナウイルス感染症に係る対応」では、主に「定例会（臨時会を含む）」、「委員会（委員会協議会を含む）」、「会派及び議員個人の活動」の3分野について議会独自の対応を定めており、議案の審査方法や出席者の調整、換気の徹底など、そのときどきの感染状況に応じ改定を行いながら議会機能の確保に努めてきた。

特に令和3年9月定例会は、静岡県に緊急事態宣言が前月から発令されていたことから、議案の委員会付託や一般質問を取りやめるなど、最も厳しい対応となった。

また、議会事務局前に非接触体温計を、会派控室に消毒液を設置するなど、議員の感染対策、体調管理にも努めた。

<対応の推移>

令和2年3月 本会議及び委員会中のマスク着用での発言を可能とした。

〃 4月 会派視察を自粛

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた富士市議会活動指針を策定

富士市議会の新型コロナウイルス感染症に係る対応を策定（以後、随時改定）

〃 6月 6月臨時会から議場及び委員会室の出入り口を閉鎖せず実施、傍聴席の間隔を2メートル程度空け、傍聴は報道のみとし、一般傍聴は自粛を要請した。

6月定例会において、一般質問を1人60分から45分に短縮して実施

富士市議会嘉興市友好訪問の実施を見送り（後に訪問の実施を中止）

〃 9月 9月定例会から議場の演壇と議長席にアクリル板を設置し、休憩時には演壇を消毒

令和3年8月 常任委員会行政視察を中止

- 〃 9月 9月定例会において、定例会における議案の委員会付託、一般質問を取りやめ、議員及び当局説明員の入替制を実施
- 令和4年8月 議員のみを対象とした委員会等音声のZOOMでの配信を開始
- 令和5年2月 2月定例会から議場及び委員会室の出入り口の一部を閉鎖して実施
- 令和5年5月 5月臨時会から富士市議会の新型コロナウイルス感染症に係る対応を廃止し、議場の演壇と議長席の亚克力板を撤去
- 〃 9月 委員会等のユーチューブでの配信を開始
- 〃 11月 議会報告会のリモート参加を可能とした。

(2) 市当局に対する動き

ア 財源確保として

市の対策事業の一助とするため、議員報酬や政務活動費の削減(減額補正)を行った。

- ・ 議員報酬の5%削減(令和2年7月から12月まで)
- ・ 政務活動費の50%削減(令和2年度から令和4年度まで)

イ 要望・提言

感染拡大防止に努め、市民の生命・生活を守るため、産業・経済、福祉・保健、教育など様々な分野に係る要望を議会として取りまとめ、市長に提出した。

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急要望(第1次、令和2年4月21日)
- 〃 (第2次、令和2年5月20日)
- 〃 (第3次、令和3年2月5日)
- 〃 (第4次、令和3年9月6日)
- ・ 新型コロナウイルスワクチン接種に係る提言(令和3年5月28日)
- ・ 子育て世帯等臨時特別支援事業に係る要望(令和3年12月13日)

ウ その他

- ・ 令和2年6月臨時会の開会直後にフライデーオペレーションとして医療従事者及び新型コロナウイルス感染症の影響で苦難に耐える全ての人にエールを送るため、30秒間の拍手を実施した。
- ・ 令和3年7月16日付文書で全国市議会議長会から依頼のあった、「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」を令和3年9月定例会において可決し、内閣総理大臣をはじめ、関係大臣等に送付した。



新型コロナウイルスワクチン接種に係る提言



誘導アクリル板を導入

【市議会の対応】

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
1	新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急要望（第1次～第4次）	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年4月21日 ・令和2年5月20日 ・令和3年2月5日 ・令和3年9月6日 	-
	本市の新型コロナウイルス感染症対策について、市当局に対する市議会各会派（無会派も含む）からの要望を会派代表者会議にて取りまとめ、正副議長が市長へ要望書を提出した。		
2	新型コロナウイルスワクチン接種に係る提言	令和3年5月28日	-
	本市の新型コロナウイルスワクチン接種について、市当局に対する市議会各会派（無会派も含む）からの提言を会派代表者会議にて取りまとめ、正副議長が市長へ要望書を提出した。		
3	子育て世帯等臨時特別支援事業に係る要望	令和3年12月13日	-
	国のコロナ克服・新時代開拓のための経済対策として実施される18歳以下への10万円相当の給付について、年内に支給を開始する5万円の現金給付のほか、残る5万円相当のクーポンを基本とした給付について、市議会としてクーポンではなく、現金での給付を求める要望書を会派代表者会議にて取りまとめ、正副議長が市長へ要望書を提出した。。		
4	新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた富士市議会活動指針	令和2年4月17日	-
	新型コロナウイルスが全国的に感染拡大を受け、議員個人の口頭の要請等は控えることや、視察の自粛など、富士市議会としての活動指針を定めた。		
5	新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた富士市議会活動指針 ～新しい生活様式編～	令和2年12月3日	-
	新型コロナウイルス感染症の急激な拡大により、静岡県が11月27日に「感染まん延期・中期」となったことから、年末年始を迎え、富士市議会として、感染拡大防止に向けた行動を徹底するため、朝晩の検温や3密の回避、情報管理の徹底など、より詳細な指針を定めた。		
6	富士市議会の新型コロナウイルス感染症に係る対応	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年4月17日～ ・令和3年5月27日～ ・令和3年8月27日～ ・令和4年1月18日～ ・令和4年5月19日～ 	-
	会派代表者会議において、本会議や委員会での対応方法についてレベルごとに基準を定め、定例会前の議会運営委員会においてどのレベルで実施するか確認していた。 令和2年4月から独自のレベル設定で始め、令和3年5月からは県警戒レベルに変更、令和3年8月からは国の緊急事態宣言とまん延防止等重点措置を追加、令和4年1月からは国評価レベルと県警戒レベルを併用、令和4年5月からは国評価レベルに一本化した内容としていた。 令和5年5月12日の会派代表者会議にて廃止した。		
7	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書	令和3年9月10日	-
	全国市議会議長会から依頼のあった表記意見書を令和3年9月定例会において可決し、内閣総理大臣を初め、関係大臣等に送付した。		

3 学校の対応状況

【小中学校の対応について】令和2(2020)年1月～3年3月

No.	対応の名称 対応の内容（概要）	実施日/期間等	実績（年度ごと）
1	<p>感染症予防に伴う臨時休業について（通知）</p> <p>1 臨時休業期間 令和2年3月3日（火）から令和2年3月19日（木）まで</p> <p>2 卒業式について 卒業式を実施する場合には、感染防止のための措置を講じたり、必要最小限の人数に限って開催したりする等の対応をとる。</p>	令和2年3月3日 ～3月19日	—
2	<p>富士市内全小中学校臨時休業</p> <p>1 臨時休業期間 令和2年4月9日（木）から令和2年5月31日（金）まで</p> <p>2 預かり教室 小学校1・2年生を対象に行う。（仕事で保護者が家庭にいない児童のみ） 保険料を市が負担（前期）、保護者負担（後期5/7～）</p>	令和2年4月9日 ～5月31日	—
3	<p>分散登校</p> <p>1 分散登校の仕方 ・各学級を半分（AとB）に分ける。 ※グループ分けについては、別途連絡します。 Aグループは、22日、26日、28日 午前中 授業実施 Bグループは、25日、27日、29日 午前中 授業実施 ・預かり教室以外の児童生徒は、授業終了後下校する。</p> <p>2 登校上の留意点</p> <p>① 登校時における体温等健康状態の確認を徹底する。 ② マスクを着用し、手洗いや咳エチケットを徹底する。 ③ 児童生徒の机の間を十分にあげ、前向き状態で授業等を行う。 ④ 教室は2方向の窓を常時開放し、換気を徹底する。 ⑤ 多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）への消毒等、環境衛生の保持に努める。 ⑥ 互いに一定の距離をおいて生活するよう配慮、指導する。</p>	令和2年5月22日 ～5月29日	—
4	<p>中学校林間学校、修学旅行延期</p> <p>【林間学校（中2）】（16校中） 実施：9校 中止：7校 県内日帰り 4校（朝霧、こどもの国、ミルクランド） 県外日帰り 5校（西湖、豊丘）</p> <p>【修学旅行（中3）】（16校中） 実施：11校 中止：5校 県内日帰り 8校（静岡、浜松、下田） 県外日帰り 3校（富士急、富士吉田）</p>	—	—
5	<p>令和2年度修学旅行等のキャンセル料について</p> <p>修学旅行、林間学校において、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学校単位でキャンセル料が発生した場合、市が2分の1を負担する。ただし、個人の不安等の理由により、キャンセル料が発生した場合は除く。</p>	—	—

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
6	夏季休業短縮	-	-
	<p>臨時休業による授業不足分を、確保する。</p> <p>1 授業時数の確保について（平均不足時数 小：165時間 中：170時間） ※(1)～(6)により、不足分の時数を確保する。</p> <p>(1) 長期休業日の短縮 ① 夏季休業 ・ 8月8日（土）～8月23日（日） ② 冬季休業 ・ 12月28日（月）～1月4日（月） ※①・②の合計で、75～77時間確保</p> <p>(2) 分散登校（休業の前倒し） → 授業日数としてカウント ※最低9時間確保（3時間×3日）</p> <p>(3) 時間割の工夫 ① 小学校における週3日程度モジュールの実施 ② 中学校における水曜日6時間授業の実施 ※6月からの実施で、37時間確保可能</p> <p>(4) 打ち切り時数や予備時数の復活 ・ 各種研修会の中止 ・ 会議等の精選</p> <p>(5) 行事の精選 ・ 運動会、文化発表会、修学旅行等 ・ 行事のための練習時間 ※(4)・(5)で不足時数を補充することで、35～40時間確保可能</p>		
7	教職員表彰、教育講演会、夏季研修等中止	-	-
	<p>【教職員表彰・教育講演会】 中止</p> <p>【市教委による学校訪問研修】 授業参観は無し、指導主事が校内研修に参加し、15分程度「指導の重点」について説明する。</p> <p>【富士市一斉授業研究】 中止</p>		
8	運動会、文化発表会の延期・中止	-	-
	<p>【運動会】 小学校27校中 実施：27校（すべての学校で半日以下の時間で実施） グラウンドでの活動を一部の学年とした：25校 全校児童と一緒に活動した：2校（東小 大淵二小）</p> <p>中学校16校中 実施：11校 中止：5校 半日以下の時間で実施 8校 1日実施 3校 グラウンドでの活動を一部の学年とした 6校 全校生徒と一緒に活動した5校（吉原二中、元吉、東、富士、田子浦）</p>		
9	小学校修学旅行延期	-	-
	<p>【自然教室（小5）】27校中 丸火自然公園にて実施 27校 日帰り27校（内3校は、日帰りを2日間実施）</p> <p>【修学旅行（小6）】27校中 日帰り：26校 一泊：1校 県内：15校（静岡、浜松、伊豆） 県外：12校（山梨）</p>		
10	冬季休業短縮	令和2年12月28日 ～令和3年1月4日	-
11	科学作品展	-	-
	各校3点まで 富士教育会館に作品展示する		
12	感染症対策のためのマスク等購入	令和2年4月1日 ～令和3年1月31日	令和2年 6,880,801円
	国の学校保健特別対策補助金（感染症対策のためのマスク等購入支援事業）を活用して、感染症の感染拡大による学校の一斉臨時休業及び一斉臨時休業からの学校再開に係る対応にあたって消毒液、石鹸液、ビニール手袋などの保健衛生用品、児童生徒の定期健康診断に使用する防護服、フェイスシールドを各学校に配付した。（小学校27校、中学校16校）		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
13	学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業	令和2年10月5日	令和2年配当額 69,500,000円
	国の学校保健特別対策補助金（学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業）を活用して、感染リスクを最小限にしながら学校を再開し、十分な教育活動を継続するため、感染症対策を徹底しながら児童及び生徒の学びの保障をするための取組に必要な経費（感染症対策・学習保障等に係る経費）を校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう各学校に配当した。（小学校27校、中学校16校）		
14	小学校における預かり給食	令和2年4月9、10日 令和2年4月15日～24日 令和2年5月12日～29日	-
	小学校における預かり教室の希望者に提供。 4.11～4.14および4.25～5.11は提供なし。		
15	給食献立内容の見直し	令和2年5月11日～	-
	児童生徒が配膳する料理数を減らす。主食が米飯の場合、3種まで。主食がパンの場合、2種まで。使用する食器は3枚までとする。 配膳による接触低減と時間短縮のため、品数や食器数を制限する。		
16	福祉施設への食材提供	令和2年4月9日、10日	-
	学校の臨時休校に伴い中止となった給食の食材で、業者への発注を止められなかった食材を無償提供した。		
17	通常給食停止	令和2年4月9日 ～5月31日	-
	4.9～4.26が学校の臨時休校期間だが、食材の手配のための準備期間を取った。		
18	準要保護者への学校休業期間中の昼食費支援	令和2年7月～	-
	令和2年4月及び5月の小・中学校休業期間中の昼食費支援として準要保護児童生徒の保護者に対し補助金を交付する。令和2年度9,610,000円		
19	夏季学校給食費支援事業	令和2年7月15日 ～8月28日	-
	学校の臨時休校により減少した授業日数を夏休み期間を減らして対応することによる従来の夏休み期間における給食費の負担を軽減するため、全児童生徒に対し支援。（5/1時点19,563人） 68,071,938円		
20	学校給食費返還等事業（学校臨時休業対策費補助金）	令和2年7月15日 ～8月21日	-
	国の学校休業要請に基づく給食休止により、影響を受けた給食事業者に対し、損失相当分を支援。 11,136,200円		
21	通常給食再開通知	令和2年7月27日～	-
	感染状況に応じて学校の判断により通常給食を提供する旨の通知を送付。		
22	夏季の給食実施	令和2年7月27日 ～8月7日 令和2年8月24日～31日	-
	夏季休暇の短縮に伴い、学校給食を実施。		
23	衛生管理改善支援事業（学校臨時休業対策費補助金）	令和2年10月12日 ～令和3年2月5日	-
	学校給食調理業者において、新型コロナウイルス感染症を踏まえた衛生管理の徹底改善を図るための経費に対し補助。 5,246,000円		

【小中学校の対応について】 令和3(2021)年4月～4年3月

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
1	富士市内全小中学校臨時休業	-	-
	令和3年8月27日～31日まで、臨時休業（R3.8.24 富教学発第1036号）		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
2	分散登校	令和2年9月1日 ～10日	-
	緊急事態宣言中により、小規模校を除き、時差式の分散登校を実施 1 対象児童 ・放課後児童クラブを利用していない、原則1・2年生児童 ※どうしても家に面倒を見る人がいない家庭に限る。 2 受け入れ時間 ・午前8時～後半グループ登校時 ※分散登校で、後半登校日にあたっている場合 ※朝前半グループの児童と同じように登校した後、給食前まで特別教室 等で過ごす。 3 受け入れ場所 ・パソコン室等の特別教室		
3	中学校林間学校、修学旅行	-	-
	【林間学校（中2）】（16校中） 実施：16校 1泊：15校 2泊：1校 場所 西湖：14校 本栖湖：1校 高遠：1校 【修学旅行（中3）】（16校中） 実施校 16校 日帰り 1校 一泊14校 二泊1校 場所 県内：9校 長野：6校 山梨：1校		
4	令和3年度修学旅行等のキャンセル料について	-	-
	富士市立小中学校修学旅行等会計支援補助金交付要領（R3.1.27市長決裁） 修学旅行、林間学校において、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学校単位でキャンセル料が発生した場合、市が2分の1を負担する。 個人のキャンセル料が発生した場合についても同様とする。 ・児童生徒の感染、濃厚接触者指定 ・同居家族に高齢者基礎疾患があり合理的な理由があると校長が判断した場合 ・医療ケアなどが必要な児童生徒で主治医が参加すべきでない判断した場合		
5	夏季休業延長	-	-
	当初の予定 令和3年7月26日～8月26日（7月22日～25日の4日間は週休日・休日） 延長 8月27日～31日		
6	教職員表彰、教育講演会、夏季研修等	-	-
	【教職員表彰・教育講演会】 人数制限して実施（全体で800人以下） 座席の間隔を空ける 【市教委による学校訪問研修】 通常通り実施 全職員授業公開 中心授業1～2 【富士市一斉授業研究】 他校職員の受け入れは無し。当該校の職員だけで授業研究を行い、授業や事後研修の内容を紙面で発表した。		
7	運動会の延期・中止	-	-
	【運動会】 小学校27校中 実施 27校 半日以下の時間で実施：26校 一日実施：1校 グラウンドでの活動を一部の学年とした：23校 全校児童と一緒に活動した：4校（東小 吉永二小 川二小 大淵二小） 中学校16校中 実施：15校 中止：1校 半日以下の時間で実施：12校 一日実施：3校 グラウンドでの活動を一部の学年とした：7校 全校生徒と一緒に活動した：8校		
8	小学校自然教室・修学旅行	令和3年5月28日 ～12月10日	-
	【自然教室（小5）】27校中 丸火自然公園にて実施：27校 日帰り：23校（内3校は、日帰りを2日間実施） 1泊：4校 【修学旅行（小6）】27校中 日帰り：9校（内6校は、日帰りを2日間実施） 1泊：18校 県内：18校（静岡、浜松、伊豆） 県外：9校（山梨）		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
9	冬季休業短縮	-	-
	短縮無 令和3年12月27日～令和4年1月5日（12月25・26日の2日間は週休日）		
10	科学作品展	-	-
	作品展は中止 校内選考された作品（最大5点）の中で代表1点を審査する。代表以外の作品は校内で入選作品として展示する。（表彰する）		
11	感染症対策等の学校教育活動継続支援事業	令和3年4月1日	令和3年配当額 55,600,000円
	国の学校保健特別対策補助金（感染症対策等の学校教育活動継続支援事業）を活用して、学校における感染症対策を強化するために必要となる保健衛生用品等の購入経費等を、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう各学校に配当した。（小学校27校、中学校16校）		
12	感染症対策等の学校教育活動継続支援事業（追加）	令和3年11月29日	令和3年配当額 6,950,000円
	国の学校保健特別対策補助金（感染症対策等の学校教育活動継続支援事業）を活用して、学校における感染症対策を強化するため、必要となる保健衛生用品等の購入事業について 国庫補助を受け実施しているが、国庫補助上限額が引上げられたことに伴い各学校に配当した事業費を増額し対応強化を図った。（小学校27校、中学校16校）		
13	生理用品の支援	令和3年5月～	-
	新型コロナウイルス感染拡大の影響による経済困窮などの事情で、生理用品を購入できない児童生徒に無料配布する。令和3年度268,200円		
14	簡易給食提供	令和3年9月1日 ～10日	-
	緊急事態宣言中の分散登校に伴い、簡易給食（牛乳、主食、主菜のみ）を提供。		

【小中学校の対応について】令和4(2022)年4月～5年3月

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
1	中学校林間学校、修学旅行	令和4年5月7日 ～28日	-
	【林間学校（中2）】（16校中） 実施 1泊：14校 2泊：2校 場所 西湖：11校 下田：1校 朝霧：1校 焼津：1校 豊丘：1校 丸火：1校 【修学旅行（中3）】（16校中） 実施校：16校（2泊16校） 場所 京都奈良：12校 長野山梨：3校 三重：1校		
2	令和4年度修学旅行等のキャンセル料について	-	-
	富士市立小中学校修学旅行等会計支援補助金交付要領（R3.1.27市長決裁） 修学旅行、林間学校において、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学校単位でキャンセル料が発生した場合、市が2分の1を負担する。 個人のキャンセル料が発生した場合についても同様とする。 ・児童生徒の感染、濃厚接触者指定 ・同居家族に高齢者基礎疾患があり合理的な理由があると校長が判断した場合 ・医療ケアなどが必要な児童生徒で主治医が参加すべきでない判断した場合		
3	夏季休業短縮	-	-
	短縮無 令和4年7月25日～8月25日（7月23・24日は、週休日）		
4	教職員表彰、教育講演会、夏季研修等	-	-
	【教職員表彰・教育講演会】 人数制限して実施（全体で800人以下） 座席の間隔を空ける 【市教委による学校訪問研修】 通常通り実施（市教委指導主事が全職員の授業を参観した 中心授業1～2） 【富士市一斉授業研究】 通常通り実施（小中学校の教職員が他校へ訪問し、授業参観、事後研修を行った。）		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
5	運動会、文化発表会	-	-
	<p>【運動会】</p> <p>小学校27校中 実施：27校 半日以下の時間で実施：26校 一日開催：1校（広見小） グラウンドでの活動を一部の学年とした：21校 全校児童と一緒に活動した：6校（神戸小 東小 吉永二小 田子浦小 川二小 大淵二小）</p> <p>中学校16校中 実施：16校 半日以下の時間で実施：14校 1日実施：2校（吉原東中 岳陽中） グラウンドでの活動を一部の学年とした：1校（南中） 全校生徒と一緒に活動した：15校</p>		
6	小学校自然教室・修学旅行	-	-
	<p>【自然教室（小5）】27校中 丸火自然公園にて実施：26校 西湖：1校 1泊：13校 日帰り：14校（内4校は日帰りを2日間実施）</p> <p>【修学旅行（小6）】27校中 一泊：27校 県内 東京：20校 山梨：4校 愛知：1校 浜松：2校</p>		
7	学校等における感染症対策等支援事業	令和4年4月1日	令和4年配当額 62,550,000円
	<p>国の学校保健特別対策補助金（学校等における感染症対策等支援事業）を活用して、各学校が児童生徒の安心安全な学習環境を確保しつつ教育活動を着実に継続するため、学校の感染症対策等を講じる取組及び児童生徒の学びの保障をするための取組を、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう体制の整備等を促進する。（小学校27校、中学校16校）</p>		
8	学校等における感染症対策等支援事業（追加）	令和4年12月7日	令和4年配当額 9,730,000円
	<p>国の学校保健特別対策補助金（学校等における感染症対策等支援事業）を活用して、各学校が児童生徒の安心安全な学習環境を確保しつつ、教育活動を着実に継続するため、学校の感染症対策等を講じる取組及び児童生徒の学びの保障をするための取組に必要な経費を増額し、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう各学校に配当した。（小学校27校、中学校16校）</p>		
9	学校給食費物価高騰対策事業補助金	令和4年6月1日 ～令和5年3月31日	-
	<p>富士市学校給食費負担軽減補助金(仮)を創設し、高騰する食材費の増額分を小中学校39校及び富士川給食センターに対し、児童・生徒数に応じて補助金として交付。6月提供からの給食について、高騰する食材費の増額分（10%）を補助。 87,504,625円</p>		
10	学校給食費保護者負担軽減事業	令和4年12月1日 ～令和5年2月28日	-
	<p>令和4年12月から令和5年2月までの3か月に保護者が負担する小中学校給食費の額に50%を乗じた額を支給。</p>		

【小中学校の対応について】令和5(2023)年4月～

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
1	感染症流行下における学校教育活動体制整備事業	令和5年4月1日～	<p>令和5年配当予算額 61,650,000円 うち 換気対策整備分 1/2 感染者等発生対応分 1/2</p>
	<p>国の学校保健特別対策補助金（感染症流行下における学校教育活動体制整備事業）を活用して、新型コロナウイルス感染症の流行が長期化している中、子供の学びを止めないため、学校において感染拡大防止策の徹底を図りながら教育活動を継続できる体制を整える取組を、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう各学校に換気対策整備分を配当し、体制の整備を促進した。 なお、感染者等発生対応分については、状況に応じて随時配当した。（小学校26校、中学校16校）</p>		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
2	感染症流行下における学校教育活動体制整備事業（追加）	令和5年12月5日	令和5年 18,849,000円
	国の学校保健特別対策補助金（感染症流行下における学校教育活動体制整備事業）を活用して、各学校の実情に応じて教室等へのCO2モニター、サーキュレーター及びHEPAフィルター付き空気清浄機等の換気用備品の購入、網戸の設置などの換気対策整備を行うため、各学校に配当した。（小学校13校、中学校11校）		

【放課後児童クラブの対応について】

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
1	長期休暇と同様の開所対応	令和2年3月3日 ～19日	-
	新型コロナウイルス感染症対策のための小学校における一斉臨時休業に伴い、小学校長期休暇と同様に、児童クラブについて午前中から開所を実施。		
2	一斉閉所	令和2年4月11日 ～5月31日	-
	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、放課後児童クラブを閉所 小学校の預かり教室についての連携協力。		
3	小学校体育館利用	令和2年7月1日 ～31日	-
	学校開放事業における児童クラブの施設利用について、学校教育課、スポーツ振興課、こども未来課の3課で協議し、小学校の体育館を児童クラブが優先利用。		
4	利用の自粛	令和3年8月27日 ～10月31日	-
	児童同士の身体的距離を確保することにより、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、家庭において子どもの見守りが可能な場合、児童クラブの利用自粛を依頼		
5	利用の制限	令和3年9月13日 ～30日	-
	児童同士の身体的距離を確保することにより、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、小学校4年生から6年生の児童の受入を制限		
6	利用定員の制限	令和3年9月13日 ～10月31日	-
	児童同士の身体的距離を確保することにより、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、受け入れ児童数を法定定員の1/2に制限		
7	利用児童の感染拡大防止の徹底	随時	-
	<ul style="list-style-type: none"> ・手指消毒の徹底 ・教材等の消毒 ・利用児童へのマスク着用をお願い ・利用児童の身体的距離の確保 ・おやつは黙食 等 		

【児童館、子育て支援センターの対応について】

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
1	施設閉所	令和2年3月2日 ～5月31日	-
	新型コロナウイルス感染症対策のための学校における一斉臨時休業に伴い、児童館、子育て支援センターを閉館		
2	同時受け入れ組数の制限	令和2年6月1日 ～令和4年11月30日 (カスタンネットは令和4年12月28日まで)	-
	施設利用者の身体的距離を確保するため、同時受け入れ組数を制限		
3	同時受け入れ組数の制限変更	令和4年12月1日 ～令和5年3月31日	-
	施設利用者の身体的距離を確保するための同時受け入れ組数を制限を緩和		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
4	利用者の感染拡大防止の徹底	随時	-
	<ul style="list-style-type: none"> ・手指消毒の徹底 ・おもちゃ、遊具等の消毒 ・利用者へのマスク着用のお願い ・講座開催の制限 等 		

【富士市立高校の対応】 令和2年2月～令和3年3月

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
1	市立高校の臨時休校	令和2年3月4日 ～3月19日	-
	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、3月4日～3月19日までを臨時休校とした。この期間、生徒は家庭学習とし、部活動は全面的に休止とした。（部活動の休止は3月1日から） ・家庭学習における課題の指示や配布は、3月3日に行った。 		
2	アルコール消毒液の設置	令和2年2月下旬	-
	<ul style="list-style-type: none"> ・各教室及びトイレにアルコール消毒液を設置した。 		
3	春季休業中の対応	令和2年3月20日 ～4月6日	-
	<ul style="list-style-type: none"> ・3月30日の離任式を中止とした。 ・通知票や学年末テストの返却は4月1日の登校日に行った。 ・生徒の心身の健康保持の観点から、グラウンド、体育館、音楽室、図書室等について、活動時間を平日の2時間以内として開放した。 		
4	朝の体調チェック	令和2年4月6日～	-
	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒は、朝の体温、風邪症状の有無を記入した「体温記録用紙」を登校時に持参し、教員が朝読書の時間にチェックするようにした。症状等の認められる生徒は保健室へ行くようにし、状況により早退等の措置をとった。 ・令和3年3月15日から放課後部活開始前の検温を義務化 ・令和3年9月1日から生徒昇降口において職員による検温開始～令和5年2月まで 		
5	臨時休校	令和2年4月9日 ～5月21日	-
	<ul style="list-style-type: none"> ・4月9日から4月26日までの休校が決定された。 ・4月17日に、5月6日までの休校期間延長が決定された。 ・4月29日に、5月31日までの休校期間の延長が決定された。 ・5月14日に、休校期間を5月21日までに短縮が決定された。 ・休耕期間中の学習は、家庭において日課表に従った自習をするよう指示した。 ・生徒はホームページやメール、Classiを定期的に確認し、体調や学習時間などをClassiに記録するようにし、規則正しい生活ができるよう指導した。 		
6	オンラインホームルーム、オンライン授業の実施	令和2年5月11日 ～5月21日	-
	<ul style="list-style-type: none"> ・4月中旬頃から各教員の工夫で、「Youtube」や「Googleドライブ」での動画配信、Zoomを活用したホームルーム、面談、オンライン授業等が始まった。 ・5月11日からZoomを使った朝のホームルームを全クラスで開始した。 ・5月18日から時間割に沿ったオンライン授業を開始した。 		
7	学校の再開	令和2年5月22日～	-
	<ul style="list-style-type: none"> ・健康観察カード（朝の検温、風邪症状の有無）の提出・確認 ・マスク着用、手洗い・消毒の励行、教室換気、生徒間の距離の確保 ・1教室当たり20人程度の分散教室、1クラスで授業を行う場合は、広い特別教室を使用する。グループワークは、フェースシールド装着 		
8	部活動の再開	令和2年6月1日～	-
	<ul style="list-style-type: none"> ・5月31日までは部活動禁止 ・6月1日から段階的に部活動を再開する。再開後1か月程度は自校内での活動のみとした。 ・各部活動が3密を回避する活動を心掛けた。 		
9	夏休み期間の短縮	令和2年8月8日 ～8月23日	-
	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み期間を8月8日から8月23日までの16日間に短縮して授業時間を確保した。 		
10	マスク等購入支援事業による保健用品整備	令和2年3月 ～令和3年2月 （繰越明許）	令和2年度実績額 234,026円
	<ul style="list-style-type: none"> 国の学校保健特別対策補助金（補正1号：マスク等購入支援事業）を活用して、消毒用アルコール、消毒作業用ビニール雨合羽、使い捨て手袋などの保健用品を整備した。補助対象事業費241千円（生徒数706人×340円） 		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
11	学校再開に伴う感染症対策・学習保証に係る支援事業による備品等整備	令和2年3月 ～令和3年3月 (繰越明許)	令和2年度実績額 3,176,106円
	国の学校保健特別対策補助金（補正2号：学校再開に伴う感染症対策・学習保証に係る支援事業）を活用して消毒液や保健衛生用品、管理諸室の教室転用に必要となるICT機器などを整備した。補助対象事業費3,000千円（生徒701人以上） 主な購入品：消毒用アルコール、網戸の取付、封筒、非接触赤外線温度計、消毒スタンド、スタンド型検温器、プロジェクター、ノートパソコンほか		
12	ビジネス探究科3年 商品開発	令和2年6月2日	-
	外部講師のi.club神田氏は、東京からオンラインによる指導・助言		
13	1年 探究学習 「新型コロナウイルス後の社会をどう生きるか」	令和2年6月15日	-
	富士商工会議所青年部7人から寄せられたメッセージ動画を聴講		
14	スポーツ探究科全学年	令和2年6月22日	-
	ドイツ・デュッセルドルフからZoomで行うリモート授業 ブンデスリーガ1部フォルトナ・デュッセルドルフ日本デスクの瀬田元吾氏の講演会 ドイツのスポーツ事情やスポーツと地域のかかわりなどをテーマとした講演		
15	文化祭代替事業 「文化発表（動画発表の部）」	令和2年7月22日	-
	文化祭（南稜祭文化の部）が中止になったことに伴う代替事業として計画 発表部活は5部活（ギター、箏曲、チアリーダー、書道、吹奏楽） シティプロモーション課に動画撮影と編集を依頼 完成した動画を各教室へ配信し、鑑賞した。		
16	2年 市役所プラン中間発表	令和2年7月30日	-
	アドバイザーの内2名がオンラインで参加		
17	ビジネス探究科2年 マーケティング	令和2年9月11日	-
	㈱ファミリーマートによるオンライン授業		
18	1年生+26HR	令和2年9月28日	-
	オランダからのオンライン講演会「決断と行動」赤星貴文選手（オランダ社会人サッカーチーム所属）		
19	探究学習発表会	令和2年10月3日	-
	体育館は3年生と来客、1・2年生は教室でZoom配信視聴		
20	総合探究科2年 人文探究α	令和2年11月18、19日	-
	海外探究研修で訪問予定であったアメリカボストンの大学生を相手にオンラインでSDGsについて英語でプレゼンを行う		
21	スポーツ探究科1年 スポーツ概論	令和2年11月24日	-
	フィードバック情報の活用～新しいアプリを開発しよう～と題し、IT企業グライダーアソシエイツ谷川烈営業部長（元清水エスパルス）へオンラインでプレゼンを行う。		
22	総合探究科1年生 集中研修	令和2年12月2日	-
	マイナビ講座「未来を考える3日間」をオンライン受講		
23	ビジネス探究科1年 集中研修	令和2年12月4日	-
	伊藤忠食品による物流講座をZoomによるオンラインで受講		
24	球技大会	令和2年12月11日	-
	体育館への入場規制のため、バスケットボール決勝を先生の解説による実況中継を各教室へ配信		
25	2学期終業式	令和2年12月25日	-
	Zoomにより各教室へ配信		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
26	3学期始業式	令和3年1月6日	-
	Zoomにより各教室へ配信		

【富士市立高校の対応】 R3.4～R4.3

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
1	感染症対策等の学校教育活動継続支援事業による感染症対策備品等整備	令和3年4月 ～令和4年1月	令和3年度実績額 2,355,973円
	国の令和3年度学校保健特別対策補助金（感染症対策等の学校教育活動継続支援事業）を活用して、学校における感染症対策等支援において、ダンボールパーテーションやアルコールなどの消耗品、消毒スタンド、非接触温度計などの保健用備品、加湿空気清浄機やCO2モニターなどの備品を整備した。 教職員の資質向上のための研修等支援として、研修用図書を購入した。 補助対象事業費2,400千円（生徒数701人以上）		
2	感染症対策等の学校教育活動継続支援事業（追加）による感染症対策備品等整備	令和3年11月 ～令和4年2月	令和3年度実績額 303,380円
	国の令和3年度学校保健特別対策補助金（感染症対策等の学校教育活動継続支援事業）の学校における感染症対策等支援の国庫補助上限額が引き上げられたことに伴い、消毒用アルコール、薬用水石鹸を購入した。補助対象事業費300千円の増加		
3	3年 自己分析・自己PR講座 マイナビ平野喜美代氏の講座をZoomで配信	令和3年4月9日	-
4	生徒会任命式・生徒総会 オンライン開催	令和3年5月10日	-
5	ビジネス探究科2年 マーケティング 静岡の未来を創造する職業人を招いてのインタビュー形式の授業、講師8人の内数名がオンライン参加	令和3年6月1日	-
6	表彰式・壮行会 Zoomにより各教室へ配信	令和3年6月11日	-
7	ビジネス探究科3年 商品開発 外部講師のi.club神田氏は、東京からオンライン参加	令和3年6月23日	-
8	2年 LHR 立教大学跡部千慧助教によるオンライン講義「ワクワクを起点に学ぼう！「問い」を出すための基本トレーニング」	令和3年11月1日	-
9	総合探究科3年 集中研修 リディラバ社会問題スタディツアーのオンライン事前学習	令和3年11月29日	-
10	ビジネス探究科1年 集中研修 オンライン会計研修：あずさ監査法人、今川嘉愛税理事務所 オンライン物流研修：伊藤忠食品	令和3年11月30日	-
11	ビジネス探究科1・2年 集中研修 日本航空のオンライン機体工場見学	令和3年12月2日	-
12	ビジネス探究科3年 商品開発 講師のi.club神田氏は、東京からオンライン参加	令和3年12月15日	-
13	ビジネス探究科3年 商品開発 講師のi.club神田氏は、東京からオンライン参加	令和4年1月26日	-
14	1・2年 家庭基礎 富士市消費生活センター阿部氏によるオンラインによる消費者教育講座 ※自宅から参加した生徒もあり	令和4年2月1日	-

【富士市立高校の対応】 R4.4～R5.3

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
1	公立学校情報機器購入事業	令和3年3月 ～令和4年3月 （繰越明許）	令和4年度 2,002,000円
	新型コロナウイルス感染症が感染拡大のような事態が生じても学びの継続を確保できる教育のICT化を推進するために、国の公立学校情報機器整備費補助金（3次補正：公立学校情報機器購入事業）を活用して、市立高校において貸出用タブレット端末52台を整備した。 補助対象事業費2,860千円（45,000円×52台（奨学給付金受給世帯生徒数分））		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績 (年度ごと)
	対応の内容 (概要)		
2	家庭学習のための通信機器整備支援事業	令和3年3月 ～令和4年3月 (繰越明許)	令和4年度 199,000円
	新型コロナウイルス感染症が感染拡大のような事態が生じても学びの継続を確保できる教育のICT化を推進するために、国の公立学校情報機器整備費補助金(3次補正:家庭学習のための通信機器整備支援事業)を活用して、市立高校において貸出用Wi-Fiルーターを20台を整備した。 補助対象事業費520千円(10,000円×52台(奨学給付金受給世帯生徒数分))		
3	学校等における感染症対策等支援事業による感染症対策備品等整備	令和4年3月 ～令和5年3月 (繰越明許)	令和4年度実績 2,535,046円
	国の学校保健特別対策補助金(R3補正:学校等における感染症対策等支援事業)を活用して、学校の感染症対策及び生徒の学びを保障するための消耗品や備品を整備した。 主な購入品:消毒用アルコールや薬用石鹸、使い捨て手袋等の保健衛生用消耗品、教室改修に伴うテーブル、イスなど 補助対象事業費2,250千円		
4	学校等における感染症対策等支援事業(追加)による感染症対策備品等整備	令和4年11月 ～令和5年3月	上記2,535,046円に含まれる
	国の学校保健特別対策補助金(学校等における感染症対策等支援事業)の補助額が増加されたことにより感染症対策用備品や消耗品を追加整備した。 主な購入品:充電式クリーナー、薬用石鹸ほか 補助対象事業費330千円		
5	生徒貸与用タブレット端末整備(高等学校ICT教育推進事業)	令和4年4月 ～令和5年3月	令和4年度 51,594千円 タブレット端末720台購入、令和5年4月から全生徒への貸与開始
	令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、市立高校における1人1台端末環境を整備することで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るとともに、休校などの際にオンラインによる教育継続を図るために、タブレット端末720台他を整備した。		
6	家庭学習のための通信機器整備支援事業	令和3年3月 ～令和4年3月 (繰越明許)	令和4年度 199,000円
	新型コロナウイルス感染症が感染拡大のような事態が生じても学びの継続を確保できる教育のICT化を推進するために、国の公立学校情報機器整備費補助金(3次補正:家庭学習のための通信機器整備支援事業)を活用して、市立高校において貸出用Wi-Fiルーターを20台を整備した。 補助対象事業費520千円(10,000円×52台(奨学給付金受給世帯生徒数分))		
7	2年 究タイム市役所プラン 大学生や大学の先生によるZoomでのメンタリング	令和4年5月10日	—
8	ビジネス探究科3年 商品開発	令和4年5月25日	—
	講師のi.club神田氏は、東京からオンライン参加		
9	スポーツ探究科 LHR	令和4年6月27日	—
	章鍼灸院夏目章弘氏によるZoomでの講演会「スポーツトレーナーの仕事について」		
10	1年 保健講座	令和4年7月1日	—
	教室にてオンライン受講		
11	ビジネス探究科1年 集中研修	令和4年8月30日	—
	オンライン物流研修:伊藤忠食品		
12	1年 LHR ソロプチスト富士講演会	令和4年10月24日	—
	国境なき医師団日本 空野すみれ氏によるオンライン講演会「たくさんの新しい生命と向き合い」		
13	スポーツ探究科3年 スポーツ探究I	令和4年10月25日	—
	J2ブラウブリッツ秋田社長へのZoomインタビュー		
14	総合探究科2年 人文探究α	令和4年10月28日	—
	オーシャンサイド市ミラコスタカレッジ学生とのオンライン交流		
15	ビジネス探究科3年 商品開発	令和5年1月18日	—
	講師のi.club小川氏・神田氏は、東京からオンライン参加		
16	静岡県高校生サミット、マイプロジェクトアワードへオンライン参加	令和5年2月5日	—
	田子浦地区の活性化のためのプロジェクト、富士市の子ども支援のためのプロジェクトをそれぞれ発表		

【富士市立高校の対応】R4.4～R5.3

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績 (年度ごと)
	対応の内容 (概要)		
1	公立学校情報機器購入事業	令和3年3月 ～令和4年3月 (繰越明許)	令和4年度 2,002,000円
	新型コロナウイルス感染症が感染拡大のような事態が生じても学びの継続を確保できる教育のICT化を推進するために、国の公立学校情報機器整備費補助金(3次補正:公立学校情報機器購入事業)を活用して、市立高校において貸出用タブレット端末52台を整備した。 補助対象事業費2,860千円(45,000円×52台(奨学給付金受給世帯生徒数分))		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
2	家庭学習のための通信機器整備支援事業	令和3年3月 ～令和4年3月 (繰越明許)	令和4年度 199,000円
	新型コロナウイルス感染症が感染拡大のような事態が生じても学びの継続を確保できる教育のICT化を推進するために、国の公立学校情報機器整備費補助金（3次補正：家庭学習のための通信機器整備支援事業）を活用して、市立高校において貸出用Wi-Fiルータを20台を整備した。 補助対象事業費520千円（10,000円×52台（奨学給付金受給世帯生徒数分））		
3	学校等における感染症対策等支援事業による感染症対策備品等整備	令和4年3月 ～令和5年3月 (繰越明許)	令和4年度実績 2,535,046円
	国の学校保健特別対策補助金（R3補正：学校等における感染症対策等支援事業）を活用して、学校の感染症対策及び生徒の学びを保障するための消耗品や備品を整備した。 主な購入品：消毒用アルコールや薬用石鹸、使い捨て手袋等の保健衛生用消耗品、教室改修に伴うテーブル、イスなど 補助対象事業費2,250千円		
4	学校等における感染症対策等支援事業（追加）による感染症対策備品等整備	令和4年11月 ～令和5年3月	上記2,535,046円に含まれる
	国の学校保健特別対策補助金（学校等における感染症対策等支援事業）の補助額が増加されたことにより感染症対策用備品や消耗品を追加整備した。 主な購入品：充電式クリーナー、薬用石鹸ほか 補助対象事業費330千円		
5	生徒貸与用タブレット端末整備（高等学校ICT教育推進事業）	令和4年4月 ～令和5年3月	令和4年度 51,594千円 タブレット端末720台購入、令和5年4月から全生徒
	令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、市立高校における1人1台端末環境を整備することで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るとともに、休校などの際にオンラインによる教育継続を図るために、タブレット端末720台他を整備した。		
6	家庭学習のための通信機器整備支援事業	令和3年3月 ～令和4年3月 (繰越明許)	令和4年度 199,000円
	新型コロナウイルス感染症が感染拡大のような事態が生じても学びの継続を確保できる教育のICT化を推進するために、国の公立学校情報機器整備費補助金（3次補正：家庭学習のための通信機器整備支援事業）を活用して、市立高校において貸出用Wi-Fiルータを20台を整備した。 補助対象事業費520千円（10,000円×52台（奨学給付金受給世帯生徒数分））		
7	2年 究タイム市役所プラン	令和4年5月10日	-
	大学生や大学の先生によるZoomでのメンタリング		
8	ビジネス探究科3年 商品開発	令和4年5月25日	-
	講師のi.club神田氏は、東京からオンライン参加		
9	スポーツ探究科 LHR	令和4年6月27日	-
	章鍼灸院夏目章弘氏によるZoomでの講演会「スポーツトレーナーの仕事について」		
10	1年 保健講座	令和4年7月1日	-
	教室にてオンライン受講		
11	ビジネス探究科1年 集中研修	令和4年8月30日	-
	オンライン物流研修：伊藤忠食品		
12	1年 LHR ソロプチスト富士講演会	令和4年10月24日	-
	国境なき医師団日本 空野すみれ氏によるオンライン講演会「たくさんの新しい生命と向き合い」		
13	スポーツ探究科3年 スポーツ探究1	令和4年10月25日	-
	J2ブラウブリッツ秋田社長へのZoomインタビュー		
14	総合探究科2年 人文探究α	令和4年10月28日	-
	オーシャンサイド市ミラコスタカレッジ学生とのオンライン交流		
15	ビジネス探究科3年 商品開発	令和5年1月18日	-
	講師のi.club小川氏・神田氏は、東京からオンライン参加		
16	静岡県高校生サミット、マイプロジェクトアワードへオンライン参加	令和5年2月5日	-
	田子浦地区の活性化のためのプロジェクト、富士市の子ども支援のためのプロジェクトをそれぞれ発表		

【富士市立高校の対応】R5.4～

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
1	感染症流行下における学校教育活動体制整備事業	令和5年3月 ～令和6年3月 (繰越明許)	令和5年度執行見込 1,109,377円（換気分）
	国の学校保健特別対策補助金（R4補正：感染症流行下における学校教育活動体制整備事業）を活用して、生徒の学びを止めない取組として学校の換気対策整備として教室等への網戸取付や体育館換気扇用の赤外線ヒーターや大型扇風機などを整備した。 補助対象事業費1,125千円（換気対策分）、1,125千円（感染者発生等対応分）		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
2	感染症流行下における学校教育活動体制整備事業（追加）	令和5年11月 ～令和6年3月	—
	国の学校保健特別対策補助金（感染症流行下における学校教育活動体制整備事業）の内、学校における換気対策整備支援に限定して補助額が増加されたことにより、網戸の未設置教室等への網戸取付や体育館用赤外線ヒーターなどの換気用備品を整備する。 補助対象事業費1,680千円		
3	全生徒へタブレット端末貸与	令和5年4月1日	—
	授業、家庭学習、学校行事、部活動等において活用		
4	2年 究タイム市役所プラン	令和5年5月9日	—
	本校卒業生の大学生がメンターとしてオンラインで生徒をメンタリング		
5	ビジネス探究科3年 商品開発	令和5年5月31日	—
	講師のi.club小川氏・神田氏は、東京からオンライン参加		
6	2年 学年集会	令和5年7月20日	—
	体育館を予定していたが、熱中症対策としてオンライン集会に変更		
7	3年選択科目 課題演習	令和5年10月1日～	—
	タイ・ウィスタランシー高校の日本語専攻科生徒と交流する講座 自己紹介動画の作成・送信や手紙の交流、GoogleMeetでのオンライン交流など		

4 幼稚園・保育園・認定こども園等の対応

【幼稚園・保育園・認定こども園等の対応】令和2(2020)年1月～3年3月

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
1	市立幼稚園の閉園式の中止	令和2年 3月下旬	—
	「富士市公立教育・保育施設再配置計画」により、令和2年3月31日を以って閉園となった元吉原幼稚園、浜幼稚園について、市長・市議会議員・まちづくり協議会出席のもと、閉園式を行う予定であったが、感染防止対策のため中止とした。		
2	公私立の幼稚園・認定こども園（幼稚園部）の臨時休園	令和2年4月13日 ～5月31日	—
	1 施設の閉所等 感染防止対策のため、幼稚園、認定こども園の幼稚園部を臨時休園とした。ただし、臨時休園期間中、どうしても子どもを預けなければならない方のために、預かり保育は実施。 2 保育料等の対応 ・給食費は還付		
3	公私立の保育園・認定こども園（保育園部）等への登園自粛要請	令和2年4月13日 ～5月19日	—
	1 施設の閉所等 感染防止対策のため、保育園、認定こども園の保育園部、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、企業主導型保育施設に通う児童に対し、家庭保育可能な方には家庭保育をお願いする登園自粛を要請した。 2 保育料等の対応 保育料・給食費は還付（登園自粛の要請に応じて登園しなかった分）		
4	公私立の保育園・認定こども園（保育園部）等での希望保育の実施	令和2年 5月20日～5月31日	—
	1 施設の閉所等 感染防止対策のため、保育園、認定こども園の保育園部、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、企業主導型保育施設に在園する児童のうち、登園を希望する児童だけを預かる希望保育を実施した。 2 保育料等の対応 保育料・給食費は還付（希望保育により登園しなかった分）		
5	「富士市就職・進学応援フェア」の中止	令和2年6月 第二日曜日	—
	保育士の確保対策として、ふじさんめっせを会場に実施する予定であった「第3回富士市就職・進学応援フェア」を、感染拡大の防止を図るため中止した。		
6	市立幼稚園・保育園等の卒園式への開催方法の変更	令和3年 3月下旬	—
	感染防止対策として、市立幼稚園・保育園・認定こども園の卒園式への保護者の参加人数を制限し、卒園式を実施した。		
7	施設全体やクラス単位での登園自粛要請	令和2年4月 ～令和3年3月	—
	園児や職員に感染者が確認された場合、施設の状況に応じて、施設全体やクラス単位で、国や県が示した隔離期間、登園自粛を要請した。		

【幼稚園・保育園・認定こども園等の対応】令和3(2021)年4月～4年3月

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
1	市立幼稚園・保育園等の入園式への開催方法の変更	令和3年 4月上旬	—
	感染防止対策として、市立幼稚園・保育園・認定こども園の入園式への保護者の参加人数を制限し、入園式を実施した。		
2	「富士市就職・進学応援フェア」の中止	令和3年 6月第二日曜日	—
	保育士の確保対策として、ふじさんめっせを会場に実施する予定であった「富士市就職・進学応援フェア」を、感染拡大の防止を図るため中止した。		
3	公私立の幼稚園・保育園・認定こども園（保育園部）等への登園自粛要請	令和3年 8月26日～9月30日	—
	1 施設の閉所等 感染防止対策のため、幼稚園、保育園、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、企業主導型保育施設に通う児童に対し、家庭保育可能な方には家庭保育をお願いする登園自粛を要請した。		
	2 保育料等の対応 保育料・給食費は還付（登園自粛の要請に応じて登園しなかった分）		
4	市立幼稚園・保育園等の卒園式への開催方法の変更	令和4年 3月下旬	—
	感染防止対策として、市立幼稚園・保育園・認定こども園の卒園式への保護者の参加人数を制限し、卒園式を実施した。		
5	施設全体やクラス単位での登園自粛要請	令和3年4月～ 令和4年3月	—
	園児や職員に感染者が確認された場合、施設の状況に応じて、施設全体やクラス単位で、国や県が示した隔離期間、登園自粛を要請した。		

【幼稚園・保育園・認定こども園等の対応】令和4(2022)年4月～5年3月

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
1	市立幼稚園・保育園等の入園式への開催方法の変更	令和4年 4月上旬	—
	感染防止対策として、市立幼稚園・保育園・認定こども園の入園式への保護者の参加人数を制限し、入園式を実施した。		
2	市立幼稚園・保育園等の卒園式への開催方法の変更	令和5年 3月下旬	—
	感染防止対策として、市立幼稚園・保育園・認定こども園の卒園式への保護者の参加人数を制限し、卒園式を実施した。		
3	施設全体やクラス単位での登園自粛要請	令和4年4月 ～令和5年3月	—
	園児や職員に感染者が確認された場合、施設の状況に応じて、施設全体やクラス単位で、国や県が示した隔離期間、登園自粛を要請した。		
4	給食費物価高騰対策事業	令和4年4月 ～令和5年3月	—
	給食に係る食材料の高騰対策として、私立の幼稚園・保育園・認定こども園・小規模保育事業所に対し、食材料費の高騰分（10%）を支援した。		
5	保護者負担軽減事業	令和5年1月～3月	—
	食材料費等の高騰に直面する子育て世帯の負担軽減を図るため、給食費の一部（50%）を支援した。 ・支援期間：令和5年1月～令和5年3月		

【幼稚園・保育園・認定こども園等の対応】令和5(2023)年4月～5年5月

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
1	市立幼稚園・保育園等の入園式への開催方法の変更	令和5年 4月上旬	—
	感染防止対策として、市立幼稚園・保育園・認定こども園の入園式への保護者の参加人数を制限し、入園式を実施した。		
2	給食費物価高騰対策事業	令和5年4月 ～令和6年3月	—
	給食に係る食材料の高騰対策として、私立の幼稚園・保育園・認定こども園・小規模保育事業所に対し、食材料費の高騰分（10%）を支援した。		

5 高齢者・障害者に対する支援及び関連施設

(1) 高齢者に対する支援及び関連施設

ア 新型コロナウイルスの感染拡大時における高齢者虐待等への対応について外出自粛や通所介護、短期入所生活介護等の利用回数の変更などにより、多くの高齢者の方々が、外出を控え、居宅で長い時間を過ごす生活が長期化することが想定された。そして、養護者の生活不安やストレスの増加が予想され、高齢者を取り巻く家庭内での人間関係、養護者の介護疲れなどの要因が影響し、これまで虐待対応として利用していたサービスの回数が減ることで虐待の悪化を招いたり、虐待とまでは言えなくても、不適切なケアの芽を摘むために利用していたサービスの回数が減ることで、虐待に発展してしまうなど深刻化が懸念された。

そこで令和2年5月に、高齢者虐待の発生防止に取り組むとともに、事態の深刻化防止のための早期発見・早期対応のための支援を「虐待チェックシート」を添付し文書にて依頼した。

文書は以下の箇所へ配布した。

- ・ 居宅サービス事業所
- ・ 地域密着型サービス事業所
- ・ 居宅介護支援事業所
- ・ 介護予防サービス事業所
- ・ 地域密着型介護予防サービス事業所
- ・ 介護予防支援事業所
- ・ 地域包括支援センター

添付した「虐待チェックシート」

高齢者虐待発見チェックリスト

虐待が疑われる場合の「サイン」として、以下のものがあります。複数の項目にあてはまると、疑いの可能性はより濃くなってきます。これらはあくまでも例示ですので、この他にも様々な「サイン」があることを認識してください。

《身体的虐待のサイン》

チェック欄	サイン例
<input type="checkbox"/>	身体に小さなキズが頻繁にみられる。
<input type="checkbox"/>	太腿の内側や上腕部の内側、背中等にキズやみみずばれがみられる。
<input type="checkbox"/>	回復状態が様々な段階のキズ、あざ等がある。
<input type="checkbox"/>	頭、顔、頭皮等にキズがある。
<input type="checkbox"/>	臀部や手のひら、背中等に火傷や火傷跡がある。
<input type="checkbox"/>	急におびえたり、恐ろしがったりする。
<input type="checkbox"/>	「怖いから家にいたくない」等の訴えがある。
<input type="checkbox"/>	キズやあざの説明のつじつまが合わない。
<input type="checkbox"/>	主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。
<input type="checkbox"/>	主治医や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない。

《心理的虐待のサイン》

<input type="checkbox"/>	かきむしり、噛み付き、ゆすり等がみられる。
<input type="checkbox"/>	不規則な睡眠（悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等）を訴える。
<input type="checkbox"/>	身体を萎縮させる。
<input type="checkbox"/>	おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどの症状がみられる。
<input type="checkbox"/>	食欲の変化が激しく、摂食障害（過食、拒食）がみられる。
<input type="checkbox"/>	自傷行為がみられる。
<input type="checkbox"/>	無力感、あきらめ、投げやりな様子になる。
<input type="checkbox"/>	体重が不自然に増えたり、減ったりする。

《性的虐待のサイン》

<input type="checkbox"/>	不自然な歩行や座位を保つことが困難になる。
<input type="checkbox"/>	肛門や性器からの出血やキズがみられる。
<input type="checkbox"/>	生殖器の痛み、かゆみを訴える。
<input type="checkbox"/>	急に怯えたり、恐ろしがったりする。
<input type="checkbox"/>	ひと目を避けるようになり、多くの時間を一人で過ごすことが増える。
<input type="checkbox"/>	主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。
<input type="checkbox"/>	睡眠障害がある。
<input type="checkbox"/>	通常の生活行動に不自然な変化がみられる。

《経済的虐待のサイン》

<input type="checkbox"/>	年金や財産収入等があることは明白なのにもかかわらず、お金がないと訴える。
<input type="checkbox"/>	自由に使えるお金がないと訴える。
<input type="checkbox"/>	経済的に困っていないのに、利用負担のあるサービスを利用したがない。
<input type="checkbox"/>	お金があるのにサービスの利用料や生活費の支払いができない。
<input type="checkbox"/>	資産の保有状況と衣食住等生活状況との落差が激しくなる。
<input type="checkbox"/>	預貯金が知らないうちに引き出された、通帳がとられたと訴える。

《ネグレクト（介護等日常生活上の世話の放棄、拒否、怠慢）のサイン（セルフネグレクトも含む）》

<input type="checkbox"/>	居住部屋、住居が極めて非衛生的になっている、また異臭を放っている。
<input type="checkbox"/>	部屋に衣類やおむつ等が散乱している。
<input type="checkbox"/>	寝具や衣類が汚れたままの場合が多くなる。
<input type="checkbox"/>	汚れたままの下着を身につけるようになる。
<input type="checkbox"/>	かなりのじょくそう（褥創）ができてきている。
<input type="checkbox"/>	身体からかなりの異臭がするようになってきている。
<input type="checkbox"/>	適度な食事を準備されていない。
<input type="checkbox"/>	不自然に空腹を訴える場面が増えてきている。
<input type="checkbox"/>	栄養失調の状態にある。
<input type="checkbox"/>	疾患の症状が明白にもかかわらず、医師の診断を受けていない。

《セルフネグレクト（自己放任）のサイン※》

<input type="checkbox"/>	昼間でも雨戸が閉まっている。
<input type="checkbox"/>	電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃等の支払いを滞納している
<input type="checkbox"/>	配食サービス等の食事がとられていない。
<input type="checkbox"/>	薬や届けた物が放置されている。
<input type="checkbox"/>	ものごとや自分の周囲に関して、極度に無関心になる。
<input type="checkbox"/>	何を聞いても「いいよ、いいよ」と言って遠慮をし、あきらめの態度がみられる。
<input type="checkbox"/>	室内や住居の外にゴミがあふれていたり、異臭がしたり、虫が湧いている状態である。

《養護者の態度にみられるサイン》

<input type="checkbox"/>	高齢者に対して冷淡な態度や無関心さがみられる。
<input type="checkbox"/>	高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしばみられる。
<input type="checkbox"/>	他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがみられる。
<input type="checkbox"/>	高齢者の健康や疾患に関心がなく、医師への受診や入院の勧めを拒否する。
<input type="checkbox"/>	高齢者に対して過度に乱暴な口のきき方をする。
<input type="checkbox"/>	経済的に余裕があるように見えるのに、高齢者に対してお金をかけようとしない。
<input type="checkbox"/>	保健、福祉の担当者とうの嫌うようになる。

《地域からのサイン》

<input type="checkbox"/>	自宅から高齢者や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴・うめき声、物が投げられる音が聞こえる。
<input type="checkbox"/>	庭や家屋の手入れがされていない、または放置の様相（草が生い茂る、壁のペンキがはがけている、ゴミが捨てられている）を示している。
<input type="checkbox"/>	郵便受けや玄関先等が、1週間前の手紙や新聞で一杯になっていたり、電気メーターがまわっていない。
<input type="checkbox"/>	気候や天気が悪くても、高齢者が長時間外にいる姿がしばしばみられる。
<input type="checkbox"/>	家族と同居している高齢者が、コンビニやスーパー等で、一人分のお弁当等を頻繁に買っている。
<input type="checkbox"/>	近所づきあいがなく、訪問しても高齢者に会えない、または嫌がられる。
<input type="checkbox"/>	高齢者が道路に座り込んでいたり、徘徊している姿がみられる。

※セルフネグレクト（自己放任）とは

認知症などにより、判断能力の衰えた一人暮らしの高齢者が、自ら他者に対して援助を求めず、自分で自分の日常生活を放置している状態で、高齢者虐待に準じた対応が必要である。

*R2.5.25富士市役所高齢者支援課作成（岡崎市高齢者虐待発見チェックリスト、富士市高齢者虐待発見シート参考）

イ 地域包括支援センター及び高齢者地域支援窓口運営に係る新型コロナ感染拡大防止対策事業

新型コロナウイルスの感染が懸念される危険な状況下でも、地域包括支援センターは、高齢者の総合相談、安否確認、虐待等に対応する必要があり、高齢者地域支援窓口は高齢者の実態把握、見守り訪問を行う必要があるため、職員の感染防止の徹底をするなど安全対策を講じる必要があった。

コロナ禍、委託法人や個人で感染予防の衛生用品を購入していたが、感染の第二波、三波が来ると不足する恐れがあった。今後の、第二波、三波に備えて、緊急に提供するマスク等衛生用品を備蓄しておく必要があった。

令和3年1月に地域包括支援センター及び高齢者地域支援窓口分として以下の衛生用品を備蓄した。

- ・ポリエチレン手袋（200枚入り）2パック
- ・マスク（50枚入り）64箱
- ・ガウン（エプロン）（50枚入り）6箱
- ・アルコール消毒液（4L）

ウ 新型コロナウイルス第五波感染防止等のための当面の相談業務等における留意点及び通常業務継続のお願い

新型コロナウイルスの感染終息の見通しが持てない中、全国で第五波と呼べる状態で新型コロナウイルスの感染が拡大しつつあった。県内の感染拡大はデルタ株（変異株）の強力な感染力によるものと言われていた。

国は令和3年8月20日から9月12日まで本県に「緊急事態宣言」を発令し、県民に対し最大限の感染防止行動を取るよう呼び掛けていた。このような状況の中、本市についても、8月16日時点での人口10万人当たりの1週間の新規感染者数が68.07人となり、過去最高の感染者数となっていた。

このような状況であったが、地域包括支援センターの相談業務等については、コロナ禍においても支援を必要とする方からの相談を受ける必要があったため、通常業務の継続の協力を文書にてお願いした。

以下の内容の文書を配布した。

- ・相談業務等における留意点（手洗いの徹底、咳エチケット、マスクの着用、事業所内の清掃・消毒）
- ・来所者への対応
- ・訪問時の対応
- ・新型コロナウイルスに感染した職員等について
- ・職員・来所者が新型コロナウイルスに感染した場合の対応について

エ 外出支援サービスの利用範囲拡大対応

令和3年春より新型コロナウイルスのワクチン接種が開始され、一般の車輛やタクシーを利用できない高齢者向けに実施している在宅高齢者向けの介護タクシーの利用料助成の適応範囲にワクチン接種にかかる移動についても追加で対象とした。

オ 生きがいデイサービスの利用中止に伴う振替対応

室内で工作や運動をはじめとしたリクリエーション活動を集団で行うため、感染予防の観点から、政府から発出された緊急事態宣言の期間に合わせて、事業の中止を依頼（R2.1～計3回）。中止期間外にも事業所内で感染流行があったことから、事業所判断による中止も発生した。

それらに伴い中止した日数については、フレイル予防や事業所の減益を考慮し、年度内での振替も可能とした。

カ 新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免

・令和2年度

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方、主たる生計維持者の事業収入等が著しく減少した方について、保険料の一部又は全部を減免した。保険料減免実績は、令和元年度分は30人に対し33万4,718円、令和2年度分は36人に対し202万5,981円となった。

・令和3年度

上記と同様の減免を実施。保険料減免実績は、11人に対し69万6,357円となった。

・令和4年度

上記と同様の減免を実施。保険料減免実績は、4人に対し22万5,954円となった。

キ 衛生、防護用品の備蓄及び配布

・備蓄

社会福祉施設等に対する支援を目的に、衛生、防護用品を備蓄した。令和5年11月30日現在の備蓄状況はマスク3,200枚、ガウンエプロン2,460枚、手袋5,500枚、検査キット20キットとなった。

・配布

社会福祉施設等に対する支援を目的に、衛生、防護用品を配布した。配付状況は、マスク約6万3,000枚、ガウンエプロン840枚、手袋900枚、検査キット約1,300キットとなった。

ク 高齢者施設等の新規入所者新型コロナウイルス感染検査実施事業の実施

感染拡大と重症化リスクの高い高齢者施設において、令和3年3月1日から令和5年3月31日までの間、新たに入所する高齢者等の希望により行うPCR検査等を実

施した場合の費用を助成した。助成実績は令和2年度は2件で1万6,500円、令和3年度は95件で78万3,750円、令和4年度は72件で59万4,000円となった。

(2) 障害者に対する支援及び関連施設

ア 新型コロナウイルス感染症抗原定性検査キットの配布

感染拡大防止のため、施設内で感染者が発生した障害者支援施設に対し、保健医療課や静岡県から提供を受けた抗原定性検査キットの配布を実施した。

イ ふじやま学園給食喫食場所の変更

障害児入所支援施設ふじやま学園では、以前は食堂に集まって食事をしていたが、感染拡大防止策として、寮や居室ごとに食事をとるようにした。

(3) イベント、会議等の中止・延期・方法の変更

ア 介護認定審査会

介護認定審査会室で5名の委員で実施していたが、夜間の審査会を広い会議室で実施した。開催回数は令和2年度127回、令和3年度170回、令和4年度180回、令和5年度15回となった。また、介護認定審査会の開催時間の短縮を目的として、事前に委員から書面で意見をいただき、差異のある案件のみ従来通りの対面審査を実施する方式に変更した。審査件数は令和3年度1,310件、令和4年度2,270件、令和5年度238件となった。

次に、令和3年度から令和4年度の審査会委員現任研修は中止とし、令和3年度から令和5年度の総会は書面開催（3月）とした。

イ 富士市地域密着型サービス運営協議会

令和3年度は第2回（8月20日～9月13日）、第3回（9月17日～10月8日）、第6回（2月14日～3月8日）を書面開催とした。

ウ 介護保険事業運営協議会

令和4年度は第2回（8月22日）を書面開催とした。

エ 介護に関する入門的研修の開催

・令和3年度

感染症流行時期を避け、感染対策を徹底して令和4年1月16、23、30日、2月6、13、20日に開催。修了者は6人だった。

・令和4年度

感染対策を徹底して令和4年9月25日、10月2、9、16、23、30日に開催。修了

者は17人だった。

オ 新たな生活様式に対応した対策

- ・介護認定審査会

令和4年7月から一部の審査会を対象にZoomによるオンライン審査を実施した。
開催回数は令和4年度は8回となった。

- ・要介護認定調査

令和4年度からZoom対応可能な医療機関や介護施設でオンライン調査を実施した。

- ・介護サービス事業者集団指導

令和3年度は、Zoomによるオンライン集団指導を、令和4年度は動画配信による
集団指導を実施した。

【高齢者・障害者に対する支援及び関連施設①】

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
1	地域包括支援センター及び高齢者地域支援窓口運営に係る新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業	令和3年1月より	—
	市内8か所の地域包括支援センター及び市内10箇所の高齢者地域支援窓口職員の感染防止の徹底をするなど安全対策のために、緊急に提供するマスク等衛生用品の備蓄		
2	新型コロナウイルスの感染拡大時における高齢者虐待等への対応について	令和2年5月	—
	市内介護保険事業所等へ、高齢者虐待の発生防止に取り組むとともに、事態の深刻化防止のための早期発見・早期対応のための支援の協力依頼を行った。		
3	生きがいデイサービス事業の実施中止	①R2.2.29～3.16 ②R2.4.9～5.24	—
	活動中の感染を予防するため、緊急事態宣言の発出期間に合わせて事業実施を中止。中止期間については、年度内で振替実施を可とした。		
4	新型コロナウイルス第五波感染防止等のための当面の相談業務等における留意点	令和3年8月	—
	市内8か所の地域包括支援センターに、地域包括支援センターの相談業務等について、コロナ禍においても支援を必要とする方からの相談を受ける必要があることから、通常業務の継続の協力依頼を行った。		
5	外出支援サービス	令和3年4月より	—
	外出支援サービスの利用先にコロナワクチン会場を加える。		
6	生きがいデイサービス事業の実施中止	R3.8.20～9.30	—
	活動中の感染を予防するため、緊急事態宣言の発出期間に合わせて事業実施を中止。中止期間については、年度内で振替実施を可とした。		
7	外出支援サービス	令和3年から継続	—
	外出支援サービスの利用先にコロナワクチン会場を加える。		
8	令和2年度：新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免を実施	令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの	保険料減免額 ◆令和元年度分 ・30人 ・334,718円 ◆令和2年度分 ・36人 ・2,025,981円
	新型コロナウイルス感染症により、 (1) 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方 (2) 主たる生計維持者の事業収入等が著しく減少した方 について、保険料の一部又は全部を減免する。		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
9	令和3年度：新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免を実施	令和3年度分の保険料であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金の支払日）が設定されているもの	保険料減免額 ・11人 ・696,357円
	新型コロナウイルス感染症により、 (1) 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方 (2) 主たる生計維持者の事業収入等が著しく減少した方 について、保険料の一部又は全部を減免する。		
10	令和4年度：新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免を実施	令和4年度分の保険料であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金の支払日）が設定されているもの	保険料減免額 ・4人 ・225,954円
	新型コロナウイルス感染症により、 (1) 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方 (2) 主たる生計維持者の事業収入等が著しく減少した方 について、保険料の一部又は全部を減免する。		

【高齢者・障害者に対する支援及び関連施設②】

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
1	衛生、防護用品の備蓄、配布	令和2年度より継続	配付状況 マスク約63,000枚 ガウンエプロン840枚 手袋900枚
	社会福祉施設等に対する支援を目的に備蓄及び配布（静岡県から配布、備蓄依頼された物品も含む）		
2	高齢者施設等の新規入所者新型コロナウイルス感染検査実施事業の実施	令和3年3月1日 ～令和5年3月31日	令和2年度：2件 16,500円 令和3年度：95件 783,750円
	感染拡大と重症化リスクの高い高齢者施設において、新たに入所する高齢者等の希望により行うPCR検査等を実施した場合の費用を助成する。		
3	ふじやま学園給食喫食場所の変更	令和2年4月 ～令和5年5月	—
	以前は食堂に集まって食べていたが、各寮や各部屋で食事を食べ、感染を広めないようにした。		
4	精神障害者保健福祉手帳の診断書の猶予	手帳の有効期間が 令和2年3月1日から 令和3年2月28日 までの方	—
	従来通り更新申請が必要だが、手帳の有効期間が令和2年3月1日から令和3年2月28日までの方は、診断書の提出を1年間猶予することが可能		
5	自立支援医療（精神通院）有効期間の延長	有効期間が令和2年3月1日から令和3年2月28日までの方	—
	有効期間を1年間延長		
6	自立支援医療（更生医療・育成医療）有効期間の延長	有効期間が令和2年3月1日から令和3年2月28日までの方	—
	有効期間を1年間延長		
7	特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当	有期認定期限が令和2年2月末から令和3年2月末までの方	—
	有期認定に係る診断書等の提出期限を1年間延長		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
8	療育手帳の再判定期日の延長	再判定期日が令和2年3月1日から令和3年2月28日までの方	—
	療育手帳更の再判定期日の延長を希望する方について、1年間延長		
9	障害者に対する有料道路通行料金の割引の有効期限の延長	令和2年3月1日から令和2年7月30日までの間に障害者割引の有効期限を迎える方	—
	有料道路通行料金の割引の有効期限を令和2年7月31日に延長		
10	研修会のオンライン開催	令和3年から	令和3年度：6回 令和4年度：6回
	障害福祉サービス従事者等が参加する研修についてオンラインにて開催		

【高齢者・障害者に対する支援及び関連施設③】

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
1	障害者自立支援協議会の開催方法の変更	令和3年から	令和3年度：4回 令和4年度：4回
	障害者自立支援協議会の参加方法を参集とZoomによる参加を可能にして開催		
2	相談支援方法の変更	令和2年3月から	—
	令和2年2月25日付厚生労働省事務連絡をもとに、面談や事業所に訪問に変わり、電話での聞き取り、メール、ZOOMによるモニタリングの実施。郵送にて報告書にサインをもらう、電話にて口頭での報告に変更。また、感染状況を確認し、面談と訪問の再開。		
3	新型コロナウイルス感染対策	令和2年9月から継続	—
	1日2回の検温 入館時の非接触型温度検知カメラによる検温 来訪者記録への記入 相談室のアクリル板の設置		
4	障害支援区分認定等審査会の書面開催	R2.4.28（火） R2.5.28（木） R3.8.31（火）	令和2年度 2回 令和3年度 1回
	新型コロナウイルスによる感染の拡大防止の観点から、市町村審査会を開催するに当たって、ICT等の活用によって特定の会場に集まらずに開催する方法や、あらかじめ書面で各委員から意見を取り寄せ、電話による合議を行い、判定を行うなどの方法をとることも差し支えないものとされ、書面開催にて実施した。（厚生労働省R2.3.5.事務連絡）		
5	障害支援区分認定期間の延長	R2.3.5～	—
	新型コロナウイルス感染症への対応のため、障害者支援施設や病院等において、入所者等との面会を禁止する等の措置がとられる場合があります。これに伴う障害支援区分の認定等の臨時的な取扱いが適用され、障害者支援施設や病院等に入所等している者への対面による認定調査が困難な場合、臨時的な取扱いとして、障害支援区分の認定の有効期間について、従来の期間に新たに12ヶ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できることとし、当該合算された期間の範囲内で支給決定を行うことができることとされた。（厚生労働省R2.3.5.事務連絡）		
6	車いす移送車運行事業	R2～R4.3.31. R4年度にて事業終了	令和2年度に仕切りカーテン設置
	・感染拡大防止措置のため、車内に仕切りカーテンを設置 ・緊急事態宣言下においては、事業を休止した		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
7	高齢者施設等の新規入所者新型コロナウイルス感染検査実施事業	R3.3.1～R5.3.31	—
	新型コロナウイルス感染症の感染拡大又は重症化を予防するため、対象施設に新たに入所する高齢者等の希望により行うPCR検査又は抗原定量検査に要する費用を負担する事業		
8	点字入門講座実施事業	—	令和3年度中止
	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するため、事業の実施を取りやめた。		
9	手話奉仕員養成講座実施事業	—	令和2年度中止 令和3年度定員減及び緊急事態宣言中の講座の休止
	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するため、緊急事態宣言下においては事業の中止及び休止、その後は、施設の利用制限に合わせ講座の定員を40名→20名とした。		
10	新型コロナウイルス感染症抗原定性検査キットの配付	—	令和3年度 40本 令和4年度 25本
	感染拡大防止のため、施設内で感染者が発生した障害者支援施設に対し、抗原定性検査キットの配付を実施した。（抗原定性検査キットは保健医療課、静岡県から提供のもの） 令和4年度以降は、静岡県から直接事業者へ提供		

【高齢者・障害者に対する支援及び関連施設④】

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
1	市民福祉まつり	—	R2 中止 R3 動画24本 R4 ウェブサイト公開
	R2年度は中止。 R3年度はYoutubeなどでの動画公開とパネル展を開催。 R4年度は障害福祉ポータルサイト「はっぴいずむ富士」を公開、周知イベントを開催した。		
2	身体障害者手帳交付方法の変更	—	—
	従前は説明会を開催し交付していた身体障害者手帳だが、令和2年3月2日説明会開催分から郵送対応とした。		
3	身体障害者手帳認定期間の延長	認定期限が令和2年3月1日から令和3年2月28日までの方	—
	認定期間の1年間の延長		

6 医療機関支援・連携

(1) 医療機関等への感染防止資材の配布

国内における新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、全国的にマスク不足が深刻な状況となり、医療機関等でもマスクや手指消毒液等の感染防止資材が不足する状況に陥った。

そこで市では、令和2年3月頃から中央病院、蒲原総合病院、富士市医師会を通じて市内医療機関、富士市歯科医師会を通じて市内歯科医療機関に対して市で備蓄していたマスクの配布を行い、救急医療センターには手指消毒液を配布した。

(2) 連絡会議の開催

令和2年2月7日には、富士保健所の主催で、中央病院、富士市及び富士宮市の医師会、消防本部、保健行政担当者による連絡会議が開かれ、新型コロナウイルス感染症に係る医療対応、搬送対応、「帰国者・接触者外来」、「帰国者・接触者相談センター」の設置についての対応が確認された。

(3) 新型コロナウイルス感染症対策に係る懇談会の開催

富士市医師会から市の感染症対策に係る会議への出席希望が出されたため、令和2年7月29日に、市と医師会の懇談の場を設け、市の新型コロナウイルス対策等についてそれぞれの立場から活発な意見交換が行われた。

(4) 「富士市新型コロナウイルス感染症対策本部会議」への富士市医師会の出席

感染の状況を踏まえ必要に応じて本部会議に出席し、専門的知見による適切なアドバイスが可能となるよう、「富士市医師会感染症対策委員会」の委員長及び副委員長を本部会議のアドバイザーとして位置づけた。

令和2年8月5日開催の第14回本部会議への出席を始めとして、令和2年度に4回、3年度に2回、計6回の本部会議に出席いただき、「陽性患者発生状況」、「PCR検査体制のあり方」などの議事に関し専門的な知見からのご意見をいただいた。

(5) 市内救急医療提供体制意見交換会の開催

令和2年11月2日には、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行に伴い、冬季における救急ストップ等の影響が危惧されたため、富士保健所、市内

9 病院、市救急医療センター、市医師会、市消防本部及び保健部が一堂に会し意見交換会を開催した。

この会では、コロナ禍における富士医療圏の医療提供体制や各病院の救急受入れの現状と今後の受入れ協力についての意見交換が行われた。

(6) デルタ株による感染拡大を受けた自宅療養患者へのケア

感染力の強いデルタ株の影響を受け、感染が爆発的に拡大したため、令和3年8月24日に、富士市医師会に対し、県事業である「新型コロナウイルス感染症自宅療養体制整備事業」等を活用し、電話による健康観察、往診、外来診療等を通じた自宅療養患者へのケアを行うよう依頼した。

(7) 新型コロナウイルス感染症対策（三者）連携調整会議の開催

令和3年9月17日には、市内において自宅療養者が急増していることを受け、富士健康福祉センター（富士保健所）、富士市医師会、富士市の三者による連携調整会議が開催された。

保健所からは自宅療養者の現状説明、市からは現在実施している食料支援等の対応状況、富士市医師会からはのちに自宅療養者サポート事業（医療電話相談）に繋がる自宅療養者サポートセンター設置の提案などが出され、それぞれ意見交換が行われた。

(8) 新型コロナウイルス感染症対策連携調整会議の開催

令和3年10月14日には、9月の三者会議を受け、中央病院、私的病院、薬剤師会、訪問看護ステーション等の関係者も加えて会議が開催された。

富士市医師会から、自宅療養者に対する夜間・休日の体制整備、後方支援病院の体制強化、感染まん延期における濃厚接触者に対する検査体制についての提案があり、それぞれ意見交換が行われた。

イ 健康チェックの実施

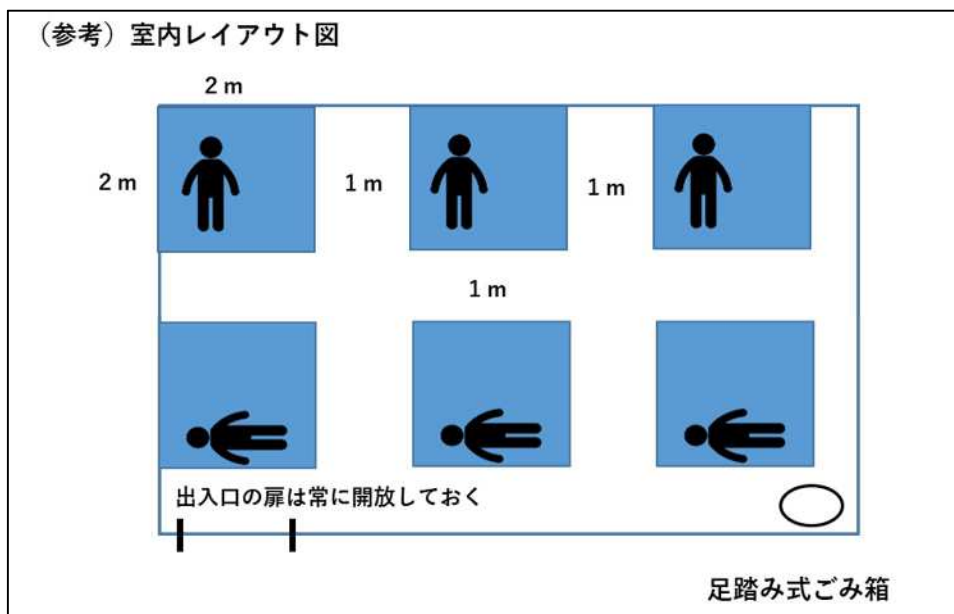
感染拡大防止のため、受付前に健康チェックリストを配布し、自己診断を行うよう呼びかけの実施。

健康チェックリスト（避難所入所前に避難者全員行うこと。）

1	新型コロナウイルスに感染し、現在自宅で療養中でしたか？	はい・いいえ
2	感染が確認されている人の濃厚接触者で健康観察中でしたか？または、その同居の家族ですか？	はい・いいえ
3	過去7日以内に、新型コロナウイルス感染者との接触はありましたか？	はい・いいえ
4	過去7日以内に、新型コロナウイルス感染症の流行地域に行ったことがありましたか？	はい・いいえ
5	高熱（37.5度以上）の熱が現在ありますか？	はい・いいえ
6	高熱（37.5度以上）の熱が数日以内にありましたか？	はい・いいえ
7	強いだるさがありますか？	はい・いいえ
8	息苦しさ、咳や痰、のどの痛みはありますか？	はい・いいえ
9	においや味を感じにくいですか？	はい・いいえ
10	その他、感染したかもしれないと心配になる症状はありますか？	はい・いいえ
11	介護や介助が必要ですか？	はい・いいえ
12	障害がありますか？	はい・いいえ
13	乳幼児がいますか？（妊娠中含む。）	はい・いいえ
14	呼吸器疾患・その他の持病はありますか？	はい・いいえ
15	この他に、心の面も含めて気になる体調の変化はありますか？	はい・いいえ

ウ 「濃厚接触者室」及び「感染予防室」の室内レイアウト

エリア内に避難者以外が入る時の感染防具（マスク、防護ガウン、フェイスシールド等）の脱着は、エリアの出入口付近に設定した感染防具脱着場所で行う。出入口の扉は常に開放し、換気を行う。避難者一人のスペースは、2m×2mとし、間隔を1m以上開ける。



(2) 早期避難場所（各地区まちづくりセンター）における新型コロナウイルス対策

新型コロナウイルス感染症が終息する前に、大規模地震や風水害等の災害が発生した場合に備えて、避難所等での感染拡大を防ぐための対策を事前に実施する必要があり、洪水や土砂災害が発生するおそれがある場合に、早期避難場所となる各地区まちづくりセンターに、感染症に対応したレイアウトの作成を実施。

(3) 新型コロナウイルス感染症に対応した避難所開設に関する研修会の開催

新型コロナウイルス感染症に対応した避難所開設、感染予防対策、レイアウトのシミュレーションを避難所派遣職員に対して行った。

(4) 新型コロナウイルス感染症に対応した避難所用の資機材を購入

令和2年6月補正及び7月補正にて新型コロナウイルス感染症に対応した避難所用の資機材を購入

ア 6月補正

サージカルマスク、フェイスシールド、消毒液、ペーパータオル、足踏み式ごみ箱、ごみ

イ 7月補正

防護ガウン、ニトリル手袋、消毒用スプレーボトル、段ボールベッド



消毒用スプレーボトル



防護ガウン

(5) 家庭内チェックシートの作成

感染症拡大防止の観点から、実働で訓練を行うことができない場合に対応するため、家庭内のチェックシートを作成した。

家庭内対策チェックシート

家庭内での地震対策について確認してみましょう!!

1. 自宅所在地の災害想定地

「国土庁防災マップ」、「建設省防災マップ」や「あじろ防災マップ」を確認してみてください

2. 自宅の状況

3. 防災用品・生活用品の備蓄、状態確認

4. 避難所確保

5. 避難所へのアクセス

6. 避難所へのアクセス

7. 避難所へのアクセス

8. 避難所へのアクセス

9. 避難所へのアクセス

10. 避難所へのアクセス

3. 防災用品・生活用品の備蓄、状態確認

<準備への確認>

<水・食糧の確保>

<生活必需品の備蓄>

<ケガ・怪傷・怪虫の発生>

4. 避難所確保

5. 災害対策

(6) 自主防災活動マニュアルを作成・配布

新型コロナウイルス感染症に対応した自主防災活動マニュアルを作成し、各自主防災会に配布した。

自主防災活動における新型コロナウイルス対策

○災害発生当日の行動

○自主防災会本部の設置 (震度5弱以上の地震発生時)

○公衆衛生

○各班の活動

自主防災会災害対策本部開設の手順

1. 事前受付の設置

事前受付のレイアウト

事前受付の人員配置・感染予防の徹底

ポイント

1 イベント、会議等の中止・延期・方法の変更



CNF-P セミナー2020受付



エキキタテラス本部受付



キッズジョブ



キャリアトーク



マイスター教室



市民相談会



就職相談会



労働講座



市民歴史講座



古谿荘庭園公開



建設業者表彰式



丸火自然公園グリーンキャンプ場

【イベント、会議の中止・延期・開催方法の変更】令和2(2020)年1月～3年3月

No.	対応の名称 対応の内容（概要）	実施日/期間等	実績（年度ごと）
1	市議会議員との行政懇談会 3月18日の開催を中止した。 2月27日に市長から議長に中止を検討している旨を説明し、議長も同意 2月28日に部長会にて中止の説明 3月2日人事案打合せ会で市長が議会に対して中止の説明	—	—
	富士市表彰式典 会場となるロゼシアターの開催ガイドラインにある利用上限350人を超えないよう、招待人数を減らして座席の間隔を1席空けるほか、マスクの着用や手指消毒などの感染防止対策を徹底したうえで実施した。また、発声による飛沫感染や密を防ぐため、富士市民憲章唱和、市民歌斉唱、ハワイエでの歓談は中止した。	令和2年11月1日	262人
3	市議会議員との行政懇談会 3月23日の開催を中止した。 2月10日に中止のお知らせ通知を議長に渡し、他は議員ポストに配付	—	—
	自主防災会長研修会 4月11日、4月16日の2日間、消防防災庁舎7階大会議室を使用して、自主防災会長に対して研修会を行う予定だったが中止した。	—	—
5	地域防災指導員会総会 例年、年度初めに行っている地域防災指導員会総会を中止して資料のみ送付した。	—	—
	富士市防災セミナー 合計5回行う予定だった富士市防災セミナーを全て中止。	—	—
7	ふじBousai2020 11月21日にふじさんめっせで行う予定だったふじBousai2020の開催を中止	—	—
	地域防災訓練 12月6日に各自主防災会にて行う予定の地域防災訓練を中止	—	—
9	地区防災会議 全26地区中7地区での地区防災会議を一部中止（実施19 未実施7）	令和2年4月 ～令和3年3月	実施19地区 未実施7地区
	第3回富士市総合計画審議会 4月10日の開催を中止	—	—
11	第4回富士市総合計画審議会 4月24日の開催を中止	—	—
	第4回富士市総合計画審議会 オンラインと来庁のハイブリット開催	令和2年12月18日	—
13	令和2年度第1回富士市まち・ひと・しごと創生推進会議 書面開催	令和2年9月	—
	令和2年度富士市統計調査協力会総会の中止 令和2年度富士市統計調査協力会総会を中止し、書面による議案審議とした。	—	—

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
30	富士川ふれあいホール利用中止	令和2年4月9日 ～5月31日	—
	施設の利用中止。 ※予約等の受付業務は8時30分から17時まで実施。		
31	富士川ふれあいホール利用人数制限	令和2年6月1日 ～令和3年3月31日	—
	利用施設の利用人数の制限（定員の50%）		
32	富士市交流センター自主事業中止	令和2年3月5日 ～9月30日	—
	富士市交流センターで実施している自主事業を令和2年3月4日をもって中止。		
33	富士市交流プラザ利用中止	令和2年4月9日 ～5月31日	—
	施設の利用中止。 ※予約等の受付業務は8時30分から17時まで実施。		
34	富士市交流センター利用人数制限	令和2年6月1日 ～3月31日	—
	利用施設の利用人数の制限（定員の50%）		
35	富士市民活動センター臨時閉館	令和2年4月9日 ～5月31日	—
	市民活動センターを一部閉館。 ※利用申込等の受付業務のほか、電話での相談対応（活動センター）は10時から17時まで実施。 ※活動センターの印刷業務は、利用者との接触を最小限にしながら受付。 （原則として後日受け取りとしてもらう）		
36	富士市民活動センター開設15周年記念イベント縮小開催	令和2年10月22日 ～令和3年1月17日 計5回の連続セミナー	—
	市のSDGs未来都市宣言とセンターの開設15周年を記念した自主事業の定員を縮小して開催した		
37	第18回日本語スピーチコンテスト（国際交流協会主催・富士市共催事業）	令和2年3月15日	—
	例年、外国人市民の日本語学習の成果の発表等を目的に、ラ・ホール富士を会場に実施しているコンテストを中止とした。		
38	相談事業	令和2年4月9日 ～5月31日	—
	対面による相談業務の休止。（メール、fax等による相談のみ対応）		
39	日本語プライベートレッスン	令和2年4月9日 ～7月13日	—
	対面による日本語学習の休止。（オンラインによる学習のみ実施）		
40	日本語グループレッスン	令和2年7月～9月 令和2年10月～12月 令和3年1月～3月	—
	年間4期（各期10回）実施（4月、7月、10月、1月開講）の日本語教室について、1期（4月開講）を中止。残る3期については、オンラインで実施。		
41	外国人児童・生徒、保護者のための進学ガイダンス	—	—
	例年5月に実施しているガイダンスを中止。		
42	日本語ボランティア養成講座	令和2年7月～9月 オンライン実施 令和2年10月 ～令和3年1月	—
	入門講座:年間2期（各期10回）実施（4月、10月開講）の1期（4月開講）を1月に延期し、1期、2期ともにオンラインで実施。 ステップアップ講座：中止 ブラッシュアップ講座：オンラインで実施		
43	おしゃべり交流サロン（国際交流協会主催）	①令和2年8月23日 ②令和2年11月1日	①18人 ②14人
	例年、外国人市民と日本人市民の交流の場として、まちづくりセンター等を会場に年1～2回程度実施している事業をオンライン方式で2回実施。		

No.	対応の名称 対応の内容（概要）	実施日/期間等	実績（年度ごと）
15	富士市統計調査協力会視察研修の中止 例年11月に実施している富士市統計調査協力会視察研修を中止とした。	—	—
16	職員研修における感染拡大防止のための取組 ・研修日程の省略、延期、中止 ・換気、消毒、マスク着用の徹底 ・密回避のため座席距離の確保	通年	35件（中止1件）
17	研修のオンライン実施 人事課主催研修及び派遣研修の一部オンライン実施	随時	18件
18	研修講師の体調確認 研修講師への体調チェックシート提出依頼	令和2年8月以降	19件
19	職員採用試験 開催方法の変更 ・対面式の面接からWEB面接	随時	—
20	内定者セミナー ・開催方法の変更（対面式からオンライン形式へ） ・換気、消毒、マスク着用の徹底 ・密回避のため座席距離の確保 ・参加者に体調チェックシートの提出依頼	令和2年12月25日	1件
21	富士市建設業者表彰式・研修会 計画 令和2(2020)年7月9日 ロゼシアター小ホール 延期 令和2(2020)年7月17日 庁舎8F政策会議室 表彰式のみ開催、認定証は表彰式終了後に個別授与した 来賓、一般参加・職員加なし	令和2年7月17日	表彰:6人 認定:25社
22	令和2年度第1回富士市入札監視委員会 開催方法：Web会議 常業大学入札監視委員2名は個々の職場等からWebで参加し、 その他委員は開催会場へ集合して行った。 開催会場はまとめて1つのカメラで全体を表示した。	令和3年1月25日	—
23	令和2年度第2回富士市入札監視委員会 開催方法：Web会議 常業大学入札監視委員2名は個々の職場等からWebで参加し、 その他委員は開催会場へ集合して行った。 開催会場はまとめて1つのカメラで全体を表示した。	令和3年1月25日	—
24	市民税・県民税の申告期限の延長 令和2年度の市民税・県民税申告については令和2年3月15日を申告期限としていたが令和2年4月16日まで延長した。	令和2年3月16日 ～4月16日	—
25	市民税・県民税の申告期限の延長 令和3年度の市民税・県民税申告については令和3年3月15日を申告期限としていたが令和3年4月15日まで延長した。	令和3年3月16日 ～4月15日	—
26	市民税・県民税申告会場の設営の際の感染症対策 消防庁舎7階申告会場はこれまでの会場規模の2倍の広さで対応した。職員と申告者との間にアクリルパーティションを設置するなど行った。申告書を送付した封筒には郵送での申告も可能であることを表記した。	令和3年2月16日～ 4月15日	7階会場50人～150人/日
27	市民税・県民税申告催告の際の感染症対策 申告会場にはアクリルパーティションを設置して申告対応をした。申告書を送付した封筒には申告を郵送のできる旨を記入した。	令和2年8月24日 ～8月28日	600通発送
28	軽自動車税減免申請の受付会場変更 軽自動車税の減免申請受付場所を、市民税課から市民ロビーに変更した。	令和2年5月11日 ～6月1日	受付件数723件
29	富士川ふれあいホール自主事業中止 富士川ふれあいホールで実施している自主事業を令和2年3月4日をもって中止。	令和2年3月5日 ～9月30日	—

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
44	夏休み学習サポート教室	令和2年8月11日～23日	5人
	例年、7月末から8月初めに3会場（富士市交流プラザ、ラ・ホール富士、富士見台まちづくりセンター）で、8日間程度実施している教室を、国際交流ラウンジFIIISで個別に指導する。参加者を分散させるため、期間を12日間とする。		
45	外国語講座（国際交流協会主催）	後期:令和2年9月～11月 各言語10回	37人
	例年、前期(春)・後期(秋)の2回実施している外国語講座5言語（英語・中国語・スペイン語・韓国語・ロシア語）の内、前期を中止。		
46	世界の料理教室	—	—
	例年、まちづくりセンター等を会場に年2回程度実施している世界の料理教室を中止。		
47	第33回国際交流フェア（富士市委託・国際交流協会主催事業）	展示 令和3年1月17日 ～1月24日 ビデオ上映 令和3年1月23日 ～1月24日	参加者 展示:団体25 ビデオ上映:団体8/個人5 来場者 展示:232人 ビデオ上映:74人
	例年、国際交流及び多文化共生の推進を目的に、ふじさんめッセを会場に、ステージ発表、屋内展示、屋外食品販売の3部門で実施しているイベントを、富士市交流プラザを会場に、屋内展示及びビデオ上映に変更して実施。また、来場者の特定ができるよう、入場時に氏名、連絡先を登録。		
48	新入学外国人児童の保護者向け 保護者懇談会	令和3年2月21日	9家族
	例年2月に実施している懇談会を、参加人数を制限して実施		
49	第18回日本語スピーチコンテスト（国際交流協会主催・富士市共催事業）	令和3年3月14日	参加者：10人 来場者：72人
	例年、外国人市民の日本語学習の成果の発表等を目的に、ラ・ホール富士を会場に実施しているコンテストについて、入場制限を設け、会場賞の選考は行わずに実施。また、来場者の特定ができるよう、入場時に氏名、連絡先を登録。		
50	（令和2年度）富士市男女共同参画審議会	第1回…令和2年4月17日 第2回…令和2年7月10日 第3回…令和2年9月2、8、9日 第4回…令和3年3月4日	各12人
	第1回…書面開催		
	第2回…感染予防対策を講じて開催		
	第3回…感染予防対策を講じて開催		
	第4回…感染予防対策を講じて開催		
51	（令和2年度）LGBT成人式SHIZUOKA2021	令和3年1月30日	48人
	オンライン開催 会場には市長、成人式実行委員、職員のみ 他来賓、参加者はオンライン参加		
52	（令和2年度）乳幼児家庭向け防災セミナー	—	—
	中止		
53	（令和2年度）富士市男女共同参画地区推進員	令和2年11月14日	56人
	各地区での集客を伴う講演等は中止。 ブロック事業としては講演会を1本開催。 地区では一部啓発グッズやチラシの配布を行った。		
54	（令和2年度）男女共同参画人権講演会	—	—
	中止		
55	（令和2年度）男性の子育て支援講座	—	—
	中止		
56	（令和2年度）女性のためのチャレンジセミナー	令和2年9月1日 ～10月22日	全回答者673人
	集客を伴う講演等は中止。 代替として、市内中・高・大学生等を対象に「わかものの意識調査アンケート」を実施		
57	（令和2年度）富士発・女と男のフォーラム	令和2年9月26日 ～令和3年2月5日	13事業
	感染予防対策を講じた対面形式またはオンライン形式で実施 また、主な開催会場であるフィランセがワクチン接種対応で貸館不可となったため、各まちづくりセンターでの開催へ変更となった		
58	（令和2年度）男女共同参画学級開設委託事業	令和2年11月1日 ～令和3年2月23日	5団体
	感染予防対策を講じた対面形式またはオンライン形式で実施		
59	交通安全対策協議会役員会の中止	—	—
	令和2年1月28日開催予定の春の交通安全運動にかかる実施要綱決定の同会議の開催を中止した。		

No.	対応の名称 対応の内容（概要）	実施日/期間等	実績（年度ごと）
162	介護予防サポーター交流会の延期と実施内容の変更	9月4日に延期	代表者連絡会23人参加
	令和2年5月13日に予定していた介護予防サポーター交流会を令和2年9月4日に延期。交流会での教室サポーター同士の意見交換会を中止し、教室代表者のみの参加で事務連絡だけを伝える代表者連絡会として開催した。		
163	ご近所さんの運動教室・ご近所さんの料理教室での感染拡大防止について	教室代表者に通知文発送	—
	令和2年3月3日・4月1日・4月14日に教室代表者へ教室の開催は控えるように通知。緊急事態宣言が解除され、5月27日ご近所さんの運動教室代表者へ「ご近所さんの運動教室再開の対応方針（新型コロナウイルス感染症）チェックリスト」の条件を満たした上で6月以降再開可能と通知。ご近所さんの料理教室代表者には会食と調理を伴わない6月以降の教室再開可能と通知。6月11日に厚生労働省より公表された「新型コロナウイルス感染症に気をつけて通いの場を開催するための留意点（運営者・リーダー向け/参加者向け）」を教室代表者へ通知。		
164	介護予防サポーター現任研修第3回の中止	—	—
	令和3年1月22日に予定していた介護予防サポーター現任研修第3回は感染拡大のため中止。		
165	介護予防サポーター養成講座第6課の中止	—	—
	令和2年3月10日及び令和2年12月21日に開催を予定していた介護予防サポーター第6課は感染拡大のため開催を中止。		
166	離乳食講習会の中止及び開催方法の変更	①中止期間 令和2年3月2日～5月25日 令和2年12月23日 ～令和3年1月6日 ②再開 令和2年6月～	①令和2年 参加者数:414組 ②令和3年 参加者数:448組
	緊急事態宣言を受けて講習会を中止。その後、開催方法を変更し講習会時間を短縮して開催回数を2倍に増やし定員数を設け先着予約制で再開。		
167	食生活推進委員会研修の中止及び開催方法の変更	中止期間 令和2年2月28日 ～5月28日 令和3年2月18日 ～3月12日	総会は書面開催 研修会6回 役員会3回
	緊急事態宣言を受けて活動を中止。その後、総会は書面開催、研修会は再開するが、調理実習や試食を中止して少人数体制で講話形式の研修会を実施。		
168	食育講演会 開催方法の変更	令和2年12月18日	岳陽中1年生250人
	中学校での食育講演会の実施に当たり、席の間隔を2mとるため、保護者の参加をなくし、1学年を2つに分け、講師が、同じ内容で2回の講演を行った。		
169	食育弁当コンテスト表彰式 会場変更	令和2年2月	中学生6人
	予定していた「なんでも富士山2020」への出展とステージでの表彰式を取りやめ、各中学校での表彰に変更した。		
170	食育弁当コンテスト表彰式 会場変更	令和3年2月	中学生6人
	「なんでも富士山2021」への出展とステージでの表彰式を取りやめ、ふじさんめっせ会議室に表彰式会場を変更した。		
171	富士市食育推進連絡会担当者部会 中止	—	—
	令和2年度富士市食育推進連絡会担当者部会の開催中止。		
172	富士市食育推進連絡会 開催方法の変更	令和2年5月14日	14人
	令和2年度第1回富士市食育推進会議・食育推進連絡会合同会議を書面開催に変更。		
173	富士市食育推進会議 開催方法の変更	令和2年5月14日	14人
	令和2年度第1回富士市食育推進会議・食育推進連絡会合同会議を書面開催に変更。（第2回、第3回は通常開催）		
174	富士市食育推進事業実行委員会 開催方法の変更	令和2年5月28日	11人
	令和2年度第1回富士市食育推進事業実行委員会を書面開催に変更。（第2回、第3回は通常開催）		
175	骨の健康相談会の中止及び開催方法の変更	令和2年4月～5月 中止 令和2年6月～ 実施方法を変更して再開	1,057人
	緊急事態宣言を受けて、骨の健康相談会の中止。R2.6月からは、予約枠の人数を減らし、集団指導を個別指導に変更して指導時間を短縮した。		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
176	骨の健康相談会	令和2年4月～8月	482人
	乳がん、歯周疾患検診時に抱き合わせとして実施していた骨の健康相談の中止		
177	富士市まちの保健室	令和2年7月1日 ～令和2年12月14日	実施回数:28回 延べ人数:693人
	令和2年7月から令和3年2月までの予定で、旧東部地区の中の5地区（大淵・神戸・元吉荒・吉永北・浮島）を対象に開始した事業。毎月各地区1回実施。令和2年12月14日を最後に中止。予約制でなかったため、中止当日は会場に職員が出向き、中止の対応、その後対象地区に中止を回覧。		
178	1歳6か月児健康診査の感染対策と中止	令和2年1月1日 ～令和3年3月31日	実施回数:44回 参加者:1,742人
	令和2年3月～6月中止とした。（対象者は延期となった） 再開後は、検温、各所における消毒の徹底、健診ルートを一方通行とし、面接時間短縮を実施。感染状況に応じて、職員のフェイスシールドの着用、個別面接、課題の簡略化、フッ化物塗布を同日に実施せず個別での予約実施とした。健診1回あたりの対象者を約40人とし、受付時間を前半、後半と分けて案内。滅菌綿棒でのフッ化物塗布に変更した。計測時等横になる際は、個人ごとに防水シーツを敷くようにした。集団教育のための講和は中止しテキストの配布を実施した。		
179	3歳児健康診査の感染対策と中止	令和2年1月1日 ～令和3年3月31日	実施回数：45回 参加者：1,866人
	令和2年3月～6月中止とした。（対象者は延期となった） 再開後は、検温、各所における消毒の徹底、健診ルートを一方通行とし、面接時間短縮を実施。感染状況に応じて、職員のフェイスシールドの着用、個別面接、課題の簡略化、フッ化物塗布を同日に実施せず個別での予約実施とした。健診1回あたりの対象者を約40人とし、受付時間を前半、後半と分けて案内。滅菌綿棒でのフッ化物塗布に変更した。集団教育のための講和は中止しテキストの配布を実施した。図書館職員による絵本の読み聞かせは中止し、配布のみとした。		
180	6か月児すくすく赤ちゃん講座の感染対策と中止	令和2年1月1日～ 令和3年3月31日	実施回数:36回 参加者、支援者 1451組
	令和2年3月～5月中止とした。電話や訪問にて支援を実施し、テキストや絵本、おもちゃ等は郵送した。 再開後は、検温、各所における消毒の徹底、健診ルートを一方通行とし、面接時間短縮を実施。感染状況に応じて、職員のフェイスシールドの着用を行った。受付時間を3分割し案内。計測時等横になる際は、個人ごとに防水シーツを敷くようにした。個別相談は実施するが集団教育のための講和は中止しテキストの配布を実施した。図書館によるブックスタート事業は絵本配布のみ個別で行った。		
181	ここにご教室の感染対策と中止	令和2年1月1日 ～令和3年3月31日	実施回数:11回 参加者:135組
	令和2年3月～5月中止とした。個別に支援が必要なものには電話にて支援を実施した。再開後は検温、体調確認、消毒の徹底、子どもたちが交わって遊ぶ自由遊びやパラバルーン、親同士の交流を中止。親子だけで遊べるプログラムとしていた。		
182	お母さんお父さん教室	令和2年2月 ～3月の間に4回実施	実施回数:22回 延出席者数 妊婦513人 夫 383人
	電話予約制で実施。教室の出席者の人数制限、実施時間の短縮と入替制により参加希望者を受入れ。内容の変更（歯科健診・ブラッシング指導の実技の中止）		
183	思春期講座	令和2年10月 ～令和3年3月	実施回数：3回 参加者：208人
	思春期講座予定中学校10校のうち、7校中止		
184	プレババママ・先輩ババママ交流会	令和2年9月 ～令和3年3月	16地区11会場で、11回 参加者:81人 協力者:40人
	・3会場で延期したが、日程を変更して実施した ・3密を避け、まちづくりセンター等の定員を守った利用の厳守 ・子育てサポーターの参加人数を最小限にする ・開催時間の短縮		
185	入学式を少人数で実施	令和2年4月6日	—
	入学式（来賓なし・在校生なし・保護者1名）、来校者の体調チェック		
186	オープンキャンパスを時間制限、人数制限で実施	令和2年8月1、2日	来場者64人
	オープンキャンパスを高校3年生に限定、時間ごとの少人数完全予約制で、対応も教職員のみで実施		

No.	対応の名称 対応の内容（概要）	実施日/期間等	実績（年度ごと）
150	行事について		
	センター内の感染症対策委員会でその時の感染状況に合わせて中止、実施について検討を行った。（実施の場合、三密を避け、感染対策を行った） ①令和元年度卒園式：参加人数の制限（保護者の参加は1名、職員の参加は最低限）時間を短縮して実施。 ②令和2年度入園式：参加人数の制限（保護者の参加は1名、職員の参加は最低限）時間を短縮して実施。 ③家族参観日：中止 ④遠足：例年大型バス3台に分乗していたが、密が避けられないので、補助金を使い1台多く借りて、4台に分乗し実施 ⑤運動会：場所、時間を分け、分散で実施 ⑥まつり：2部制で実施 ⑦家族参観日：2日間に分けて実施 ⑧令和2年度卒園式：時間を短縮、保護者の参加を2名までに増やし実施（その他、毎月の面談、クラス行事、保護者学習会などその時の感染状況に合わせて中止、延期、実施などセンター内の感染症対策委員会にて検討）	①令和2年3月24日 ②令和2年4月8日 ③令和2年6月4日 ④令和2年9月18日 ⑤令和2年10月24日 ⑥令和2年11月21日 ⑦令和3年2月7日、2月14日 ⑧令和3年3月24日	①卒園児親子22組、職員26人 ②入園児親子23組、職員30人 ③中止 ④親子59組、職員27人参加 ⑤⑥親子59組、職員40人参加 ⑦7日：親子31組 14日：親子16組参加 ⑧卒園児親子51人、職員33人参加
151	令和2年度 給食試食会		
	全クラス実施予定だったが、感染拡大により令和2年12月7日以降を中止した。実施に当たり、健康チェック、3密を避ける、手指消毒、マスクの着用、黙食等の徹底を行った。	令和2年11月13日（りす組）のみ実施 12月7日以降の試食会（残り6組）中止	1回 保護者5人
152	令和2年度 食育講座		
	例年1回で行っていた講座を3密を避けるため、2部制にし、短時間で実施した。例年、簡単クッキング・試食を行っていたが、試食は、中止した。実施に当たり、健康チェック、手指消毒、マスクの着用等の徹底を行った。	令和2年7月2日 1部と2部	2回 保護者13人
153	令和2年度 給食		
	向き合わずに座り、黙食、再調理、途中カット中止、皿数を減らすなど、感染症対策を施し実施した。 令和2年4月5月の約2か月は、給食を停止した。	令和2年4月、5月中止 6月は使い捨て容器で提供開始。その他は通常提供	15,809食提供
154	令和2年度給食調理業務委託の変更		
	給食停止期間の食材料費と調理補助の賃金分を3月の委託料で相殺した。それに伴い、減額の契約変更を行った。	令和3年2月18日 変更契約締結	1,329,765円の 減額補正
155	クッキング保育		
	みはら園クッキングの実施について（新型コロナウイルス感染予防対策）を作成し、それに沿って実施した。感染拡大の場合は、中止とした。	—	全体37回 園児285人 保護者12人
156	親子教室、個別相談、初回相談の中止		
	感染症の拡大から親子教室、個別相談、初回相談を中止した。	—	—
157	親子教室、個別相談、初回相談の段階的開催		
	感染予防対策の徹底（検温等の確認、保護者マスク着用の依頼、換気、おもちゃや検査器具の消毒）相談時間の短縮のため事前に問診票送付 グループを細分化し、少人数にて開催	令和2年6月1日 ～令和3年3月31日	初回面接251件 親子教室354回 親子133組
158	令和2年度 ぜん息児水泳教室		
	4月から6月までの教室を中止とした。	—	—
159	令和2年度 呼吸機能訓練教室		
	4月から6月まで、令和3年1月の教室を中止とした。	—	—
160	令和2年度 ぜん息・COPD講演会		
	中止とした。	—	—
161	令和2年度 看護師実務研修		
	全回中止とした。	—	—

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
187	戴帽式を中止し、代替のセレモニーを実施	令和2年10月23日	—
	戴帽式を中止し、代替にキャッピングセレモニーを学内で該当学年、職員、校長の参加で実施、市長のビデオメッセージあり		
188	学生祭中止、代替学内イベント実施	令和2年10月23日	—
	学生祭中止、代替学内イベント（モザイクアートの作成）を短時間で実施		
189	入学試験にコロナ対応追試験を設定	令和2年11月12日（推薦） 令和3年1月8日（1次） 令和3年1月29日（2次）	追試者なし
	推薦入試、一般入試に際して、コロナ罹患者、濃厚接触者、発熱者等に対し、追試験を設定した		
190	卒業式を少人数で実施	令和3年3月6日	—
	卒業式（来賓なし・在校生なし・保護者1名）、来校者の体調チェック		
191	緊急事態宣言発出時等の全面オンライン授業等への変更	令和2年4月～5月	—
	緊急事態宣言発出時等において、登校不可、全面オンライン授業に。臨地実習は期間の変更、または学内実習で代替実施。		
192	富士環境衛生自治推進協会 総会	毎年6月	—
	通常、全評議員(町内会・区長)が対象であるが、役員、支部長(市内36支部)、被受賞者のみの参集とし、縮小開催した。 議事は全評議員による書面表決とした。(令和3・4年度も同様)		
193	富士環境衛生自治推進協会 支部長視察研修	—	—
	例年、県外の環境に関する施設の見学を行っていたが、中止した。 (令和3・4年度も同様)		
194	富士環境衛生自治推進協会 評議員研修	—	—
	例年、エコプロ（東京ビッグサイトにて開催）を見学していたが、中止した。 (令和3・4年度も同様)		
195	環境フェア	—	—
	例年、ふじさんめっせで開催していたが、中止した。(令和3・4年度も同様)		
196	狂犬病予防接種集団接種	—	—
	狂犬病予防接種集団接種を地区まちづくりセンター等で行っていたが、中止した。(令和3・4年度も同様)		
197	第27回富士山麓ブナ林創造事業	令和2年4月29日中止 10月に環境部職員により植栽	イベント参加者0人 植栽本数1500本 植栽面積1ha
	一般参加者による植栽イベントを一旦は延期としたが、感染状況の改善が見られないため最終的に中止した。植栽は10月に環境部職員が実施した。		
198	富士市公害防止地域連絡会議幹事会	—	—
	19地区の公害対策委員会代表が、各地区の活動内容・結果及び意見交換等を行う連絡会議を中止した。		
199	講座の中止	—	—
	富士市ごみマイスター研修、エコ・クッキング講座を中止した。		
200	会議の開催方法の変更	令和2年7月	書面開催1回
	富士市廃棄物減量化等推進審議会を書面開催とした。		
201	講座の開催方法の変更	令和2年4月 ～令和3年3月	小学校10校 784人
	小学校・中学校でのごみ減量出前講座において、これまでは体育館等で学年全員を集め開催していたが、密集を避けるため、クラスごとに開催した。		
202	出張受付	令和3年3月	4か所のまちづくりセンターで 実施 89人に配布
	廃棄物対策課窓口で受け付けている生ごみたい肥化用容器の配布について、移動や密を最小限とするため、まちづくりセンターでの出張配布を行った。		

No.	対応の名称 対応の内容（概要）	実施日/期間等	実績（年度ごと）
138	在宅医療・介護連携推進事業市民向け講演会	—	—
	一般市民向け普及啓発のために毎年、年度に1度計画していたが、令和2年度は中止		
139	成年後見支援センター運給協議会	令和3年1月25日	—
	年2回開催のうち、2回目を書面開催に変更。		
140	介護認定審査会	令和2年5月 ～令和3年3月	127回
	介護認定審査会室で5名の委員で実施していたが、夜間の審査会のみ広い会議室で実施した。（昼は他会議室がとれなかったため審査会室で実施）		
141	介護認定審査会総会	令和3年3月	—
	令和3年度総会を書面開催とした		
142	市立幼稚園の閉園式中止	—	—
	「富士市公立教育・保育施設再配置計画」により、令和2年3月31日を以って閉園となった元吉原幼稚園、浜幼稚園について、市長・市議会議員・まちづくり協議会出席のもと、閉園式を行う予定であったが、感染防止対策のため中止とした。		
143	公私立の幼稚園・認定こども園（幼稚園部）の臨時休園	令和2年4月13日 ～5月31日	—
	1 施設の閉所等 感染防止対策のため、幼稚園、認定こども園の幼稚園部を臨時休園とした。ただし、臨時休園期間中、どうしても子どもを預けなければならない方のために、預かり保育は実施。 2 保育料等の対応 ・給食費は還付		
144	公私立の保育園・認定こども園（保育園部）等への登園自粛要請	令和2年4月13日 ～5月19日	—
	1 施設の閉所等 感染防止対策のため、保育園、認定こども園の保育園部、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、企業主導型保育施設に通う児童に対し、家庭保育可能な方には家庭保育をお願いする登園自粛を要請した。 2 保育料等の対応 保育料・給食費は還付（登園自粛の要請に応じて登園しなかった分）		
145	公私立の保育園・認定こども園（保育園部）等での希望保育の実施	令和2年5月20日 ～5月31日	—
	1 施設の閉所等 感染防止対策のため、保育園、認定こども園の保育園部、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、企業主導型保育施設に在園する児童のうち、登園を希望する児童だけを預かる希望保育を実施した。 2 保育料等の対応 保育料・給食費は還付（希望保育により登園しなかった分）		
146	「富士市就職・進学応援フェア」の中止	—	—
	保育士の確保対策として、ふじさんめっせを会場に実施する予定であった「第3回富士市就職・進学応援フェア」を、感染拡大の防止を図るため中止した。		
147	市立幼稚園・保育園等の卒園式への開催方法の変更	令和3年 3月下旬	—
	感染防止対策として、市立幼稚園・保育園・認定こども園の卒園式への保護者の参加人数を制限し、卒園式を実施した。		
148	施設全体やクラス単位での登園自粛要請	令和2年4月 ～令和3年3月	—
	園児や職員に感染者が確認された場合、施設の状態に応じて、施設全体やクラス単位で、国や県が示した隔離期間、登園自粛を要請した。		
149	日々の保育について	令和2年1月～令和3年3月 令和2年4月中旬～ 令和2年5月～ 令和2年6月～	—
	できる限りの感染症対策を行い、日々の保育が継続できるようにした。 緊急事態宣言が発令されてから、登園自粛をお願いし、就労家庭のみ預かり保育を実施した。登園自粛家庭に電話での子どもの状況を毎週確認した。 新入園児の慣らし保育中止 5月から2グループに分かれ、午前中の分散登園を実施。職員も2グループに分かれ出勤した。バス乗車は密にならないよう座る位置を工夫した。 給食の提供を始め、10：00～14：30の保育時間登園できるようにした。		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
123	福祉展の開催を中止	-	-
	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、例年ロゼシアター展示室で行っていた展覧会を中止。		
124	社会福祉法人の指導監査の時間短縮	令和2年1月29日 ～令和3年12月23日	12件
	例年、1日ばかりで実施していた社会福祉法人の指導監査を半日で実施。		
125	各種団体における理事会、定例会、研修会、会議などの縮小開催等	令和3年1月1日 ～3月31日	-
	民生委員児童委員協議会、遺族会、保護司会、更生保護女性会、悠容クラブ連合会といった各種団体における理事会、定例会、研修会、会議などの多くを縮小開催又は書面開催に変更した他、一部を中止した。		
126	社会福祉センター自主事業（講座等）の縮小開催	令和3年1月1日 ～令和3年31日	-
	文化教養の向上、健康の増進及びレクリエーションに関する講座等の指定管理者による自主事業については、受講者同士の間隔を空ける、人数制限を行う等の感染症対策を徹底した上で縮小開催とした。		
127	富士市家族介護者交流事業	-	-
	家族介護者のリフレッシュ、悩みやストレスの解消を目的に年4回交流事業の実施を予定していたが、開催を中止。		
128	若年性認知症の人と家族のつどい	-	-
	若年性認知症の人の介護の情報交換や交流の場を提供するために奇数月に1回開催していたが、感染状況に応じて開催中止。		
129	高齢者地域支援窓口連絡会	令和3年1月27日	-
	感染拡大緊急警報に基づき、開催方法を対面から書面に変更。		
130	認知症サポーター養成講座	-	-
	認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職場において認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成する講座であり、月1回の定期開催と希望団体からの申込で実施する随時開催があるが、感染状況に応じて開催中止。		
131	認知症地域支援推進員連絡会	令和2年5月19日	-
	市内の全地域包括支援センターに配置する認知症地域支援推進員の連絡会議であり、月1回開催していたが、感染状況に応じて書面開催。		
132	認知症施策推進検討会	令和3年2月9日	-
	認知症施策の推進のために関係者から多様な意見を聴取するとともに、関係機関同士の連携強化を図り、認知症の人が尊厳を保ち安心して暮らすことのできる地域づくりを進めることを目的に年3回開催していたが、感染状況に応じて、中止、書面開催により実施した。		
133	富士市介護予防・日常生活支援総合事業説明会	-	-
	富士市における介護予防ケアマネジメントの基本的な考え方や総合事業全体の流れ等について確認・周知するため、総合事業者関係者への説明会を毎年実施していたが、開催を中止し、資料を送付した。		
134	富士市認知症カフェ等交流会	-	-
	認知症カフェ運営者、認知症の方に係る専門職方の情報交換、顔の見える関係づくりを図るため、毎年実施していたが、開催を中止。		
135	キャラバンメイト養成研修	-	-
	認知症を正しく理解し、地域で暮らす認知症の人やその家族を支援する「認知症サポーター」の養成講座において講師役となる「キャラバン・メイト」を養成する研修であるが、開催中止。		
136	高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会	令和2年5月20日書面開催 令和2年10月28日通常開催	-
	年2回開催をした。一回目の際には新型コロナウイルスの感染が拡大していたため、書面にて開催した。2回目については感染状況が落ち着いていたため、委員同士の間隔を十分にとり、対面にて実施。		
137	在宅医療・介護連携推進会議	令和3年1月26日	-
	関係機関の多職種の委員から、在宅医療・介護に関する課題の抽出、対応策の検討等を行う。感染状況に応じて、中止、書面開催により実施した。		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
107	令和2年度富士市総合文化祭	-	-
	中止		
108	ふじ市民文芸第57号	-	-
	表彰式：延期		
109	令和2年度富士文芸フォーラム文芸あれこれ講座	-	-
	中止		
110	令和2年度富士文芸フォーラム文芸講演会	-	-
	中止		
111	令和2年度アートマネジメント講座	-	-
	中止		
112	令和元年度公社主催スポーツイベントの一部中止	-	-
	①ミックスダブルステニス大会中止		
	②ビーチボール大会中止		
113	令和元年度公社主催自主事業スポーツ教室の一部中止	-	-
	令和2年3月9日からの第4回教室を中止とした。 ※親子水泳外2教室3月2日から中止		
114	スポーツ施設児童、生徒の利用停止	-	-
	公社管理スポーツ施設令和2年3月3日～3月19日の間、児童、生徒の利用を停止した。 ※その後、3月31日まで利用停止延長		
115	トレーニングルーム利用停止	-	-
	令和2年3月10日から当面の間、富士体育館、富士川体育館トレーニングルームの利用停止した。		
116	令和2年度公社主催自主事業スポーツ教室の中止	-	-
	令和2年度第1回自主事業教室を中止とする。 ※その後、第2回も中止が決定		
117	令和2年度公社主催スポーツイベントの中止	-	-
	令和2年4月3日開催予定の第42回ふれあいウォーク中止 ※その後、令和2年度全てのスポーツイベントの中止が決定		
118	スポーツ施設の利用停止	-	-
	公社管理スポーツ施設4月9日から4月26日の間、全ての利用を停止した。 ※その後、5月31日まで利用停止期間延長 ※6月1日より屋外施設、6月19日より屋内施設の利用が再開 ※温水プール再開せず、6月30日をもって閉館		
	砂山公園プールの令和2年度営業中止		
119	砂山公園プールの令和2年度営業の中止が決定した。	-	-
120	スポーツ施設の利用貸出条件の設定	令和2年6月	-
	6月19日より公社管理スポーツ施設の利用貸出条件（最大収容人数等）を設定した。 ※その後、7月10日より利用貸出条件の一部緩和（シャワー室利用可等）を実施		
121	福祉計画推進会議の開催を書面会議に変更	令和2年12月18日 ～令和3年1月20日	-
	第2回目の福祉計画推進会議を新型コロナウイルス感染症の拡大を懸念し、書面開催に変更。		
122	社会福祉大会を縮小開催	令和2年11月12日	-
	例年実施していた活動発表と記念講演を取りやめ、小ホールにて表彰式のみ開催。表彰者以外の出席者も限定して実施。		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
92	高齢者対象KYT講習の中止	—	—
	令和2年12月21日開催予定のシルバー人材センターのKYT講習を中止した。		
93	夕暮れ時のライトオン作成街頭広報	令和2年12月22日	—
	人数を縮小して実施した。		
94	主要交差点街頭指導の開催方法の変更	令和2年12月25日	—
	市職員・富士警察署の車両による市内巡回のみで実施した。		
95	交通安全指導員会新年交歓会の中止	—	—
	令和3年1月15日に開催予定のラ・ホールで予定していた同会を中止した。		
96	富士市暴力追放・薬物乱用防止市民大会の開催方法の変更	令和3年2月6日	—
	例年ラ・ホールで行っていた講演会を集客開催を中止し、動画を配信するオンライン開催に変更した。		
97	交通安全指導員会安全教育部会の中止	令和3年2月16日	—
	書面開催に変更した。		
98	富士市民水泳競技大会	—	—
	令和2年8月23日開催予定の水泳競技大会を中止した。		
99	富士駅伝競走大会	—	—
	令和3年1月24日開催予定の富士駅伝大会を中止した。		
100	さわやか健康体操教室	令和2年10月8日 ～12月7日	中期211人
	前期中止、後期中止、中期の実施した。		
101	Let's美ボディ教室	令和2年10月6日～11月10日 令和3年1月14日～2月18日	中期27人（託児11人） 後期35人（託児13人）
	前期中止、中期、後期は実施した。		
102	ウォーキング教室	—	—
	令和2年10月7日～28日開催予定のウォーキング教室を中止した。		
103	スポーツ医学講演会	—	—
	令和2年10月15日開催予定のスポーツ医学講演会を中止した。		
104	ドッチビー教室	—	—
	令和3年1月15日～2月5日開催予定のドッチビー教室を中止した。		
105	学校体育施設開放事業	令和2年1月 ～令和3年3月	—
	令和2年3月3日～3月19日休止。 令和2年3月20日～各学校施設利用委員会の判断により開放再開。 令和2年4月2日～各学校施設利用委員会の判断により学校体育施設利用条件の厳守を条件に開放。 【小学校運動場】 令和2年6月1日～市として、学校体育施設利用条件の厳守を条件に開放。 【小学校体育館】 令和2年7月1日～市として、学校体育施設利用条件の厳守を条件に開放。 【中学校体育館・運動場】 令和2年8月1日～市として、学校体育施設利用条件の厳守を条件に開放。		
106	第54回富士市展	令和2年11月	出品点数：249点 招待作家出品：中止
	開催延期：令和2年5月～6月 → 令和2年11月 縮小開催：3期→2期、招待作家展示中止 表彰式：延期 その他：作品受付を当日搬入時から事前受付に変更		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
76	暴力団追放推進協議会・麻薬覚せい剤撲滅推進協議会の開催方法の変更	令和2年5月25日	—
	書面開催に変更した。		
77	防犯いきいき講座の中止	—	—
	令和2年5月26日開催予定の今泉まちづくりセンターでのいきいき講座を中止した。		
78	飲酒運転防止協力会総会の開催方法の変更	令和2年5月27日	—
	書面開催へ変更した。		
79	交通安全対策協議会役員会の中止	—	—
	令和2年6月12日開催予定の夏の交通安全運動にかかる実施要綱決定の同会議の開催を中止した。		
80	飲酒運転防止協力会役員会の中止	令和2年7月6日	—
	書面開催に変更した。		
81	交通安全指導員会視閲式の中止	—	—
	令和2年7月11日の市役所駐車場で予定していた視閲式を中止した。		
82	防犯いきいき講座の中止	—	—
	令和2年7月15日開催予定の須津まちづくりセンターで予定していた、いきいき講座を中止した。		
83	夏休み親子消費者教室の開催方法の変更	令和2年8月1日 ～8月31日	—
	対面での講座は開催せずに、消費生活に関する内容のテキストや動画等を市ウェブサイト公開した。		
84	交通安全指導員会全体研修会の中止	—	—
	令和2年9月11日開催予定の消防防災庁舎7階大会議室で予定していた研修会を中止した。		
85	防犯まちづくり講演会の開催方法の変更	令和2年9月26日	—
	例年ラ・ホールで行っていた講演会を集客開催を中止し、動画を配信するオンライン開催に変更した。		
86	交通安全指導員会福利厚生部会の中止	令和2年11月10日	—
	書面開催に変更した。		
87	交通安全運動初日街頭広報の開催方法の変更	令和2年12月15日	—
	セレモニーを中止、市職員・富士警察署・交通安全協会交通安全指導員のみで街頭指導・広報を実施した。		
88	交通安全指導員会視閲式の中止	—	—
	令和2年12月15日開催予定の市役所2階市民ホールで予定していた視閲式を中止した。		
89	第46回富士市生活展の中止	令和2年12月16日 ～12月23日	—
	代替イベントとして、ミニ生活展（パネル展示）を市役所2階市民ホールで実施した。		
90	高校生サイクルマナーアップ街頭指導の規模縮小	令和2年12月18日	—
	人数を縮小して実施した。		
91	飲酒運転根絶キャンペーンの中止	—	—
	令和2年12月18日開催予定の街頭キャンペーンを中止した。		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
60	サポカー体験会の中止	—	—
	令和2年3月6日開催予定の岩松まちづくりセンターで予定していた高齢者モデル地区対象のダイハツのサポートカー体験会を中止した。		
61	春の全国交通安全運動初日街頭広報の中止	—	—
	令和2年4月6日開催予定の交通安全運動初日街頭広報のセレモニーを中止した。		
62	交通安全指導員役員会開催方法の変更	令和2年4月7日	—
	同会の開催方法を郵送による書面開催に変更した。		
63	STOP THE 自転車事故キャンペーンの中止	—	—
	令和2年4月9日開催予定の関係団体が参加する屋外での街頭キャンペーンを中止した。		
64	飲酒運転根絶キャンペーンの中止	—	—
	令和2年4月10日開催予定の関係団体が参加する屋外での街頭キャンペーンを中止した。		
65	新入学児童下校見守りキャンペーンの中止	—	—
	令和2年4月13日開催予定の屋外での街頭キャンペーンを中止した。		
66	サイクルマナーアップ街頭指導の中止	—	—
	令和2年4月14日開催予定の屋外での街頭キャンペーンを中止した。		
67	主要交差点街頭指導の開催方法の変更	令和2年4月15日	—
	交通安全協会、交通安全指導員会、地区関係団体などが参加して実施する市内全域での街頭指導を、市職員のみで巡回する方法に変更した。		
68	交通安全指導員会総会の開催方法の変更	令和2年4月17日	—
	総会を書面開催に変更した。		
69	交通安全指導員会合同初級者研修会の中止	—	—
	令和2年4月20日開催予定の富士市・富士宮市の合同で予定していた同会の開催を中止した。		
70	交通安全指導員会総務部会の中止	令和2年4月21日	—
	書面開催に変更した。		
71	交通安全指導員会安全教育部会の中止	令和2年4月24日	—
	書面開催に変更した。		
72	防犯パトロール講習会の中止	—	—
	令和2年5月12日開催予定の職員対象の講習会を中止した。		
73	交通安全指導員会役員会の開催方法の変更	令和2年5月12日	—
	総会を書面開催に変更した。		
74	鷹岡地区安全運転講座の中止	—	—
	令和2年5月14日に実施予定の高齢者モデル地区対象のダイハツでの安全運転講座を無期限延期とした。実質中止となった。		
75	交通安全指導員会福利厚生部会の中止	令和2年5月19日	—
	書面開催に変更した。		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
203	会議の開催方法の変更	令和3年3月	1回
	富士市不法投棄パトロール隊意見交換会を书面開催とした。		
204	イベントの中止	—	—
	「ボイ捨てのない美しいまちづくり啓発活動」を中止した。		
205	吉野彰氏ノーベル化学賞受賞記念講演会	令和2年3月3日	延期
	ノーベル化学賞を受賞した旭化成株式会社名誉フェローの吉野彰氏による記念講演会 ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で延期		
206	富士地域再生家庭紙利用促進協議会総会	令和2年4月24日	书面開催
	再生家庭紙需要の促進を図り、地場産業の振興に資する取組を行うことを目的に活動している協議会の総会を书面にて開催 (市が事務局を担い、負担金を交付している。)		
207	田子の浦港振興会総会	令和2年5月12日	—
	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、通常開催から书面開催に変更した。		
208	客船「ばしふいっくびいなす」田子の浦港寄港歓迎事業	—	—
	客船「ばしふいっくびいなす」が田子の浦港への寄港を令和2年5月18日に予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴いツアーが中止となり、田子の浦港への寄港も中止となった。		
209	田子の浦港客船誘致委員会	令和2年5月25日	—
	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、通常開催から书面開催に変更した。		
210	田子の浦みなとマルシェ開催	—	—
	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止		
211	田子の浦しらす祭り	—	—
	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止		
212	東駿河湾工業用水道協会通常総会	令和2年7月1日	会員122事業所 书面開催
	工業用水道の円滑な促進と地下水の保全対策に資する取組を行うことを目的に活動している協会の総会を书面にて開催 (市が事務局を担っている。市から負担金などは交付されていない。)		
213	富士市CNFプラットフォームセミナー2020	令和2年8月6日	開催方法の変更 (会場型+ウェブ配信型)
	富士市CNFプラットフォーム会員等を対象にしたCNFの研究開発動向、プラットフォームの活動計画・報告などを紹介するセミナー ※当初の会場型のみでの開催方法を変更し実施		
214	第55回富士市発明くふう展 展示会	令和2年9月12、13日	開催方法の変更 (来場時間を指定)
	発明くふう展の入賞作品を展示する展示会 ※小中学校ごとに来場時間を指定し開催		
215	ふじのくにCNF総合展示会	令和2年10月1日	開催方法の変更 (ウェブ型)
	静岡県との共催によるCNFに関する展示会 ※会場型を計画していたが、ウェブ展示会に変更		
216	田子の浦ポートフェスタ開催	—	—
	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止		
217	富士市CNF-PF事業「研究シーズマッチング・技術相談」	令和2年12月2日	開催方法の変更 (オンライン面談)
	プラットフォームの大学等研究者と企業等会員のつながる場・マッチングの機会として実施 ※当初の対面型開催方法を変更し実施		
218	富士市CNFプラットフォーム技術セミナー	令和2年12月16日	開催方法の変更 (会場型+ウェブでの録画配信)
	大学等におけるCNF研究開発に関する紹介セミナー ※当初の会場型のみでの開催方法を変更し実施		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
219	富士市CNF-PF事業「CNF企業マッチング」	令和3年2月25日、 3月1、2日	開催方法の変更 (オンライン面談)
	プラットフォーム会員間のつながる場・マッチングの機会として実施 ※当初の対面型開催方法を変更し実施		
220	ものづくり力交流フェア2021	—	—
	富士市を代表するものづくり企業の技術や製品を広く発信し、新たな企業間交流やものづくりの担い手づくりに向けた産業交流展示会 ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で中止、代替えとして「動画 DE ものづくり力交流フェア」を制作		
221	富士市民栄誉賞 吉野彰氏 記念講演会	令和3年2月8日	延期
	ノーベル化学賞を受賞した旭化成株式会社名誉フェローの吉野彰氏による記念講演会 ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で延期		
222	労働安全衛生講座の開催	令和2年9月3日	26人
	全国労働衛生週間に合わせて働く人の知識と理解を深めるための講座の実施。 マスク、手指消毒、間隔を取るなどの感染症対策を行い実施。 演 題：「人が輝けば職場も輝く！！」コロナ禍に負けない心と身体づくり 講 師：有限会社 岡むら浪漫 代表取締役社長 岡村 佳明 氏		
223	キッズジョブの開催中止	—	—
	様々な職業体験を通して、子ども達の職業観や勤労観形成のきっかけを作り、少年期から労働意識を醸成していくことを目的として開催。 令和2年度は、コロナ感染防止のため中止。		
224	キャリア教育支援事業の開催	年間を通じて	26校、2,855人
	市内小中学校等に企業の人材が講師として出向き、職業講話を行う。 小学校14校、中学校10校、高校2校、合計26校での実施。 学校で行われている感染症対策の元で実施。		
225	若者向けキャリア教育実践セミナーの開催	令和2年11月5日 ～令和3年2月4日 全4回	9人
	若年者の地元就労を促進するためのキャリア教育支援として、若年者向け離職率低下に繋がるセミナー全8回の実施予定も、4回分がコロナの影響で中止となった。開催時はマスク、手指消毒、間隔を取る感染症対策を行い実施。 講師 一般社団法人careerCs 南谷幸子・奥村 聡		
226	富士・富士宮地区合同企業ガイダンスの開催中止	—	—
	就職を希望する学生と、人材を求める企業に出会いの場を提供することを目的として開催。 コロナの影響を考慮し中止とした。 101社の採用情報を冊子を作成し全国の大学等770校に配布した。		
227	富士市合同企業面接会の開催	①令和2年9月12日 ②令和2年10月23日	①50社、52人 ②52社、119人
	市内の一般求職者及び来春卒業予定の学生に対して、早期の就職を支援するため、企業採用担当者との面接方式による就職面接会を開催。マスク、手指消毒、間隔を取るなどの感染症対策を行い実施。		
228	新卒者採用のための企業セミナーの開催	令和2年10月7日	18人
	市内の企業向けに新卒者採用のための企業セミナーを開催。 マスク、手指消毒、間隔を取るなどの感染症対策を行い実施。		
229	企業就職面接会の開催	①令和2年6月27日 ②令和2年9月26日 ③令和3年1月23日 ④令和3年2月20日 ⑤令和3年3月20日	①20社、81人 ②20社、100人 ③18社、26人 ④20社、19人 ⑤17社、21人
	富士市内の企業に正規社員就職を希望する一般、新卒、若年者、シニアを対象とした企業就職面接会の開催。マスク、手指消毒、間隔を取るなどの感染症対策を行い実施。		
230	技能者表彰事業の実施	令和2年11月15日	技能功労者：8人 優秀技能者：9人 式典出席者：82人
	長く同一職業に従事して、技能の練磨・後進の育成等により、市民生活の向上に寄与し、功績のあった者に対し、市長から表彰を行う。 広い会場で実施し、客席等は間隔をあけて着席とした。終了後に例年実施していた祝賀会は中止とした。		
231	技能フェスティバルの開催中止	—	—
	市民がものづくりの良さに触れる機会を提供し、また、体験や実演などを通じて技能職の魅力を広く知ってもらうことを目的に、キッズジョブとの同時開催で行う予定であったが、コロナの影響を考慮し中止とした。		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
232	マイスターものづくり教室の開催中止	—	—
	全国的にも通用する卓越した技術、技能者を、ふじマイスター「匠人」として認定。ものづくり及び技術・技能職に対する社会的認識を高め、その技術・技能の保存、伝承及び発展並びに後継者の育成を図るため、マイスターを活用したイベントとして、キッズジョブにてマイスターものづくり教室を開催予定も、コロナの影響を考慮し中止とした。		
233	富士本町軽トラ市中止	—	—
	富士本町通りに約80台の軽自動車を配置し、農産品や食品及び雑貨等の対面販売を行い、商店街の活性化に寄与することを目的としており、例年6月、10月、2月の計3回開催しているが、コロナの影響を考慮し中止とした。		
234	吉原宿場まつりの中止	—	—
	吉原本町通りに、東海道の宿場町、吉原宿の歴史・文化・まちの魅力を詰め込んだ祭りを行い、商店街の賑わい創出を図ることを目的として、10月に開催を予定していたが、コロナの影響を考慮し中止とした。		
235	吉原まるとマルシェの中止	—	—
	吉原本町通りに、B-1グランプリに参加しているまちおこし団体の出展や、市内事業者等の個店がこだわりの逸品を販売し、商店街の賑わい創出を図ることを目的として、2月に開催を予定していたが、コロナの影響を考慮し中止とした。		
236	富士のふもとの大博覧会2020の中止	—	—
	ふじさんめっせにて、環富士山地域の食材や魅力を来場者やバイヤーに情報発信し、環富士山地域の連携による地域の発展を目的として、5月に開催を予定していたが、コロナの影響を考慮し中止とした。		
237	富士市まちなか活用事業 まちなかLaboの中止	—	—
	富士商工会議所等の市内の起業支援機関との共催で、「テストマーケティング付起業支援」として、中心市街地への起業・出店相談支援を実施する予定でいたが、コロナの影響を考慮し中止とした。		
238	富士市労働事情対策懇話会の中止	—	—
	市内事業所や関係団体等と、労使関係の安定、勤労福祉の向上等、労働事情一般にわたっての情報や意見交換を行い、より良い労働環境を促進しようとするものだが、コロナの影響を考慮し中止した。		
239	富士市雇用対策協定運営協議会の書面開催	—	—
	富士市と静岡労働局と連携協力のもと、就労支援の強化を図るため1回実施。コロナの影響を考慮し、書面開催とした。		
240	富士市産業交流展示場の利用制限について	—	—
	・休館はしていない ・貸館利用について、国のイベント等の開催に係る段階的緩和の方針に基づき対応する。		
241	富士市勤労者総合福祉センター（ラ・ホール富士）の利用制限について	—	—
	・富士市より公社管理施設の閉所（貸し館業務中止）の要請を受け閉館した期間。 令和2年4月9日（木）～令和2年4月26日（日） ・国から全国に対して非常事態宣言が発生されたことに伴い、延長要請を受けた期間。令和2年4月27日（月）～令和2年5月31日（日） 午後5時以降は施設を閉館し施設利用の他に受付業務も行わない。 ・会議室等を一定の制限をして貸館業務を行った期間 会議室等の利用者数は、定員2分の1以下として貸出を行うなど。 令和2年6月1日（月）～令和5年5月7日（日） ・トレーニングルームを閉鎖した期間。 令和2年3月10日（火）～令和2年5月31日（日） ・トレーニングルームの一定の制限をした期間。 令和2年6月1日（月）～令和5年5月7日（日）		
242	富士まつり2020	令和2年9月13日 一次審査 令和2年9月27日 決勝審査 令和2年7月～12月	32人応募
	・開催中止 ・かぐや姫コンテストのみ実施（開催時期、会場変更） ・実行委員会書面開催（2020第2回・2020第3回兼2021第1回）		
243	観光ボランティアガイド養成講座（R4年度まで同様）	令和2年9月24日 ～11月26日	15人参加
	マスク着用、検温実施		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
244	富士山百景写真コンテスト	-	-
	①表彰式 開催中止 賞状等は郵送で授与 ②ロゼシアター写真展 開催中止		
245	絶景富士山 まるごと岩本山 実施イベントの一部中止 ・「花見DE写真撮影会」中止・「夜桜×二胡コンサート」中止 ・「梅の種飛ばし大会」中止 【2021-2023まで】 マスクの着用、三蜜の回避、風症状のある方の来園自粛を依頼	-	-
246	観光基本計画推進会議	令和3年3月26日	-
	第1回 会議 開催見送り 第2回 会議 時間短縮（資料事前送付、当日は意見聴取のみ）		
247	「富士山登山ルート3776」 懇話会	令和2年5月 令和2年10月8日	-
	第1回 書面開催 第2回 会場を変更（広い会議室で実施）、検温実施、マスク着用		
248	2020パラ水泳春季記録会兼2020日本代表選手選考戦	-	-
	大会の開催中止 市内小中学校の観戦（希望校のみ）		
249	東京オリンピック・パラリンピック富士市推進委員会の東京アクアティックセンター視察	-	-
	中止		
250	東京オリンピック最終予選事前合宿受入れ	-	-
	大会中止のため実施しない		
251	ウルトラトレイル・マウントフジ2020	-	-
	中止		
252	チームQランニングクリニック	令和2年10月3日	50人
	定員を100人→50人に減らして実施		
253	岩崎恭子・ミズノスイムチーム水泳教室	-	-
	定員を60→40人として準備 感染拡大のため中止		
254	アーティスティックスイミング東京オリンピック最終予選事前合宿受入れ	-	-
	大会が5月に延期		
255	友好都市・姉妹都市との訪問団派遣・受入事業	-	-
	嘉興市及びオーシャンサイド市への「少年親善使節団」の派遣中止 嘉興市訪問団(学生、政府、定期協議団)及びロシア訪問団の受入中止		
256	富士山女子駅伝	令和2年12月30日	ボランティア：2,300人 大会：308人
	開会式・レセプション開催中止 ボランティアに70歳以下の年齢制限を設けた ボランティアは大会1週間前から健康チェックシートへ記入し当日提出 全日本学生選抜、静岡県選抜チームは欠場 沿道での応援自粛		
257	富士山登山ルート3776	-	-
	ルート3776の挑戦（起点～富士山頂）を禁止		
258	大淵笹場・須津川溪谷活用事業	-	-
	来訪を控えるようウェブサイト等で注意喚起を実施 （大淵笹場には看板を設置）		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
259	富士市茶手揉保存会総会	令和2年4月22日	書面決議賛成18人
	総会の書面開催		
260	富士のお茶振興推進協議会総会	令和2年4月24日	書面決議賛成43人
	総会の書面開催		
261	富士山新茶フェア	令和2年5月4、5日	2店出店
	職員や茶娘出没のイベントから会員への場所貸しへ変更		
262	富士市農業再生協議会総会	令和2年5月29日	書面決議賛成11人
	総会の書面開催		
263	富士市鳥獣被害防止対策協議会総会	令和2年5月29日	書面決議賛成12人
	総会の書面開催		
264	富士市農業振興推進協議会総会	令和2年7月27日	書面決議賛成14人
	総会の書面開催		
265	T-1グランプリ	-	-
	中止		
266	富士市農業振興推進協議会生活改善部持ち寄り発表会	-	-
	中止		
267	富士市茶手揉保存会の初揉み	-	-
	中止		
268	富士市農業振興推進協議会生活改善部視察	-	-
	中止		
269	親子木工教室の開催中止	-	-
	感染の影響により、ふじさんめっせのイベント内で実施していた親子木工教室の開催を中止した。		
270	富士市保健休養林丸火自然公園における新型コロナウイルス感染症対策	-	-
	コロナ感染の影響に伴い、自粛要請に基づきキャンプ場とBBQ場を休止した。看板及びHP上で通知し、予約者にはキャンセルをお願いした。		
271	富士市保健休養林丸火自然公園における新型コロナウイルス感染症対策	-	-
	コロナ感染の影響に伴い、自粛要請に基づきキャンプ場、BBQ場を休止し、公園駐車場も立ち入り禁止とした。看板及びHP上で通知し、予約者にはキャンセルをお願いした。		
272	富士市保健休養林丸火自然公園における新型コロナウイルス感染症対策	令和2年6月	-
	県外をまたぐ不要不急の自粛期間に於いては、予約者に利用自粛のお願いを実施した。		
273	令和元年度都市計画審議会	2回：令和2年1月27日 3回：令和2年3月24日	-
	基本的対応		
274	令和2年度都市計画審議会	1回：令和3年1月25日 2回：令和3年3月24日	-
	基本的対応		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
275	市街化調整区域の地区計画制度周知	制度説明会 令和2年10月19、20、23日 11月24、25、26日 12月14日 タウンウォッチング 令和3年1月31日、2月6日、 3月6日	—
	基本的対応		
276	復興まちづくり訓練	—	—
	中止		
277	第一種低層建蔽率・容積率変更説明会	令和2年8月19、26日 9月2、9、16、23日 10月1、8日	—
	基本的対応		
278	市自主運行バスの運休	—	—
	「緊急事態宣言」の静岡県内適用に伴い、市自主運行バス「ぐるっとふじ（夜ルート）」と「モーニングシャトル」を全便運休とした。		
279	バスの日イベント中止	—	—
	9/20のバスの日にちなみ、例年、バス事業者と共催でイベントを開催していたが、中止とした。		
280	富士市建築審査会	令和2年5月20日 ～6月10日	—
	書面開催		
281	富士市景観審議会	令和2年4月18日 ～5月20日	—
	書面開催（第1回）		
282	富士市景観審議会	令和2年10月19日 ～10月30日	—
	書面開催（第2回）		
283	春堀（春季河川清掃）の自粛要請	令和2年4月5日 ～4月12日	3団体実施 （延べ320人）
	・感染拡大防止のため、各町内会（区）へ文書にて自粛を要請した。		
284	水防訓練の中止	—	—
	・感染拡大防止のため、中止した。		
285	水害危険箇所合同巡視の中止	—	—
	・感染拡大防止のため、中止した。		
286	水辺探検隊の中止	—	—
	・感染拡大防止のため、中止した。		
287	マンホール&史跡探訪ウォーキング	—	—
	イベントの中止		
288	下水道いろいろコンクール展示会	令和2年9月18～27日	会場展示を止め、同期間、市 Webサイト内展示に変更
	イベントの方法の変更		
289	マンホール&史跡探訪ウォーキング	—	—
	イベントの中止		
290	簡易水道組合研修会	—	—
	例年3月に開催し、当年度業務委託完了手続き、次年度委託契約に係る説明等を実施していたが、集合研修会を中止し、職員が各組合長宅を訪問することで代替とした。		
291	富士市立中央病院経営懇話会（令和元年度）	—	—
	外部評価委員で構成する令和元年度富士市立中央病院経営懇話会について、会議形式での開催を控え、書面開催とした。		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
292	富士市立中央病院経営懇話会（令和2年度）	—	—
	外部評価委員で構成する令和2年度富士市立中央病院経営懇話会について、会議形式での開催を控え、書面開催とした。		
293	富士市立中央病院出前講座（令和2年度）	—	—
	富士市立中央病院出前講座を中止した。		
294	院内コンサート（令和2年度）	—	—
	毎年、夏冬2回開催している院内コンサートを中止した。		
295	腎臓病教室（令和2年度）	—	—
	透析導入前の慢性腎不全の患者さんとそのご家族を対象とした腎臓病教室について、回数を減らして開催した。（年12回⇒年6回）		
296	第34回富士市消防まつり	—	—
	中止		
297	令和3年富士市消防出初式	—	—
	中止		
298	富士消防本部新型コロナウイルス感染症対策本部会議	令和2年4月 ～令和3年4月	計13回
	新型コロナウイルス感染症対策本部会議を部内に設置し、現状把握、感染防止対策など検討等を行った。		
299	消防大学校	—	—
	① 消防団活性化推進コース（第8回） 派遣辞退 ② 高度救助・特別高度救助コース（第10回） 派遣辞退		
300	職員採用試験【夏日程】	令和2年8月4日	—
	二次試験（面接試験）をリモートにて実施した。		
301	応急手当普及啓発活動の中断	令和2年8月5日以降	—
	新型コロナウイルス感染症のまん延拡大により、応急手当普及啓発活動を中断した。		
302	火災予防キャンペーン	—	—
	中止 （キャンペーン内で行われる「防火書道表彰式」についても中止）		
303	富士市防火協会 定期総会	令和2年5月22日	受賞者8人
	書面会議に変更 （総会内で行われる定例表彰は8月4日に行われた第2回正副会長会議内で実施）		
304	甲種防火管理新規講習会	令和3年2月4、5日	第2回受講者40人
	第1回 中止 第2回 ソーシャルディスタンスを保つため、参加人数を減らし開催 *通常100名程度の募集を40人に削減		
305	富士市防火協会 第2回・第3回理事会	令和2年8月4日、10月14日	—
	書面会議に変更		
306	富士市防火協会役員・会員視察研修	—	—
	中止		
307	消火技術競技大会事前研修会	令和2年11月17日	参加事業所：19事業所 参加者：56人
	内容を「消防用設備等取扱研修会」に変更、日程を11月17日に変更し実施 * ソーシャルディスタンスを保つため、集合時間をずらし少人数での実施		
308	消火技術競技大会	—	—
	中止		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
309	防火ポスター表彰式	-	-
	中止 （上記に伴い8月19日「防火ポスター審査会」についても中止）		
310	防火書道表彰式	-	-
	中止 （上記に伴い11月24日「防火書道審査会」についても中止）		
311	応急救護の中止	-	-
	応急救護指導をコロナ感染拡大防止のため中止した。		
312	花火教室の中止	-	-
	幼稚園児、保育園児、小学生を対象とした花火教室を中止した。		
313	一人暮らし高齢者宅の防火診断	-	-
	コロナ感染拡大防止のため中止した。		
314	予防査察の中止	-	-
	防火対象物使用開始届出に対する調査以外の立入検査の中止		
315	消防訓練指導の中止	-	-
	コロナ感染拡大防止のため中止した。		
316	署内見学の中止	-	-
	小学生対象の署内見学を感染拡大防止のため中止した。		
317	応急救護の中止	-	-
	応急救護指導をコロナ感染拡大防止のため中止した。		
318	花火教室の中止	-	-
	幼稚園児、保育園児、小学生を対象とした花火教室を中止した。		
319	一人暮らし高齢者宅の防火診断	-	-
	コロナ感染拡大防止のため中止した。		
320	予防査察の中止	-	-
	防火対象物使用開始届出に対する調査以外の立入検査の中止		
321	消防訓練指導の中止	-	-
	コロナ感染拡大防止のため中止した。		
322	署内見学の中止	-	-
	小学生対象の署内見学を感染拡大防止のため中止した。		
323	移動教育委員会議の中止	令和2年6月22日 令和3年1月20日	6月：市内小中学校 ⇒消防庁舎研修室 1月：市立高校 ⇒全員協議会室
	教育委員研修や移動教育委員会会議を兼ねて、教育施設を訪問を予定していたが、市内の感染者の状況や児童生徒への感染拡大を考慮し、施設訪問を中止とし、会場を変更した。		
324	教育委員会会議臨時会の開催	令和2年9月3日	-
	富士市立小中学校の児童・生徒に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合の学校の対応について協議するため、臨時会を開催した。		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
325	教育委員会会議の緊急事態宣言発令に備えたWEB開催	令和3年2月22日	—
	今後の緊急事態宣言発令に備えて、教育委員会会議の会場を2つに分け、WEB形式での会議開催を試験導入した。		
326	富士市青少年体験交流事業「キズナ無限の島」	—	—
	事業の中止（令和2年4月10日） （1）富士市から宮城県気仙沼市までの約10時間のバス移動に伴う3密状態の回避が困難であること （2）車中泊及び民宿での宿泊等を含めた4泊5日の研修における3密状態の回避が困難であること （3）7月18日（土）の事前研修、9月12日（土）の事後研修においても完全な3密状態回避が困難であること （4）市内中学校における修学旅行、林間学校、健康教室等の宿泊行事を8月末まで中止又は9月以降に延期の措置が取られていること		
327	富士市・雫石町少年交流事業	—	—
	事業の中止（令和2年4月10日） （1）富士市から岩手県雫石町までの約10時間のバス移動に伴う3密状態の回避が困難であること （2）ホームステイ等を含めた3泊4日の研修における3密状態の回避が困難であること （3）7月11日（土）の事前研修、8月22日（土）の事後研修においても完全な3密状態回避が困難であること （4）市内中学校における修学旅行、林間学校、健康教室等の宿泊行事を8月末まで中止又は9月以降に延期の措置が取られていること		
328	富士市青少年問題協議会	—	—
	事業の中止（令和3年1月21日） 講演会形式で実施予定だったため、中止とした。		
329	成人式	令和3年1月10日	開催方法の変更
	①会場型成人式からWEB形式での成人式に変更 配信期間：令和3年1月10日～2月10日まで 視聴回数：7,227回 ②成人式撮影スポット 日時：令和3年1月10日（日）、11日（月） 場所：岩本山公園、中央公園、富士市教育プラザ ③富士市Instagram企画#フジハタチ		
330	青少年育成ボランティア養成講座	—	—
	事業の中止		
331	青年教養講座	令和2年9月～令和3年3月	21講座実施 受講生156人
	前期：全講座（16講座）を中止 後期：定員減等の対策を講じ開講		
332	少年自然の家イベント（自主事業）の中止	—	—
	令和2年3月1日～16日まで社会教育課の要請に基づき施設が休所となり、3月17日以降通常通り開所としたが、感染への懸念から利用をキャンセルする団体が相次ぎ、3月に予定していた自主事業も4事業を全て中止とした。		
333	少年自然の家イベント（自主事業）の中止	—	—
	令和2年4月9日～5月31日までは閉所し、4月～8月までの宿泊を伴う事業については中止の要請を受け、中止とした。		
334	少年自然の家イベント（自主事業）の開催方法の変更	令和2年6月～令和3年3月	令和2年度14事業 定員変更
	令和2年6月1日よりコロナ対策ガイドライン（施設利用定員収容率50%を上限）を設けて開所した。ガイドラインに伴い室内での実施や食事を伴う事業については従来の定員の50%に変更して実施をした。		
335	少年自然の家イベント（自主事業）の延期	令和2年6月～令和3年3月	令和2年度4事業 日程変更
	コロナ感染症の社会情勢を注視しながら、自主事業の日程変更を実施した。		

No.	対応の名称 対応の内容（概要）	実施日/期間等	実績（年度ごと）
336	富士市民大学前期ミニカレッジ（開催回数の縮小と代替）	令和3年2月17日 ～3月6日 (代替開催期間)	2講座開催
	当初予定を中止。講座数を縮小し、代替講座として静岡大学と連携した講座を開催		
337	富士市民大学後期講演会（開催回数の縮小・会場変更）	令和2年9月17日、10月2日	2回開催
	講演会の開催回数を6回から2回へ縮小するとともに、密を避けるため会場を大ホールへ変更		
338	富士市社会教育委員会議（書面開催へ開催方法の変更）	令和2年8月25日 令和3年1月27日	4回開催
	一部の会議の開催方法を書面開催へ変更		
339	まちづくりセンター講座（部分中止等）	令和2年4月 ～令和3年3月	開催講座数177講座
	一部の講座を中止・延期・縮小開催		
340	青少年相談事業の実施	①4月～3月 ②6月～3月 ③令和2年7月31日、10月30日、令和3年1月29日 ④中止 ⑤令和2年7月7日、9月15日、11月17日、令和3年1月12日、3月9日	①3,459人 ②70回 ③8人
	①ステップスクール・ふじは感染症対策をしながら運営。②臨床心理士来所相談、③保護者教室④青少年対策関係機関連絡会、⑤不登校等児童生徒対策連絡会、⑥不登校等児童生徒対策研修会、について、感染者数の推移を注視しながら開催方法を検討した。		
341	青少年指導委員の補導措置会議（班長会）及び補導活動	令和2年6月～11月の第1月曜	6回開催 延べ179人
	青少年非行防止の補導活動を担う青少年指導委員の地区代表者が集まり、補導計画の検討や青少年の問題行動等を情報交換する月に一度の会議。対面の会議を減らし、なるべく書面開催とした。補導活動は各地区それぞれの判断で実施。		
342	家族会・フォローアップミーティング	令和2年6月 ～令和3年3月の第2土曜	10回開催 延べ325人
	様々な問題を抱える若者相談窓口「ココ☆カラ」毎月定例のイベント。6月以降は換気や密を避けるなど感染症対策をしながら再開した。		
343	サポーター養成講座	令和2年8月1日中止 令和3年1月16日実施	1回実施 17人
	ニートやひきこもり・不登校など社会生活を円滑に営むことが困難な若者のサポーターを養成するために年2回実施。1回目は中止。		
344	浅間古墳調査報告会	令和2年3月2日	72,337人 (令和5年12月8日までの累計)
	新型コロナウイルス感染症対策として近隣都県に緊急事態宣言が発令され、県の基準がレベル5相当に引き上げられたことにより、市防災庁舎7階大会議室を会場として市民の参加を募る開催方法を取りやめ、オンラインでの動画公開とした。		
345	市民歴史講座の中止	-	-
	市内で感染者が確認されたため、参加希望者の健康と安全を最優先に考慮し、中止とした。		
346	古籾荘庭園公開中止	-	-
	東京都など10都府県に緊急事態宣言が発出されており、感染すると重症化するリスクが高いとされている高齢者の参加割合が高いことなどから中止とした。		
347	ふるさと芸能祭の中止	-	-
	感染症がまん延しており、不特定多数の入場者が見込まれる催事であることから中止とした。		
348	令和2年2月・3月・4月 主催講座やイベントの中止（延期）	令和2年2月、3月、4月	-
	2月29日（土）・3月8日（日）：第57回企画展ミュージアムトーク、3月1日（日）博物館の日、3月7日（土）陶芸教室、3月15日（日）稲葉家で学ぶ富士川の歴史と文化、3月20日（金祝）農家の食と年中行事、3月22日（日）かやぶき農家の癒しのおんがく会、4月5日（日）博物館の日（延期・時期未定）		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
349	富士山かぐや姫ミュージアム及び管理施設の臨時休館	令和2年4月9日 ～5月17日	-
	①本館・歴史民俗資料館・広見公園内屋外展示：令和2年4月9日（木）～5月17日（日）休館 ②富士川民俗資料館・小休本陣常盤家住宅（土日祝日のみ開館の施設）：令和2年4月11日（土）～5月17日（日）休館		
350	富士山かぐや姫ミュージアム及び管理施設の利用制限	令和2年5月19日 ～令和5年2月20日	-
	本館：ライブラリー・講座室・1階トイレ・すべての休憩用ベンチ 歴史民俗資料館：すべての休憩用ベンチ・1階体験コーナー 屋外展示：富士川民俗資料館・小休本陣常盤家住宅：建物の中に入っただけの見学		
351	富士山かぐや姫ミュージアム 施設の貸出中止	令和2年5月19日 ～7月3日	-
	工芸棟・実習室等貸出施設：貸出中止		
352	令和2年5月・6月・7月 主催講座やイベントの中止（延期）	令和2年5月、6月、7月	-
	5月23日（土）展示会ギャラリートーク、6月7日（日）博物館の日（延期・時期未定）、 テーマ展ギャラリートーク、6月14日（日）テーマ展フィールドワーク、6月20日（土） かまど飯を食べよう（延期・時期未定）、6月21日（日）かやぶき農家の癒しのおながく会、 7月26日（日）布ぞうり作り体験（延期・時期未定）、7月29日（水）たんけん！はくぶつ かん！（8月19日に延期）、7月30日（木）富士の型染体験（延期・時期未定）		
353	富士山かぐや姫ミュージアム 施設の貸出利用制限	令和2年7月4日 ～令和3年3月31日	-
	マスク着用、定員制限、飲食禁止、使用時間短縮、検温、換気、使用前後の備品消毒などの 利用条件を設けた上で、7月4日（土）から貸館を再開		
354	令和2年8月・9月 主催講座やイベントの中止、延期、開催方法の変更	令和2年8月、9月	-
	8月9日（日）戦時中の料理⇒飲食をおこなわない「戦時中のおもちゃとくらし」に内容を 変更、9月20日（日）かやぶき農家の癒しのおながく会、9月27日（日）かまどめしを食べ よう！（延期・時期未定）		
355	令和3年12月・令和4年1月 主催講座やイベントの中止	令和3年12月、令和4年1月	-
	12月5日（土）かまど飯を食べよう、1月16日（土）・23日（土）・30日（土）好き！漉 き！和紙の世界		
356	令和3年2月・3月 主催講座やイベントの中止（延期）	令和3年2月、3月	-
	2月7日（日）博物館の日、2月14日（日）～3月7日（日）（全4回）博物館ボランティア養 成講座（延期、時期未定）、2月23日（火祝）富士の型染体験、2月27日（土）駿河半紙講 座、3月13日（土）陶芸教室、3月14日（日）かまど飯を食べよう、3月21日（日）稲葉家 に学ぶ富士川の歴史と文化、3月28日（日）かやぶき農家の癒しのおながく会、		
357	館内でのイベント中止	令和2年2月～11月	-
	「遠野の昔話の会」、「一般文学講演会 村山早紀講演会」、「ひだまりワークショップ 消しゴムハンコを作ろう」、「ビジネス支援講演会」、「リサイクル市」、「ブックスタ ートふじ事業」、「セカンドブックふじ事業」、「おはなし会」、「学習参考書リサイク ル市」、「令和2年度本はともだち子どもまつり」、 「講座 野菜づくりのコツと裏ワザ 秋まき野菜編」、「ピブリオバトル」、「図書館ま つり」		
358	館内のイベント中止	令和2年8月 ～令和3年3月	-
	「読書感想文書き方講座」、「夏休み小学生としょかん体験講座」、「絵本の中のお菓子 を作る講座」、「わらべうたを楽しもう!」、「昔話をきく会」、「影絵鑑賞会」、「一 般講演会」		
359	「夏期夜間開館」の中止	-	-
	8月の平日（火曜日から金曜日）、通常午後5時までの開館時間を午後7時まで延長開館 していたが、その事業を中止		
360	「文化の日ワークショップ 折り鶴でフラワーボックスを作る」	令和2年11月3日	8人
	時間を決めず、開館時間内随時対応とした。		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
361	「富士文庫特別コレクションを知る講座」	令和2年10月11日、11月8日、12月13日 令和3年1月10日、2月14日	62人
	例年の半数の定員で募集して実施		
362	「ブックスタートふじ事業」の中止	令和2年9月28日 ～毎週火曜日	1,427人
	通常、毎週火曜日の午前中に実施している事業。4月から中止した。趣旨の説明や読み聞かせの実演はせず配布のみとして9月28日から再開		
363	「セカンドブックふじ事業」の中止	令和2年9月28日 ～毎週金曜日	1,758人
	通常、毎週金曜日の午後には実施している事業。4月から中止した。趣旨の説明や読み聞かせの実演はせず配布のみとして9月28日から再開		
364	「おはなし会」の中止	令和2年12月3日 ～毎週木曜日	192人
	4月～11月中止 12/3～再開 参加者の連絡先を記録、2週間保管とする。		
365	「おはなし会」の中止	令和2年10月3日 ～毎週土曜日	140人
	4月～9/26中止 10/3～再開 参加者の連絡先を記録、2週間保管とする。		
366	「おはなし会」の中止	令和2年10月3日 ～毎週土曜日	126人
	4月～9/26中止 10/3～再開 参加者の連絡先を記録、2週間保管とする。		
367	びよびよぶんこ	令和2年10月23日 ～毎月第4金曜日	58人
	毎月第4金曜日に実施。4月から9月25日まで中止。10月23日から1回4組までの事前申込制とし、2部制として再開した。		
368	第56回卒業証書授与式	令和2年3月1日	-
	・出席者マスク着用 ・椅子の間隔を広めて配置 ・在校生（2年生）の出席を取り止め。来賓招待者縮小 ・国歌・校歌等の伴奏を吹奏楽部からCDに変更		
369	3学期終業式	-	-
	・中止 ・校長からのメッセージを学校ホームページへ掲載		
370	離任式	-	-
	・中止		
371	入学式	令和2年4月7日	-
	・保護者の列席を2人以内とするよう要請し、受付時に検温を実施 ・椅子の間隔を広めて配置 ・国歌・校歌等斉唱なし（CDを流す） ・来賓招待を縮小		
372	PTA・後援会合同総会	令和2年5月15日	-
	・書面開催 ・令和2年度PTA会費・後援会費の2か月分減免を承認		
373	文化祭（南稜祭文化の部）	展示発表の部 令和2年6月22日～26日 動画発表の部発表会 令和2年7月22日	-
	6月6日のステージ発表、7日の校内発表は中止とし、下記の代替事業を実施 ・文化発表会「展示発表の部」 3階生徒ホール 12部活 ・文化発表会「動画発表の部」 5部活 7月22日に発表会として各クラスで動画を鑑賞		
374	中学生一日体験入学	令和2年10月3日	-
	・8月5日(水)の中学生1日体験入学は中止とする。 ・10月3日(土)の学校開放の日・探究発表会を一日体験入学の代替事業として実施（中学3年生の生徒のみ参加可能とする）		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
375	体育祭（南校祭体育の部）	令和2年10月6日	—
	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者等の参観を禁止とする。 ・競技種目の精査、開催時間の短縮で開催 ・動画配信 		
376	総合探究科集中研修	令和2年12月2日 ～12月4日	—
	<ul style="list-style-type: none"> ・実施時期の変更：8月28日～9月2日→12月2日～12月4日 ・1年生：関東方面校外研修→校内研修（オンラインによる探究プログラム） ・2年生：校内研修（外国人講師による演習・実践） 内容変更なし ・3年生：社会問題解決スタディツアー 研修地：関東方面→県内 		
377	ビジネス探究科集中研修	令和2年12月2日 ～12月4日	—
	<ul style="list-style-type: none"> ・実施時期の変更：8月28日～9月2日→12月2日～12月4日 ・1年生：静岡空港等県内研修+校内研修 内容変更なし ・2年生：校内研修+県内研修 県内研修地を西部地区から中部地区に変更 ・3年生：市内企業でのインターンシップ 内容変更なし 		
378	スポーツ探究科集中研修	令和2年12月2日 ～12月4日	—
	<ul style="list-style-type: none"> ・実施時期の変更：8月28日～9月2日→12月2日～12月4日 ・1年生：カーリング実習 内容変更なし ・2年生：キャンプ実習 研修地を山中湖から富士山こどもの国へ変更 ・3年生：富士登山 田子の浦みなと公園から水ヶ塚公園までのウォーキングに内容変更 		
379	健脚大会	—	—
	<ul style="list-style-type: none"> ・県の警戒レベル5のため中止 		
380	1年スポーツ探究科集中研修	令和3年2月1日、2日	—
	<ul style="list-style-type: none"> ・山梨県での2泊3日のスキー実習を予定していたが、2月1日・2日の両日日帰りで裾野市イエティで実習を行う。 		
381	海外探究研修	—	—
	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年4月に海外研修の中止を決定し、5月22日付けで保護者へ通知 ・代替研修として、令和3年2月7日から10日の3泊4日で、研修地を総合：北海道、ビジネス：長崎市ほか、スポーツ：石垣島と決定 ・感染状況拡大により代替研修の中止を決定 ・3月15日に学年行事として富士急ハイランドへの遠足を実施 		
382	学校運営協議会	令和2年6月15日 令和2年11月2日 令和3年2月8日	—
	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回：6月15日の対面開催を書面開催に変更、意見・質問は郵送等で求める。 ・第2回：11月2日に感染症対策を施して対面開催 ・第3回：2月8日にZoomによるオンライン開催 		
383	卒業式	令和3年3月1日	—
	<ul style="list-style-type: none"> ・出席者マスク着用 ・椅子の間隔を広めて配置 ・在校生（2年生）の出席を取り止め。来賓招待者縮小、保護者2人以内を要請 ・国歌・校歌等の伴奏を吹奏楽部からCDに変更 		
384	決算審査（本審査）	令和2年7月10日 ～7月22日	—
	<ul style="list-style-type: none"> 従来、部単位で実施していたものを、部を分割し出席者の分散化を行った。 		

【イベント、会議の中止・延期・開催方法の変更】 令和3(2021)年4月～4年3月

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
1	富士市表彰式典	令和3年11月1日	232人
	会場となるロゼシアターの開催ガイドラインにある利用上限350人を超えないよう、招待人数を減らして座席の間隔を1席空けるほか、マスクの着用や手指消毒などの感染防止対策を徹底したうえで実施した。また、発声による飛沫感染や密を防ぐため、富士市民憲章唱和は黙読、市民歌斉唱、ハワイエでの歓談は中止した。		
2	第87回静岡県東部都市副市長会議	令和3年11月16日	11市27人 (内訳) 副市長12人 随行者15人
	年2回開催される会議で、輪番制で幹事をする事となっており、富士市が幹事となった第87回静岡県東部都市副市長会議については、1市につき副市長1名と人数を制限して開催し、会議後の情報交換会は中止した。		
3	市議会議員との行政懇談会	—	—
	開催を中止した。 2月21日に中止のお知らせ通知を議長に渡し、他は議員ポストに配付 2月28日に部長会にて市長公室長が「その他」で中止の説明		
4	自主防災会長研修会	令和3年4月12日×2回 4月15日×3回	—
	例年2回開催の自主防災会長研修会を分散させるため、合計5回に分けて研修会を開催した。また、研修動画を作成し動画にて公開した。		
5	富士市防災セミナー	令和3年5月、6月、 7月、10月、12月 令和4年1月	—
	対面及びZOOMを活用した防災セミナーを合計6回開催した。		
6	富士市総合防災訓練	—	—
	令和3年9月1日に実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染者数の増加を受け中止した。		
7	地域防災指導員研修会	—	—
	令和4年1月に実技で行う予定の消火訓練を中止した。		
8	地区防災会議	—	—
	全26地区中3地区での地区防災会議を中止とした。(実施23 未実施3)		
9	ふじBousai2021	令和3年11月20日	—
	会場をふじさんめっせから富士市交流プラザに変更し、講演と防災啓発パネルの展示のみ行った。		
10	津波対策訓練	令和4年3月13日	—
	実働では行わず、家庭内でのチェックシートのみで行った。		
11	県議との行政懇談会	令和3年5月6日	—
	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、通常開催から書面開催に変更		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
12	県予算要望活動	令和3年9月21日	—
	緊急事態宣言期間中は対面は中止とし、他の市町も文書要望のみとしているため、書面対応。知事、副知事、交通基盤部長共に対面の要望活動は中止。		
13	第5回富士市総合計画審議会	令和3年4月14日	—
	オンラインと来庁のハイブリット開催		
14	第6回富士市総合計画審議会	令和3年7月6日	—
	オンラインと来庁のハイブリット開催		
15	第7回富士市総合計画審議会	令和3年9月	—
	書面開催		
16	富士市総合計画審議会分科会	令和3年4月30日 ～5月26日	—
	オンラインと来庁のハイブリット開催		
17	令和3年度富士市まち・ひと・しごと創生推進会議	令和3年9月	—
	書面開催		
18	令和3年度富士市統計調査協力会総会の開催方法変更	令和3年7月	—
	令和3年度富士市統計調査協力会総会を中止し、書面による議案審議とした。統計功労者表彰式のみ7月に書面審議として実施した。		
19	富士市統計調査協力会視察研修の中止	—	—
	例年11月に実施している富士市統計調査協力会視察研修を中止とした。		
20	職員研修における感染拡大防止のための取組	通年	36件（中止2件）
	・研修日程の省略、延期、中止 ・換気、消毒、マスク着用の徹底 ・密回避のため座席距離の確保		
21	研修のオンライン実施	随時	26件
	・人事課主催研修及び派遣研修の一部オンライン実施		
22	研修講師の体調確認	通年	36件
	・研修講師への体調チェックシート提出依頼		
23	職員採用試験	随時	—
	開催方法の変更 ・対面式の面接からWEB面接		
24	内定者セミナー	令和3年12月21日	1件
	・開催方法の変更（対面式からオンライン形式へ） ・換気、消毒、マスク着用の徹底 ・密回避のため座席距離の確保 ・参加者に体調チェックシートの提出依頼		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
25	職員採用説明会	令和3年4月17日	1件
	開催方法の変更 (対面式からオンライン形式へ)		
26	ITサポーター育成研修	令和3年7月19日、28日	(計2回、18人)
	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言の発出が予想された時期であったため、web会議にて実施		
27	情報化推進リーダー研修	—	—
	対面での開催が困難になったことから中止とし、グループウェア内で研修資料を掲載した。		
28	初心者向けスマホ教室講師向け説明会	令和3年8月20日、25日	(計2回、6人)
	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言の発出が予想された時期であったため、web会議にて実施		
29	初心者向けスマホ教室	令和3年10月1日 ～12月17日	計画通り実施 (計29回、342人)
	感染症対策をしたうえで実施 (検温、参加者名簿の作成、ソーシャルディスタンスの確保、人数制限)		
30	富士市建設業者表彰式・研修会	令和3年7月15日	表彰:8人 認定:20社 参加者:181人
	会場をロゼシアター中ホールに変更 客席を一つおきに使用し距離を保った 一般・職員参加人数を制限し氏名を記録した		
31	令和3年度第1回富士市入札監視委員会	令和3年7月20日	—
	開催方法：Web会議 入札監視委員5名は個々の職場等からWebで参加し、事務局はまとめて1つのカメラで全体を表示した。		
32	令和3年度第2回富士市入札監視委員会	令和4年1月11日	—
	開催方法：Web会議 入札監視委員5名は個々の職場等からWebで参加し、事務局はまとめて1つのカメラで全体を表示した。		
33	市民税・県民税の申告期限の延長	令和3年3月16日 ～4月15日	—
	令和4年度の市民税・県民税申告については令和4年3月15日を申告期限としていたが令和4年4月15日まで延長した。		
34	市民税・県民税申告会場の設営の際の感染症対策	令和3年2月16日 ～4月15日	7階会場50人 ～150人/日
	消防庁舎7階申告会場はこれまでの会場規模の2倍の広さで対応した。職員と申告者との間にアクリルパーティションを設置するなど行った。申告書を送付した封筒には郵送での申告も可能であることを表記した。		
35	市民税・県民税申告催告の際の感染症対策	令和3年2月16日 ～3月15日	600通発送
	申告会場にはアクリルパーティションを設置して申告対応をした。申告書を送付した封筒には申告を郵送でできる旨を記入した。令和3年度については分散化をさらに図るために、申告対象者を4分割し申告期間をずらした案内を順次発送した。		
36	軽自動車税減免申請の受付会場変更	令和3年5月12日 ～5月24日	受付件数733件
	軽自動車税の減免申請受付場所を、市民税課から市民ロビーに変更した。		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
37	富士川ふれあいホール営業時間短縮	令和3年8月8日 ～8月19日	—
	まん延防止等重点措置により営業時間を20時までに短縮。		
38	富士川ふれあいホール営業時間短縮	令和3年8月20日 ～9月30日	—
	緊急事態宣言により営業時間を20時までに短縮。		
39	富士川ふれあいホール自主事業中止	—	—
	富士川ふれあいホールで実施している自主事業を中止。		
40	富士川ふれあいホール利用人数制限	令和3年4月1日 ～10月30日	—
	利用施設の利用人数の制限（定員の50%）		
41	富士市交流センター営業時間短縮	令和3年8月8日 ～8月19日	—
	まん延防止等重点措置により営業時間を20時までに短縮。		
42	富士市交流センター営業時間短縮	令和3年8月20日 ～9月30日	—
	緊急事態宣言により営業時間を20時までに短縮。		
43	富士市交流センター自主事業中止	—	—
	富士市交流センターで実施している自主事業を中止。		
44	富士市交流センター利用人数制限	令和3年4月1日 ～10月30日	—
	利用施設の利用人数の制限（定員の50%）		
45	富士市民活動センター開館時間短縮	令和3年8月8日～19日	—
	まん延防止等重点措置により営業時間を20時までに短縮。		
46	富士市民活動センター開館時間短縮	令和3年8月20日 ～9月30日	—
	緊急事態宣言により営業時間を20時までに短縮。		
47	富士市民活動センター自主事業延期	令和3年8月23日 ～9月30日	—
	富士市交流センターで実施している自主事業（3講座）を延期。		
48	日本語グループレッスン	オンライン実施 令和3年4月～9月	—
	年間4期（各期10回）実施（4月、7月、10月、1月開講）の日本語教室について、1期（4月開講）及び2期（7月開講）期については、オンラインで実施。		
49	日本語ボランティア養成講座	オンライン実施 令和3年4月 ～令和4年3月	—
	入門講座:年間2期（各期10回）1期（4月～6月）、2期（10月～12月）をともにオンラインで実施。 ステップアップ講座：オンラインで実施 ブラッシュアップ講座：オンラインで実施		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
50	外国人児童・生徒、保護者のための進学ガイダンス	令和3年5月30日	13家族
	例年5月に実施している懇談会を、参加人数を制限して実施		
51	夏休み学習サポート教室	令和3年7月28日 ～8月5日	11人
	例年、7月末から8月初めに3会場（富士市交流プラザ、ラ・ホール富士、富士見台まちづくりセンター）で、8日間程度実施している教室を、富士市交流プラザの1会場のみで実施。小学校の臨時休校による夏季休業の短縮を受け、期間を6日間に短縮する。		
52	日本語プライベートレッスン	令和3年8月8日 ～9月30日	—
	対面による日本語学習の休止。（オンラインによる学習のみ実施）		
53	おしゃべり交流サロン（国際交流協会主催）	令和3年12月12日	9人
	例年、外国人市民と日本人市民の交流の場として、まちづくりセンター等を会場に年1～2回程度実施している事業をオンライン方式で1回実施。		
54	第34回国際交流フェア（富士市委託・国際交流協会主催事業）	展示 令和4年2月5日、6日 ビデオ上映 令和4年2月13日	参加者 展示:団体21 ステージ発表:団体4 来場者 展示:364人 ステージ発表:121人
	例年、国際交流及び多文化共生の推進を目的に、ふじさんめッセを会場に、ステージ発表、屋内展示、屋外食品販売の3部門で実施しているイベントを、ロゼンアターを会場に、屋内展示及びステージ発表のみに変更して実施。また、来場者の特定ができるよう、入場時に氏名、連絡先を登録。		
55	新入学外国人児童の保護者向け 保護者懇談会	令和4年2月20日	11家族
	例年2月に実施している懇談会を、参加人数を制限して実施		
56	第19回日本語スピーチコンテスト（国際交流協会主催・富士市共催事業）	令和4年3月13日	参加者：9人 来場者：60人
	例年、外国人市民の日本語学習の成果の発表等を目的に、ラ・ホール富士を会場に実施しているコンテストについて、会場を富士川ふれあいホールに変更し、入場制限を設け、会場賞の選考は行わずに実施。また、来場者の特定ができるよう、入場時に氏名、連絡先を登録。		
57	（令和3年度）富士市男女共同参画審議会	第1回:令和3年5月31日 第2回:令和3年8月12日 第3回:令和3年8月17日 第4回:令和4年2月22日	各12人
	第1回…感染予防対策を講じて開催		
	第2回…感染予防対策を講じて開催		
	第3回…感染予防対策を講じて開催		
	第4回…書面開催		
58	（令和3年度）LGBT成人式SHIZUOKA2022	令和4年1月30日	30人
	オンライン開催		
	会場には市長、成人式実行委員、職員のみ 他来賓、参加者はオンライン参加		
59	（令和3年度）小・中学校での男女共同参画の視点からのキャリア教育授業	令和3年5月28日 ～令和4年1月27日	小学校11校 (内1校中止) 中学校8校 (内2校中止)
	感染予防対策を講じて開催 19校中3校は感染拡大のため中止した		
60	（令和3年度）富士市男女共同参画地区推進員	令和4年1月15日 ～2月19日	計154人
	各地区での集客を伴う講演等は中止。 ブロック事業は全6ブロックで感染予防対策を講じて実施。一部、予定日が感染拡大時期となったため、延期して実施した。 地区では一部啓発グッズやチラシの配布を行った。		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
61	(令和3年度) 女性のためのチャレンジセミナー	令和3年8月7日	25人
	会場とオンラインでのハイブリット開催		
62	(令和3年度) 男女共同参画学級開設委託事業	令和3年9月5日 ～令和4年3月12日	6団体
	感染予防対策を講じた対面形式またはオンライン形式で実施		
63	(令和3年度) 富士発・女と男のフォーラム	令和3年7月31日 ～令和4年2月6日	9事業
	感染予防対策を講じた対面形式またはオンライン形式で実施 また、主な開催会場であるフィランセがワクチン接種対応で貸館不可となっているため、各まちづくりセンターでの開催へ変更		
64	交通安全指導員委任・退任式、臨時総会の開催方法の変更	令和3年4月1日	—
	人数を縮小して開催した。		
65	交通安全指導員会総会の開催方法の変更	令和3年4月16日	—
	人数を縮小して開催した。		
66	交通安全指導員会総務部会の中止	令和3年4月20日	—
	書面開催に変更した。		
67	暴力団追放推進協議会・麻薬覚せい剤撲滅推進協議会の開催方法の変更	令和3年6月4日	—
	書面開催に変更した。		
68	高齢者交通事故防止モデル地区指定書交付式の開催方法の変更	令和3年7月2日	—
	書面開催に変更した。		
69	防犯パトロール講習会の中止	—	—
	職員対象の講習会を中止した。		
70	飲酒運転根絶啓発イベントの中止	—	—
	大型店舗での啓発活動を中止		
71	飲酒運転根絶啓発イベントの中止	—	—
	大型店舗での啓発活動を中止		
72	秋の交通安全運動 交通安全対策協議会役員会の開催方法の変更	令和3年8月19日	—
	書面開催に変更した。		
73	交通・防犯いきいき講座の中止	—	—
	東静岡高等学校でのいきいき講座の中止		
74	交通安全指導員会役員会の中止	令和3年9月7日	—
	書面開催に変更した。		
75	飲酒運転防止協力会役員会の中止	令和3年9月8日	—
	書面開催に変更した。		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
76	交通安全指導員全体研修会の中止	令和3年9月10日	—
	書面開催に変更した。		
77	交通安全運動初日街頭広報の開催方法の変更	令和3年9月21日	—
	セレモニーを中止、市職員・富士警察署・交通安全協会交通安全指導員のみで街頭指導・広報を実施した。		
78	交通安全指導員街頭指導の開催方法の変更	令和3年9月22日	—
	人数を縮小して開催した。		
79	飲酒運転根絶キャンペーンの開催方法の変更	令和3年9月24日	—
	人数を縮小して開催した。		
80	防犯まちづくり講演会の開催方法の変更	令和3年9月24日	—
	例年ラ・ホールで行っていた講演会を集客開催を中止し、動画を配信するオンライン開催に変更した。		
81	安全横断啓発キャンペーンの中止	—	—
	来店客が特定できず、延期が可能だったため中止とした。		
82	高校生サイクルマナーアップ街頭指導の規模縮小	令和3年9月28日	—
	人数を縮小して実施した。		
83	トワイライト無事故作戦の開催方法の変更	令和3年9月28日	—
	人数を縮小して実施した。		
84	主要交差点街頭指導の開催方法の変更	令和3年9月30日	—
	人数を縮小して実施した。		
85	第47回富士市生活展の開催方法の変更	令和3年10月4～8日 12月9日～17日	—
	イベントの規模を縮小し、市役所2階市民ホールで啓発パネルの展示を行った。		
86	交通安全指導員会新年交歓会の中止	—	—
	ラ・ホールで予定していた同会を中止した。		
87	富士市暴力追放・薬物乱用防止市民大会の開催方法の変更	令和4年2月5日	—
	代替事業としてラジオ番組放送		
88	交通安全指導員会安全教育部会の中止	令和4年2月15日	—
	書面開催に変更した。		
89	令和3年度第2回富士市消費生活モニター学習会の中止	令和4年2月15日 (2月上旬中止決定)	—
	第1回は予定通り開催したが、新型コロナウイルス感染症の市内の感染状況を鑑み、第2回は中止とした。		
90	交通安全指導員会安全総務部会の中止	令和4年2月21日	—
	書面開催に変更した。		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
91	富士市交通安全対策協議会役員会の開催方法の変更	令和4年2月25日	—
	書面開催に変更		
92	富士市交通安全指導委員会 役員会の開催方法の変更	令和4年3月1日	—
	書面開催に変更		
93	飲酒運転防止協会役員会の中止	令和4年3月16日	—
	書面開催に変更した。		
94	第1回富士市スポーツ推進審議会	7月	—
	書面開催		
95	富士市民水泳競技大会	—	—
	中止		
96	富士駅伝競走大会	—	—
	中止		
97	さわやか健康体操教室	前期:令和3年5月6日 ～7月13日 後期:令和4年1月6日 ～20日	前期204人 後期136人
	中期中止 後期途中から中止		
98	Let's美ボディ教室	前期:令和3年5月11日 ～6月8日 後期:令和4年1月14日 ～21日	前期:38人(託児16人) 後期:37人(託児17人) (3回目以降中止)
	中期中止 後期3回目以降中止		
99	アルティメット教室	—	—
	中止		
100	ウォーキング教室	—	—
	中止		
101	スポーツ医学講演会	—	—
	中止		
102	ドッチビー教室	令和4年1月14日 ～2月4日	31人
	途中から中止		
103	学校体育施設開放事業	令和3年4月 ～令和4年3月	—
	8/8～ 9:00～19:00まで開放。(学校体育施設利用条件厳守)		
	10/1～ 21:00までの利用を再開。(学校体育施設利用条件厳守)		
	R4.1.25～R4.3.21 まん延防止等重点措置の要請に伴い休止。 R4.3.21～まん延防止等重点措置の解除に伴い再開。(学校体育施設利用条件厳守)		
104	第54回富士市展・ふじ市民文芸第57号合同表彰式	令和3年4月17日	—
	延期開催		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
105	第55回富士市展	令和3年7月21日	出品点数：261点 招待作家出品：70点
	表彰式の開催場所・方式変更（3期まとめて開催） 作品受付を事前受付制のままとする		
106	令和3年度富士市総合文化祭	—	—
	中止		
107	令和3年度富士文芸フォーラム文芸あれこれ講座	—	—
	中止		
108	令和3年度富士文芸フォーラム文芸講演会	—	—
	中止		
109	令和3年度アートマネジメント講座	—	—
	中止		
110	スポーツ施設の利用貸出条件の一部緩和	令和3年4月	—
	4月1日より利用貸出条件の一部緩和（収容人数等）を実施した。		
111	砂山公園プールの令和3年度営業中止	—	—
	砂山公園プールの令和3年度営業の中止が決定した。		
112	スポーツ施設の20時以降利用停止	令和3年8月8日	—
	県東部全域にまん延防止等重点措置発令、その後県全域に緊急事態宣言が発令されたことに伴い、8月8日から9月30日の間、公社管理スポーツ施設の20時以降の利用を停止した。 ※10月1日より通常に再開		
113	令和3年度公社主催自主事業スポーツ教室の一部中止等	—	—
	第2回教室を8月初旬から中止、第3回教室を一部回数減、第4回教室を1月24日から中止とした。		
114	令和3年度公社主催スポーツイベントの一部中止	—	—
	①1 DAYヨガ中止 ②ビーチボール大会中止		
115	スポーツ施設の利用貸出条件の一部強化	令和3年8月	—
	8月23日より利用貸出条件の一部強化（収容人数等）を実施した。		
116	スポーツ施設の利用貸出条件の一部緩和	令和3年11月	—
	11月15日より利用貸出条件の一部緩和（収容人数等）を実施した。		
117	福祉計画推進会議の開催を書面会議に変更	令和3年7月16日 ～7月30日	—
	第1回目の福祉計画推進会議を新型コロナウイルス感染症の拡大を懸念し、書面開催に変更。		
118	社会福祉大会を縮小開催	令和3年11月5日	—
	例年実施していた活動発表と記念講演を取りやめ、中ホールにて表彰式のみ開催。表彰者以外の出席者も限定して実施。		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
119	福祉展をインスタグラムで開催	令和3年10月1日 ～10月31日	インスタ投稿数：55件
	例年ロゼンアター展示室で行っていた展覧会を、インスタグラムを用いた開催に変更。説明会もウェブ会議にて開催。		
120	社会福祉法人の指導監査の時間短縮	令和3年7月21日 ～12月23日	8件
	例年、1日ばかりで実施していた社会福祉法人の指導監査を半日で実施。		
121	各種団体における総会、理事会、定例会、研修会、会議などの縮小開催等	令和3年4月1日 ～令和4年3月31日	—
	民生委員児童委員協議会、遺族会、保護司会、更生保護女性会、悠容クラブ連合会といった各種団体における総会、式典、理事会、定例会、研修会、会議などの多くを縮小開催又は書面開催に変更した他、一部を中止した。		
122	社会福祉センター自主事業（講座等）の縮小開催	令和3年4月1日 ～令和4年3月31日	—
	文化教養の向上、健康の増進及びレクリエーションに関する講座等の指定管理者による自主事業については、受講者同士の間隔を空ける、人数制限を行う等の感染症対策を徹底した上で縮小開催とした。		
123	富士市家族介護者交流事業	—	—
	家族介護者のリフレッシュ、悩みやストレスの解消を目的に年4回交流事業の実施を予定していたが、開催を中止。		
124	生活・介護支援サポーター養成講座	—	—
	当初9月に予定をしていたが、1月に変更。1月も延期となり、3月に開催予定としたが、講師との日程調整が出来ず、中止とした。		
125	生活支援体制整備事業講演会	—	—
	一般市民向けに、今年度実施したお宝探しについての報告を予定していたが、中止		
126	生活支援体制整備事業 青葉台地区生活支援サポーター養成講座	—	—
	青葉台地区住民に対する、生活支援サポーター養成講座を予定していたが、中止。		
127	虐待防止講演会(一般向け)	—	—
	一般市民向けに、虐待防止に向けた研修会を予定していたが中止。		
128	虐待防止講演会(専門職向け)	令和4年2月1日～28日	アクセス:232件 アンケート回収:60人
	集合形式で予定をしていたが、動画配信にて開催		
129	生活・介護支援サポーター現任研修	①4月:窓口にて個別対応 ②8月:郵送にてアンケート調査の実施	①21人 ②39人
	生活・介護支援サポーターの研修や連絡会の実施 ①4月はサポーター個別対応、②8月は書面開催に変更、③3月は中止		
130	認知症サポーター養成講座	—	—
	認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職場において認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成する講座であり、月1回の定期開催と希望団体からの申込で実施する随時開催があるが、感染状況に応じて開催中止。		
131	若年性認知症のひと家族のつどい	—	—
	若年性認知症の人の介護の情報交換や交流の場を提供するために奇数月に1回開催していたが、感染状況に応じて開催中止。		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
132	認知症施策推進検討会	令和3年9月14日 令和4年2月8日	—
	認知症施策の推進のために関係者から多様な意見を聴取するとともに、関係機関同士の連携強化を図り、認知症の人が尊厳を保ち安心して暮らすことのできる地域づくりを進めることを目的に年3回開催していたが、感染状況に応じて、書面開催により実施。		
133	在宅医療・介護連携推進会議	令和3年9月28日 令和4年1月25日	—
	関係機関の多職種の委員から、在宅医療・介護に関する課題の抽出、対応策の検討等を行う。感染状況に応じて、中止、書面開催により実施した。		
134	高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会	令和3年5月28日 令和3年10月27日	—
	年2回開催をした。一回目の際には新型コロナウイルスの感染が拡大し警戒レベルがステージⅤに引き上げられたため、書面にて開催した。2回目については感染状況が落ち着いていたため、委員同士の間隔を十分にとり、対面にて実施。		
135	富士市地域密着型サービス運営協議会の書面開催	第2回：令和3年8月20日 ～9月13日 第3回：令和4年9月17日 ～10月8日 第6回：令和3年2月14日 ～3月8日	—
	書面にて開催		
136	介護に関する入門的研修の開催	令和4年1月16、23、 30日 2月6、13、20日	6人
	感染症流行時期を避け、感染対策を徹底して実施。		
137	介護認定審査会	令和3年9月 ～令和4年3月	1,310件
	介護認定審査会の開催時間の短縮を目的として、事前に委員から書面で意見をいただき、差異のある案件のみ従来通りの対面審査を実施する方式に変更した。		
138	介護認定審査会	令和3年4月 ～令和4年3月	170回
	介護認定審査会室で5名の委員で実施していたが、夜間の審査会のみ広い会議室で実施した。（昼は他会議室がとれなかったため審査会室で実施）		
139	介護認定審査会現任研修	—	—
	現任研修を中止とした。		
140	介護認定審査会総会	令和4年3月	—
	令和4年度総会を書面開催とした。		
141	市立幼稚園・保育園等の入園式への開催方法の変更	令和3年 4月上旬	—
	感染防止対策として、市立幼稚園・保育園・認定こども園の入園式への保護者の参加人数を制限し、入園式を実施した。		
142	「富士市就職・進学応援フェア」の中止	令和3年 6月第二日曜日	—
	保育士の確保対策として、ふじさんめッセを会場に実施する予定であった「富士市就職・進学応援フェア」を、感染拡大の防止を図るため中止した。		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
143	公立の幼稚園・保育園・認定こども園（保育園部）等への登園自粛要請	令和3年8月26日 ～9月30日	—
	1 施設の閉所等 感染防止対策のため、幼稚園、保育園、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、企業主導型保育施設に通う児童に対し、家庭保育可能な方には家庭保育をお願いする登園自粛を要請した。 2 保育料等の対応 保育料・給食費は還付（登園自粛の要請に応じて登園しなかった分）		
144	市立幼稚園・保育園等の卒園式への開催方法の変更	令和4年 3月下旬	—
	感染防止対策として、市立幼稚園・保育園・認定こども園の卒園式への保護者の参加人数を制限し、卒園式を実施した。		
145	施設全体やクラス単位での登園自粛要請	令和3年4月 ～令和4年3月	—
	園児や職員に感染者が確認された場合、施設の状況に応じて、施設全体やクラス単位で、国や県が示した隔離期間、登園自粛を要請した。		
146	日々の保育について	令和3年4月 ～令和4年3月	—
	センター内の感染症対策委員会の中で確認し、できる限りの感染症対策を行い保育が継続できるようにした。		
147	行事について	①令和3年4月8日 ②令和3年6月13日 ④令和3年10月23日 ⑤令和3年11月20日 ⑥令和4年2月7日 ⑦令和4年3月25日	①入園児親子17組、職員28人 ②親子44組、職員27人 ④親子55組、職員43人 ⑤親子55組、職員43人 ⑥親子47組、職員27人 ⑦卒園児親子7人、職員34人
	センター内の感染症対策委員会でその時の感染状況に合わせて中止、実施について検討を行った。（実施の場合、三密を避け、感染対策を行った） ①入園式：参加人数を減らし実施 ②家族参観日：例年より時間を短くして実施 ③遠足：緊急事態宣言が出ていたので中止とした。 ④運動会場所時間を分け、分散で実施 ⑤まつり：2部制で実施 ⑥家族参観日：例年より時間を短くして実施 ⑦卒園式：卒園児、付き添い保護者各2名、職員最小限で実施 （その他、毎月の面談、クラス行事、保護者学習会などその時の感染状況に合わせて中止、延期、実施などセンター内の感染症対策委員会にて検討）		
148	令和3年度 給食試食会	—	—
	感染状況が落ちづかず、拡大していることから、令和3年度は、中止とした。		
149	令和3年度 食育講座	令和3年7月8日、9日	2回 保護者7人
	全クラス実施予定だったが、感染拡大により、2クラス実施し、中止とした。実施に当たり、健康チェック、3密を避ける、手指消毒、マスクの着用、黙食等の徹底を行った。		
150	クッキング保育	各クラス計画の沿って	全体50回 園児317人 保護者1人
	みはら園クッキングの実施について（新型コロナウイルス感染予防対策）を作成し、それに沿って実施した。感染拡大の場合は、中止とした。		
151	親子教室 中止 縮減	—	—
	肢体不自由児グループ中止 幼児グループ グループ中止		
152	親子教室 縮減	令和3年10月1日 ～令和4年3月31日	全グループ:160回 親子:106組
	全グループ 最大8組（1部屋に職員込で20名以内）で実施		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
153	令和3年度 ぜん息児水泳教室	令和3年5月 ～令和4年2月	開催回数:14回 延べ出席人数:249人
	8月途中から9月まで、2月の教室を中止とした。		
154	令和3年度 呼吸機能訓練教室	令和3年5月 ～令和4年2月	開催回数:4回 延べ出席人数:29人
	5月、9月、2月の教室を中止とした。		
155	令和3年度 ぜん息・COPD講演会	—	—
	中止とした。		
156	令和3年度 看護師実務研修	—	—
	全回中止とした。		
157	介護予防サポーター交流会の実施内容変更	令和3年5月10日	36人
	各教室介護予防サポーター2名までの参加に制限。交流会での介護予防サポーター同士の意見交換は実施せず、研修会のみ実施した。		
158	ご近所さんの運動教室・ご近所さんの料理教室での感染拡大防止について	令和3年5月18日、8月18日、 令和4年1月24日に教室代表 者に通知文発送	消毒液の配布
	5月18日教室代表者に「新型コロナウイルス感染症に気をつけて通いの場を開催するための留意点（運営者・リーダー向け/参加者向け）」「ご家庭にある洗剤を使って身近な物の消毒をしましょう」を送付。8月18日教室代表者に緊急事態宣言が発令される8月20日～9月12日まで教室の開催を控えること、宣言が延期された場合は同様に開催を控えることを通知。R4.1.24に教室代表者に手指消毒の徹底等感染対策についての注意文を通知。教室へ消毒液を配布。		
159	介護予防サポーター現任研修の参加人数制限	令和3年7月15日 令和4年1月17日	参加者 第1課 4人 第2課 33人
	令和3年7月15日に開催した現任研修第1課は各教室1名まで、令和4年1月17日に開催した現任研修第2課は各教室2名までに参加者数を制限。		
160	介護予防サポーター養成講座での感染防止対策の実施	令和3年10月4日、 10月11日、11月15日、 12月6日	9人
	R3年度は募集人数を制限し、参加者の手指消毒と体温、体調確認を実施し、名簿にて体調管理を記録。感染拡大防止に努めた。		
161	離乳食講習会の中止及び開催方法の変更	①中止期間 令和3年8月18日 ～9月22日 ②個別相談期間 令和4年1月24日 ～3月16日	①年48回中、6回中止 ②個別相談 59組
	緊急事態宣言を受けて講習会を中止。その後再開するが、まん延防止等重点措置期間は、講習会での集団指導を中止して、一組ずつの個別相談に開催方法を変更。		
162	食生活推進委員会研修の中止及び開催方法の変更	研修中止期間 令和3年4月30日 ～8月26日、10月14日、 令和4年2月	総会は書面開催 研修会4回 役員会6回
	総会は書面開催。研修会は再開するが、調理実習や試食の活動を中止して少人数体制で講話形式で実施。		
163	食育弁当コンテスト表彰式 会場変更	令和4年2月	中学生6人
	「なんでも富士山2022」への出展とステージでの表彰式を取りやめ、ふじさんめっせ会議室に表彰式会場を変更した。		
164	富士市食育推進事業実行委員会 開催方法の変更	令和3年5月27日	11人
	令和3年度第1回富士市食育推進事業実行委員会を書面開催に変更。（第2回、第3回は通常開催）		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
165	富士市食育推進会議 開催方法の変更	令和3年7月7日	14人
	令和3年度第1回富士市食育推進会議・食育推進連絡会合同会議を书面開催に変更。（第2回、第3回は通常開催）		
166	富士市食育推進連絡会 開催方法の変更	令和3年7月7日	14人
	令和3年度第1回富士市食育推進会議・食育推進連絡会合同会議を书面開催に変更。		
167	富士市まちの保健室	令和3年5月12日 ～6月21日 令和3年11月再開	実施回数:14回 延べ人数:416人
	対象が全地区となる。令和3年5月再開し、新型コロナウイルス感染者の増加で6月で中止。11月から予約制で手指消毒、体温・体調確認し再開した。		
168	お母さんお父さん教室	令和3年4月 ～令和4年3月	実施回数:22回 出席者数 妊婦:585人 夫:306人
	緊急事態宣言、蔓延防止特例措置のため9月延期・1月中止。 電話予約制で実施。教室の出席者の人数制限、実施時間の短縮と入替制により参加希望者を受入れ。希望者への個別指導。 内容の変更（歯科講話中止、健診のみ実施・ブラッシング指導の実技の中止）		
169	思春期講座	令和3年10月 ～令和4年3月	実施回数:10回 参加者:1,062人
	予定中学校11校のうち、7校は抱っこ体験を中止し、講義のみの内容とし、実施。残り4校は、従来（講義と抱っこ体験）内容で実施予定だったが、1校は中止となった。		
170	1歳6か月児健康診査での感染対策及び集団教育の中止	令和3年4月1日 ～令和4年3月31日	実施回数:45回 参加者:1,814組
	検温、各所における消毒の徹底、健診ルートを一方通行とし、面接時間短縮を実施。感染状況に応じて、職員のフェイスシールドの着用、個別面接、課題の簡略化、フッ化物塗布を同日に実施せず個別での予約実施とした。健診1回あたりの対象者を約40人とし、受付時間を前半、後半と分けて案内。滅菌綿棒でのフッ化物塗布に変更した。計測時等横になる際は、個人ごとに防水シートを敷くようにした。集団教育のための講義は中止しテキストの配布を実施した。		
171	3歳児健康診査での感染対策及び集団教育の中止	令和3年4月1日 ～令和4年3月31日	講座:45回 参加者:1,815組
	検温、各所における消毒の徹底、健診ルートを一方通行とし、面接時間短縮を実施。感染状況に応じて、職員のフェイスシールドの着用、個別面接、課題の簡略化、フッ化物塗布を同日に実施せず個別での予約実施とした。健診1回あたりの対象者を約40人とし、受付時間を前半、後半と分けて案内。滅菌綿棒でのフッ化物塗布に変更した。集団教育のための講義は中止しテキストの配布を実施した。図書館職員による絵本の読み聞かせは中止し、配布のみとした。		
172	6か月児すくすく赤ちゃん講座での感染対策及び集団教育中止	令和3年4月1日 ～令和4年3月31日	講座:24回 参加者:1,049組 個別支援 電話467件、訪問31 件、来所69件
	12回中止した。中止対象者には個別支援を実施。再開後は、検温、各所における消毒の徹底、健診ルートを一方通行とし、面接時間短縮を実施。感染状況に応じて、職員のフェイスシールドの着用を行った。計測時等横になる際は、個人ごとに防水シートを敷くようにした。集団教育のための講義は中止しテキストの配布を実施した。図書館によるブックスタート事業は絵本配布のみ個別で行った。受付時間を前半、後半と分けて案内。		
173	にこにこ教室での感染対策	令和3年4月1日 ～令和4年3月31日	実施回数:9回 参加者:85組
	3回中止。必要な親子には個別で支援を実施。 再開後は検温、体調確認、消毒の徹底、子どもたちが交わって遊ぶ自由遊びやパラバルーン、親同士の交流を中止。親子だけで遊べるプログラムとしていた。		
174	プレババママ・先輩ババママ交流会	令和3年9月 ～令和4年3月	24地区15会場で15回 参加者:105人 協力者:55人
	・天間地区でリモート開催への変更を試みたが、参加者の同意が得られず書面開催に変更 ・富士北地区でもリモート開催を検討したが、参加者が対面なら参加希望とのことでまちづくりセンターでの開催に変更 ・体調確認、換気、消毒の徹底		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
175	入学式を少人数で実施	令和3年4月6日	
	入学式（来賓なし・在校生なし・保護者2名）、来校者の体調チェック		
176	戴帽式を少人数で実施	令和3年5月12日	—
	戴帽式（来賓なし・在校生なし・保護者1名）、来校者の体調チェック		
177	オープンキャンパスを時間制限、人数制限で実施	令和3年7月25日	来場者127人
	オープンキャンパスを時間ごとの完全予約制で実施		
178	講師会議を書面開催に変更	令和3年8月	—
	隔年開催の講師会議を書面開催に変更、全外部講師に書類を送付した。		
179	学生祭を学内実施	令和3年10月22日	—
	学生祭を学内で、学生・教職員のみで実施		
180	入学試験にコロナ対応追試験を設定	令和3年11月11日（推薦） 令和4年1月28日（2次）	追試者2人（2次）
	推薦入試、一般入試（2次）に際して、コロナ罹患者、濃厚接触者、発熱者等に対し、追試験を設定した		
181	卒業式を少人数で実施	令和4年3月5日	—
	卒業式（来賓なし・在校生なし・保護者2名）、来校者の体調チェック		
182	緊急事態宣言発出時等の全面オンライン授業等への変更	令和3年8月～9月 令和4年1月～2月	—
	緊急事態宣言発出、まん延防止等重点措置時等において、登校不可、全面オンライン授業に。臨地実習は期間の変更、またはオンライン実習、学内実習で代替実施。		
183	第28回富士山麓ブナ林創造事業	10月に環境部職員により植栽	植栽本数1700本 植栽面積1ha
	一般参加者による植栽イベントを一旦は延期としたが、感染状況の改善が見られないため最終的に中止した。植栽は10月に環境部職員が実施した。		
184	富士市公害防止地域連絡会議幹事会	—	—
	19地区の公害対策委員会代表が、各地区の活動内容・結果及び意見交換等を行う連絡会議を中止した。		
185	講座の中止	—	—
	富士市ごみマイスター研修会を中止した。		
186	会議の開催方法の変更	令和3年8月	1回
	富士市廃棄物減量化等推進審議会を書面開催とした。		
187	講座の開催方法の変更	令和3年4月 ～令和4年3月	小学校9校:延べ588人 中学校6校:延べ367人
	小学校・中学校でのごみ減量出前講座において、これまでは体育館等で学年全員を集め開催していたが、密集を避けるため、クラスごとに開催した。		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
188	出張受付	令和4年2月～3月	7か所のまちづくりセンターで実施 延べ85人に配布
	廃棄物対策課窓口で受け付けている生ごみたい肥化用容器の配布について、移動や密を最小限とするため、まちづくりセンターでの出張配布を行った。		
189	イベントの中止	—	—
	「ポイ捨てのない美しいまちづくり啓発活動」を中止した。		
190	客船「ばしふいっくびいなす」田子の浦港寄港歓迎事業	—	—
	客船「ばしふいっくびいなす」が田子の浦港への寄港を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴いツアーが中止となり、田子の浦港への寄港も中止となった。		
191	田子の浦みなとマルシェ開催	—	—
	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止		
192	富士川稚鮎放流事業	令和3年6月3日	—
	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、通常は地域の園児を招いて放流事業を実施していたが、職員のみで放流を実施した。		
193	富士市CNFプラットフォームセミナー2021	令和3年8月12日	開催方法の変更 (ウェブ配信型)
	富士市CNFプラットフォーム会員等を対象にしたCNFの研究開発動向、プラットフォームの活動計画・報告などを紹介するセミナー ※会場型+オンライン配信で計画していたが、静岡県のみまん延防止等重点措置の適用を受け、オンライン配信のみで開催		
194	第56回富士市発明くふう展 展示会	—	—
	発明くふう展の入賞作品を展示する展示会 ※政府が静岡県を対象に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を発令し、9月12日（日）まで適用されたことに伴い中止		
195	ふじのくにCNF総合展示会	令和3年10月1日	開催方法の変更 (ウェブ型)
	静岡県との共催によるCNFに関する展示会 ※会場型を計画していたが、ウェブ展示会に変更		
196	富士山紙フェア	—	—
	地場産業である紙パルプ産業のさらなる振興を図るため、紙パルプ業界、商工団体と行政が協力して紙のまち 富士市を全国に発信するイベント ※コロナ禍の状況を鑑み中止		
197	富士市中小企業等振興会議テレワーク推進部会の開催方法の変更	令和3年11月29日	9人
	富士市中小企業等振興会議第2回テレワーク推進部会について、WEB開催とした。		
198	田子の浦ポートフェスタ開催	令和3年11月21日	乗船体験者数 497人
	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、多くの方が来場する船内見学は中止し、乗船者が特定できる完全予約制での乗船体験だけ実施した。		
199	田子の浦振興ビジョン推進協議会「防災対策部会」	令和4年2月9日	—
	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、多くの方を会議室に集めることを避けるため書面開催での会議を実施した。		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
200	新産業創出研究セミナー（第3回）の開催方法の変更	令和4年2月25日	31人
	令和3年度の新産業創出研究セミナー（第3回）について、オンラインセミナーとした。		
201	労働安全衛生講座	令和3年10月3日	33人
	全国労働衛生週間に合わせて働く人の知識と理解を深めるための講座の実施。 オンライン生配信にて実施。 演 題：「おうちでもできる！キャンプ料理講座」 講 師：ボーイスカウト富士地区富士第2団 団委員長 高村 賢一 氏		
202	キッズジョブの開催中止	—	—
	様々な職業体験を通して、子ども達の職業観や勤労観形成のきっかけを作り、少年期から労働意識を醸成していくことを目的として開催。 令和3年度は、コロナ感染防止のため中止。		
203	キャリア教育支援事業の開催	年間を通じて	31校、3,954人
	市内小中学校等に企業の人材が講師として出向き、職業講話を行う。 小学校14校、中学校14校、高校3校、合計31校での実施。 学校で行われている感染症対策の元で実施。		
204	若者向けキャリア教育実践セミナーの開催	令和3年6月12日 ～令和4年1月17日 全8回	13人
	若年者の地元就労を促進するためのキャリア教育支援として、若年者向け離職率低下に繋がるセミナー全8回の実施。 マスク、手指消毒、間隔を取るなどの感染症対策を行い実施。 講師 一般社団法人careerCs 南谷幸子		
205	経営者向けセミナーの開催	令和4年3月1日	17人
	市内の中小企業振興のために、キャリア教育とインターシップで人材確保力アップを目指したセミナーの開催。会場とオンラインによる同時開催。 講師 (株)協働日本 村松知幸、大西剣乃介		
206	富士・富士宮地区合同企業ガイダンスの開催	令和3年4月12日 ～4月15日	72人、46校、48社
	就職を希望する学生と、人材を求める企業に出会いの場を提供することを目的として開催。コロナ対策としてオンラインで実施。		
207	学生と企業の交流イベントの開催	令和4年2月15日	7社、17人
	学生と企業の交流の場を提供すること及び学生に市内企業を認知してもらうことを目的として開催。オンラインで実施。		
208	富士市合同企業面接会の中止	—	—
	市内の一般求職者及び来春卒業予定の学生に対して、早期の就職を支援するため、企業採用担当者との面接方式による就職面接会を開催。令和3年度は、コロナ感染防止のため中止。		
209	企業就職面接会の開催	①令和3年6月29日 ②令和3年12月9日 ③令和4年2月22日	①16社、39人 ②8社、35人 ③8社、30人
	富士市内の企業に正規社員就職を希望する一般、新卒、若年者、シニアを対象とした企業就職面接会の開催。マスク、手指消毒、間隔を取るなどの感染症対策を行い実施。		
210	技能者表彰事業の実施	令和4年11月21日	技能功労者:8人 優秀技能者:9人 式典出席者:76人
	長く同一職業に従事して、技能の練磨・後進の育成等により、市民生活の向上に寄与し、功績のあった者に対し、市長から表彰を行う。 広い会場で実施し、客席等は間隔をあけて着席とした。終了後に例年実施していた祝賀会は中止とした。		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
211	技能フェスティバルの開催中止	—	—
	市民がものづくりの良さに触れる機会を提供し、また、体験や実演などを通じて技能職の魅力を広く知ってもらうことを目的に、キッズジョブとの同時開催で行う予定であったが、コロナの影響を考慮し中止とした。		
212	マイスターものづくり教室の開催の中止	—	—
	全国的にも通用する卓越した技術、技能者を、ふじマイスター「匠人」として認定。ものづくり及び技術・技能職に対する社会的認識を高め、その技術・技能の保存、伝承及び発展並びに後継者の育成を図るため、マイスターを活用したイベントとして、キッズジョブにてマイスターものづくり教室を開催予定も、コロナの影響を考慮し中止とした。		
213	富士本町軽トラ市の中止	—	—
	富士本町通りに約80台の軽自動車を配置し、農産品や食品及び雑貨等の対面販売を行い、商店街の活性化に寄与することを目的としており、例年6月、10月、2月の計3回開催しているが、コロナの影響を考慮し中止とした。		
214	吉原宿宿場まつりの中止	—	—
	吉原本町通りに、東海道の宿場町、吉原宿の歴史・文化・まちの魅力を詰め込んだ祭りをを行い、商店街の賑わい創出を図ることを目的として、10月に開催を予定していたが、コロナの影響を考慮し中止とした。		
215	吉原まるごとマルシェ中止	—	—
	吉原本町通りに、B-1グランプリに参加しているまちおこし団体の出展や、市内事業者等の個店がこだわりの逸品を販売し、商店街の賑わい創出を図ることを目的として、2月に開催を予定していたが、コロナの影響を考慮し中止とした。		
216	富士のふもとの大博覧会2021の中止	—	—
	ふじさんめっせにて、環富士山地域の食材や魅力を来場者やバイヤーに情報発信し、環富士山地域の連携による地域の発展を目的として、5月に開催を予定していたが、コロナの影響を考慮し中止とした。		
217	富士市労働事情対策懇話会の中止	—	—
	市内事業所や関係団体等と、労使関係の安定、勤労福祉の向上等、労働事情一般にわたっての情報や意見交換を行い、より良い労働環境を促進しようとするものだが、コロナの影響を考慮し中止した。		
218	富士市雇用対策協定運営協議会の書面開催	—	—
	富士市と静岡労働局と連携協力のもと、就労支援の強化を図るため年1回実施。コロナの影響を考慮し、書面開催とした。		
219	富士市産業交流展示場の利用制限について	—	—
	・休館はしていない。 ・貸館について、展示会（定員4,000名）やプロレス等の興行ともに収容率50%（別途収容率の目安を定めた表を作成）とする。会議等明確に定められていないものの会議室兼小展示場利用については、定員の50%以下（会議室3分の1で定員60名）を推奨。主催者に利用会場内での対策を求めており、「コロナウイルス感染症拡大防止に関する誓約書」の提出をもって利用を許可。また「感染疑い発生時の対応マニュアル」に基づいた行動をお願いしている。		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
220	富士市勤労者総合福祉センター（ラ・ホール富士）の利用制限について	—	—
	・会議室等を一定の制限をして貸館業務を行った期間 会議室等の利用者数は、定員2分の1以下として貸出を行うなど。 令和2年6月1日（月）～令和5年5月7日（日） ・トレーニングルームの一定の制限をした期間。 令和2年6月1日（月）～令和5年5月7日（日）		
221	富士まつり2021	①令和3年7月11日一次審査 7月25日決勝審査 ②令和3年7月19日～7月25日、 8月17日～31日、9月8日～21日 ③令和3年7月21日～9月24日 ・令和3年6月	①19名応募 ③動画31件、写真17件
	・開催中止 ①かぐや姫コンテスト実施 ②富士まつりパネル展「富士まつり いまむかし」実施 ③#富士まつり2021 ～画像でつなぐ市民の輪～ ・実行委員会書面開催（第3回）		
222	観光基本計画推進会議	令和3年9月6日 令和4年3月28日	—
	第1回 会議 オンライン開催 第2回 会議 オンライン開催		
223	「富士山登山ルート3776」懇話会	第1回:令和3年5月20日 第2回:令和3年10月	—
	第1回 検温実施、マスク着用 第2回 書面開催		
224	アーティストィックスイミング東京オリンピック最終予選事前合宿受入れ	—	—
	事前合宿中止		
225	飛込東京オリンピック最終予選事前合宿受入れ	—	—
	事前合宿中止		
226	ウルトラトレイル・マウントフジ2021	—	—
	中止		
227	東京オリンピック事前合宿受入れ	令和3年7月11～19日	スイス競泳16人 リヒテンシュタイン競泳1人 ルクセンブルク競泳5人 スイス飛込2人
	事前合宿の受入れは実施。市民交流等はすべて中止		
228	岩崎恭子・ミズノスイムチーム水泳教室	—	—
	中止		
229	チームQランニングクリニック	—	—
	定員を100人→50人に減らして計画するも緊急事態宣言延長のため中止		
230	友好都市からの訪問団受入事業	—	—
	嘉興市からの訪問団（学生、政府、友好）の受入事業の中止		
231	富士市・オーシャンサイド市30周年記念事業	—	—
	オンラインによる市長対談（署名式）、富士市紹介動画の作成		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
232	富士山女子駅伝	令和3年12月30日	ボランティア：約2,300人 大会：336人
	前日レセプション開催中止 ボランティアに70歳以下の年齢制限を設けた ボランティアは大会1週間前から健康チェックシートへ記入し当日提出 沿道での応援自粛		
233	富士山サイクルロードレース	令和4年3月19日、20日	来場者：約15,000人 選手：365人 ボランティア：386人 ※いずれも延べ人数
	大会関係者全員（運営スタッフ、競技役員、ボランティアなど）へ大会前72時間以内に抗原定性検査を実施 参加選手は大会前72時間以内の抗原定性検査が陰性であることの証明を提出 関係者全員、大会1週間前から健康チェックシートへ記入し当日提出 来場者へマスクの着用、大声の禁止、ソーシャルディスタンスの徹底、体調不良者への来場自粛の周知		
234	富士山登山ルート3776	令和3年7月～9月	—
	「Withコロナ時代の新しい富士登山のマナー」（県の方針）を踏まえ、コロナ禍におけるルート3776の挑戦方法について、情報発信を行った		
235	富士市鳥獣被害防止対策協議会総会	令和3年5月28日	書面決議賛成12人
	総会の書面開催		
236	富士市農業振興推進協議会生活改善部持ち寄り発表会	—	—
	中止		
237	富士のお茶グランプリ	—	応募者70人に送付
	イベントの開催を中止し応募者にテキストと急須を送付		
238	鳥獣被害防止対策講習会	令和3年10月27日	23人
	講習会の実施時期を延期		
239	親子木工教室の開催中止	—	—
	感染の影響により、前年に引き続き、ふじさんめっせのイベント内で実施していた親子木工教室の開催を中止した。		
240	富士市保健休養林丸火自然公園における新型コロナウイルス感染症対策	令和3年4月25日～	—
	新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が再発令され、該当する地域の方には期間中の利用自粛をお願いした。		
241	富士市保健休養林丸火自然公園における新型コロナウイルス感染症対策	令和3年7月12日～	—
	新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が東京都で再発令され（沖縄県は継続）、再発令された地域の方から予約や問い合わせがあった場合は自粛の実施し、ホームページでも対応についての情報を掲載した。		
242	富士市保健休養林丸火自然公園における新型コロナウイルス感染症対策	令和3年8月20日 ～9月30日	—
	新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が静岡県に発令され、期間中のキャンプ場について新規予約は受け付けない事とした。 また期間中に既に予約をした県内の方については十分にコロナ対策をすることを条件に利用を認める事とした。 また公園内の駐車場利用に関しては県外の方へは利用の自粛をお願いをし、駐車場入り口に看板を設置した。 バーベキュー場については屋外であってもリスクの要因になることから閉鎖をし、公園入口等に看板を設置し、またホームページにも掲載をしている。		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
243	森林経営管理権集積計画説明会	令和3年7月～9月 令和3年11月～12月	6回:64人 4回:24人
	感染拡大防止のため、説明会の回数を増やし、1回当たりの参加人数を制限したほか、予約制にした。		
244	令和3年度都市計画審議会	1回：令和3年7月8日 2回：令和4年1月26日	—
	基本的対応		
245	東部ブロック都市計画協会	—	—
	視察研修中止		
246	岳南広域都市計画協会	情報交換会：令和3年8月27日 初任者研修：令和3年10月15日	—
	情報交換会（基本的対応）、初任者研修（Zoom開催）、先進地視察（中止）		
247	都市計画道路変更説明会	令和3年8月26、30日 9月1、3、7、9、13、 15、17日	—
	マスク、消毒などの基本的対応		
248	都市計画マスタープラン庁内検討委員会	1回:令和3年9月10日 2回:令和3年12月22日	—
	1回目（書面開催）、2回目（基本的対応）		
249	市街化調整区域の地区計画勉強会	浮島地区 1回目令和3年11月20日 2回目令和4年2月10日 大北地区 1回目令和3年12月17日	—
	浮島地区：1回目（基本的対応）、2回目（延期） 大北地区：1回目（基本的対応）		
250	復興まちづくり訓練	令和3年12月14日	—
	マスク、消毒などの基本的対応		
251	市自主運行バスの運休	令和3年8月10日 ～9月30日	—
	「まん延防止等重点措置」「緊急事態宣言」の静岡県内適用に伴い、市自主運行バス「ぐるっとふじ（夜ルート）」を一部運休とした。 ・左まわり…吉原中央駅22:30発（最終便） ・右まわり…吉原中央駅23:05発（最終便）※8/23以降、22:15発も運休		
252	バスの日イベント中止	—	—
	9/20のバスの日にちなみ、例年、バス事業者と共催でイベントを開催していたが、中止とした。		
253	市自主運行バスの運休	令和4年1月27日 ～3月21日	—
	「まん延防止等重点措置」の静岡県内適用に伴い、市自主運行バス「ぐるっとふじ（夜ルート）」を一部運休とした。 ・左まわり…吉原中央駅22:30発（最終便） ・右まわり…吉原中央駅23:05発（最終便）		
254	富士市公共交通協議会の書面開催	令和4年1月31日	—
	開催方法を書面協議に変更した。		
255	富士市開発審査会	令和3年5月31日 ～6月18日	—
	書面開催（第105回）		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
256	富士市開発審査会	令和3年7月29日 ～8月27日	—
	書面開催（第106回）		
257	富士市開発審査会	令和4年1月28日 ～2月18日	—
	書面開催（第109回）		
258	富士市景観審議会	令和3年10月29日 ～11月12日	—
	書面開催（第1回）		
259	富士市景観審議会	令和4年2月2日	—
	中止（第2回富士市広告景観賞表彰式） ※受賞者には、個別に表彰状等を配付		
260	第1回富士駅北口まちなか空間活用検討会	令和3年5月 →7月28日に延期	—
	開催を対面で開催できる時期まで延期。		
261	第2回富士駅北口まちなか空間活用検討会	令和3年8月 →10月28日に延期	—
	開催を対面で開催できる時期まで延期。		
262	第5回富士駅北口まちなか空間活用検討会	令和4年1月26日	—
	オンラインで開催。		
263	社会実験エキキタテラスvol.1の延期	令和4年3月12日 →4月9日に延期	来場者数約3,000人
	新型コロナウイルス感染症が急拡大し始めたため中止。行動制限が緩和される時期に実施日を延期し実施。		
264	春堀（春季河川清掃）の自粛要請	令和3年4月4～11日	16団体実施 （延べ2,814人）
	・説明会を中止し、各町内会（区）へ文書でお知らせした。 また、各町内会（区）へ自粛を要請した。		
265	水防訓練の実施方法の変更	令和3年5月9日 ～6月13日	水防団延べ256人
	・全体での訓練を中止し、分団ごとに訓練を実施した。		
266	水害危険箇所合同巡視の参加者の縮小	令和3年6月19日	水防団34人
	・地区代表者等の参加は取りやめ、水防団のみで実施した。		
267	水辺探検隊の中止	—	—
	・感染拡大防止のため、中止した。		
268	イベントの中止	—	—
	マンホール&史跡探訪ウォーキング		
269	簡易水道組合研修会の中止	—	—
	例年3月に開催し、当年度業務委託完了手続き、次年度委託契約に係る説明等を実施していたが、集合研修会を中止し、職員が各組合長宅を訪問することで代替とした。		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
270	令和3年度富士市立中央病院経営懇話会	—	—
	外部評価委員で構成する令和3年度富士市立中央病院経営懇話会について、会議形式での開催を控え、書面開催とした。		
271	令和3年度富士市病院相互連携会議	—	—
	当院を含めた市内9病院で構成する令和3年度富士市病院相互連携会議を中止した。		
272	富士市立中央病院出前講座（令和3年度）	—	—
	富士市立中央病院出前講座を中止した。		
273	院内コンサート（令和3年度）	—	—
	毎年、夏冬2回開催している院内コンサートを中止した。		
274	第35回富士市消防まつり	—	—
	中止		
275	令和4年富士市消防出初式	令和4年1月9日	—
	富士市文化会館（ロゼシアター）に場所を変更し、参加人数を縮小し開催した。		
276	消毒用備品の購入	令和4年3月～5月	市内9署所 各1台
	庁舎内及び消防車両内を消毒するため、室内除菌脱臭装置を購入した。		
277	指導救命士養成研修	—	—
	中止		
278	静岡県消防学校	①令和4年1月～3月 ②令和4年2月 ③令和4年3月	—
	① 救急科（第31期） 一部リモート講義		
	② 実践的大規模災害対応講習（第4回） リモート講義		
	③ 予防査察・危険物科（第6期） リモート講義		
279	職員採用試験【夏日程】	二次:令和3年8月4日 三次:令和3年8月25日	—
	二次試験及び三次試験（各面接試験）をリモートにて実施した。		
280	応急手当普及啓発活動について	令和3年11月11日 ～令和4年1月27日	—
	今後の応急手当普及啓発活動について、中止基準、再開基準、Eラーニングの導入を決定した。 ・中止基準：県新型コロナウイルス警戒レベル3以上、市内にクラスター発生 ・再開基準：県新型コロナウイルス警戒レベル2以下		
281	応急手当普及啓発活動	令和4年1月27日	—
	・中止基準：国の評価レベル2以上となった場合 ・再開基準：国の評価レベル1以下となった場合		
282	富士市防火協会総会	令和3年5月27日	58事業所62人
	ソーシャルディスタンスを保つため、広い会場を設定し参加者の座席の間隔をあけた。		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
283	甲種防火管理新規講習会	令和3年6月29、30日 令和4年2月7、8日	第1回:受講者40人 第2回:受講者56人
	第1回・第2回 ソーシャルディスタンスを保つため、参加人数を減らし開催 * 通常100名程度の募集を40名・60名に削減		
284	富士市防火協会役員・会員視察研修	—	—
	中止		
285	消火技術競技大会事前研修会	—	—
	中止		
286	消火技術競技大会	—	—
	中止		
287	富士市防火協会 第3回理事会	令和3年10月13日	—
	書面会議に変更		
288	応急救護の中止	—	—
	応急救護指導をコロナ感染拡大防止のため中止した。		
289	花火教室の中止	—	—
	幼稚園児、保育園児、小学生を対象とした花火教室を中止、花火の正しい遊び方のDVDを作成し配布した。		
290	一人暮らし高齢者宅の防火診断の中止	令和3年11月 ～令和4年3月	—
	コロナ感染拡大防止のため、地区民協、民生委員と協議し、対象者のうち希望者のみ実施した。		
291	応急救護の中止	—	—
	応急救護指導をコロナ感染拡大防止のため中止した。		
292	花火教室の中止	—	—
	幼稚園児、保育園児、小学生を対象とした花火教室を中止し、花火の使用方法的DVDを作成し配布した。		
293	一人暮らし高齢者宅の防火診断の中止	令和3年11月 ～令和4年3月	—
	コロナ感染拡大防止のため、地区民協と協議し、対象人数を減らし実施した。		
294	教育委員会会議定例会における移動教育委員会会議の中止	令和3年11月22日 →11月19日	市立高校 →教育プラザ
	教育委員研修兼移動教育委員会会議として、教育施設を訪問を予定していたが中止とし、それに伴って会場と開催日を変更した。		
295	第2回東小学校の学校教育の未来を考える会の延期	—	—
	東小学校の適正規模化について、地区住民から意見を伺うために設置している「東小学の学校教育の未来を考える会」の第2回の開催について、新型コロナウイルス感染症の感染状況や学校行事の開催状況を考慮して延期とした。		
296	教育委員会会議2月定例会における教育委員のWEB参加	令和4年2月21日	—
	教育委員2名が濃厚接触者に指定されたため、当該委員はWEB参加をした。		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
297	感染症予防に伴う臨時休業について（通知）	令和4年3月3日 ～3月19日	—
	1 臨時休業期間 令和4年3月3日から令和4年3月19日（木）まで 2 卒業式について 卒業式を実施する場合には、感染防止のための措置を講じたり、必要最小限の人数に限り開催したりする等の対応をとる。		
298	富士市内全小中学校臨時休業	令和3年4月9日 ～5月31日	—
	1 臨時休業期間 令和3年4月9日から令和3年5月31日（金）まで 2 預かり教室 小学校1・2年生を対象に行う。（仕事で保護者が家庭にいない児童のみ） 保険料を市が負担（前期）、保護者負担（後期5/7～）		
299	分散登校	令和3年5月22日 ～5月29日	—
	1 分散登校の仕方 ・各学級を半分（AとB）に分ける。 ※グループ分けについては、別途連絡します。 Aグループは、22日、26日、28日 午前中 授業実施 Bグループは、25日、27日、29日 午前中 授業実施 ・預かり教室以外の児童生徒は、授業終了後下校する。 2 登校上の留意点 ① 登校時における体温等健康状態の確認を徹底する。 ② マスクを着用し、手洗いや咳エチケットを徹底する。 ③ 児童生徒の机の間を十分にあげ、前向き状態で授業等を行う。 ④ 教室は2方向の窓を常時開放し、換気を徹底する。 ⑤ 多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）への消毒等、環境衛生の保持に努める。 ⑥ 互いに一定の距離をおいて生活するよう配慮、指導する。		
300	中学校林間学校、修学旅行延期	—	—
	【林間学校（中2）】（16校中） 実施：9校 中止：7校 県内日帰り 4校（朝霧、こどもの国、ミルクランド） 県外日帰り 5校（西湖、豊丘） 【修学旅行（中3）】（16校中） 実施：11校 中止：5校 県内日帰り 8校（静岡、浜松、下田） 県外日帰り 3校（富士急、富士吉田）		
301	令和2年度修学旅行等のキャンセル料について	—	—
	修学旅行、林間学校において、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学校単位でキャンセル料が発生した場合、市が2分の1を負担する。ただし、個人の不安等の理由により、キャンセル料が発生した場合は除く。		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
302	夏季休業短縮	—	—
	臨時休業による授業不足分を、確保する。 1 授業時数の確保について（平均不足時数 小：165時間 中：170時間） ※(1)～(6)により、不足分の時数を確保する。 (1) 長期休業日の短縮 ① 夏季休業 ・8月8日（土）～8月23日（日） ② 冬季休業 ・12月28日（月）～1月4日（月） ※①・②の合計で、75～77時間確保 (2) 分散登校（休業の前倒し） → 授業日数としてカウント ※最低9時間確保（3時間×3日） (3) 時間割の工夫 ① 小学校における週3日程度モジュールの実施 ② 中学校における水曜日6時間授業の実施 ※6月からの実施で、37時間確保可能 (4) 打ち切り時数や予備時数の復活 ・各種研修会の中止 ・会議等の精選 (5) 行事の精選 ・運動会、文化発表会、修学旅行等 ・行事のための練習時間 ※(4)・(5)で不足時数を補充することで、35～40時間確保可能		
303	教職員表彰、教育講演会、夏季研修等中止	—	—
	【教職員表彰・教育講演会】 中止 【市教委による学校訪問研修】 授業参観は無し、指導主事が校内研修に参加し、15分程度「指導の重点」について説明する。 【富士市一斉授業研究】 中止		
304	運動会、文化発表会の延期・中止	—	—
	【運動会】 小学校27校中 実施：27校（すべての学校で半日以下の時間で実施） グランドでの活動を一部の学年とした：25校 全校児童と一緒に活動した：2校（東小 大淵二小） 中学校16校中 実施：11校 中止：5校 半日以下の時間で実施 8校 1日実施 3校 グランドでの活動を一部の学年とした 6校 全校生徒と一緒に活動した 5校（吉原二中、元吉、東、富士、田子浦）		
305	小学校修学旅行延期	—	—
	【自然教室（小5）】 27校中 丸火自然公園にて実施 27校 日帰り26校（内3校は、日帰りを2日間実施） 【修学旅行（小6）】 27校中 日帰り：26校 一泊：1校 県内：15校（静岡、浜松、伊豆） 県外：12校（山梨）		
306	冬季休業短縮	令和3年12月28日 ～令和4年1月4日	—
	12月28日～1月4日		
307	科学作品展	—	—
	各校3点まで 富士教育会館に作品展示する		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
308	市主催研修会	令和3年3日 ～令和4年1月4日	—
	年代別研修などの市主催の研修は、書面開催にしたり、個別訪問にしたりした。1月以降は、集合開催を行えるものについては実施した。		
309	会議室の貸し出しの中止	—	—
	対応方針により5月まで貸し館を中止した。		
310	通級指導教室	—	—
	学校の休業時と分散登校の時期は、休級とした。夏休み明けから本格的に開始した。		
311	富士市青少年体験交流事業「キズナ無限∞の島」	—	—
	事業の途中中止（令和3年8月3日） ※事前研修は実施 ※参加費は全額返金 ※事前研修で1日活動を共にした研修生には、本研修中止決定後、実行委員からのメッセージ動画に対する研修生のコメントをまとめた冊子を送付した。 中止理由 （1）富士市の直近1週間の人口10万人あたりの新型コロナウイルス感染症の陽性者数が、13.9人（7/29）→26.2人（8/2）と増加傾向にある。 市長から市民に向けて、改めて不要不急の外出や家族以外との会食は避けてほしい等の感染防止対策を徹底するようなメッセージが発せられている中で、事業実施の整合が取れない。 （2）教育委員より、開催について強い反対意見があった。教育委員会の主催事業として、教育委員の意向は無視できない。		
312	富士市・雫石町少年交流事業	—	—
	※事後研修中止（静岡県にまん延防止等重点措置が適用されてことにより、8月11日に中止を決定した） ※事業の一部変更 例年、岩手県雫石町で訪問する時には、羽田空港でANA機体工場見学を実施しているが、コロナの影響で、羽田空港での見学が中止となった。		
313	成人式	令和4年1月9日	2部形式で実施 参加者：1,873人 (参加率 70.8%)
	新型コロナウイルス感染症対策として、会場にて中学校ごと2つに分けた2部形式で行った。		
314	富士市青少年問題協議会	令和4年2月9日	—
	協議会の開催方法を書面開催に変更 講演会をウェブサイト上での動画視聴とした。		
315	青少年育成ボランティア養成講座	—	—
	事業の中止		
316	少年自然の家イベント（自主事業）の中止	—	—
	静岡県に緊急事態宣言が発令された期間（令和3年8月20日～9月30日）及びコロナ感染症が拡大した2月に予定をしていた自主事業は中止とした。		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
317	少年自然の家イベント（自主事業）の開催方法の変更	令和3年4月 ～令和4年3月	令和3年度6事業 定員変更
	令和2年6月1日よりコロナ対策ガイドライン（施設利用定員収容率50%を上限）を設けて開所した。ガイドラインに伴い室内での実施や食事を伴う事業については従来の定員の50%に変更して実施をした。		
318	まちづくりセンター講座（部分中止等）	令和3年8月8日 ～令和4年1月29日	開催講座数297講座
	緊急事態宣言・まん延防止等重点措置等に合わせ、随時、一部の講座を中止・延期・縮小開催		
319	富士市社会教育委員会議（書面開催へ開催方法の変更）	令和3年6月8日、 8月25日、令和4年2月1日	4回開催 （書面開催3回）
	緊急事態宣言・まん延防止等重点措置等に合わせ、一部の会議の開催方法を書面開催へ変更		
320	カウンセリング講座	—	—
	カウンセリングの技法による青少年への適切な対応を学ぶ、平成9年開講の啓発事業。時期を延期し、開催を検討したが緊急事態宣言が発出され中止。		
321	青少年指導委員の補導措置会議（班長会）及び補導活動	令和3年4月 ～3月の第1月曜 （5月以外は開催）	11回開催 延べ326人
	青少年非行防止の補導活動を担う青少年指導委員の地区代表者が集まり、補導計画の検討や青少年の問題行動等を情報交換する月に一度の会議。5月のみ書面開催とした。補導活動は各地区それぞれの判断で実施。		
322	合同相談会	令和3年9月4日 合同相談会中止 令和4年2月12日は開催	1回開催 33組45人
	ニートやひきこもり・不登校・発達障害等様々な悩みや困りごとを抱えている概ね40歳未満の方やその家族を対象に相談機関・学習支援団体・就労支援団体・親の会等がブースを設置し、個別に悩みに対応する相談会。9月は中止し、2月は開催した。		
323	サポーター養成講座	令和3年8月7日中止 令和4年1月15日実施	1回実施 44人参加
	ニートやひきこもり・不登校など社会生活を円滑に営むことが困難な若者のサポーターを養成するために年2回実施。1回目は中止。		
324	市民歴史講座の定員を削減して実施	令和3年5月26日、 6月2、9、16、23、30日	受講者数70人
	募集定員を90人から70人に変更して実施した。受講者へ、検温や手の消毒の協力をしていただき、感染対策をしながら実施した。 受講者の座席を把握し、感染者が出た場合、周辺に座っている受講者へすぐに連絡ができるようにした。 東京都などに緊急事態宣言がでている状態だったため、東京都在住の講師には、会場に来ていただく代わりにオンラインで会場とつなぎ、講義を行っていただいた。		
325	古谿荘庭園公開	令和3年11月3日	参加者225人
	感染拡大防止のため、職員だけの対応とし、募集人数を減らして公開を1日間として開催した。 参加申込者は静岡県内在住に限定した。 参加者には、検温や手の消毒に協力をしていただき、感染対策をしながら実施した。 いままで、グループで案内をしながら庭園公開をしていたが、集団で密になるため、自由散策として人が密集しないように庭園公開をおこなった。		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
326	ふるさと芸能祭	-	-
	感染症がまん延しており、不特定多数の入場者が見込まれる催事であることから中止とした。		
327	富士山かぐや姫ミュージアム 施設の貸出利用制限	令和3年4月1日 ～8月10日	-
	マスク着用、定員制限、飲食禁止、使用時間短縮、検温、換気、使用前後の備品消毒などの利用条件を設けた上で、令和2年7月4日（土）から貸館を再開		
328	富士山かぐや姫ミュージアム 施設の貸出中止	令和3年8月11日 ～9月30日	-
	工芸棟・実習室等貸出施設：貸出中止		
329	富士山かぐや姫ミュージアム 施設の貸出利用制限	令和3年10月1日 ～令和5年2月20日	-
	マスク着用、定員制限、飲食禁止、使用時間短縮、検温、換気、使用前後の備品消毒などの利用条件を設けた上で、10月1日から貸館を再開		
330	令和3年8月・9月 主催講座やイベントの中止、延期、開催方法の変更	令和3年8月、9月	-
	8月6日（金）戦時中の料理⇒講座内容を公式YouTubeにて動画配信、9月19日（日）かやぶき農家の癒しのおんがく会、9月23日（木祝）かまど飯を食べよう！		
331	令和3年10月 主催講座やイベントの延期	令和3年10月	-
	10月3日（日）博物館の日⇒11月7日（日）に延期、10月17日（日）かやぶき農家の癒しのおんがく会⇒12月19日（日）に延期		
332	令和3年度第1回博物館協議会の書面開催	令和3年11月15日	-
	日時：令和3年11月15日（月）会場：書面開催(新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため) 報告事項 1. 博物館協議会会長の選任について、2. 職務代理者の選任について 議 題 1. 令和2年度本館観覧者数報告、2. 令和3年度事業報告（4月～10月末）、 3. 令和3年度事業計画（11月～3月末） 4. 第2回博物館協議会の開催予定日について		
333	令和4年2月 主催講座やイベントの中止	令和4年2月	-
	2月6日（日）博物館の日、2月13日（日）テーマ展ギャラリートーク、		
334	令和4年3月 主催講座やイベントの中止	令和4年3月	-
	3月13日（日）かまど飯を食べよう、3月19日（土）第58回企画展ギャラリートーク、3月27日（日）かやぶき農家の癒しのおんがく会		
335	子どもの日ワークショップ「あがれ！！こいのぼり」	令和3年5月5日	18人
	時間を決めず、開館時間内随時対応として実施		
336	空飛ぶこいのぼりをつくろう	令和3年5月5日	16人
	簿の作成、手指消毒、大勢が集まらないように時間を決めずに随時受付して実施		
337	夏休み読書感想文書き方講座	①令和3年7月25日	①21人
	募集定員を削減、間隔をあけて配置して実施	②令和3年7月30日 ③令和3年7月27日 ④令和3年7月28日	②14人 ③15人 ④15人

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
338	「夏期夜間開館」の中止	—	—
	8月の平日（火曜日から金曜日）、通常午後5時までの開館時間を午後7時まで延長開館していたが、その事業を中止		
339	「絵本の中のお菓子を作る講座」の中止	—	—
	絵本の中のお菓子を作る講座を中止		
340	古文書入門講座	令和3年10月16、24日 11月13、21日	96人
	連続講座のうち9/11、9/19の回を中止。入室人数を制限するため、同じ内容を3回ずつ実施。体温測定、手指消毒、間隔をあけて着席。		
341	児童文学講座『安野光雅「旅の絵本」を旅しよう！』	令和3年10月23日	22人
	募集定員を親子12組とする。（視聴覚室定員80人のところ）		
342	文化の日ワークショップ「やっこつなぎのコースター」	令和3年11月3日	10人
	時間を決めず、開館時間内随時対応とする。		
343	富士文庫特別コレクションを知る講座	令和3年11月14日、 12月12日、令和4年1月9日	31人
	全5回講座のうち4、5回を中止		
344	ワークショップ「ぐるぐるかけたらかさねてツリー」	令和3年11月24日 ～12月4日	12人
	行事減少に鑑み特別開催		
345	わらべうたを楽しもう！	①令和3年11月25日 ②令和3年11月26日	①15人 ②23人
	会場定員の半数以募集		
346	図書館Day	令和3年11月27日	—
	各イベント人数制限・参加者を把握して実施。		
347	「昔話をきく会」の中止	—	—
	昔話をきく会を中止		
348	「とびだす「クリスマス絵本」をつくろう」	令和3年12月11日	25人
	募集定員を親子10組とする。（視聴覚室定員80人のところ）		
349	ワークショップ「うずまきのミニツリー」	令和3年12月17日	14人
	行事減少に鑑み特別開催		
350	影絵と音楽の世界	令和4年1月22日	45人
	会場定員の半数以募集		
351	ワークショップ「スクラッチカードを作る」	令和4年2月16日	19人
	行事減少に鑑み特別開催		
352	一般講演会「野菜づくりのコツと裏ワザ」	令和4年3月20日	58人
	参加人数を30人とし、2回開催。講師は来館せずZOOMによるリモート講座。		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
353	ビジネス支援講演会	令和4年3月21日	14人
	募集定員20人のため、視聴覚室（定員80人）を使用		
354	ブックスタートふじ事業	毎週火曜日	1,492人
	趣旨の説明や読み聞かせの実演はせず配布のみ。配布ボランティアは不参加で職員のみ。		
355	セカンドブックふじ事業	毎週金曜日	1,491人
	趣旨の説明や読み聞かせの実演はせず配布のみ。		
356	乳幼児ふれあいおはなし会	通年	884人
	8月～10月中止、11月～再開。1/19～3/31中止。		
357	おはなし会	毎週木曜日	—
	8月・9月中止、10/7～再開。1/19～3/31中止。		
358	おはなし会	毎週木曜日	276人
	9月、1/27～3月中止。1回の参加人数を制限し、2部制とする。また参加者の連絡先を記録、2週間保管とする。		
359	おはなし会	毎週土曜日	81人
	6/5～10/30中止 11/6～再開 参加者の連絡先を記録、2週間保管とする。		
360	おはなし会	毎週土曜日	255人
	8/7～9/25中止 1/29～3月中止 参加者の連絡先を記録、2週間保管とする。		
361	びよびよぶんこ	毎月第4金曜日	56人
	1/28～3月中止。1回4組までの事前申し込み制とし、2部制とする。		
362	入学式	令和3年4月7日	—
	・来賓招待者を縮小 ・保護者の列席は各家庭最少人数とするよう協力要請 ・国家・校歌等の斉唱なし（CDを流す）		
363	PTA・後援会合同総会	令和3年5月12日	—
	・書面開催		
364	文化祭（南稜祭文化の部）	ステージ部門 令和3年6月5日 校内発表部門 令和3年6月6日	—
	・ステージ部門：ロゼシアター大ホールから学校体育館へ会場変更 2・3年生は体育館で鑑賞、1年生はパソコン教室でライブ配信を鑑賞 ・校内発表部門：保護者及び一般客の入場を制限（生徒のみで実施） 食品販売を加工済食品のみに制限		
365	中学生一日体験入学	令和3年8月4日	—
	・感染症対策を施して、通常通り開催（参加中学生には、直近1週間の検温記録を提出させた。携帯用除菌シートを配布し、自分の使った机等の消毒を義務付けた。）		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
366	総合探究科集中研修	令和3年11月29日 ～12月2日	—
	<ul style="list-style-type: none"> ・実施時期の変更：8月30日～9月2日→11月29日～12月2日 ・1年生：校内研修（オンラインによる探究プログラム） 内容変更なし ・2年生：校内研修（外国人講師による演習・実践） 内容変更なし ・3年生：県内での社会問題解決スタディツアー 内容変更なし 		
367	ビジネス探究科集中研修	令和3年11月29日 ～12月2日	—
	<ul style="list-style-type: none"> ・実施時期の変更：8月30日～9月2日→11月29日～12月2日 ・1年生：静岡空港等県内研修+校内研修 内容変更なし ・2年生：校内研修+県内研修 県内研修地を西部地区から中部地区に変更 ・3年生：市内企業でのインターンシップ 内容変更なし 		
368	スポーツ探究科集中研修	令和3年11月29日 ～12月2日	—
	<ul style="list-style-type: none"> ・実施時期の変更：8月30日～9月2日→11月29日～12月2日 ・1年生：カーリング実習 内容変更なし ・2年生：山中湖でのキャンプ実習 富士山こどもの国へ研修地変更 ・3年生：富士登山 田子の浦みなど公園から水ヶ塚公園までのウォーキングに内容変更 		
369	海外探究研修	—	—
	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月に海外研修の中止を決定し、保護者へ通知 ・令和3年5月に代替研修として、10月12日から15日の3泊4日で、研修地を総合：別府市、ビジネス：長崎市ほか、スポーツ：石垣島とし、保護者へ通知 ・代替研修の中止を決定し、9月6日に保護者宛て通知 ・2月に学年行事として、日帰りの遠足を実施 		
370	体育祭（南稜祭体育の部）	—	—
	<ul style="list-style-type: none"> ・開催時間を午前中のみに変更し、接触の多い種目を見直す。 ・保護者の参観を禁止とする。 		
371	健脚大会	—	—
	<ul style="list-style-type: none"> ・中止 		
372	卒業式	令和4年3月1日	—
	<ul style="list-style-type: none"> ・在校生（2年生）の出席なし ・来賓招待縮小（市長、議長、PTA・後援会・同窓会の各会長） ・保護者の臨席を2人以内に抑えるよう要請 ・校歌、国歌等はCDを流す 		
373	各学期の始業式や終業式	—	—
	<ul style="list-style-type: none"> ・Zoomによる配信による式典（生徒は教室） 		
374	例月現金出納検査（令和3年7月分・8月分）	(7月分) 令和3年8月20日 ～9月10日 (8月分) 令和3年9月21日 ～10月13日	—
	書面開催 ※対象：一般・特別会計、水道事業会計、公共下水道事業会計、病院事業会計 ※方法：監査委員からの質問を書面により各会計へ送付し、各会計からの回答内容を基に、問題がなければ検査済書の通知をし、再質問等があれば、別途回答依頼および確認を行った。		
375	定期監査（本監査）	(第1回)令和3年11月5日 ～11月11日 (第2回) 令和4年2月3日 ～2月8日	—
	出席者人数を支障のない範囲で制限する形で調整し、監査委員への説明については口頭説明を省略する項目を設け、少人数かつ時間短縮にて実施した。		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
376	決算審査（本審査）	令和3年7月9日 ～7月21日	—
	従来、部単位で実施していたものを、部を分割し、出席者の分散化を行った。また、課長説明を省略し、時間を短縮した。		
377	学校監査（予備・本監査）	(予備監査)令和3年10月5日 ～10月14日 (本監査)令和3年11月5日 ～11月11日	—
	予備監査：小中学校への現地訪問を取り止め、書類を市庁舎へ搬入し、監査を実施した。 本監査：現地訪問、書面監査ともに取りやめ、予備監査報告に基づく監査を実施した。		

【イベント、会議の中止・延期・開催方法の変更】令和4(2022)年4月～5年3月

No.	対応の名称 対応の内容（概要）	実施日/期間等	実績（年度ごと）
1	富士市表彰式典	令和4年11月1日	263人
	会場となるロゼシアターの収容定員の50%である350人を超えないよう、招待人数を減らして座席の間隔を1席空けるほか、マスクの着用や手指消毒などの感染防止対策を徹底したうえで実施した。また、発声による飛沫感染を防ぐため、富士市民憲章唱和は黙読、市民歌斉唱は中止した。		
2	市議会議員との行政懇談会	令和5年3月22日	53人
	当局側の出席人数を縮小し、テーブルに仕切り版の設置をしてもらうことのできる会場にて開催した。		
3	まち・ひと・しごと創生推進会議	令和4年6月30日	-
	オンラインと来庁のハイブリット開催		
4	富士市統計調査協会視察研修の中止	令和4年11月	-
	例年11月に実施している富士市統計調査協会視察研修を中止とした。		
5	職員研修における感染拡大防止のための取組	通年	41件
	・換気、消毒、マスク着用の徹底 ・密回避のため座席距離の確保		
6	研修のオンライン実施	随時	29件
	・人事課主催研修及び派遣研修の一部オンライン実施		
7	静岡県市職員研修協議会オンライン化	会議:令和4年12月5日 研修:令和4年7月19日、 令和5年1月31日	3件
	・会長を務めた静岡県市職員研修協議会の会議の文書開催及び企画研修のオンライン実施		
8	職員採用試験	随時	-
	・換気、消毒、マスク着用の徹底 ・密回避のため座席距離の確保 ・受験者に体調チェックシートの提出依頼		
9	内定者セミナー	令和4年12月18日	1件
	・換気、消毒、マスク着用の徹底 ・密回避のため座席距離の確保 ・参加者に体調チェックシートの提出依頼		
10	職員採用説明会	令和4年4月17日	1件
	開催方法の変更 (対面式からオンライン形式へ)		
11	初心者向けスマホ教室	令和4年9月16日 ～令和5年1月28日	計画通り実施 (計52回 384人)
	感染症対策したうえで実施 (検温、参加者名簿の作成、ソーシャルディスタンスの確保、人数制限)		
12	富士市建設業者表彰式・研修会	令和4年7月14日	表彰:9人 認定:31社 参加者:184人
	会場:ロゼシアター中ホール 客席を一つおきに使用し距離を保った 一般・職員参加人数を制限し氏名を記録した		
13	令和4年度第2回富士市入札監視委員会	令和4年12月16日	-
	開催方法:Web会議 入札監視委員5名は個々の職場等からWebで参加し、事務局はまとめて1つのカメラで全体を表示した。		

No.	対応の名称 対応の内容（概要）	実施日/期間等	実績（年度ごと）
14	軽自動車税減免申請の受付会場変更 軽自動車税の減免申請受付場所を、市民税課から市民ロビーに変更した。	令和4年5月13日 ～5月24日	受付件数800件
15	第35回国際交流フェア（富士市委託・国際交流協会主催事業） 国際交流及び多文化共生の推進を目的に実施するイベントについて、日程、会場、参加部門（ステージ発表、屋内展示、屋外食品販売）については、通常に戻し、開会式を簡素化し、プログラムの一つである豆まきを除いて実施。また、来場者の特定ができるよう、入場時に氏名、連絡先を登録。	令和5年2月5日	参加者 屋内展示:団体43 ステージ:団体12 屋外:団体7 着物着付:団体1 来場者：1700人
16	第20回日本語スピーチコンテスト（国際交流協会主催・富士市共催事業） 例年、外国人市民の日本語学習の成果の発表等を目的に、ラ・ホール富士を会場に実施しているコンテストについて、会場を富士川ふれあいホールに変更し、入場制限を設け、会場賞の選考は行わずに実施。また、来場者の特定ができるよう、入場時に氏名、連絡先を登録。	令和5年3月12日	参加者：10人 来場者：40人
17	（令和4年度）LGBT成人式SHIZUOKA2023 会場とオンラインのハイブリット開催	令和5年1月30日	30人
18	（令和4年度）富士発・女と男のフォーラム 感染予防対策を講じた対面開催またはオンライン開催を実施 また、主な開催会場であるフィランセがワクチン接種対応で貸館不可となっているため、各まちづくりセンターでの開催へ変更	令和4年6月20日 ～令和5年3月10日	19事業
19	（令和4年度）男女共同参画学級開設委託事業 感染予防対策を講じた対面形式またはオンライン形式で実施	令和4年9月5日 ～令和5年3月12日	6団体
20	交通安全指導員会総務部会の中止 書面開催に変更した。	令和5年1月20日	—
21	スポーツ医学講演会 中止	—	—
22	学校体育施設開放事業 「学校体育施設利用条件」を厳守することを条件に開放。	令和4年4月 ～令和5年3月	—
23	第56回富士市展 表彰式の開催場所・方式変更（3期まとめて開催） 作品受付を事前受付制のままとする	表彰式:令和4年7月26日	出品点数:257点 招待作家出品:69点
24	令和4年度第54回富士市総合文化祭 開催方式の変更（舞台公演の春祭、展示の秋祭に分割）	春祭:令和4年4月～6月 秋祭:令和4年10月～11月	春祭来場者:2,538人 秋祭来場者:2,372人
25	令和4年度アートマネジメント講座 中止	—	—
26	砂山公園プールの令和4年度営業再開について 砂山公園プールの令和4年度営業について、収容人数上限3,000人の設定等、制限を設けて中で営業再開となった。	令和4年6月	—
27	スポーツ施設の利用貸出条件の一部緩和 6月16日より利用貸出条件の一部緩和（収容人数制限なし等）を実施した。	令和4年6月16日	—
28	スポーツ施設の利用ガイドラインの見直し 2月10日より利用ガイドラインの見直し（マスク着用判断等）を実施した。	令和5年2月10日	—
29	社会福祉大会を縮小開催 例年実施していた活動発表と記念講演を取りやめ、中ホールにて表彰式のみ開催。表彰者以外の出席者も限定して実施。	令和4年11月10日	—
30	福祉展を縮小開催 ロゼシアター展示室での開催を、17時から15時30分に短縮して開催。観覧者への介助は控え、搬出口のドアを開けて会場内の換気を実施。	令和4年10月12日 ～16日	来場者数：892人 インスタ投稿数：18件

No.	対応の名称 対応の内容（概要）	実施日/期間等	実績（年度ごと）
31	社会福祉法人の指導監査の時間短縮 例年、1日ばかりで実施していた社会福祉法人の指導監査を半日で実施。	令和4年10月27日 ～令和5年3月3日	8件
32	各種団体における総会、理事会、定例会、研修会、会議などの縮小開催等 民生委員児童委員協議会、遺族会、保護司会、更生保護女性会、悠容クラブ連合会といった各種団体における総会、式典、理事会、定例会、研修会、会議などの多くを縮小開催又は書面開催に変更した他、一部を中止した。	令和4年4月1日 ～令和5年3月31日	—
33	社会福祉センター自主事業（講座等）の縮小開催 文化教養の向上、健康の増進及びレクリエーションに関する講座等の指定管理者による自主事業については、受講者同士の間隔を空ける、人数制限を行う等の感染症対策を徹底した上で縮小開催とした。	令和4年4月1日 ～令和5年3月31日	—
34	富士市家族介護者交流事業 家族介護者のリフレッシュ、悩みやストレスの解消を目的に年3回の交流事業を実施。	①令和4年9月24日 ②令和4年11月19日 ③令和5年3月11日	①17人 ②16人 ③19人
35	認知症サポーター養成講座 認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職場において認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成する講座であり、月1回の定期開催と希望団体からの申込で実施する随時開催があるが、感染状況に応じて開催中止。	令和5年2月6日、 2月8～10日中止	—
36	介護保険事業運営協議会 令和4年度4回開催のうち第2回を書面開催とした。	第2回 令和4年8月22日	—
37	介護に関する入門的研修 感染対策を徹底して開催。	令和4年9月25日、 10月2、9、16、23、30日	修了者17人
38	介護認定審査会 介護認定審査会室で5名の委員で実施していたが、夜間の審査会のみ広い会議室で実施した。（昼は他会議室がとれなかったため審査会室で実施）	令和4年4月 ～令和5年3月	180回
39	介護認定審査会 介護認定審査会の開催時間の短縮を目的として、事前に委員から書面で意見をいただき、差異のある案件のみ従来通りの対面審査を実施する方式に変更した。	令和4年4月 ～令和5年3月	2,270件
40	介護認定審査会現任研修 現任研修を中止とした。	—	—
41	介護認定審査会総会 令和5年度総会を書面開催とした。	令和5年3月	—
42	介護認定審査会 介護認定審査会室で5名の委員で実施していたが、夜間の審査会のみ広い会議室で実施した。（昼は他会議室がとれなかったため審査会室で実施）	令和4年4月～5月	15回
43	介護認定審査会 介護認定審査会の開催時間の短縮を目的として、事前に委員から書面で意見をいただき、差異のある案件のみ従来通りの対面審査を実施する方式に変更した。	令和4年4月	238件
44	市立幼稚園・保育園等の入園式への開催方法の変更 感染防止対策として、市立幼稚園・保育園・認定こども園の入園式への保護者の参加人数を制限し、入園式を実施した。	令和4年 4月上旬	—
45	市立幼稚園・保育園等の卒園式への開催方法の変更 感染防止対策として、市立幼稚園・保育園・認定こども園の卒園式への保護者の参加人数を制限し、卒園式を実施した。	令和5年 3月下旬	—

No.	対応の名称 対応の内容（概要）	実施日/期間等	実績（年度ごと）
46	施設全体やクラス単位での登園自粛要請 園児や職員に感染者が確認された場合、施設の状況に応じて、施設全体やクラス単位で、国や県が示した隔離期間、登園自粛を要請した。	令和4年4月～ 令和5年3月	—
47	日々の保育について センター内の感染症対策委員会の中で確認し、できる限りの感染症対策を行い保育が継続できるようにした。	—	—
48	行事について センター内の感染症対策委員会での時の感染状況に合わせて中止、実施について検討を行った。 (実施の場合、三密を避け、感染対策を行った) ①入園式：参加人数を減らし実施 ②家族参観日：日課を短縮して実施 ③遠足：例年大型バス3台に分乗していたが、通園バスを利用し、密を避け実施 ④運動会場所時間を分け、分散で実施 ⑤まつり：2部制で実施 ⑥家族参観日：日課を短縮して実施 ⑦卒園式：卒園児13名、保護者各2名、職員最小限で実施 (その他、毎月の面談、クラス行事、保護者学習会などその時の感染状況に合わせて中止、延期、実施などセンター内の感染症対策委員会にて検討)	①令和4年4月8日 ②令和4年6月12日 ③令和4年9月22日 ④令和4年10月22日 ⑤令和4年11月26日 ⑥令和5年2月5日 ⑦令和5年3月24日	①入園児親子23組、職員30人 ②親子37組、職員26人 ③親子52組、職員27人 ④親子162名、職員43人 ⑤親子54組、職員43人 ⑥親子41組、職員26人 ⑦親子39人、職員32人
49	令和4年度 給食試食会（食育講座兼ねる） 集まる回数を減らすため、給食試食会の講話部分を食育講座の内容に変更して実施、全クラスに実施予定だったが、施設内の感染状況を考慮し、4クラス実施し、残り3クラスは、中止とした。実施に当たり、健康チェック、3密を避ける、手指消毒、マスクの着用、黙食等の徹底を行った。	令和4年12月14日 令和5年1月24日、25日	4クラス3回実施 保護者12人
50	クッキング保育 みはら園クッキングの実施について（新型コロナウイルス感染予防対策）を作成し、それに沿って実施した。感染拡大の場合は、中止とした。	各クラス計画に沿って	全体95回 園児600人 保護者10人
51	親子教室 縮減 全グループ 最大8組（1部屋に職員込で20名以内）で実施	年間通じて実施	全体235回 親子109組
52	令和4年度 ぜん息児水泳教室 7月から9月までの教室を一部中止とした。	令和4年5月 ～令和5年1月	開催回数:14回 延べ出席人数:469人
53	令和4年度 看護師実務研修 9月分の研修を中止とした。	令和4年7月～11月	開催回数:3回 延べ出席人数:15人
54	介護予防サポーター交流会の実施内容変更 各教室介護予防サポーター2名までの参加に制限。交流会での介護予防サポーター同士の意見交換は実施せず、研修会のみ実施した。	令和4年5月10日	28人
55	ご近所さんの運動教室・ご近所さんの料理教室での感染拡大防止について 8月15日に教室代表者へ手指用アルコール消毒剤の配布を通知。	令和4年8月15日通知	—
56	介護予防サポーター現任研修の参加人数制限 令和4年7月5日に現任研修第1課、令和4年12月6日に現任研修第2課を開催。各教室2名までに参加人数を制限。	令和4年4月5日 令和4年12月6日	第1課:31人 第2課:21人
57	介護予防サポーター養成講座での感染防止対策の実施 参加者の手指消毒と体温、体調確認を実施し、名簿にて体調管理を記録。グループワークでは意見交換は少人数とし、換気しながら実施。	10月5、18日 11月1、15日	21人
58	離乳食講習会の中止及び開催方法の変更 開催方法を変更し講習会時間を短縮して開催回数を2倍に増やし定員数を設け先着予約制で再開。9月からオンライン離乳食講習会も同時開催。	令和4年4月11日 ～令和5年3月15日	①会場参加：550組 ②オンライン参加：98組
59	食生活推進員会研修の開催方法の変更 総会は書面開催、研修会は講話形式を中心に行う。R5.2月から調理実習の研修は、グループで作る調理実習から各自で調理する方法に変更の上、開始。	研修期間 令和4年5月26日 ～令和5年3月10日	総会は書面開催 研修会11回 役員会6回

No.	対応の名称 対応の内容（概要）	実施日/期間等	実績（年度ごと）
60	富士市まちの保健室 全ての会場で予約制とし、消毒・体温測定・体調確認をして実施。	令和4年5月18日 ～令和5年3月20日	実施回数:41回 延べ人数:625人
61	1歳6か月児健康診査での感染対策及び集団教育の中止 各所における消毒の徹底、健診ルートを一方通行とし、面接時間短縮を実施。健診1回あたりの対象者を約40人とし、受付時間を前半、後半と分けて案内。滅菌綿棒でのフッ化物塗布に変更した。計測時等横になる際は、個人ごとに防水シートを敷くようにした。集団教育のための講和は中止しリーフレットの配布を個別で実施した。	令和4年4月1日 ～令和5年3月31日	実施回数:44回 参加者:1,689組
62	3歳児健康診査での感染対策及び集団教育の中止 各所における消毒の徹底、健診ルートを一方通行とし、面接時間短縮を実施。健診1回あたりの対象者を約40人とし、受付時間を前半、後半と分けて案内。滅菌綿棒でのフッ化物塗布に変更した。個別相談は実施するが集団教育のための講話は中止しテキストの配布を実施した。図書館職員による絵本の読み聞かせは中止し、配布のみとした。	令和4年4月1日 ～令和5年3月31日	講座:45回 参加者:1,746組
63	6か月児すくすく赤ちゃん講座での感染対策及び集団教育中止 各所における消毒の徹底、健診ルートを一方通行とし、面接時間短縮を実施。受付時間を前半、後半と分けて案内。計測時等横になる際は、個人ごとに防水シートを敷くようにした。個別相談は実施するが集団教育のための講和は中止しテキストの配布を実施した。図書館によるブックスタート事業は絵本配布のみ個別で行った。	令和4年4月1日 ～令和5年3月31日	講座:36回 参加者:1,438組
64	にこにこ教室での集団遊びの中止 子どもたちが交わって遊ぶバラバルーン、親同士の交流を中止。親子だけで遊べるプログラムとしていた。	—	—
65	お母さんお父さん教室 電子申請導入。教室の出席者の人数制限、実施時間の短縮の継続。	令和4年4月 ～令和5年3月	実施回数22回 妊婦:754人 夫:359人
66	思春期講座 予定中学校11校のうち、6校は抱っこ体験を中止し、講話のみで実施した	令和4年10月～令和5年3月	実施回数:11回 参加者:1,179人
67	ブレババママ・先輩ババママ交流会 ・全ての会場で予約制とし、体調確認、消毒の徹底	R5.6月～2月	26地区17会場で、17回 参加者:246人 協力者:188人
68	入学式を少人数で実施 入学式（来賓なし・在校生なし・保護者2名）、来校者の体調チェック	令和4年4月7日	—
69	オープンキャンパスを時間制限、人数制限で実施 オープンキャンパスを時間ごとの完全予約制で実施	令和4年7月31日	来場者133人
70	学生祭の一般公開を縮小して実施 学生祭の一般公開を学生の関係者2名まで、内容も縮小して実施	令和4年11月25日	来場者81人
71	入学試験にコロナ対応追試験を設定 推薦入試、一般入試（2次）に際して、コロナ罹患者、濃厚接触者、発熱者等に対し、追試験を設定した	令和4年11月9日（推薦）令和5年1月 24日（2次）	追試者1人 （2次、インフル）
72	卒業式を少人数で実施 卒業式（来賓なし・在校生1学年）、来校者の体調チェック	令和5年3月4日	—
73	第29回富士山麓ブナ林創造事業 感染対策を講じたうえで、一般参加者による植栽イベントを実施	令和4年4月29日	イベント参加者350人 植栽本数2200本 植栽面積1ha
74	富士市公害防止地域連絡会議幹事会 19地区の公害対策委員会代表が、各地区の活動内容・結果及び意見交換等を行う連絡会議を中止した。また、今後の活動について各地区にアンケートを実施し、当面の間、連絡会議は開催しないことを決定した。	—	—
75	講座の中止 富士市ごみマイスター研修会を中止した。	—	—

No.	対応の名称 対応の内容（概要）	実施日/期間等	実績（年度ごと）
76	富士市中小企業等振興会議キャリア教育部会でのZOOM活用	令和5年3月7日	WEB参加3人 (全参加者8人)
	富士市中小企業等振興会議第2回テレワーク推進部会について、ZOOMによるWEB参加を可能とし、会場・WEBのハイブリッド開催とした。		
77	労働教育講座の開催 全国労働衛生週間に合わせて働く人の知識と理解を深めるための講座の実施。 講師：岡本守礼氏、増田健太氏 演題：物価高の今こそプロから学ぶ節約術～賃金が上がらない中どう対応するか～ マスク、手指消毒、間隔を取るなどの感染症対策を行い実施。	令和4年9月28日	参加者34人
	キッズジョブの開催縮小		
78	様々な職業体験を通して、子ども達の職業観や勤労観形成のきっかけを作り、少年期から労働意識を醸成していくことを目的として開催。 令和4年度は、事前予約制にすることで、来場者数を抑制して実施。	令和4年8月20、21日	来場者2,493人
	キャリア教育支援事業の開催 市内小中学校等に企業の人材が講師として出向き、職業講話を行う。 小学校16校、中学校11校、高校3校、合計30校での実施。 学校で行われている感染症対策の元で実施。		
79	若者向けキャリア教育実践セミナーの開催 若年者の地元就労を促進するためのキャリア教育支援として、若者向けキャリア教育実践セミナー全6回の実施。 内3回はオンラインで実施。 講師 一般社団法人careerCs 南谷幸子	令和4年10月7日 ～令和5年1月27日 全6回	参加者:22人
	経営者向けセミナーの開催 市内の中小企業振興のために、経営者がキャリア教育及びインターンシップが人材確保・定着に果たす役割を理解し、意識及び行動の変容を起こすきっかけ作りを目的とした全5回のセミナー。会場とオンラインによる開催。 講師 (株)協働日本 村松知幸、大西剣乃介		
80	富士地区合同企業ガイダンスの開催 就職を希望する学生と、人材を求める企業に出会いの場を提供することを目的として開催。コロナ対策としてオンラインで実施。	令和4年4月14、15日 令和4年4月18～28日	32人、22校、33社
	学生と企業の交流イベントの開催 学生と企業の交流の場を提供すること及び学生に市内企業を認知してもらうことを目的として開催。マスク、手指消毒、間隔を取るなどの感染症対策を行い実施。		
81	富士市合同企業面接会・富士市就職相談会の開催 市内の一般求職者及び来春卒業予定の学生に対して、早期の就職を支援するため、企業採用担当者との面接方式による就職面接会を開催。令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として6月に追加で1回実施。	令和4年6月27日 ～10月24日 全5回	会場:24人 オンライン:26人 合計50人
	企業就職面接会の開催 富士市内の企業に正規社員就職を希望する一般、新卒、若年者、シニアを対象とした企業就職面接会の開催。マスク、手指消毒、間隔を取るなどの感染症対策を行い実施。		
82	富士市合同企業面接会・富士市就職相談会の開催 市内の一般求職者及び来春卒業予定の学生に対して、早期の就職を支援するため、企業採用担当者との面接方式による就職面接会を開催。令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として6月に追加で1回実施。	令和4年4月14、15日 令和4年4月18～28日	32人、22校、33社
	企業就職面接会の開催 富士市内の企業に正規社員就職を希望する一般、新卒、若年者、シニアを対象とした企業就職面接会の開催。マスク、手指消毒、間隔を取るなどの感染症対策を行い実施。		
83	学生と企業の交流イベントの開催 学生と企業の交流の場を提供すること及び学生に市内企業を認知してもらうことを目的として開催。マスク、手指消毒、間隔を取るなどの感染症対策を行い実施。	①令和4年8月30日 ②令和5年2月11日	①9社、11人 ②13社、13人
	富士市合同企業面接会・富士市就職相談会の開催 市内の一般求職者及び来春卒業予定の学生に対して、早期の就職を支援するため、企業採用担当者との面接方式による就職面接会を開催。令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として6月に追加で1回実施。		
84	企業就職面接会の開催 富士市内の企業に正規社員就職を希望する一般、新卒、若年者、シニアを対象とした企業就職面接会の開催。マスク、手指消毒、間隔を取るなどの感染症対策を行い実施。	①令和4年6月30日 ②令和4年9月8日 ③令和4年11月24日 ④令和5年2月13日	①8社、44人 ②8社、37人 ③4社、24人 ④4社、28人
	技能者表彰事業の実施 長く同一職業に従事して、技能の練磨・後進の育成等により、市民生活の向上に寄与し、功績のあった者に対し、市長から表彰を行う。 広い会場で実施し、客席等は間隔をあけて着席とした。終了後に例年実施していた祝賀会は中止とした。		
85	技能者表彰事業の実施 長く同一職業に従事して、技能の練磨・後進の育成等により、市民生活の向上に寄与し、功績のあった者に対し、市長から表彰を行う。 広い会場で実施し、客席等は間隔をあけて着席とした。終了後に例年実施していた祝賀会は中止とした。	令和4年11月20日	技能功労者:6人 優秀技能者:9人 式典出席者:66人
	技能フェスティバルの開催 市民がものづくりの良さに触れる機会を提供し、また、体験や実演などを通じて技能職の魅力を広く知ってもらうことを目的に、キッズジョブとの同時開催で行う予定であったが、コロナの影響を考慮し中止とした。		
86	マイスターものづくり教室の開催 全国的にも通用する卓越した技術、技能者を、ふじマイスター「匠人」として認定。ものづくり及び技術・技能職に対する社会的認識を高め、その技術・技能の保存、伝承及び発展並びに後継者の育成を図るため、マイスターを活用したイベントとして、キッズジョブにてマイスターものづくり教室を開催。マスク、手指消毒、間隔を取るなどの感染症対策を行い実施。	①令和4年8月20日 ②令和4年8月21日	①45人 ②50人
	吉原宿場まつりの中止 吉原本町通りに、東海道の宿場町、吉原宿の歴史・文化・まちの魅力を詰め込んだ祭りを行い、商店街の賑わい創出を図ることを目的として、10月に開催を予定していたが、コロナの影響を考慮し中止とした。		
87	マイスターものづくり教室の開催 全国的にも通用する卓越した技術、技能者を、ふじマイスター「匠人」として認定。ものづくり及び技術・技能職に対する社会的認識を高め、その技術・技能の保存、伝承及び発展並びに後継者の育成を図るため、マイスターを活用したイベントとして、キッズジョブにてマイスターものづくり教室を開催。マスク、手指消毒、間隔を取るなどの感染症対策を行い実施。	①令和4年8月20日 ②令和4年8月21日	①45人 ②50人
	吉原宿場まつりの中止 吉原本町通りに、東海道の宿場町、吉原宿の歴史・文化・まちの魅力を詰め込んだ祭りを行い、商店街の賑わい創出を図ることを目的として、10月に開催を予定していたが、コロナの影響を考慮し中止とした。		
88	マイスターものづくり教室の開催 全国的にも通用する卓越した技術、技能者を、ふじマイスター「匠人」として認定。ものづくり及び技術・技能職に対する社会的認識を高め、その技術・技能の保存、伝承及び発展並びに後継者の育成を図るため、マイスターを活用したイベントとして、キッズジョブにてマイスターものづくり教室を開催。マスク、手指消毒、間隔を取るなどの感染症対策を行い実施。	①令和4年8月20日 ②令和4年8月21日	①45人 ②50人
	吉原宿場まつりの中止 吉原本町通りに、東海道の宿場町、吉原宿の歴史・文化・まちの魅力を詰め込んだ祭りを行い、商店街の賑わい創出を図ることを目的として、10月に開催を予定していたが、コロナの影響を考慮し中止とした。		
89	マイスターものづくり教室の開催 全国的にも通用する卓越した技術、技能者を、ふじマイスター「匠人」として認定。ものづくり及び技術・技能職に対する社会的認識を高め、その技術・技能の保存、伝承及び発展並びに後継者の育成を図るため、マイスターを活用したイベントとして、キッズジョブにてマイスターものづくり教室を開催。マスク、手指消毒、間隔を取るなどの感染症対策を行い実施。	①令和4年8月20日 ②令和4年8月21日	①45人 ②50人
	吉原宿場まつりの中止 吉原本町通りに、東海道の宿場町、吉原宿の歴史・文化・まちの魅力を詰め込んだ祭りを行い、商店街の賑わい創出を図ることを目的として、10月に開催を予定していたが、コロナの影響を考慮し中止とした。		

No.	対応の名称 対応の内容（概要）	実施日/期間等	実績（年度ごと）
90	富士市労働事情対策懇話会 市内事業所や関係団体等と、労使関係の安定、勤労福祉の向上等、労働事情一般にわたっての情報や意見交換を行い、より良い労働環境を促進しようとするもので、感染症対策を行い実施した。	令和4年12月13日	29団体、33人
91	富士市雇用対策協定運営協議会の書面開催 富士市と静岡労働局と連携協力のもと、就労支援の強化を図るため年1回実施。コロナの影響を考慮し、書面開催とした。	—	—
92	富士市勤労者総合福祉センター（ラ・ホール富士）の利用制限について ・会議室等を一定の制限をして貸館業務を行った期間 会議室等の利用者は、定員2分の1以下として貸出を行うなど。 令和2年6月1日（月）～令和5年5月7日（日） ・トレーニングルームの一定の制限をした期間。 令和2年6月1日（月）～令和5年5月7日（日）	—	—
93	富士まつり2022 ・開催内容を限定して実施 ①かぐや姫コンテスト ②ステージパフォーマンス（前年の投稿企画参加者のみ） 来場者記録/マスク着用・手指消毒の徹底/出場者は体調管理シート提出、会場内での着替え・練習禁止 ③花火大会（協賛者機数席の間隔を空け、コロナ前の6割程度の座席を設置） ④飲食店出店（中央公園芝生広場内のみ、来場者は入口で検温・消毒を実施） ※全体注意事項 マスクの着用/食べ歩き禁止/アルコールの販売・持ち込み禁止/混雑時の入場制限/ 接触確認アプリ(COCONA)への登録の啓発	令和4年7月24日 一次審査7月10日	30,000人来場 21人応募
94	観光基本計画推進会議 第1回 会議 条件：マスク着用、検温、手指消毒	令和4年10月21日	—
95	「富士山登山ルート3776」懇話会 第1回 検温実施、マスク着用 第2回 検温実施、マスク着用	①令和4年5月19日 ②令和4年10月6日	—
96	ウルトラトレイル・マウントフジ2022 受付の密を避けるため、3会場に分散して、大会前日に実施 参加者は前日受付時においてPCR検査を実施。陰性者のみ出場可	令和4年4月22～24日	2,400人
97	岩崎恭子・ミズノスイムチーム水泳教室 定員を60→40人に減らして実施	令和4年10月1日	40人
98	チームQランニングクリニック 定員を100人→50人に減らして実施	令和4年11月3日	50人
99	友好都市からの訪問団受入事業 嘉興市からの訪問団（学生、政府、友好）の受入事業の中止	令和4年5月～12月	—
100	富士山女子駅伝 前日レセプション開催中止 ボランティアに75歳以下の年齢制限を設けた ボランティアは大会1週間前から健康チェックシートへ記入し当日提出 沿道での応援可。ただし、マスク着用のうえ、声出し応援は禁止	大会:令和4年12月30日	ボランティア:約2,300人 大会:336人
101	富士山登山ルート3776 「Withコロナ時代の新しい富士登山のマナー」（県の方針）を踏まえ、コロナ禍におけるルート3776の挑戦方法について、情報発信を行った	令和4年7月～9月	—
102	富士市鳥獣被害防止対策協議会総会 総会の書面開催	令和4年5月30日	書面決議賛成11人
103	富士のお茶グランプリ 審査員と対面で行うお茶の淹れ方から闘茶（茶の飲み比べ）に変更	令和4年12月10日	39人
104	富士市農業振興推進協議会生活改善部持ち寄り発表会 中止	—	—

No.	対応の名称 対応の内容（概要）	実施日/期間等	実績（年度ごと）
105	親子木工教室の実施方法の変更	①令和4年5月 ②令和4年8月 ③令和5年2月	①39組 ②40組 ③19組
	ふじさんめっせのイベントが再開したことに伴い、併せて親子木工教室も再開したが、参加人数を少なくし、受付方法も先着順から予約制に変更した。		
106	令和4年度都市計画審議会	1回:令和4年10月24日 2回:令和5年1月25日 3回:令和5年3月27日	-
	基本的対応		
107	東部7ブロック都市計画協会	-	-
	視察研修中止		
108	岳南広域都市計画協会	情報交換会 令和4年7月6日 初任者研修 令和4年12月9日	-
	初任者研修（Zoom併用開催）、情報交換会（基本的対応）		
109	都市計画マスタープラン庁内検討委員会	3回目:令和4年4月27日 4回目4:令和4年6月30日 5回目:令和4年11月24日 6回目:令和5年3月13日	-
	3回目（基本的対応）、4回目（基本的対応）、5回目（書面開催）、6回目（基本的対応）		
110	都市計画マスタープラン地域別懇話会	令和4年9月、11月 令和5年1月、2月	-
	基本的対応		
111	都市計画マスタープランまちなか懇話会	令和4年10月11日 12月13、20日 令和5年2月14、20日	-
	基本的対応		
112	都市計画マスタープラン市民懇話会	1回目:令和4年5月18日 2回目:令和4年7月22日 3回目:令和5年3月23日	-
	基本的対応		
113	市街化調整区域の地区計画勉強会	令和4年7月23、29、 30、31日 9月4日（延期） 11月30日、12月9日	-
	基本的対応		
114	田子の浦港 都市計画変更説明会	令和4年5月12日	-
	基本的対応		
115	復興まちづくり訓練	令和4年5月25日、 8月1日	-
	基本的対応		
116	富士市公共交通協議会の書面開催	令和4年11月4日	-
	開催方法を書面協議に変更した。		
117	バスの日イベントを中止	-	-
	9/20のバスの日にちなみ、例年、バス事業者と共催でイベントを開催していたが、中止とした。		
118	社会実験エキキタテラスvol.1～vol.3の開催	vol.1:令和4年4月9日 vol.2:令和4年10月2日 vol.3:令和4年10月23日	vol.1 約3,000人 vol.2 約5,000人 vol.3 約3,000人
	来場者に、本部や各ワークショップブースで消毒・検温を実施し、検温済みシールをマスクに貼ってもらう感染拡大防止対策を行った。		
119	集団説明会の開催方法の変更	令和4年5月28日	-
	地権者に集ってもらい、集団説明会を開催したが、窓を開放・サーキュレーターを設置・座席の間隔を空けて行った。		
120	春堀（春季河川清掃）の実施	令和4年4月3日 ～4月10日	54団体実施 （延べ11,024人）
	・説明会を中止した。各町内会（区）に文書で手続き等お知らせした。 ・実施の可否は各町内会（区）で判断するとした。		
121	水防訓練の規模縮小	令和4年5月15日	水防団203人
	・関係機関及び来賓の招待はせず、水防団のみで実施した。		
122	水辺探検隊の中止	-	-
	・感染拡大防止のため、中止した。		

No.	対応の名称 対応の内容（概要）	実施日/期間等	実績（年度ごと）
123	令和4年度 建築設備連絡会議 例年実施している建築設備連絡会議（構成員：静岡県、静岡市、浜松市、沼津市、富士市）で令和4年度の幹事となったことから、書面会議としました。	令和4年11月～12月頃	—
	イベントの中止		
124	マンホール&史跡探訪ウォーキング	令和5年3月	—
	富士市立中央病院出前講座（令和4年度）		
125	富士市立中央病院出前講座を中止した。	—	—
	院内コンサート（令和4年度）		
126	毎年、夏冬2回開催している院内コンサートを中止した。	—	—
	腎臓病教室（令和4年度）		
127	透析導入前の慢性腎不全の患者さんとそのご家族を対象とした腎臓病教室について、回数を減らして開催した。（年12回⇒年6回）	—	—
	第36回富士市消防まつり		
128	規模を縮小し、中央公園西側にて開催した。 感染防止対策として、会場内での飲食は禁止とした。	令和4年10月30日	—
	令和5年富士市消防出初式		
129	式典は通常開催し、祝賀会は中止とした。	令和5年1月8日	—
	静岡県消防学校		
130	救急科（第32期） 一部リモート講義	令和5年1月～3月	—
	今後の応急手当普及啓発活動について		
131	・「市主催イベント、行事等の対応方針」に準じた感染防止対策を遵守することにより中止及び再開基準の変更 ・中止基準：県新型コロナウイルス感染症のレベルが3以上 ・県内にまん延防止等重点措置が発令。その他、中止が妥当と判断した場合 ・再開基準：新型コロナ感染症対策の警戒レベルが2以下	令和4年6月10日～	—
	応急手当普及啓発活動について		
132	市の「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」の変更により、中止及び再開基準を変更。中止及び再開基準も変更 ・中止基準：県コロナウイルス感染症レベル3以上かつ「医療ひっ迫防止対策強化宣言」発出中。 ・県にまん延防止等重点措置が発令。その他、中止が妥当と判断した場合 再開基準*中止基準のいずれにも該当しない場合	令和5年2月8日～	—
	富士市防火協会総会		
133	ソーシャルディスタンスを保つため、広い会場を設定し参加者の座席の間隔をあけた。	令和4年5月27日	67事業所 70人
	甲種防火管理新規講習会		
134	第1回・第2回 ソーシャルディスタンスを保つため、参加人数を減らし開催 *通常100名程度の募集を60名に削減	6月30日・7月1日 令和5年2月8日・9日	第1回 受講者 59人 第2回 受講者 60人
	応急救護		
135	受講者数を講習会場の広さなどを考慮し調整、感染拡大防止を図り実施した。	令和4年4月～	—
	応急救護		
136	受講者数を講習会場の広さなどを考慮し調整、感染拡大防止を図り実施した。	令和4年4月～	—
	教育委員会会議5月定例会、及び市長副市長との意見交換会へのWEB参加		
137	教育委員1名が濃厚接触者に指定されたため、当該委員はWEB参加をした。	令和4年5月23日	—
	感染症予防に伴う臨時休業について（通知）		
138	なし	—	—
	富士市内全小中学校臨時休業		
139	なし	—	—
	なし		

No.	対応の名称 対応の内容（概要）	実施日/期間等	実績（年度ごと）
140	分散登校 なし	—	—
141	中学校林間学校、修学旅行延期 【林間学校（中2）】（16校中） 実施 1泊：14校 2泊：2校 場所 西湖：11校 下田：1校 朝霧：1校 焼津：1校 豊丘：1校 丸火：1校 【修学旅行（中3）】（16校中） 実施校：16校（2泊16校） 場所 京都奈良：12校 長野山梨：3校 三重：1校	—	—
142	令和4年度修学旅行等のキャンセル料について 富士市立小中学校修学旅行等会計支援補助金交付要領（R3.1.27市長決裁） 修学旅行、林間学校において、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学校単位でキャンセル料が発生した場合、市が2分の1を負担する。 個人のキャンセル料が発生した場合についても同様とする。 ・児童生徒の感染、濃厚接触者指定 ・同居家族に高齢者基礎疾患があり合理的な理由があると校長が判断した場合 ・医療ケアなどが必要な児童生徒で主治医が参加すべきでない判断した場合	—	—
143	夏季休業短縮 短縮無 令和4年7月25日～8月25日（7月23・24日は、週休日）	—	—
144	教職員表彰、教育講演会、夏季研修等中止 【教職員表彰・教育講演会】 人数制限して実施（全体で800人以下） 座席の間隔を空ける 【市教委による学校訪問研修】 通常通り実施（市教委指導主事が全職員の授業を参観した 中心授業1～2） 【富士市一斉授業研究】 通常通り実施（小中学校の教職員が他校へ訪問し、授業参観、事後研修を行った。）	—	—
145	運動会、文化発表会の延期・中止 【運動会】 小学校27校中 実施：27校 半日以下の時間で実施：26校 一日開催：1校（広見小） グラウンドでの活動を一部の学年とした：21校 全校児童と一緒に活動した：6校（神戸小 東小 吉永二小 田子浦小 川二小） 中学校16校中 実施：16校 半日以下の時間で実施：14校 1日実施：2校（吉原東中 岳陽中） グラウンドでの活動を一部の学年とした：1校（南中） 全校生徒と一緒に活動した：15校	—	—
146	小学校修学旅行延期 【自然教室（小5）】27校中 丸火自然公園にて実施：26校 西湖：1校 1泊：13校 日帰り：14校（内4校は日帰りを2日間実施） 【修学旅行（小6）】27校中 一泊：27校 県内 東京：20校 山梨：4校 愛知：1校 浜松：2校	—	—
147	冬季休業短縮 短縮無 令和4年12月26日～令和5年1月4日（12月24・25日は、週休日）		
148	科学作品展 例年通りロゼシアターにて実施 入場制限なし		
149	市主催研修会 冬季休業中に感染が拡大したため、1月から3月いっぱいまで研修会やアフター5講座を中止とした。	—	—

No.	対応の名称 対応の内容（概要）	実施日/期間等	実績（年度ごと）
150	<p>富士市青少年体験交流事業「ギズナ無限∞の島」</p> <p>事業の途中中止（令和4年7月26日） ※事前研修・代替研修は実施 ※参加費は全額返金 中止理由 （1）新型コロナウイルス感染症の感染状況が急速に悪化しており、富士市内の感染者が1日で700人を超えている。また、病床使用率も上がっており、県全体でも60%に迫る勢いであり、保健所の業務もかなりひっ迫している。 （2）先週から研修生からもコロナに感染してしまった旨の連絡が続いている（中学生3名、ユースリーダー1名、実行委員1名、広報1名）。健康観察カードへの2週間の体調管理や体温検査では陽性者を事前に探し出すことは困難な状況。 （3）宮城県内でも過去最高の感染者を連日更新している。病床の使用可能率も静岡県よりもひっ迫している様子。 この状況下で、実施して、現地で感染者を出してしまった場合、宮城県側にも多大なる迷惑をかける可能性が高い。 （4）感染者が出た場合の対応について考えてきたが、複数の感染者が出た場合は対応が困難だと思われる。 （5）他県の移動を伴わない代替研修は形を変え、再会の場として感染症対策を講じた上で実施。</p>	-	-
151	<p>富士市・磐石町少年交流事業</p> <p>事業の中止決定（令和4年7月25日） ※事前研修は実施 ※参加費は全額返金 中止理由 （1）新型コロナウイルス感染症の感染状況が急速に悪化しており、富士市内の感染者が1日で700人を超えている。また、病床使用率も上がっており、県全体でも60%に迫る勢いであり、保健所の業務もかなりひっ迫している。 （2）7月22日(金)の夜、磐石町担当者より交流事業中止の打診あり。7月25日(月)磐石町教育長より、富士市教育長に中止の依頼があり、急遽交流事業は中止となった。</p>	-	-
152	<p>はたちの記念式典</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策として、会場にて中学校ごと2つに分けた2部形式で行った。</p>	<p>令和5年1月8日 第1部 13:00～13:50 第2部 15:30～16:20</p>	<p>2部形式で実施 参加者：1,754人</p>
153	<p>令和3年成人式代替事業「#フジハタチ+2 ～再会の場～」</p> <p>令和3年1月10日に実施予定だった成人式が、新型コロナウイルス感染症の影響により、会場開催からWEB配信での開催及び撮影スポットの設置とインスタグラムを活用したイベントに変更したことにより、実際に集まる機会が失われた令和3年富士市成人式の対象者に、成人式とは違った形で、旧友と再会し、旧交を温める機会を提供するため実施した。</p>	令和5年1月9日	165人
154	<p>少年自然の家イベント（自主事業）の開催方法の変更</p> <p>令和2年6月1日よりコロナ対策ガイドライン（施設利用定員収容率50%を上限）を設けて開所した。ガイドラインに伴い室内での実施や食事を伴う事業については従来の定員の50%に変更して実施をした。</p>	令和4年3月 ～令和5年3月	令和4年度7事業 定員変更
155	<p>まちづくりセンター講座（部分中止等）</p> <p>新型コロナウイルス感染症の急拡大に伴い、一部の講座を中止・延期・縮小開催</p>	令和4年8月中	開催講座数286講座
156	<p>富士市社会教育委員会議（書面開催へ開催方法の変更）</p> <p>新型コロナウイルス感染症の急拡大に伴い、開催方法を書面開催へ変更</p>	令和4年8月30日	-
157	<p>青少年指導委員の補導措置会議（班長会）及び補導活動</p> <p>青少年非行防止の補導活動を担う青少年指導委員の地区代表者が集まり、補導計画の検討や青少年の問題行動等を情報交換する月に一度の会議。市内の観戦者数が100人を超えた時は補導活動も含め中止にするというルールを設け、8月、9月は中止した。</p>	令和4年4月 ～3月の第1月曜日 (8月・9月は書面)	10回開催 延べ126人
158	<p>ふるさと芸能祭の観覧者に向けた広報活動の中止と検温</p> <p>感染症拡大が完全に収束したとは言えないため、広報活動を控えめに行い開催。入場者に対しては検温・手指消毒を実施した。</p>	令和5年1月29日	観覧者数 約300人
159	<p>富士山かぐや姫ミュージアム 施設の貸出利用制限</p> <p>マスク着用推奨、飲食禁止、使用時間短縮、検温、換気、使用前後の備品消毒などの利用条件</p>	令和5年2月21日 ～5月8日	-
160	<p>子どもの日ワークショップ「くるくるこいのぼりをつくろう」</p> <p>時間を決めず、開館時間内随時対応とする。</p>	令和4年5月5日	9人
161	<p>子どもの日「かぶれるカブトを折ろう」</p> <p>名簿の作成、手指消毒、大勢が集まらないように時間を決めずに随時受付。</p>	令和4年5月5日	8人
162	<p>夏休み読書感想文書き方講座</p> <p>会場定員の半数の募集とする。</p>	令和4年8月3日	14人

No.	対応の名称 対応の内容（概要）	実施日/期間等	実績（年度ごと）
163	夏休み読書感想文書き方講座 募集定員を親子12組とする。（視聴覚室定員80人のところ）	令和4年8月4日	20人
	夏休み読書感想文書き方講座 参加者を会場の定員に合わせ、間隔をあけて配置した。		
164	夏休み読書感想文書き方講座 参加者を会場の定員に合わせ、間隔をあけて配置した。	令和4年8月5日	20人
	夏休み読書感想文書き方講座 参加者を会場の定員に合わせ、間隔をあけて配置した。		
165	夏休み読書感想文書き方講座 参加者を会場の定員に合わせ、間隔をあけて配置した。	令和4年8月6日	24人
	夏休み読書感想文書き方講座 参加者を会場の定員に合わせ、間隔をあけて配置した。		
166	「プラザぶんこまつり」 参加者の連絡先を記録、2週間保管とする。	令和4年8月5日	40人
	「プラザぶんこまつり」 参加者の連絡先を記録、2週間保管とする。		
167	ヒプリオバトル 投票者は事前申込み、入替制とする。	令和4年8月13日	46人
	ヒプリオバトル 投票者は事前申込み、入替制とする。		
168	「絵本の中のお菓子を作る講座」の中止 絵本の中のお菓子を作る講座の中止	—	—
	「絵本の中のお菓子を作る講座」の中止 絵本の中のお菓子を作る講座の中止		
169	富士文庫特別コレクションを知る講座 会場定員の半数の募集とする。	令和4年9月10日、 10月1日、 11月5日	51人
	富士文庫特別コレクションを知る講座 会場定員の半数の募集とする。		
170	古文書入門講座 入室人数を制限するため、同じ内容を3回ずつ実施。体温測定、手指消毒、間隔をあけて着席。	令和4年9月10、11日、10月22、 23日、 11月12日、11月13日	116人
	古文書入門講座 入室人数を制限するため、同じ内容を3回ずつ実施。体温測定、手指消毒、間隔をあけて着席。		
171	ワークショップ「カラベラを描こう」 行事減少に鑑み特別開催	令和4年10月11日 ～10月30日	166人
	ワークショップ「カラベラを描こう」 行事減少に鑑み特別開催		
172	子育て絵本教室 募集定員10組のため、視聴覚室（定員80人）で実施。	令和4年10月18日、 11月15日、12月20日 令和5年1月17日、2月21日	84人
	子育て絵本教室 募集定員10組のため、視聴覚室（定員80人）で実施。		
173	文化の日ワークショップ「ペーパーロゼットをつくろう」 時間を決めず、開館時間内随時対応とする。	令和4年11月3日	30人
	文化の日ワークショップ「ペーパーロゼットをつくろう」 時間を決めず、開館時間内随時対応とする。		
174	昔話をきく会 参加者を会場の定員に合わせ、間隔をあけて配置した。	令和4年11月4日	14人
	昔話をきく会 参加者を会場の定員に合わせ、間隔をあけて配置した。		
175	ワークショップ「トムテを描こう」 行事減少に鑑み特別開催	令和4年11月8日 ～12月25日	372人
	ワークショップ「トムテを描こう」 行事減少に鑑み特別開催		
176	図書館まつり 各イベント人数制限・参加者を把握して実施。	令和4年11月26日	732人
	図書館まつり 各イベント人数制限・参加者を把握して実施。		
177	わらべうたを楽しもう 会場定員の半数の募集とする。	令和4年12月7日	17人
	わらべうたを楽しもう 会場定員の半数の募集とする。		
178	影絵と音楽の世界 会場定員の半数の募集とする。	令和5年1月21日	48人
	影絵と音楽の世界 会場定員の半数の募集とする。		
179	富士山週間「富士山に登るおひなさま」 時間を決めず、開館時間内随時対応とする。	令和5年2月21日 ～2月28日	32人
	富士山週間「富士山に登るおひなさま」 時間を決めず、開館時間内随時対応とする。		
180	一般講演会「古文書考証が語る静岡の戦国」 募集定員を60人(視聴覚室定員80人)とする。	令和5年3月12日	58人
	一般講演会「古文書考証が語る静岡の戦国」 募集定員を60人(視聴覚室定員80人)とする。		
181	ブックスタートふじ事業 趣旨の説明や読み聞かせの実演はせず配布のみ。配布ボランティアは不参加で職員のみ。	毎週火曜日	1,437人
	ブックスタートふじ事業 趣旨の説明や読み聞かせの実演はせず配布のみ。		
182	セカンドブックふじ事業 趣旨の説明や読み聞かせの実演はせず配布のみ。	毎週金曜日	1,746人
	セカンドブックふじ事業 趣旨の説明や読み聞かせの実演はせず配布のみ。		

No.	対応の名称 対応の内容（概要）	実施日/期間等	実績（年度ごと）
183	おはなし会 手指消毒と参加者同士の間隔をあけて実施。	毎週土曜日	268人
184	おはなし会 参加者の連絡先を記録、2週間保管とする。	毎週土曜日	395人
185	おはなし会 1回の参加人数を制限し、2部制とする。また参加者の連絡先を記録、2週間保管とする。	毎週木曜日	592人
186	びよびよぶんこ 1回4組までの事前申し込み制とし、2部制とする。	毎月第4金曜日	65人
187	入学式 ・受付時検温 ・来賓招待者を縮小 ・保護者の列席は各家庭最少人数とするよう協力要請 ・国家・校歌等の斉唱なし（CDを流す）	令和4年4月7日	—
188	PTA・後援会合同総会 ・通常開催	—	—
189	文化祭（南校祭文化の部） ・ステージ部門は学校体育館で開催し、保護者の鑑賞は禁止とする。 ・校内発表部門は、午前の部と午後の部に分け、来場者は事前申し込み制とした。 ・来場者には午前の部と午後の部が識別できるカラーリストバンドを装着してもらった。	ステージ 令和4年6月3日 校内発表 令和4年6月4日	—
190	中学生一日体験入学 ・参加中学生とその保護者に対して健康調査票の提出を求める。 ・検温済みの中学生とその保護者はカラーリストバンドを装着してもらった。	令和4年8月3日	—
191	総合探究科集中研修 ・1年生：研修地を県内に変更して実施 ・2年生：校内研修（外国人講師による演習・実践） ・3年生：関東方面での社会問題解決スタディツアー（コロナ前に戻る）	—	—
192	ビジネス探究科集中研修 ・1年生：静岡空港等県内研修+講師を招いての校内研修 ・2年生：東京研修（コロナ前に戻る）+校内研修 ・3年生：市内企業でのインターンシップ（コロナ前に戻る）	—	—
193	スポーツ探究科集中研修 1年生：カーリング実習（コロナ前と変わらず） 2年生：キャンプ実習（山中湖から富士宮へ実習地変更、宿泊を伴うため事前に抗原検査をし、陰性者のみが参加） 3年生：富士登山（宿泊を伴うため事前に抗原検査をし、陰性者のみが参加）	—	—
194	体育祭（南校祭体育の部） ・接触の多い種目を見直し ・保護者の観覧は中止し、生徒のみで実施 ・開催時間は従前に戻る。	令和4年10月4日	—
195	海外探究研修 【3学科共通：研修地を国内に変更、看護師の同行、全生徒は前日に抗原検査を実施】 ・総合探究科：大分県別府市ほか（立命館アジア太平洋大学との連携ほか） ・ビジネス探究科：長崎県長崎市・佐世保市ほか（ハウステンボス研修ほか） ・スポーツ探究科：沖縄県石垣市（マリンアクティビティほか）	令和4年11月29日 ～12月2日	—
196	健脚大会 ・コースを半分にして実施（スタート地点をこどもの国から丸火公園に変更）	令和5年1月27日	—
197	卒業式 ・在校生（2年生）の出席なし ・来賓招待縮小（市長、議長、PTA・後援会・同窓会の各会長） ・保護者の臨席を2人以内に抑えるよう要請 ・校歌、国歌等はCDを流す ・卒業生及び保護者のマスク着用は自己判断とする。	令和5年2月28日	—

No.	対応の名称 対応の内容（概要）	実施日/期間等	実績（年度ごと）
198	例月現金出納検査（令和4年6月分～12月分）	令和4年7月～令和5年2月	—
	書面開催 ※対象：病院事業会計 ※方法：監査委員からの質問を書面により各会計へ送付し、各会計からの回答内容を基に、問題がなければ検査済書の通知をし、再質問等があれば、別途回答依頼および確認を行った。		
199	定期監査（本監査）	(第1回) 令和4年11月7～10日	—
	出席者人数を支障のない範囲で制限する形で調整し、監査委員への説明については口頭説明を省略する項目を設け、少人数かつ時間短縮にて実施した。	(第2回) 令和5年2月3～9日	
200	決算審査（本審査）	令和4年7月11日～7月22日	—
	従来、部単位で実施していたものを、部を分割し、出席者の分散化を行った。また、課長説明を省略し、時間を短縮した。		
201	学校監査（予備・本監査）	(予備監査) 令和4年10月4日～10月14日 (本監査) 令和4年11月7日～11月10日	—
	予備監査：小中学校への現地訪問を取り止め、書類を市庁舎へ搬入し、監査を実施した。 本監査：現地訪問、書面監査ともに取りやめ、予備監査報告に基づく監査を実施した。		

【イベント、会議の中止・延期・開催方法の変更】令和5(2023)年4月～5年5月

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
1	職員研修における感染拡大防止のための取組	通年	10件
	・換気の実施		
2	研修のオンライン実施	随時	4件
	・人事課主催研修及び派遣研修の一部オンライン実施		
3	静岡縣市職員研修協議会オンライン化	令和5年5月25日	1件
	・会長市を務めた静岡縣市職員研修協議会の会議の文書開催		
4	職員採用説明会	令和5年4月16日	1件
	開催方法の変更 (対面式からオンライン形式へ)		
5	令和5年度第1回富士市入札監視委員会	令和5年7月28日	—
	開催方法：Web会議 入札監視委員5名は個々の職場等からWebで参加し、事務局はまとめて1つのカメラで全体を表示した。		
6	(令和5年度) 富士発・女と男のフォーラム	実施中	実施中
	主な開催会場であるフィランセがワクチン接種対応で貸館不可となっているため、各まちづくりセンターでの開催へ変更		
7	交通安全指導員委任・退任式、臨時総会の開催方法の変更	令和5年4月3日	—
	人数を縮小して開催した。		
8	交通安全指導員会総務部会の中止	令和5年4月25日	—
	書面開催に変更した。		
9	学校体育施設開放事業	令和5年5月31日	—
	R5.5.31で学校体育施設の利用条件廃止。		
10	令和5年度第55回富士市総合文化祭	春祭:令和5年4月～5月 秋祭:令和5年10月～11月	春祭来場者:2,352人 秋祭来場者:2,445人
	開催方式の変更 舞台公演の春祭、展示の秋祭に分割		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
11	スポーツ施設の利用貸出条件の制限廃止等	令和5年5月8日	—
	5月8日より利用貸出条件の制限廃止外（窓口パーティション撤去等）を実施した。受付接客時における職員のマスク着用は当面の間、継続する。		
12	市立幼稚園・保育園等の入園式への開催方法の変更	令和5年4月上旬	—
	感染防止対策として、市立幼稚園・保育園・認定こども園の入園式への保護者の参加人数を制限し、入園式を実施した。		
13	日々の保育について	令和5年4月～5月	—
	感染症対策を引き続き行う		
14	行事について	令和5年4月10日	入園児親子54人 職員30人参加
	センター内の感染症対策委員会で実施について検討を行った。 ①入園式：来賓2名招待、流れは令和4年度と同様に実施		
15	親子教室 縮減	令和5年4月～令和5年5月	実施回数:10回 参加親子数:44組
	全グループ 最大8組（1部屋に職員込で20名以内）で実施		
16	1歳6か月児健康診査での感染対策及び集団教育の中止	—	—
	各所における消毒の徹底、健診ルートを一方通行とし、面接時間短縮を実施。健診1回あたりの対象者を約40人とし、受付時間を前半、後半と分けて案内。滅菌綿棒でのフッ化物塗布に変更した。計測時等横になる際は、個人ごとに防水シートを敷くようにした。集団教育のための講和は中止しリーフレットの配布を個別で実施した。		
17	3歳児健康診査での感染対策及び集団教育の中止	—	—
	各所における消毒の徹底、健診ルートを一方通行とし、面接時間短縮を実施。健診1回あたりの対象者を約40人とし、受付時間を前半、後半と分けて案内。滅菌綿棒でのフッ化物塗布に変更した。個別相談は実施するが集団教育のための講和は中止しテキストの配布を実施した。図書館職員による絵本の読み聞かせは中止し、配布のみとした。		
18	6か月児すくすく赤ちゃん講座での感染対策及び集団教育中止	—	—
	各所における消毒の徹底、健診ルートを一方通行とし、面接時間短縮を実施。受付時間を前半、後半と分けて案内。計測時等横になる際は、個人ごとに防水シートを敷くようにした。個別相談は実施するが集団教育のための講和は中止しテキストの配布を実施した。図書館によるブックスタート事業は絵本配布のみ個別で行った。		
19	にこにこ教室での集団遊びの中止	—	—
	子どもたちが交わって遊ぶパラバルーン、親同士の交流を中止。親子だけで遊べるプログラムとしていた。		
20	思春期講座	—	—
	予定中学校11校のうち、5校は抱っこ体験を中止し、講話のみで実施予定		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
21	富士地区合同企業ガイダンスの開催	令和5年4月14日	23人、12校、51社
	就職を希望する学生と、人材を求める企業に出会いの場を提供することを目的として開催。コロナ対策としてオンラインでも実施。		
22	富士市勤労者総合福祉センター（ラ・ホール富士）の利用制限について	—	—
	・会議室等を一定の制限をして貸館業務を行った期間 会議室等の利用者は、定員2分の1以下として貸出を行うなど。 令和2年6月1日（月）～令和5年5月7日（日） ・トレーニングルームの一定の制限をした期間。 令和2年6月1日（月）～令和5年5月7日（日）		
23	富士市鳥獣被害防止対策協議会総会	令和5年5月31日	書面決議賛成11人
	総会の書面開催		
24	春堀（春季河川清掃）の実施	令和5年4月2日～9日	88団体実施 （延べ18,325人）
	・説明会を中止した。各町内会（区）に文書で手続き等をお知らせした。 ・実施の可否は各町内会（区）で判断するとした。		
25	富士市立中央病院出前講座（令和5年度）	—	—
	富士市立中央病院出前講座を中止した。 （5類への移行を受け、令和5年9月より受付を再開した。）		
26	感染症予防に伴う臨時休業について（通知）	—	—
	なし		
27	富士市内全小中学校臨時休業	—	—
	なし		
28	分散登校	—	—
	なし		
29	中学校林間学校、修学旅行延期	—	—
	【林間学校（中2）】（16校中） 実施 1泊：14校 2泊：2校 場所 西湖：12校 朝霧：2校 焼津：1校 豊丘：1校 【修学旅行（中3）】（16校中） 実施校：16校（2泊16校） 場所 京都奈良：16校		
30	令和5年度修学旅行等のキャンセル料について	—	—
	令和5年4月21日富教学発第238号「令和5年度修学旅行等のキャンセル料について」 市によるキャンセル料の負担は行わない		
31	夏季休業短縮	—	—
	短縮無し 令和5年7月24日～8月24日（7月22・23日は週休日）		

No.	対応の名称 対応の内容（概要）	実施日/期間等	実績（年度ごと）
32	教職員表彰、教育講演会、夏季研修等中止 【教職員表彰・教育講演会】 人数制限なし 通常開催 【市教委による学校訪問研修】 通常通り実施 市教委指導主事が全職員の授業を参観した 中心授業1～2 【富士市一斉授業研究】 通常開催（他校に訪問し授業参観、事後研修を行った）	—	—
	運動会、文化発表会の延期・中止 【運動会】 小学校26校中 実施：26校 半日以下の時間で実施：26校 グラウンドでの活動を一部の学年とした：5校 全校児童と一緒に活動した：21校 中学校16校中 実施：16校 半日以下の時間で実施：14校 1日実施：2校（吉原東中 岳陽中） グラウンドでの活動を一部の学年とした：1校 全校生徒と一緒に活動した：15校		
34	小学校修学旅行延期 【自然教室（小5）】26校中 丸火自然公園にて実施 26校 1泊：26校 【修学旅行（小6）】26校中 一泊：26校 県内 東京：26校	—	—
	冬季休業短縮 短縮無し 令和5年12月25日～1月4日（12月23・24日は週休日）		
36	科学作品展 例年通りロゼシアターにて実施 入場制限なし	—	—
	市主催研修会 集合開催を実施		
38	少年自然の家イベント（自主事業）の開催方法の変更 令和2年6月1日よりコロナ対策ガイドライン（施設利用定員収容率50%を上限）を設けて開所した。ガイドラインに伴い室内での実施や食事を伴う事業については従来の定員の50%に変更して実施をした。令和5年5月8日よりコロナ対策ガイドラインを緩和（施設利用定員収容率50%を撤廃）している。	令和5年4月1日 ～5月7日	令和5年度1事業 定員変更
	富士山かぐや姫ミュージアム 施設の貸出利用制限 マスク着用推奨、飲食禁止、使用時間短縮、検温、換気、使用前後の備品消毒などの利用条件		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績（年度ごと）
	対応の内容（概要）		
40	ブックスタートふじ事業	毎週火曜日	220人
	趣旨の説明や読み聞かせの実演はせず配布のみ。配布ボランティアは不参加で職員のみ。		
41	セカンドブックふじ事業	毎週金曜日	248人
	趣旨の説明や読み聞かせの実演はせず配布のみ。		
42	おはなし会	毎週土曜日	39人
	手指消毒と参加者同士の間隔をあけて実施。		
43	おはなし会	毎週土曜日	32人
	参加者の連絡先を記録、2週間保管とする。 5/13から通常開催		
44	おはなし会	毎週木曜日	58人
	1回の参加人数を制限し、2部制とする。また参加者の連絡先を記録、2週間保管とする。5/11から通常開催		
45	びよびよぶんこ	令和5年4月28日	2人
	1回4組までの事前申し込み制とし、2部制とする。		

2 新たな生活様式に対応した対策（看護専門学校）



リモートによる講義



飛散防止措置をした授業風景



昼食風景

【新たな生活様式に対応した対策】

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績
	対応の内容（概要）		
1	市長・副市長との打合せや面会の対応	令和2年4月 ～令和5年5月8日	定員 市長応接室7人 副市長室5人 特別応接室15人
	市長応接室や副市長室では、人と人の距離をとり、密にならないよう定員を設けて打合せ等を行ったほか、多人数となる場合は、特別応接室を使用した。		
2	市長公室スイング扉の開放	令和2年4月 ～令和5年5月8日	2箇所
	接触感染予防のため、市長公室に設置されているスイング扉を開放したままにした。		
3	防災動画配信	令和2年7月	—
	動画投稿サイトYouTubeを活用し、地震、風水害、自主防災活動の動画をアップした。		
4	富士市防災セミナー	令和3年4月	—
	これまで対面で行っていた防災セミナーを、ZOOMからも参加できるようにした。		
5	令和2年国勢調査を感染防止に配慮した調査方法について実施	令和2年7月～11月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導員説明会及び調査員説明会を少人数多数開催とし、開催時間を短縮した。 ・ 調査対象世帯に訪問する際は必ずマスクを着用し、インターホン越しに会話するなど、できる限り世帯と調査員が対面しない非接触の方法で調査を実施した。 ・ 調査への回答はインターネット回答又は郵送提出を基本とし、調査員回収は原則行わないこととした。
	令和2年国勢調査を「非接触」を原則とした実施方法にて行った。		
6	令和3年経済センサス-活動調査を感染防止に配慮した調査方法について実施	令和3年5月～7月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導員説明会及び調査員説明会を少人数多数開催とし、開催時間を短縮した。 ・ 調査対象事業所に訪問する際は必ずマスク着用とし、できる限り距離を置いて説明するようにした。 ・ 調査への回答はインターネット回答又は郵送提出を基本とし、調査員回収は原則行わないこととした。
	令和3年経済センサス-活動調査を感染防止に配慮した実施方法にて行った。		
7	富士市SDGs共想・共創プラットフォーム発足イベント	令和4年3月27日	来場者100人
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 聴講者離席対応（聴講者席を1席ずつ開ける） ・ 来訪者にマスク着用や手指消毒、検温等の感染対策を呼びかけ ・ イベントの様子をMicrosoft Teamsにて配信 		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績
	対応の内容（概要）		
8	富士市SDGs共想・共創プラットフォームイベント	令和4年12月24日	来場者500人
	<ul style="list-style-type: none"> ・パネルディスカッションにおける離席対応（聴講者席を1席ずつ開ける） ・パネリスト間にパーティションを設置 ・来訪者にマスク着用や手指消毒、検温等の感染対策を呼びかけ 		
9	職員の分散勤務の実施	令和2年4月21日 ～5月17日	新型コロナウイルス感染症関連の業務及び病院・消防業務に従事する職員を除いて実施
	<ul style="list-style-type: none"> ・「緊急事態宣言」の発令に伴い、職場全体として5割以上の職員が他の場所で勤務するよう、各所属で業務体制を見直しを行い、2班（通常勤務班・分散勤務班）体制で交代勤務を実施した。 ・分散勤務班は、在宅勤務、各地区まちづくりセンターや庁舎内会議室等でのサテライト勤務または計画的な休暇取得を行った。 		
10	職員の分散勤務等の実施	令和3年8月11日 ～10月14日	新型コロナウイルス感染症関連の業務及び病院・消防業務に従事する職員を除いて実施
	<ul style="list-style-type: none"> ・「まん延防止等重点措置」の適用及び「緊急事態宣言」の発令に伴い、職場全体として5割以上の職員が他の場所で勤務するよう、出勤者数の抑制、接触機会の低減に向けた取組を実施した。 ・在宅勤務、各地区まちづくりセンターや庁舎内会議室等でのサテライト勤務、計画的な休暇取得に加え、朝型勤務の積極活用を行った。 		
11	職員の分散勤務等の実施	令和4年1月28日 ～3月18日	新型コロナウイルス感染症関連の業務及び病院・消防業務に従事する職員を除いて実施
	<ul style="list-style-type: none"> ・「まん延防止等重点措置」の適用に伴い、出勤者数の抑制、接触機会の低減に向けた取組を実施した。 ・在宅勤務、各地区まちづくりセンターや庁舎内会議室、市内コワーキングスペース等でのサテライト勤務、計画的な休暇取得、朝型勤務の積極活用を行った。 		
12	特別定額給付金	令和2年4月～9月	対象者数：252,834人 給付人数：252,207人 給付率（人数）：99.8% 総給付額：252億2,070万円
	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ確に家計への支援を行うため、給付対象者1名につき10万円の特別定額給付金を給付 ・給付にあたり、関係課10課による「富士市特別定額給付金事業実施本部」を設置するとともに全庁的な応援体制を構築 		
13	非常時優先業務の検討	①令和2年3月 ②令和3年8月	—
	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続に係る非常時優先業務の選定 ・部内応援体制の検討 		
14	分散勤務環境の整備	①令和2年4月 ②令和2年10月 ～令和3年1月、8月	①まちづくりセンター 26ヶ所 ②まちづくりセンター 26ヶ所、その他施設2か所 (フィランセ、西部浄化センター)
	<p>市庁舎内での感染拡大による行政サービスの停滞を防ぐため、分散執務場所として、まちづくりセンター等の一部施設内で庁内OA端末を利用できる環境を整備した。</p> <p>①まちづくりセンター（休館中）にて、庁内OA端末が利用できる事務室から多目的室等までのネットワークケーブルを延長配線した。</p> <p>②まちづくりセンター、フィランセ、西部浄化センターの多目的室等に無線ネットワーク環境を整備した。</p>		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績
	対応の内容（概要）		
15	テレワーク環境の整備	令和2年度から継続	令和4年度 利用回数：約11,400回
	<p>接触機会の低減を目的として、自宅や外出先等の執務室以外で庁内システムを利用できるテレワーク環境を整備した。また、庁内への接続はセキュリティを確保するため、インターネットを介さない閉域網を利用し、特定の通信のみが利用できるように制御している。</p> <p>R2.4 モバイルルータ50台体制で運用開始 R2.11 モバイルルータ50台追加により100台体制で運用開始 R4.7 モバイルルータ200台追加により300台体制で運用開始</p>		
16	ウェブ会議システムの導入	令和2年度から継続	令和4年度 利用回数：約1,700人
	<p>会議をオンラインで実施することにより、参加者同士が接触することなく実施できる環境を導入した。</p> <p>R2.8 庁内ウェブ会議システム運用開始 R2.12 ウェブ会議システム（Zoom、Webex）利用開始 R3.2 ウェブ会議用パソコン・無線ルータ購入</p>		
17	モバイルワーク用端末の導入	令和4年度から継続	令和4年度 利用回数：約1,400人
	<p>執務場所の分散化や多様な働き方の実現を目的として、小型薄型軽量且つモバイルネットワークに対応したモバイルワーク専用端末を導入した。</p> <p>R4.9 モバイルワーク用パソコン運用開始</p>		
18	新增築家屋の調査方法の変更	令和2年度から継続 （令和2年6月から）	1件当たりの調査時間が 1/2程度に短縮
	<p>固定資産税・都市計画税の評価額を算定するための家屋調査について、平面図等資料のコピーを提供いただけるよう所有者にお願いすることによって、調査員の滞在時間の短縮を図った。また、訪問時には手指消毒用のアルコールを携行し、訪問先の不安軽減に努めた。</p>		
19	中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税の軽減	令和3年度分課税	特例減収額実績 固定資産税：1,364件 479,667千円 都市計画税：626件 53,454千円
	<p>令和2年2月から10月までの任意の期間の連続する3か月の期間の事業収入の合計が前年同期と比較して30%以上減少している中小事業者にあつては、当該減少の割合に応じ当該所有する償却資産及び事業用家屋に対する固定資産税都市計画税について一定割合（1/2、全額）を軽減した。</p>		
20	実地調査の実施方法の変更	令和3年度から継続	市外の旅費が不要
	<p>令和2年度は実地調査をとりやめた。令和3年度から訪問調査は困難であると判断し、感染症対策として職員と調査対象者が直接接触する機会を極力避けつつ実施調査を実施するため、郵便・電子メール等による調査対象者からの固定資産台帳・減価償却費明細書の提出を求め、提出された資料と償却資産申告書内容と比較突合するやり方で実地調査を行った。令和5年度以降も訪問調査は行わず、提出された資料と償却資産申告書内容と比較突合するやり方で実地調査を行う予定である。</p>		
21	市民税・県民税申告の際の感染症対策	令和4年1月1日	30枚程度/年
	<p>申告会場に来ることなく申告ができるよう、ホームページ内に税額計算シミュレーションシステムを導入。市民の方は申告書作成を自宅でして郵送で提出が可能となった。</p>		
22	チケット寄附税制	令和2年2月1日 ～令和3年1月31日	—
	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から文化芸術イベント等が中止等されてしまった時に、そのチケットの払戻しを受けないことを選択された方はその金額分を「寄附」と見なし、税優遇を受けられる措置を講じた。</p>		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績
	対応の内容（概要）		
23	Youtubeを利用した情報発信	令和3年10月末～	毎年6本の動画作成
	年末調整説明会が開催されなくなったことを受け、Youtubeにて説明動画を流すこととした。		
24	法人市民税の申告・納付期限の延長	令和2年4月～	150法人程度
	納税者又は税務代理等を行う税理士等が感染するなど、新型コロナウイルス感染症の影響により申告書や決算書類など、法人市民税の申告・納付等の手続に必要な書類等の作成が遅れ、その期限までに申告・納付等を行うことが困難な場合には、個別対応として、法人市民税の申告・納付期限を延長した。		
25	軽自動車税申告書の受付延長	令和3年3月～	30台程度/年
	受付窓口の混雑緩和の為、申告日が賦課基準日(4月1日)を超えていても、15日以内の申告であれば事実発生日の申告とみなす。		
26	モバイルルーターの導入	令和3年6月～	-
	リモート会議や情報収集・動画視聴を行う利用者のため、モバイルルーターを各まちづくりセンターに導入し、インターネット環境を整備した。		
27	タブレット端末の導入	令和4年1月～	-
	導入したモバイルルーターのインターネット環境を活かし、リモート会議を実施する利用者や各種申請・受付の補助をするほか、地区の情報発信ツールとして活用するためタブレット端末を各まちづくりセンターに導入した。		
28	公共所管施設感染防止対策（3密回避）	令和2年6月1日～	-
	富士市交流プラザ、富士川ふれあいホール、富士市民活動センターにおいて、3密回避に伴うイベント利用実施の制限、会議室等の利用人数を50%に制限、その他周知チラシ、検温器の設置、利用後の消毒、マスク着用を依頼等を実施。		
29	国際交流ラウンジFILS感染防止対策	令和2年6月1日～	-
	国際交流ラウンジFILSにおいて、3密回避のため、プライベート学習での利用人数の制限、検温器・飛沫防止用のスクリーンの設置、職員による利用後の消毒の実施、利用者への手指の消毒・マスク着用の依頼等を実施。依頼事項について、多言語及びやさしい日本語での呼びかけ、チラシ配布、ポスター掲示。		
30	市中での感染防止の呼びかけ	令和2年4月1日～	-
	国、県等から提供される感染状況や、感染防止の呼びかけ等について、多言語ややさしい日本語に変換し、市ウェブサイト等で情報提供		
31	DV防止のための啓発	令和3年4月～	-
	コロナ禍で在宅時間が増えたことに起因し、DVの件数が増加したことから、DV防止のための啓発チラシを配布を行った。		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績
	対応の内容（概要）		
32	斎場待合室の定員制限	令和3年4月から随時	定員制限を設けることで密の回避が行えた
	<p>斎場に6部屋ある待合室の定員制限（定員各72名）を設け、パーティションを設置した。人数は下記のとおり。</p> <p>R3.4.19 30人 感染拡大防止</p> <p>R3.8.20 20人 緊急事態宣言の発令</p> <p>R3.9.30 30人 緊急事態宣言の解除</p> <p>R3.10.15 50人 社会経済活動の緩やかな再開による</p> <p>R4.1.27 25人 まん延防止等重点措置の指定</p> <p>R4.4.1 36人 まん延防止等重点措置の解除</p> <p>R5.5.8 72人 コロナが5類に移行したのを受けて制限解除</p>		
33	スポーツ施設職員をサテライト勤務の実施	令和2年5月	-
	勤務場所の密を避けるため5月1日から5月31日の間、スポーツ施設職員を対象としたサテライト勤務を実施した。		
34	富士市老人ホーム入所判定委員会	書面:令和2年5月 ウェブ:令和2年11月、令和3年1月	-
	対面開催による感染を予防するため、感染拡大状況により、書面やウェブでの開催を実施した。		
35	高齢者・障害者虐待防止ネットワーク	令和2年5月 令和3年5月	-
	対面開催による感染を予防するため、感染拡大状況により、書面での開催を実施した。		
36	介護認定審査会	令和4年7月～	令和4年:8回 令和5年:2回
	一部の審査会を対象にZoomによるオンライン審査を実施した。		
37	要介護認定調査	令和4年～	-
	Zoom対応可能な医療機関や介護施設でオンライン調査を実施した。		
38	介護サービス事業者集団指導	令和3年～	令和3年:1回 令和4年:1回
	Zoom（R3）や動画配信（R4）による集団指導を実施した。		
39	3歳以上の園児のマスクの着用の推奨	令和2年4月～令和4年5月	-
	<p>感染防止対策のため、3歳以上の園児のマスクの着用の推奨を推奨した。</p> <p>※令和4年5月に県の方針が示されたことにより、マスクの着用の推奨は終了した。</p>		
40	感染防止のための給食時のパーティションの設置等	令和2年4月～令和5年3月	-
	<p>感染防止対策のため、給食時に園児の机にパーティションを設置し、黙食を推奨した。</p> <p>・全園に要望を聞き、パーティション等を設置</p>		
41	手指消毒の徹底及び教材等の消毒	令和2年4月～令和5年3月	-
	<p>職員に保育中の手指消毒を徹底し、保育教材等の消毒も徹底した。</p> <p>・アルコール等を全園・全クラスに配備</p>		
42	保護者へのマスクの着用をお願い	令和2年4月～令和5年5月	-
	園児の送迎時などに園舎内に入る際には、マスクの着用をお願いした。		
	行事への参加人数の制限		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績
	対応の内容（概要）		
43	入園式や卒園式など、保護者が参加する行事において、保護者の参加人数を制限した。 ・入園式や卒園式など園舎内で行う行事は、各家庭1名までなど。	令和2年4月~令和5年5月	—
44	運動会等の開催方法の変更	令和2年4月~	—
	参加する園児や参観する保護者が密になってしまう状況を避けるため、運動会や発表会を運動参観会や発表参観会と名称を変更し、クラス単位や学年単位で開催するように変更した。		
45	送迎バス運行、乗車について	開所日	毎日実施
	緊急事態宣言が出ている期間については、できるだけ保護者の送迎をお願いし、利用したい場合は感染症のリスクがあることを保護者に了承して頂いてからの利用とした		
46	サポート（預かり保育）について	開所日	毎日実施
	緊急事態宣言が出ている期間については、就労等で利用したい場合、感染症のリスクがあることを保護者に了承して頂いてからの利用とした。		
47	センター内の消毒（環境整備）	開所日	毎回実施
	次亜塩素酸ナトリウム水溶液の濃度を0.02%から0.05%に変更。 消毒用布巾、雑巾の枚数を増やし、人の入替時、作業が変わる時に随時、机、いす、取っ手等の消毒を行った。また、施設、備品、おもちゃ等の消毒などの見直しを行い、感染症予防マニュアル「環境整備」を改正した。手指消毒の徹底に心掛けた。		
48	給食の提供	給食提供日	毎回実施
	配膳時間を3グループに分け、密にならないように配膳方法を変更し、「コロナ禍における給食の食べ方」を作成し、それに沿って給食を喫食した。		
49	相談業務での密回避	令和4年4月から 現在も継続	毎回実施
	相談事項を保護者から事前に電話や問診票で聞き取り、相談の長時間化を回避		
50	親子教室	令和4年4月から 現在も継続	毎回実施
	参加人数、参加時間を分散した		
51	待合室の変更・来所時に検温して各指導室に案内する	令和2年度から 現在も継続	毎回実施
	以前、親子教室・個別面接の参加者は、待合室（個室）の中で開始まで待機していたが、検温場所を二階廊下ホールとして、その場で検温後、各部屋に案内することとした。		
52	外来者スリッパ共用の削減、消毒の実施	令和3年9月より実施し、令和5年4月緩和。 (スリッパ共用再開・消毒中止)	毎回実施
	令和3年9月より、外来で来所する大人のスリッパ共用を中止し、外来者にはマイスリッパを持参することを、案内に書き加えた（忘れた人には、スリッパを貸し出した）。また、使用済スリッパは、使用済スリッパ入れに入れてもらい、その後消毒して、次の利用者に使用してもらった。		
53	マスクの着用	令和2年度から 現在も継続	毎回実施
	親子教室再開後、スタッフと保護者には、不織布マスクの着用を求めた。就園児グループでマスク使用が可能な子どもは、5類になるまで、自主的に着用してもらった。		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績
	対応の内容（概要）		
54	離乳食1分調理動画配信	令和2年4月22日～	①離乳食1分調理動画24本 ②離乳食レシピ11種 ③講習会テキスト
	離乳食講習会で紹介するレシピを調理1分動画として配信を開始する。合わせて離乳食講習会テキスト、離乳食レシピもWebに掲載する。		
55	オンライン離乳食講習会の開始	令和4年9月21日～	令和4年9月21日 ～令和5年11月までに 54回講座配信
	来場での講習会参加が困難な方や、自宅から気軽に参加したい方などを対象にオンライン講習会を開始。		
56	個々で作る健康クッキングの実施	①令和2年11月28日 ②令和3年10月23日 ～12月25日 ③令和4年6月18日 ～7月31日	①1回 ②16回 ③26回
	複数人での調理実習から、個々で作る方式に変更。参加者の調理台は1人1テーブルとして、調理道具は本人のみの使用、また作った料理は本人のみが試食する方法にして実施。		
57	食育料理動画配信	①令和2年6月～ ②令和3年9月～	①地産地消弁当 ②サイダーかん
	在宅時間が長くなることに対応し、食育料理動画を配信。		
58	「元気になるごはんの絵」募集・展示	①令和2年9月～11月 ②令和3年9月 ～令和4年1月	①648作品 ②489作品
	調理・共食を中止し、「元気になるごはんの絵」を幼児、小中学生、高齢者サロン等で募集。シートに料理の絵を描いたり、料理カードを貼って、1食分の献立を作り、展示した。		
59	個々に作る食育体験活動の実施	令和2年11月～	合計:26回 参加者:2,230人
	学校現場において、複数人での調理実習が実施不可となったことから、個々に食材を配布して、自分の分は自分で作る「和菓子作り」「みそ作り」等の講座を実施。食育サポーター研修も調理実習をやめ、個々で作る「みそ作り」講座を開催した。		
60	食育出前授業の実施	令和2年9月～	合計:24回 参加者:2,320人
	新たな生活様式に対応した食育講座として、調理実習を伴わない、講師による出前授業と試食を実施。（だしの出前授業・お茶のいれ方教室・お魚出前授業・牛乳出前授業 等）		
61	食育弁当コンテスト二次選考（市民投票）方法の変更	①令和2年11月 ②令和3年12月 ③令和4年12月	①251票 ②1,040票 ③3,687票
	①前年まで、環境フェアでの来場者投票を行っていたが、富士市立高校での生徒・教諭による投票に変更。 ②市役所2階消防防災庁舎連絡通路での来場者投票に変更。 ③インターネット投票に変更。		
62	骨の健康相談の予約・実施方法	令和2年6月～	1回（半日）の予約枠 20人→16人
	前年まで、骨の相談室の予約枠1つに5人を入れていた。推定骨密度測定後、集団で結果説明をしていたが、R2年6月の骨密度測定再開より、予約枠1つに4人の定員とし、結果説明も個別、短時間とした。		
63	富士市まちの保健室	令和3年11月～	回数:14回 延べ人数:416人
	予約制に変更した。		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績
	対応の内容（概要）		
64	幼児健診での混雑防止と感染対策	令和3年6月～	—
	生年月日で対象者を抽出していたが、1回あたりの対象者を約40人とし、受付時間を前半、後半と分けて案内をすることで混雑を避けている。また、感染対策として、今までは歯ブラシを持参してもらいフツ化物塗布を実施していたが、滅菌綿棒での塗布に変更した。計測時等横になる際は、個人ごとに防水シートを敷くようにした。		
65	6か月児すくすく赤ちゃん講座の混雑防止と感染対策	令和3年6月～	—
	受付時間を前半、後半と分けて案内をすることで混雑を避けている。計測時等横になる際は、個人ごとに防水シートを敷くようにした。		
66	思春期講座感染対策	令和2年10月～	1回
	抱っこ体験を実施するにあたり、思春期講座サポーターには事前セミナーにて感染対策（事前の検温・消毒の徹底・距離の保ち方）を講習		
67	妊婦が受講する講座の感染対策	令和2年10月～	33回/年
	沐浴人形を使った実習をするにあたり、手指消毒を行い、換気を提示に行う。受講時は、世帯ごとに座る席の管区を空ける。		
68	学校の新しい生活様式の徹底①換気②マスクの着用③手洗い④身体的距離	令和2年4月～令和5年4月	—
	<ul style="list-style-type: none"> ・毎朝体温測定、健康チェックをし、入力してから教室へ上がる。 ・校内では、飲食時以外を除き、マスク（布製可）を必ず着用すること。 ・人との間隔を保ち、常時または休み時間ごとに教室の換気を行う。 ・昼食時には対面しないで離れて着席し、会話は控える。（指定の場所） ・清掃時、ペーパータオルにアルコール洗浄剤を含ませ、多数の人が触る所や身の回りを清拭する。 ・当番は、毎時限ごとにマイク、PC周辺をアルコール清拭する。 		
69	移動に関する感染対策について	令和2年4月～令和5年4月	—
	<ul style="list-style-type: none"> ・県外及び感染拡大地域への不要不急の外出は避ける ・感染が流行している地域からの移動してきた者との交流には留意する。 ・臨地実習開始3週間前より、感染拡大地域への訪問及び感染拡大地域からの訪問者との面会を自粛する。 		
70	その他、看護学生として必要な対策	令和2年4月～令和5年4月	—
	<ul style="list-style-type: none"> ・臨地実習開始2週間前には、一切のアルバイトを中止する。 ・看護学生として、感染リスクの高い行為を回避し、自覚を持った行動をする。 ・近距離の会話が必要なグループワークや必要な演習は感染対策に配慮して行う。 		
71	発熱や咳などの風邪の症状がみられる場合や濃厚接触者の対応（出席停止）	令和2年4月～令和5年4月	—
	<ul style="list-style-type: none"> ・症状が出現した日から出席停止（特別欠席）、受診・検査、陽性の場合県の規定に沿って出席停止。 ・受診困難時は、保健医療課から配布された検査キットを使用。 ・濃厚接触者も規定に沿って出席停止（特別欠席）、オンラインでの授業出席を認める。 		
72	学生・教職員に対するコロナワクチン集団接種の実施	令和2年4月5月、令和4年1月、8月、12月、令和5年5月	約140人×6回
	主な実習病院である市立中央病院の協力のもと、医療従事者枠でのコロナワクチン集団接種を実施した。初回接種～6回目まで。		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績
	対応の内容(概要)		
73	分散勤務開始	令和2年4月～	—
	密集を避けるため、課の職員の分散勤務を行うため、クリーンセンターきぎょうの執務室をサテライトオフィスとし、分散勤務を開始した。		
74	入館制限及び諸室の利用制限等の実施	令和2年4月1日 ～10月31日	—
	・収容率が50%となるよう、ふじかぐやの湯の入館制限及び、ふじかぐやの湯の個室及びふじさんエコトピアの展示室、修理再生室、食材再生室の人数制限を実施 ・サウナを定員10人のところ4人に制限し貸出しを開始。(1回12分まで、サウナマットの貸出しは行わない) ・カラオケ個室を定員10人のところ4人に制限し貸出しを開始。		
75	人数制限及び諸室の利用制限の解除	令和2年11月1日～	—
	・適切な感染症対策を実施した上で人数制限及び諸室の利用制限を解除		
76	持続可能ものづくり事業支援補助金	令和2年8月 ～令和3年3月	補助金交付件数:9件
	新型コロナウイルス感染症への対応及びSDGsの達成等に資する新たな製品開発等を実施する事業者に対し補助金を交付		
77	コワーキングスペース等整備補助金	令和2年8月 ～令和4年3月	補助金交付件数:5件 令和2年度:2件 令和3年度:3件
	新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、多様な働き方の実現を図り、起業、創業、副業、新産業の創出等の促進につなげることを目的に、コワーキングスペース等を整備する事業者に対し補助金を交付		
78	紙・パルプ関連事業者新製品・新技術開発支援補助金	第1期 令和2年8月 ～令和3年3月 第2期 令和3年9月 ～令和4年3月	補助金交付件数 3件(第1期)、5件(第2期)
	新型コロナウイルス感染症や原燃料高騰の影響を受けた市内紙・パルプ事業者の持続的な操業を支援するため、新たな紙製品・新技術の開発等を実施する事業者に対し補助金を交付		
79	国土交通省への要望活動	令和2年10月16日 令和3年8月24日 令和3年11月22日	—
	本来であれば国土交通省の本省及び中部地方整備局を訪問して要望しているところだが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からウェブ会議形式での要望とした。		
80	IT導入支援事業者等立地促進事業補助金	令和3年4月 ～令和4年3月	補助金交付対象事業所の 指定件数 :2件 令和3年度:1件 令和4年度:1件
	市内事業者のIT導入補助金(国事業)等の活用を促し、デジタル変革宣言及びテレワーク先進都市の実現に繋げることを目的に、市内に立地するIT導入支援事業者(国事業における登録を要するITベンダー)に対し補助金を交付		
81	異業種連携新サービス・新事業創出支援補助金	第1期:令和3年11月 ～令和4年3月 第2期:令和4年6月 ～令和5年3月	補助金交付件数 8件(第1期)、6件(第2期)
	新型コロナウイルス感染症や感染拡大に伴う緊急事態措置等により大きな影響を受けた事業者を支援するため、業界・業態に関わらず連携し、新たなサービスや事業を創出する取組に対し補助金を交付		
82	ふるさと納税自動販売機の導入	令和4年8月～	富士川楽座にふるさと納税自動販売機を設置、17点の特産品等を登録
	コロナ後の人流の回復を見据え、観光交流客数の多い道の駅「富士川楽座」にふるさと納税自動販売機を設置し、富士市の特産品の魅力を発信するとともに、寄附の拡大を図る		
83	資源循環ビジネス創出支援補助金	令和4年9月 ～令和5年3月	補助金交付件数:5件
	新型コロナウイルス感染症や原燃料高騰の影響を受けた市内中小企業者等が資源循環型社会の構築等に向けて実施する新ビジネス創出等に対し補助金を交付		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績
	対応の内容（概要）		
84	貨物自動車運送事業所等支援事業	令和4年12月 ～令和5年3月	申請事業者数357件に対し 補助金を交付
	コロナ禍により経済活動が低迷する中、原油価格高騰の影響が大きい市内中小運輸事業者等で市内に本店又は支店を有する事業者を対象に、燃料価格高騰分の一部を支援		
85	富士市DX促進セミナー	令和5年1月26日	会場聴講、ウェビナー参加合わせて144人が参加
	コロナの拡大等により、すべての企業にとってデジタル化は避けて通れない道となっている。より一層の市内企業のDX促進が必要となるため、市内企業の経営者や管理者等をターゲットとした講演を行うとともに、市内先進企業の事例や市の取組を紹介するセミナーを開催し、市内企業のDX 促進を図る。		
86	キッズジョブの開催	例年8月中旬の土日	令和4年:2,493人
	様々な職業体験を通して、子ども達の職業観や勤労観形成のきっかけを作り、少年期から労働意識を醸成していくことを目的として開催。 令和4年度は、事前予約制にすることで、来場者数を抑制して実施。		
87	若者向けキャリア教育実践セミナーの開催	令和4年10月7日 ～令和5年1月27日 全6回	令和4年:22人
	若年者の地元就労を促進するためのキャリア教育支援として、若者向けキャリア教育実践セミナー全6回の実施。 コロナの感染状況に応じてオンラインで実施をおこなった。		
88	経営者向けセミナーの開催	令和4年6月27日 ～10月24日 全5回	会場:24人 オンライン:26人 合計:50人
	市内の中小企業振興のために、経営者がキャリア教育及びインターンシップが人材確保・定着に果たす役割を理解し、意識及び行動の変容を起こすきっかけ作りを目的とした全5回のセミナー。会場とオンラインによる開催。		
89	富士地区合同企業ガイダンスの開催	例年4月に開催	令和3年:72人、46校、48社 令和4年:32人、22校、33社
	就職を希望する学生と、人材を求める企業に出会いの場を提供することを目的として開催。コロナ対策としてオンラインで実施。		
90	富士のふもとの大博覧会2022	令和4年5月28日、29日	8,342人
	ふじさんめっせにて、環富士山地域の食材や魅力を来場者やバイヤーに情報発信し、環富士山地域の連携による地域の発展を目指すイベントである。 入場の際に来場者情報の登録を実施。（QRコードにて事前登録も可能） 来場者の入場制限。		
91	新型コロナウイルス対策事業継続支援給付金	令和2年	36件 1,571万円
	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた宿泊事業者に対して、事業の継続を下支えするために給付金を支給 令和元年月額平均売上高と令和2年4月の売上高との差額（上限50万円）		
92	感染症対策実施店周知支援事業	令和2年	467件
	市が示す感染対策を実施している店舗に対し、ステッカーやのぼり旗を配布し、店舗名を特設ウェブサイトに公表		
93	宿泊施設感染防止対策強化助成金	令和3年 令和4年	令和3年:10件 令和4年:5件
	宿泊施設感染防止対策の強化を行うものに対する助成金を交付 設備改修 上限250万円（補助対象経費の4分の1に相当する額） 機器等の購入 上限25万円（補助対象経費から50万円を除いた額）		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績
	対応の内容（概要）		
94	富士市宿泊施設新型コロナウイルス感染症対策奨励金	令和3年	21件24施設
	県による安全性の認証を受けるために感染症対策に取り組んだ事業者に対して奨励金を交付。県認証申請1施設当たり5万円		
95	バスで巡る親子市内観光ツアー事業	令和2年 令和3年 令和4年	令和2年:10回 202人 令和3年:5回 153人 令和4年:5回 129人
	コロナ終息期の新しい旅行方法であるマイクロツーリズムを推進するため、バスで巡る親子市内観光ツアーを実施		
96	市内宿泊及び観光支援事業	令和2年 令和4年	令和2年:2,739泊 令和4年:4,362泊
	市内宿泊者を対象に宿泊料金の助成及び特産品セット等の宿泊特典の提供		
97	マイクロツーリズム推進事業	令和3年 令和4年	令和3年 222件 604人 令和4年 847件 2,509人
	静岡県内在住者を対象に、タクシーを活用した食事付きの旅行プラン企画3時間コース、6時間コースを設定		
98	富士市バイシクルビット機材購入費補助金	令和4年	14件 469,000円
	自転車による観光の振興の一環として自転車観光客の受入促進を目的とし、バイシクルビット用機材を購入する事業者等に対する補助金を交付		
99	農用地区域の確認	令和2年度から	窓口とそれ以外での対応は半々ぐらい
	基本窓口に来てもらい対応していたが、メールやFAXでの対応も可とした。		
100	富士市保健休養林丸火自然公園における新型コロナウイルス感染症対策	令和2年2月	-
	新型コロナウイルス感染症の対策に伴い、事務所窓口に来所者のためアルコール消毒液を置き、マスクを着用して対応中。 2月29日公園トイレ（5か所）及び炊飯棟（2か所）に手洗いのサインと泡タイプの石鹸を設置した。		
101	富士市保健休養林丸火自然公園における新型コロナウイルス感染症対策	令和2年4月	-
	新型コロナウイルス感染症の対策に伴い、事務所窓口に来所者のため2m以上間隔を空けて並べるように床にテープ及び飛沫感染防止のフィルムを設置した。		
102	富士市保健休養林丸火自然公園における新型コロナウイルス感染症対策	令和2年5月	-
	コロナ感染症対策に向けてガイドラインを作成。 各炊飯棟には消毒用にアルコールジェルを設置した。 また公園巡回のシルバー人材センターの方に午前中トイレ清掃と炊飯棟清掃の際に水道蛇口とテーブルの消毒をお願いし、実施している。		
103	富士市保健休養林丸火自然公園における新型コロナウイルス感染症対策	令和2年6月	-
	キャンプ利用者に感染症対策チェックシートを配布して啓発を実施している。		
104	富士市保健休養林丸火自然公園における新型コロナウイルス感染症対策	令和2年7月	-
	利用後にコロナ感染症になってしまった場合は、連絡をしてもらうお願いを声かけをしている。 土日、祝日は35サイト全て利用がある可能性が高いため、コロナ感染症の観点から隣のテントサイトの近接を心配する声に配慮して2サイトは空きにする対策をとり、当日利用者からの要望があった場合はテントサイトを交換できるようにしている。		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績
	対応の内容（概要）		
105	富士市保健休養林丸火自然公園における新型コロナウイルス感染症対策	令和2年12月	-
	少年自然の家利用団体がある際にキャンプ受付場所のスペースを拡充するため、タープテントを2つ購入した。 今後混雑が予想される場合は玄関外にテントとテーブルを設置し、申請書を記入してもらう。 順番待ちができるようにベンチも5つ移動設置。		
106	富士市保健休養林丸火自然公園における新型コロナウイルス感染症対策	令和3年1月	-
	新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の再発令後キャンプ利用者には代表名だけでなく、利用者全員の名前の記載の協力のお願いをしている。		
107	富士市保健休養林丸火自然公園における新型コロナウイルス感染症対策	令和3年9月	-
	コロナ対策として所員の休みを拡散して全員出勤の日は1日のみとし、またテレワークを2回実施した。		
108	富士市保健休養林丸火自然公園における新型コロナウイルス感染症対策	令和4年9月	-
	コロナ禍で購入した非接触型体温計が故障したので購入をし、9月19日より事務所に配置をしている。		
109	富士市保健休養林丸火自然公園における新型コロナウイルス感染症対策	令和5年3月	-
	3月13日より社会的にマスク着用が個人判断となり、施設利用者にはその様にしてもらっている。 利用者に対応する所員は引き続きマスクを着用して業務にあたっている。		
110	富士市保健休養林丸火自然公園における新型コロナウイルス感染症対策	令和5年5月	-
	コロナ感染症5類移行に伴い、団体利用者名簿は体温の項目がないものに変更をした。 キャンプ利用者への申請書も従来通り代表者のみの記入に変更をした。 新型コロナ感染症法上の位置付けが5類に移行するのに伴い、少年自然の家、丸火青少年の家、丸火体育館、キャンプ場の「コロナ感染症拡大防止のための利用ガイドライン」を見直し、利用についての緩和をした。 施設内でコロナ感染症対策に伴う掲示を外した。 また、マスクの着用は所員個人の判断とし、出勤の際の所員の検温も無くした。		
111	富士市保健休養林丸火自然公園における新型コロナウイルス感染症対策	令和2年6月1日 ～令和5年5月7日	ソロキャンプが多く、定員175人（35サイト×5人）の50%である88人を超えることはなかった。
	令和2年6月1日よりコロナ対策ガイドライン（施設利用定員収容率50%を上限）を設けた		
112	野田山健康緑地公園富士川キャンプ場における新型コロナウイルス感染症対策	令和5年8月	-
	・管理棟、炊飯棟、トイレにアルコール消毒液を設置した。 ・チェックイン時に検温を行った。 ・チェックイン時に新型コロナウイルス感染症拡大防止のための注意書きの読み上げを行った。 ・園地見学者に入園届の記入をお願いした。 ・管理棟内のスタッフスペースとキャンプ場利用者スペースの間にパーテーションを設置した。 ・パンフレット裏面に、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための注意書きを記載した。		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績
	対応の内容（概要）		
113	富士市公共交通協議会における感染症対策の実施	随時	—
	会議の開催にあたり、マスク着用や検温、手指消毒などの感染症対策を実施するとともに、机上にパーティションを設置した。		
114	富士市公共交通協議会の開催方法	随時	—
	状況に応じて、書面開催としたり、ウェブでの参加も可能とした。		
115	地方鉄道サミット in FUJI・地方鉄道フェア2022の開催	令和4年11月26日	来場者数:4,000人
	イベントの開催にあたり、事前登録制とし来場者を把握するとともに、市が主催するイベント・行事等の対応方針に沿って開催した。		
116	第2回富士駅北口都市機能整備構想市民懇話会の書面開催	令和3年8月12日	—
	対面での開催を中止し、書面開催。		
117	第3回富士駅北口都市機能整備構想市民懇話会のウェブ開催追加	令和4年3月16日	—
	対面での開催に加えて、オンライン参加も併用開催。		
118	富士駅北口まちなか空間活用検討会先進地視察のオンライン開催	令和3年12月1日	—
	行動制限により、福井市まちづくり会社の先進地視察を、オンラインで現地と当市会場をつないで実施。		
119	用地取得業務（交渉、契約等）	令和2年度通年 令和3年度上半期	交渉相手:数件
	・当初は、市対策本部や静岡県の対応を踏まえ、市内在住者との交渉を数カ月程、また特定地域等への訪問は取りやめた。 ・その後の訪問は、相手の意向も踏まえ人員を2人に減らすなどの対応を行ったほか、特定地域等への相手には、電話、リモートや書面に対応した。		
120	発熱者等の屋外診察	令和2年4月～現在	—
	富士市救急医療センターの敷地内にコンテナを2台設置し、発熱者の屋外診察を開始。患者に建物へ入る前にセンターへ連絡をもらい、症状等を聞き取りの上、発熱等の症状がある場合はコンテナもしくは車内にて診察を実施。		
121	消防署所 仮眠室個室化	令和2年11月 ～令和3年7月	令和2年度 富士川分署 11室 令和3年度 吉永分署 11室 富士見台分署 11室 大淵分署 11室 南分署 11室 西消防署 1棟(18室)
	当直職員の仮眠室を個室化し、感染拡大防止を図ったもの。また、西消防署にあっては、仮眠室棟を新たに設置した。		
122	消防署所 水回り改修	令和4年4月～10月	R4年4月 西消防署:洋式便器1台 R4年6月 吉永分署ほか2分署 手洗器及び小便器 計15箇所 R4年7月 西消防署ほか3分署 手洗器及び小便器 計18箇所 R4年10月 消防防災庁舎:洋式便器3台
	手洗器の自動水栓化及び小便器の自動洗浄化を実施した。 また、和式便器から洋式便器へと改修した。		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績
	対応の内容（概要）		
123	富士川分署 消毒室改修	令和4年9月～11月	富士川分署 除染シャワー1式
	富士川分署の消毒室に新たに除染シャワーを設置した。		
124	応急手当We b 講習（eラーニング）の導入	令和3年11月11日～	令和3年:5件 令和4年:3件 令和5年:8件
	通常3時間の普通救命講習について、あらかじめ総務省消防庁が提供している応急手当We b 講習（eラーニング）を受講することで、実技のみ2時間で修了することができるようになった。		
125	大交代の中止	令和2年1月 ～令和5年5月	—
	8時30分の対面による上番、下番の大交代を当面の間、中止する。		
126	職員間の感染を防止するため、机上に飛沫防止パネルの配布・設置	令和2年1月 ～令和5年5月	—
	職員間の感染を防止するため、飛沫防止パネルの配布・机上設置		
127	庁舎等の受付カウンターへの飛沫感染防止パネル設置	令和2年1月～継続中	—
	庁舎等のすべてのカウンターに、飛沫感染防止パネルを設置した。		
128	食事の分散	令和2年1月 ～令和5年5月	—
	昼食、夕食の時間を分散して取るようにした。		
129	仮眠室の個室化	令和3年10月～	—
	当直勤務者の仮眠する部屋を中央本署を除き個室にした。		
130		令和2年1月 ～令和5年5月	—
	当直者の対面交代を禁止し、職員間の接触を無くす方法に変更		
131		令和2年5月4日 ～現在	—
	職員間の感染を防止するため、机上に飛沫防止パネルの設置 また、対面での飲食を禁止するとともに、飛沫防止用のプラスチック段ボールの作成・設置		
132		令和4年6月8日 ～令和5年6月4日	—
	室内除菌脱臭装置を使用して週1回、仮眠室のオゾン消毒を実施		
133		令和2年4月17日 ～令和5年4月5日	—
	来庁者との接触を防止するために、受付用テーブル・椅子を玄関前（屋外）に設置		
134	教育委員会会議におけるパーティションの設置	緊急事態宣言中の開催時	合計5回程度
	教育委員会会議において、個々の机の上にパーティションを設置した。		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績
	対応の内容（概要）		
135	教育委員会会議の発言方法の変更	令和4年2月21日 ～令和5年3月20日	令和5年3月定例会まで、事務局職員の発言方法を変更した。
	教育委員会会議の事務局職員が議題について説明する際、感染症拡大防止対策として、着座のままで議案に係る説明をすることとした。		
136	令和5年度修学旅行等のキャンセル料について（連絡）	令和5年4月21日	—
	修学旅行、林間学校において、発熱等により参加できず、個人のキャンセル料が発生した場合や、発熱者等の増加により学校単位でキャンセル料が発生した場合であっても、市によるキャンセル料の負担は行わない。		
137	5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）	令和5年5月1日	—
	令和5年4月28日に、文部科学省初等中等教育局長より通知、また、同日「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」、「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（令和5年5月改訂版）」、「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」が示された。 このことを受け、令和5年5月8日以降の市内小中学校における新型コロナ感染症対策についての対応を、職員や保護者等に周知した。 また、新型コロナウイルス感染症に係る対応フローは、令和5年5月7日をもって廃止する。		
138	教育プラザの定員制限・拡大期間の一部貸出中止等	令和2年4月から随時	各部屋の定員制限による密の回避、感染症拡大期間の多目的ホールの貸出中止
	新たな生活様式の基準に則り、施設内の各部屋の定員制限を実施。また、当初の感染症拡大期間においては、多目的ホール等を貸出中止とした。		
139	(少年自然の家)施設の利用方法の変更	令和2年6月1日 ～令和5年5月7日	令和2年度は全27市内小学校が日帰り利用、令和3年度は2校のみが宿泊利用、令和4年度は17校が宿泊利用となった。一般団体も宿泊利用は少なく令和2年度の利用人数は前年比約65%減となった。
	令和2年6月1日よりコロナ対策ガイドライン（施設利用定員収容率50%を上限）を設けた。		
140	(少年自然の家)施設の利用方法の変更	令和2年6月1日 ～令和5年5月7日	ソロキャンプが多く、定員175人（35サイト×5人）の50%である88人を超えることはなかった。
	令和2年6月1日よりコロナ対策ガイドライン（施設利用定員収容率50%を上限）を設けた。		
141	(少年自然の家)ZOOMのアカウント作成	令和2年6月～	富士市内小中学校を対象とした学校団体研修会に於いても2割～3割オンライン参加となっている。
	ZOOMのアカウント作成アカウントを購入し、所員がテレワークをする際の打合せや少年自然の家利用予約団体との事前打合せ、利用団体研修会ではハイブリットでの参加を設ける等活用をした。		
142	(少年自然の家)食堂パーティションの設置	令和3年12月1日 ～令和7年3月31日	団体利用に於いては学校給食同様に一列で同じ方向を向き食事をする機会が多く、パーティションの利用は少なかった。
	食堂の全てのテーブルに於いて、移動組立式のアクリル板によるパーティションを用意した。また、静岡県認定の「ふじのくに安全・安心認証（宿泊施設）」に申請をし、認証された。		
143	(少年自然の家)レンタルGPS機器によるプログラムの実施	令和4年2月～	現在までに自主事業で2回実施。利用団体でのプログラムに於いても派生させていきたい。
	オリエンテーリングを実施する際にパソコン画面上でグループの位置がほぼリアルタイムで把握ができ、多くの安全スタッフによる密を避ける効果があった。		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績
	対応の内容(概要)		
144	おうちでふじかぐミュージアム(YouTubeチャンネル)	令和2年4月19日 ～継続中	令和5年8月10日現在 総投稿数31本 (公開中16本) チャンネル登録者196人
	閉館中の市民向けサービスとして、動画投稿サイトYouTubeを活用し、富士市の歴史、展示会解説のほか、家庭でもできるようなクラフトや体験学習、小学生向けの補助教材動画などをアップした。		
145	令和3年度 かやぶき農家の工芸まつり	令和3年5月21日 ～6月13日の毎週末	来場者数:1,573人 12日間延べ人数
	博物館まつりに代わり、博物館利用団体が工芸作品を4週にわたりリレー形式で展示。5月21日(金)～23日(日):富士の型染・花水木(型染)、5月28日(金)～30日(日):禮文窯会(陶芸)、6月5日(土)～6日(日):木彫り「絆」(木彫)、6月6日(日):アートスペース富士和紙(和紙工芸)、6月11日(金)～13日(日):富士山スズ竹工芸同好会(竹工芸)		
146	令和4年度 かやぶき農家の工芸まつり	令和4年5月14日 ～6月5日の毎週末	来場者数1,524人 9日間延べ人数
	博物館まつりに代わり、博物館利用団体が工芸作品を4週にわたりリレー形式で展示。5月14日(土)～15日(日):富士の型染・花水木(型染)、5月21日(土)～22日(日):禮文窯会(陶芸)、5月28日(土)～29日(日):木彫り「絆」(木彫)、5月29日(日):アートスペース富士和紙(和紙工芸)、6月4日(土)～5日(日):富士山スズ竹工芸同好会(竹工芸)		
147	令和5年度 かやぶき農家の工芸まつり	令和5年5月20日 ～6月11日の毎週末	来場者数1,115人 7日間延べ人数
	博物館まつりに代わり、博物館利用団体が工芸作品を4週にわたりリレー形式で展示。5月20日(土)～21日(日):富士の型染・花水木(型染)、5月27日(土)～28日(日):禮文窯会(陶芸)、6月4日(日):木彫り「絆」(木彫)、アートスペース富士和紙(和紙工芸)、6月10日(土)～11日(日):富士山スズ竹工芸同好会(竹工芸)		
148	ふじ電子図書館	令和4年6月15日～	令和4年度 貸出点数27,424点
	実際に図書館に行かなくても、インターネットを通じてパソコンやタブレット、スマートフォンなどから電子書籍を無料で借りて読むことができるというサービス。市内在住、在勤者対象の事業である。		
149	電子化資料の公開	令和4年6月15日～	-
	古文書・行政資料は、電子化することでサービスの向上が見込まれる。郷土資料や富士文庫の貴重資料の電子化を進めて、ふじ電子図書館で、随時、閲覧できるように整備した。		
150	動画配信	令和3年5月22日～	令和3年度 8本配信 令和4年度 88本配信
	令和3年度中に試験的に図書館の紹介動画をYouTubeで配信 令和4年度には、古文書入門講座の内容をYouTubeで配信		
151	分散勤務	令和2年4月21日 ～5月20日まで	-
	・R2.4.21から職員をA・B2班に分け、一日交替で在宅と出勤の形態とする。 ・R2.4.30から5.21までワープロ室、パソコン室、情報処理室①、情報処理室②で校務PCを使えるよう一時的に設定を変更し、電話回線を引いた。		
152	フェイスガードの作成・授業等での活用	令和2年5月22日～	-
	マスクやフェイスガードが手に入りにくい状況の中、100円ショップでサンバイザーと透明な下敷きを購入し、全生徒及び教員がフェイスガードを作成して授業等で使用した。		
153	毎日朝夕の検温、登校時における体温記録用紙の提出	令和2年3月 ～令和5年5月9日	-
	生徒及び教職員に毎日朝夕の検温を義務付けた。生徒は体温及び風邪症状等の有無を記録した体温記録用紙を登校時に提出し、忘れた生徒は保健室で体温を計測し、風邪症状がないことを確認した上で教室への入室が許可された。 また、非接触型温度測定器を購入して以降は、教職員が昇降口において登校する生徒の体温を測定し、感染の抑止に努めた。		

No.	対応の名称	実施日/期間等	実績
	対応の内容（概要）		
154	昼食場所の分散	—	—
	特別教室等を活用し、昼食場所を分散し、一部屋の上限人数を30人以下とした。 昼食場所では教員が監督し、換気と黙食を徹底した。 食堂については、対面とならないよう1テーブルにつき椅子を2脚とした。また、 寄付でいただいたダンボールパーテーションを各テーブルに設置した。		
155	オンラインを活用した授業	令和2年6月～	—
	県外や国外の外部講師をZoomを利用してオンラインでつなぐ授業を行った。 ・ビジネス探究科の商品開発の授業で東京の外部講師をオンラインで招へい ・スポーツ探究科では、ドイツやオランダのサッカーチームで活躍する日本人講師とオンラインでつなぎ、生徒に海外のスポーツ事情を講話した。 ・探究学習の発表会や交通講話、球技大会といった学校行事においてもZoomを活用する場面が多かった。		
156	分散教室及び学校施設使用人数の上限数を定める	令和2年4月～	—
	密集回避の方策として授業や学校行事での使用人数の上限数を定める。 普通教室:20人、普通教室の1.5～2倍規模の特別教室：40人、 運動場：全校生徒（720人）、体育館2階：学年（240人）、視聴覚ホール：120人		
157	式典における校歌等斉唱	—	—
	CD音源を流し、心の中で歌うようアナウンスをする。		
158	分散登校	令和2年5月	—
	臨時休校中の登校は、学年ごとに登校日を変更して分散登校とした。		
159	宿泊を伴う学校行事における抗原検査	令和4年11月～	—
	宿泊を伴う学科学年別集中研修や2年生の海外探究代替国内研修の実施に当たって、参加希望生徒は出発前日に抗原検査を行い、陰性者のみが研修に参加できることとした。		

3 寄附・寄贈一覧

	寄贈者	寄贈の目的	受領年月日
	寄付金額・寄贈物品等		
1	市民	富士市民活動センターへの寄付（その後、希望を募りNPO法人へ寄贈）	令和2年7月
	政府配布マスク		
2	嘉興市	富士市からの寄付への返礼も含め、友好の証として	—
	不織布マスク		
3	岡山県在住の個人の方	マスクを必要としている方々への配布	令和2年4月
	手作り布マスク20枚		
4	クミアイ化学工業株式会社 静岡工場	新型コロナウイルス等の感染拡大予防に資するため	令和3年3月15日
	介護用ウェットタオル 4,800本		
5	クミアイ化学工業株式会社 静岡工場	新型コロナウイルス等の感染拡大予防に資するため	令和4年3月15日
	介護用ウェットタオル 4,800本		
6	県感染症対策課	施設内従事者の陽性者の早期発見	令和3年7月2日
	抗原検査キット		
7	DHC（産業政策課経由）	従事者の感染予防	令和5年7月26日
	不織布マスク		
8	県感染症対策課	新型コロナウイルス等の感染拡大予防に資するため	令和3年9月25日
	手指消毒用アルコール		
9	株式会社藤弘工業 富士事業所	富士市内での新型コロナウイルスの感染症対策のため。	令和2年4月17日
	マスク8,000枚		
10	松本産業株式会社	富士市内での新型コロナウイルスの感染症対策のため。	令和2年4月17日
	N95マスク70枚		
11	FK産業株式会社、株式会社アクト	新型コロナウイルス感染症の予防として医療機関者に活用してもらいたい。	令和2年4月21日
	マスク7,200枚		
12	日本プラスト株式会社	マスクを有効に活用していただき、富士市でコロナウイルス感染防止に役立てていただくため。	令和2年4月20日
	マスク10,000枚		
13	匿名	新型コロナウイルス等の感染拡大予防に資するため	令和2年4月21日
	マスク100枚		
14	松本産業株式会社	富士市内での新型コロナウイルスの感染症対策のため。	令和2年4月24日
	N95マスク40枚		
15	株式会社ウィン 放課後デイサービス アイム依田橋	新型コロナウイルスの感染拡大予防のため、市内の医療機関に活用してもらいたい。	令和2年4月27日
	防護服45セット		
16	フジ生コンクリート株式会社	新型コロナウイルスを含む感染症対策に係る物資購入に活用していただきたい。	令和2年4月27日
	2,000,000円		
17	株式会社マルダイ	富士市内での新型コロナウイルスの感染症対策のため。	令和2年4月27日
	マスク3,000枚		

	寄贈者	寄贈の目的	受領年月日
	寄付金額・寄贈物品等		
18	株式会社YOU	富士市内での新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため。	令和2年4月17日
	マスク10,000枚		
19	武田商事株式会社、日昇株式会社	富士市内での新型コロナウイルスの感染症対策のため。	令和2年4月30日
	マスク7,600枚		
20	株式会社アクセス	富士市内での新型コロナウイルスの感染症対策のため。	令和2年5月7日
	マスク20,000枚		
21	松本産業株式会社	富士市内での新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため。	令和2年5月8日
	N95マスク150枚		
22	葉 暁麗	新型コロナウイルスを含む感染症対策に役立てるため。	令和2年5月8日
	マスク1,000枚		
23	株式会社東亜ビルサービス	新型コロナウイルスを含む感染症対策に役立てるため。	令和2年5月11日
	マスク2,000枚		
24	東芝キャリア株式会社	新型コロナウイルスを含む感染症対策に役立てるため。	令和2年5月11日
	マスク2,400枚		
25	富士市一般廃棄物協同組合	新型コロナウイルスを含む感染症対策に係る物資購入に活用していただきたい。	令和2年5月11日
	100,000円		
26	三指会	感染拡大防止対策として、市民の皆さまの日常における不安を1つでも取り除いてほしい	令和2年5月12日
	マスク10,000枚、次亜塩素酸水100リットル		
27	株式会社トラヤ	富士市内での新型コロナウイルスの感染症対策のため。	令和2年6月1日
	マスク20,000枚		
28	三菱商事ライフサイエンス株式会社	富士市内での新型コロナウイルスの感染症対策のため。	令和2年5月22日
	アルコール消毒液200リットル		
29	富士高砂酒造株式会社	新型コロナウイルスを含む感染症対策に役立てるため。	令和2年5月25日
	高濃度エタノール48リットル		
30	大日製紙株式会社、ダイオーペーパープロダクツ株式会社	富士市内での新型コロナウイルスの感染症対策のため。	令和2年5月28日
	マスク10,800枚		
31	富士岳南ライオンズクラブ	富士市内での新型コロナウイルスの感染症対策のため。	令和2年5月28日
	1,000,000円		
32	混声合唱団モルゲンローテ	富士市内での新型コロナウイルスの感染症対策のため。	令和2年5月29日
	200,000円		
33	株式会社八木繊維	富士市内での新型コロナウイルスの感染症対策のため。	令和2年6月3日
	マスク10,000枚		
34	株式会社MID	富士市内での新型コロナウイルスの感染症対策のため。	令和2年6月11日
	次亜塩素酸ナトリウム1000リットル		
35	株式会社マキヤ	富士市内での新型コロナウイルスの感染症対策のため。	令和2年6月10日
	マスク1,500枚、フェイスシールド2,000個		

	寄贈者	寄贈の目的	受領年月日
	寄付金額・寄贈物品等		
36	静光電気工業株式会社	富士市内での新型コロナウイルスの感染症対策のため。	令和2年6月11日
	1,000,000円		
37	株式会社大村総業	富士市内での新型コロナウイルスの感染症対策のため。	令和2年6月16日
	飛沫防止パネル250枚		
38	株式会社池田ネジ商会	富士市内での新型コロナウイルスの感染症対策のため。	令和2年6月18日
	アルコール消毒液50リットル		
39	高相 裕	富士市内での新型コロナウイルスの感染症対策のため。	令和2年7月2日
	不織布マスク180枚		
40	大興製紙株式会社	富士市内での新型コロナウイルスの感染症対策のため。	令和2年7月8日
	300,000円		
41	富士仏教会	富士市内での新型コロナウイルスの感染症対策のため。	令和2年7月8日
	300,000円		
42	杉山 義則	富士市内での新型コロナウイルスの感染症対策のため。	令和2年7月16日
	フェイスガード13個		
43	武田 禎行	富士市内での新型コロナウイルスの感染症対策のため。	令和2年7月28日
	N95マスク60枚		
44	株式会社エンチャー	富士市内での新型コロナウイルスの感染症対策のため。	令和2年7月28日
	1,000,000円		
45	鈴木白蟻化学株式会社	富士市内での新型コロナウイルスの感染症対策のため。	令和2年7月30日
	亜塩素酸水100リットル		
46	富士第二ルーキーズ少年野球団	富士市内での新型コロナウイルスの感染症対策のため。	令和2年8月17日
	50,000円		
47	株式会社アトマックス	富士市内での新型コロナウイルスの感染症対策のため。	令和2年9月17日
	300,000円		
48	株式会社フジトク産業	富士市内での新型コロナウイルスの感染症対策のため。	令和2年10月12日
	足踏式消毒液スタンド5台		
49	森 安弘	富士市内での新型コロナウイルスの感染症対策のため。	令和2年10月19日
	5,000,000円		
50	静岡県土地家屋調査士会 富士支部	市民、職員みなさまの安全を少しでも確保するため	令和2年10月20日
	足踏み式消毒スタンド4台		
51	日本生命 沼津支社	富士市内での新型コロナウイルスの感染症対策のため。	令和2年12月21日
	ウェットティッシュ2,000個、足踏み式消毒スタンド7台		

	寄贈者	寄贈の目的	受領年月日
	寄付金額・寄贈物品等		
52	明治安田生命保険相互会社	富士市内での新型コロナウイルスの感染症対策のため。	令和3年2月17日
	300,000円		
53	フジ生コンクリート株式会社	富士市内での新型コロナウイルスの感染症対策のため。	令和3年4月28日
	2,000,000円		
54	富士フィルハーモニー管弦楽団	富士市内での新型コロナウイルスの感染症対策のため。	令和3年5月24日
	322,208円		
55	草間 裕司	新型コロナウイルスワクチン接種事業において、耳が聴こえづらい方とのやり取りに使ってもらいたい。	令和3年5月24日
	聴こえ♪ルンです10台		
56	井上建設株式会社	富士市内での新型コロナウイルスの感染症対策のため。	令和3年6月24日
	1,000,000円		
57	伝統屋 暁	富士市内での新型コロナウイルスの感染症対策のため。	令和4年2月14日
	30,000円		
58	丸王製紙株式会社	富士市内での新型コロナウイルスの感染症対策のため。	令和4年3月18日
	アルコール除菌ジェル8,000本		
59	日医工株式会社	連携協定の一環として感染症予防、ワクチン接種支援のため。	令和3年6月7日
	消毒用ハンドジェル300本		
60	日医工株式会社	連携協定の一環として感染症予防、ワクチン接種支援のため。	令和2年11月27日
	消毒用ハンドジェル1000本		
61	Happy はぐ Heart	富士市内での新型コロナウイルスの感染症対策のため。	令和5年2月
	手作りフェイスシールド 約30個		
62	医師会（ジャトコからもらったらしい）	富士市内での新型コロナウイルスの感染症対策のため。	令和5年2月
	OHPによるフェイスシールド 約30個		
63	「コーディネート&届ける」松尾啓子様 株式会社小松精機工作所様（長野県） 株式会社ヒューテック様（大阪府） 大阪大学 中島清一様	授業・実習用	令和2年
	フェイスシールド		
64	株式会社大村総業様	授業・実習用	令和2年
	飛沫防止パネル (写真①)		
65	柿島由和様（静岡便教会代表） 木原直也様（富士家系直営運営会社エヌスワン株式会社代表取締役）	授業・実習用	令和2年
	マスク		
66	株式会社ディーエイチシー	災害備蓄用や、健診実施時の市民への配布等のため。	令和5年8月21日
	不織布マスク 4,440箱（1箱30枚入り）		

	寄贈者	寄贈の目的	受領年月日
	寄付金額・寄贈物品等		
67	中国嘉興市 マスク2万枚 ※1月に富士市から嘉興市へマスク1万枚を送付	マスク不足に対する支援	令和2年3月31日
68	富士市水道指定工事店協同組合 自動検温器（アルコールディスペンサー付き）	新型コロナウイルス感染症予防対策のため	令和3年7月13日
69	有限会社 エミネット 非接触型体温計 50台	新型コロナウイルス感染防止対策として	令和2年8月5日
70	昭和40年度吉原一中同窓会 47,569円	安心安全の為の整備 （簡易ベッド、非接触型体温計、クーラーボックス購入）	令和2年3月30日
71	㈲日勝仮設 マスク6,000枚	大淵第一小学校及び大淵中学校の生徒の健全育成のため	令和2年5月7日
72	ニットク株式会社 不織布マスク4,000枚	今泉小学校及び吉原第二中学校の教職員用として活用	令和2年5月15日
73	静岡ガス株式会社 フェイスシールド15点	今泉小学校の検診などで活用	令和2年5月18日
74	株式会社財商 強力アルカリイオン電解水40ℓ、スプレー用ボトル15本	須津小学校及び須津中学校での新型コロナウイルス感染症の拡大防止用として	令和2年5月20日
75	株式会社 小林製作所 マスク1,000枚、消毒用アルコール一斗缶2缶、手洗い用液体石鹸8リットル	富士第二小学校での新型コロナウイルス感染予防のため	令和2年5月20日
76	富士家系直売家 マスク20,000枚	富士市立小中学校での新型コロナウイルス感染防止	令和2年5月22日
77	有限会社山田設備工業 微酸性電解水アンプル100本（微酸性電解水の生成作業含む）	富士市立小中学校での感染症の拡大防止用として	令和2年6月1日
78	ANTHEM SOCCER CLUB 消毒液20ℓ	青葉台小学校の児童の感染症対策として	令和2年6月10日
79	法蔵寺 アルコール（500ml）96本	大淵第一小学校の児童の健康維持のため	令和2年6月25日
80	法蔵寺 アルコール（500ml）60本	大淵中学校の生徒の健康維持のため	令和2年6月26日
81	株式会社ダイワ・エム・ティ 100,000円	青葉台小学校の児童が、新型コロナウイルス感染症を予防し、健康な生活が送れるようにするため（スクリーン衝立購入）	令和2年7月3日
82	昭和24年度 吉原一中卒業生 同窓会 65,000円	吉原第一中学校の生徒の教育活動が充実するように（熱中症計、掃除用具入、図書）	令和2年7月6日
83	はごろも教育研究奨励会 マスク（普通3層使い捨てタイプ） 2,400枚	教育委員会事務局職員の方々の安全・安心の向上を図る	令和2年8月20日
84	有限会社日勝仮設 消毒用アルコール一斗缶6缶、スプレーボトル6本、消毒用折畳式足踏み噴霧スタンド6台	大淵第一小学校、大淵第二小学校、大淵中学校の児童生徒の健康維持のため	令和2年9月16日

	寄贈者	寄贈の目的	受領年月日
	寄付金額・寄贈物品等		
85	(匿名)	コロナ禍の中で富士南中学校の生徒が心身ともに健やかに成長できるように	令和2年10月13日
	非接触体温計11個、手指消毒用アルコールボトル25本		
86	株式会社小林製作所	富士第二小学校の教育活動に役立ててほしい(超音波加湿器)	令和2年10月29日
	200,000円		
87	興亜工業株式会社	新型コロナウイルス感染症により中止した興亜祭の代替として(吉永第一小学校、吉原第三中学校、吉原東中学校)	令和2年11月11日
	エアコン、業務用掃除機(吉永第一小学校)、業務用ヒーター、ミラーシート(吉原第三中学校)、ホワイトボード、アンプ、ワイヤレスチューナーユニット、合成スポンジマット(吉原東中学校)		
88	株式会社三和工務店	伝法小学校の児童・教員及び学校関係者が安心して学校生活を送ることができるようにするため	令和2年12月16日
	光触媒吹付け「イオニアミストPRO」		
89	株式会社三和工務店、Salute.Lab株式会社、一般社団法人global construction union	伝法小学校、吉原第一中学校、岳陽中学校の児童・生徒・教員及び学校関係者が安心して学	令和2年12月22日
	カード型空気清浄器「イオニアカードPLUS」(伝法小学校、吉原第一中学校、岳陽中学校に各50枚)		
90	大淵地区まちづくり協議会	大淵第一小学校の児童の健康維持のため	令和3年2月5日
	ポンプ式消毒用アルコール液(800ml)66本		
91	(匿名)	富士南中学校生徒の感染症対策のため	令和3年4月2日
	消毒用アルコール自動噴霧器(体温計付)1台、清掃用具(箒3本、モップ型箒3本、ちり取り3個)		
92	株式会社 緑宝園	青葉台小学校の教育環境の向上を図るため	令和3年4月30日
	ワンタッチテント1式、透明ボード2枚		
93	三公工業株式会社	青葉台小学校の児童がコロナ禍でも充実した学習ができるよう	令和3年5月17日
	電動空気入れ1台、音楽学習用ミニキーボード15台		
94	法蔵寺	広見小学校の児童の新型コロナウイルス感染予防のため	令和3年7月5日
	アルコール 40kg		
95	法蔵寺	大淵第一小学校の児童の健康維持のため	令和3年7月6日
	アルコール 500ml 96本		
96	法蔵寺	大淵中学校生徒の健康維持のため	令和3年7月6日
	アルコール 500ml 60本		
97	株式会社 緑宝園	青葉台小学校の児童の感染症対策として登校後、体温測定や消毒を自動で行うため	令和3年9月16日
	非接触型検温消毒ディスペンサー19台		
98	株式会社東亜ビルサービス	教室内の換気は欠かせない状況にあり、子どもたちが衛生的な環境で学び合えるように	令和3年9月24日
	送風機50台(各小中学校)		
99	(匿名)	丘小学校の児童の安全と健康を願って	令和3年10月11日
	マスク 2,500枚、アルコール消毒液 36ℓ		
100	株式会社小林製作所	富士第二小学校の教育振興に役立ててほしい(サーマルカメラ)	令和3年12月24日
	200,000円		
101	穆清辰巳会	会員の高齢化やコロナ禍による活動自粛により解散することとなったため、母校(吉永第一小学校)の教育振興資金として(校旗・楽器)	令和4年5月24日
	128,000円		

	寄贈者	寄贈の目的	受領年月日
	寄付金額・寄贈物品等		
102	株式会社小林製作所 サーキュレーター扇風機10台、プロジェクター2台、コードリール2台	富士第二小学校の教育環境の向上のため	令和4年7月22日
103	合資会社近藤薬局 消毒液及び容器各300個	岳陽中学校の生徒や教職員に安全・安心に学校生活を送ってもらうため	令和5年3月1日
104	一般社団法人 富士青年会議所 消毒用アルコールジェル 500ml×120本	市内小中学校での新型コロナウイルス感染防止のため	令和2年5月22日
105	富士家系 直売家 富士総本店 マスク 2万枚	市内小中学校での新型コロナウイルス感染防止のため	令和2年6月4日
106	小川 大貴 Jリーグジュビロ磐田所属 次亜塩素酸20リットル入り43箱	児童生徒の新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため	令和2年6月5日
107	春日製紙工業株式会社 図書カード100枚 (1枚5,000円)	コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、外出しにくい現状があるなか、子どもたちの読書に親しむきっかけとしていただきたいため	令和2年8月5日
108	タクシー支援サービス株式会社 非接触型体温自動測定器「dot° Cube」 44台	市内小中学校での新型コロナウイルス感染防止のため	令和3年1月5日
109	株式会社 MID 優茶スティック (5ml) 19,700本	児童生徒の新型コロナウイルス対策、予防として	令和3年2月8日
110	株式会社イーグステクノロジーズ 多機能型温感モニター 5台	新型コロナウイルス感染拡大防止のため	令和3年5月14日
111	イーグステクノロジー 自動検温センサー (アンサンングシールド)	教育施設における感染症拡大予防対策のため	令和3年5月14日
112	松尾啓子様 富士山型の手作りフェイスシールド	コロナ禍の中、防護のみを目的とした一般的なものではなく、「温かさ」と「強さ」をコンセプトに、日本、静岡県、富士市を象徴する富士山をモチーフにしたフェイスシールドを寄贈	令和2年6月
113	博物館協議会委員 小澤緑様 かぐや姫柄の手作りマスク	博物館の講座や展示解説時、職員に活用してもらうため	令和2年5月
114	個人 (広瀬すず様) 手指消毒用ジェル1箱 (12本)	学校の感染予防として	令和2年6月
115	個人 (渡邊基雄様) ダンボールパーティー100組	学校活動における感染防止として	令和2年6月
116	興亜工業(株) 学校ホームページ制作費用	興亜祭中止による地区内教育施設への寄付	令和2年12月
117	㈱三和工務店、Salute.Lab(株)、 (一社)global construction union カード型空気清浄機「イオニアカードPLUS」 50枚	生徒・教員及び学校関係者が安心して学校生活を送れるように	令和3年1月
118	㈱大村総業 飛沫防止パネル	学校活動における感染防止として	令和3年